

会 議 録

第 1 日

(平成5年9月7日)

○議事日程第1号

平成5年9月7日(火) 午前10時開会

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第73号ないし議案第95号 ..... 説明

議案第73号 平成4年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

議案第74号 平成4年度四日市市水道事業決算認定について

議案第75号 平成5年度四日市市一般会計補正予算(第1号)

議案第76号 平成5年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第1号)

議案第77号 平成5年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第78号 平成5年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第1号)

議案第79号 平成5年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

議案第80号 平成5年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)

議案第81号 平成5年度四日市市公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)

議案第82号 平成5年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議案第83号 四日市市税条例の一部改正について

議案第84号 市道路線の廃止について

議案第85号 市道路線の認定について

議案第86号 工事請負契約の締結について

- 議案第87号 工事請負契約の締結について  
 -北大谷斎場敷地造成工事(第3期工事)-  
 -再開発住宅建設工事-
- 議案第88号 工事請負契約の締結について  
 -三滝橋橋渠整備工事-
- 議案第89号 工事請負契約の締結について  
 -北部雨水(汚水)4号幹線管渠布設工事  
 (二次覆工)-
- 議案第90号 工事請負契約の締結について  
 -常磐西小学校増築工事(建築工事)-
- 議案第91号 工事請負契約の締結について  
 -中央緑地第2体育館建設工事(建築工事)-
- 議案第92号 工事請負契約の締結について  
 -中央緑地第2体育館建設工事(建築機械設備)-
- 議案第93号 工事請負契約の締結について  
 -霞ヶ浦野球場内野スタンド設置工事(建築工事)-
- 議案第94号 動産の取得について  
 -普通消防ポンプ自動車-
- 議案第95号 動産の取得について  
 -パーソナルコンピューター-

第4 発議案の撤回について ..... 説明・質疑  
 討論・採決

○出席議員(40名)

青山 弘 忠  
 小井 道 夫  
 石川 勝 彦

市川 悦 子  
 市川 正 徳  
 伊藤 正 数  
 伊藤 雅 敏  
 伊藤 正 巳  
 宇野 長 好  
 大島 武 雄  
 大谷 茂 生  
 小川 政 人  
 川村 幸 善  
 喜多野 等  
 久保 博 正  
 桑原 勇  
 小林 博 次  
 坂口 正 次  
 佐藤 晃 久  
 佐野 光 信  
 瀬川 憲 生  
 田中 武  
 田中 俊 行  
 谷口 廣 睦  
 土井 数 馬  
 豊田 忠 正  
 中森 慎 二  
 野崎 洋  
 橋本 茂  
 橋本 増 蔵

長谷川 昭雄  
日置記 平治  
藤井浩 治  
古市元 一  
堀内弘 士  
益田 力子  
水野和 子  
水野幹 郎  
毛利道 哉  
森 真寿朗

○欠席議員 (1名)

野呂平 和

○出席議事説明者

市長	加藤寛 嗣
助役	加藤宣 雄
助役	奥山武 助
収入役	毛利道 男
調整監	石川徹 夫
市長公室長	鈴木一 美
計画推進部長	川畑義 之
総務部長	鷓飼 滋
財政部長	佐々木 龍夫
市民部長	小畑廣 次
保健福祉部長	服部美 次
商工部長	米津正 夫
農林水産部長	鎌田 悟

環境部長	須原賢 治
都市計画部長	大橋 実
建設部長	西田喜 大
下水道部長	岡田幹 夫
消防長	島村 隆
消防次長	谷口淳 一
病院事務長	光本博 之
水道事業管理者	栗本春 樹
水道局次長	別所弘 和

教育長	丹羽 武
教育次長	佐野孝 男

代表監査委員 樋尾 裕

○出席事務局職員

事務局長	長谷川 昭彦
参事兼議事課長	伊藤千 秋
議事課長補佐	玉田耕 士
議事係長	井上紀 久夫
主事	濱田信 二
主事	芝田敏 樹

午前10時1分開会

○議長 (川村幸善君) おはようございます。

ただいまから平成5年9月四日市市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は40名であります。

今定例会の議事説明者は、市長初め25名であります。

○議長（川村幸善君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました議事日程第1号により取り進めますので、よろしくお願いいたします。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（川村幸善君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員に、野崎 洋君及び日置記平君を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（川村幸善君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から9月28日までの22日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸善君） ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から9月28日までの22日間と決定いたしました。

#### 日程第3 議案第73号 平成4年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてないし議案第95号 動産の取得について

○議長（川村幸善君） 日程第3、議案第73号平成4年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてないし議案第95号動産の取得についての23件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

議案第73号は、平成4年度市立四日市病院事業決算認定についてであります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は117億8,974万2,092円、収益的支出の決算額は118億6,682万710円となりました。資本的収入の決算額は8億1,503万1,293円、資本的支出の決算額は11億2,179万6,016円となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億676万4,723円につきましては、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんいたしました。

損益計算書につきましては、収益117億8,125万7,171円、費用118億5,874万4,381円となり、差し引き7,748万7,210円の当年度純損失を生じました。

剰余金計算書の欠損金につきましては、繰越欠損金年度末残高2億7,148万8,756円に当年度純損失7,748万7,210円を加えた結果、当年度未処理欠損金は3億4,897万5,966円となりました。

また、資本剰余金は、前年度末残高7億3,355万9,244円、当年度発生額3,133万5,389円、翌年度繰越資本剰余金7億6,489万4,633円となりました。

欠損金処理計算書につきましては、当年度未処理欠損金3億4,897万5,966円を翌年度へ繰り越すものであります。

貸借対照表におきましては、資産総額133億2,195万843円、負債総額17億2,589万5,352円、資本総額115億9,605万5,491円となりました。

以上が病院事業決算の概要であります。

公的医療機関として常に市民の福祉の増進を図るとともに、公営企業としての効率性を高めるよう努力してまいりましたが、当年度の収益的収支は総費用が総収益を上回ったため純損失を生じました。今後も医療の高度化、医療需要の多様化等に適切に対応するため、高度医療機器の導入、施

設の整備並びに医療スタッフの充実等により、一層経費の増高が考えられ、病院経営を取り巻く環境は依然として厳しいものがあります。

こうした状況のもと、引き続き経営の健全化に向け企業努力を行い、経営基盤の確立に努めるとともに、地域住民の健康を守る中核病院としての機能を十分発揮できるよう一層の努力を傾注していく所存であります。

議案第74号は、平成4年度四日市市水道事業決算認定についてであります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は67億2,955万6,560円、収益的支出の決算額は68億7,170万2,447円となりました。資本的収入の決算額は13億8,167万6,940円、資本的支出の決算額は25億629万3,314円となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額11億2,461万6,374円は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんいたしました。

損益計算書につきましては、収益65億5,078万6,459円、費用67億4,763万9,633円となり、差し引き1億9,685万3,174円の当年度純損失を生じました。

剰余金計算書の利益剰余金につきましては、当年度純損失1億9,685万3,174円を繰越利益剰余金年度末残高3億3,609万7,126円で補てんいたしました結果、当年度末処分利益剰余金は1億3,924万3,952円となりました。

また、資本剰余金は、前年度末残高50億4,648万4,074円、当年度発生高2億7,570万2,974円、当年度処分額27万5,398円で、翌年度繰越資本剰余金は53億2,191万1,650円となりました。

剰余金処分計算書につきましては、当年度末処分利益剰余金1億3,924万3,952円を翌年度へ繰り越すものであります。

貸借対照表におきましては、資産総額264億9,403万3,746円、負債総額16億2,415万2,320円、資本総額248億6,988万1,426円となりました。

以上が水道事業の決算概要であります。

水道事業経営につきましては、その効率化を図りながら、安定給水の確保、サービスの充実等円滑な事業運営に向けて努力してまいりましたが、事業収益の大宗を占める水道料金収入において大口利用者の水需要が景気の低迷等により落ち込み、全体として微増にとどまったことや、費用面において義務的経費の増高などにより、総需要が総収益を上回り、当年度純損失を生じました。

今後の財政状況につきましては、今年度が現行財政計画の最終年度となりますが、平成6年度以降の財政見通しは、経費の増高や消費税の未転嫁による影響、第4期拡張事業の積極的な推進、国が策定した「ふれっしゅ水道10か年計画」に掲げる施設整備の促進など、長期的展望に立った事業を行う必要があります。水道事業を取り巻く環境は依然として厳しいものがあります。

こうした状況のもと、経営の健全化に向けて企業努力を行い、経営基盤の確立に努めるとともに、安全でおいしい水を安定的に供給する水道事業の使命を果たすために、なお一層の努力を傾注してまいり所存であります。

議案第75号は、本市一般会計補正予算第1号案であります。

今回の補正の主な内容は、景気対策として決定された新総合経済対策に基づく公共投資等の拡大、中小企業対策等の追加補正、国・県より補助相当のあった公共事業費、急施を要する単独事業費のほか、去る7月の集中豪雨により被災した公共土木施設等に係る災害復旧事業費等でありまして、歳入歳出予算のほか、これに関連する債務負担行為及び地方債の補正であります。歳入歳出予算の追加額は41億756万1,000円で、補正後の予算額は902億986万1,000円と相なるのであります。

以下、各款にわたり補正の主な内容についてご説明申し上げます。

第2款総務費は、国連地域開発事業費のほか、交通安全施設等整備事業費の追加計上であります。

第3款民生費は、老人保健医療特別会計への支払基金交付金返還金に伴

う繰出金の追加計上であります。

第6款農林水産業費は、県より補助割当のあった地域特産物新需要産地形成事業費補助金の計上及び農地防災事業費の追加計上のほか、単独の土地改良事業費、水産施設整備事業費補助金の追加計上であります。

第7款商工費は、中小企業者の資金調達の円滑化を図るための中小企業振興資金貸付金の追加計上及び円高対策に係る緊急経営支援資金を借り受けた中小企業者に対する円高対策資金保証料補給金の計上であります。

第8款土木費は、新総合経済対策として措置される補助事業費のほか、国庫補助内示に合わせた道路、橋梁、河川、街路、都市下水路、公園事業費、単独事業費として道路、河川、街路、都市下水路、公園事業費並びに狹隘道路対策費の追加計上及び株式会社ディア四日市への出資金の計上であります。

第9款消防費は、末永・本郷土地区画整理事業に伴う水防倉庫設置費の計上であります。

第10款教育費は、大池中学校の大規模改造費のほか、来年度改築等を予定しております小中学校の調査設計費の計上及びプール改修等の施設整備費の追加計上であります。

第11款災害復旧費は、7月の集中豪雨による土木施設に係る災害復旧費の計上であります。

以上、概要をご説明いたしました。歳入につきましては、歳出各科目に対する特定財源を充当するとともに、一般財源として市税を計上して収支の均衡を図ったのであります。

議案第76号から議案第82号までは、各特別会計の補正予算案であります。

競輪事業特別会計は、報道関係者室、来賓室新築事業費を予備費との組み替えにより計上しております。

国民健康保険特別会計は、4年度に交付を受けた療養給付費交付金等が医療費等に対する所要額を上回っていたため返還するものであり、歳入に

つきましては、繰越金を追加計上いたしました。

公共水道特別会計は、新総合経済対策として措置される補助事業費のほか、国庫補助内示に合わせた管渠布設費及びポンプ場築造費を追加計上し、単独事業費として各処理区の面的整備を図るための管渠布設費及び管渠維持管理費の追加計上を行いました。歳入につきましては、歳出に関連する特定財源のほか、一般会計繰入金、繰越金を追加計上いたしました。

土地区画整理事業特別会計は、国庫補助割当のあった末永・本郷土地区画整理事業費の追加と、宅地化農地の整備事業調査委託費及び東橋北住環境整備費返還金の計上を行いました。歳入につきましては、歳出に関連する特定財源のほか、一般会計繰入金を追加計上いたしました。

老人保健医療特別会計は、4年度に交付を受けた支払基金交付金が医療費に対する所要額を上回っていたため返還するものであり、歳入につきましては、一般会計繰入金、繰越金を追加計上いたしました。

公共用地取得事業特別会計は、千歳町小生線街路用地取得費に係る償還利子の計上であり、歳入につきましては、一般会計繰入金を追加計上いたしました。

農業集落排水事業特別会計は、補助割当及び単独事業費として排水施設整備費を追加計上しており、歳入につきましては、歳出に関連する特定財源のほか、繰越金を追加計上いたしております。

続きまして、条例その他の議案についてご説明申し上げます。

議案第83号四日市市税条例の一部改正につきましては、地方税法が本年3月に改正され、平成6年度の固定資産税の評価替えに伴う税負担の調整措置等が講ぜられたことにより、関係規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第84号及び議案第85号は、道路法に基づく市道路線の廃止及び認定案でありまして、四日市食品加工団地の開発に伴い、河原田46号線等6路線を廃止するとともに、同工業団地に設けられた貝塚14号線等19路線を市

道として認定しようとするもので、所在はそれぞれお手元の図に示すとおりであります。

議案第86号から議案第93号までは、いずれも工事請負契約締結議案でありまして、北大谷斎場敷地造成工事、再開発住宅建設工事、三滝橋橋梁整備工事等8件についてそれぞれ請負契約を締結しようとするものであります。

議案第94号は、南消防署に配備いたします普通消防ポンプ自動車を金額2,432万370円でもって取得しようとするものであります。

議案第95号は、笹川中学校外5校に配備いたしますパーソナルコンピュータを金額3,471万1,000円でもって取得しようとするものであります。

以上が各議案の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき、議決、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村幸善君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

議事日程に従い、本件に関する審議は留保いたします。

#### 日程第4 発議案の撤回について

○議長（川村幸善君） 日程第4、発議案の撤回についてを議題といたします。

発議第6号小選挙区制の導入に反対する意見書の提出について、撤回理由の説明を求めます。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 日本共産党を代表いたしまして、去る6月定例議会におきまして議員発議として提出し、継続となりました発議第6号小選挙区制の導入に反対する意見書の撤回理由の説明を申し上げます。

6月定例議会では、私ども日本共産党市議団が発議いたしました小選挙区制の導入に反対する意見書は継続審査となり、今9月定例議会でも引き続き審議をいただく予定でしたが、以下に述べます二つの理由から撤回をするものであります。

一つの理由は、6月定例議会中の6月18日に、国民の小選挙区制反対の世論と佐川急便事件を初めとした金権腐敗政治一掃の世論の前に、自民党の内部分裂もあり、内閣不信任案が成立し、衆議院の解散総選挙となりました。衆議院の選挙後の政党の状況は、自民党が過半数を割り、新生党から社会党までの8党派が連立政権を組織、細川内閣が誕生いたしました。

選挙中、選挙後においても、国民の圧倒的多数の世論は、選挙制度の改革よりも金権腐敗政治の一掃のために、企業献金や団体献金の禁止を望んでいることが各種のアンケートによっても明らかになっています。

しかし、発足した細川内閣は、所信表明の中でも圧倒的多数の国民の願いである佐川急便事件を初めとした金権腐敗政治の一掃について触れることなく、最優先課題として衆議院の選挙制度の改革を掲げ、小選挙区で250議席、比例代表で250議席の小選挙区比例代表並立制を今年じゅうに実現させることに政治生命をかけるなど、並み並みならない決意を表明しています。

また、政党助成法により、国民1人当たり500円、総額で600億円からの国民の税金を、憲法第19条の思想、信条の自由や第21条の集会、結社、言論、出版、表現の自由にも違反して、政党に公費助成を行おうとしています。

一方、野党となった自民党も、小選挙区制比例代表並立制を掲げ、小選挙区で300議席、比例代表で171議席を決め、政党への公費助成は、国民1人当たり250円、総額で300億円に決めたようであります。

このように6月当時では具体化されていなかったものが明らかにされてくると同時に、選挙後の与野党の関係にも変化が生じ、私どもが提出した

意見書の基本的な点では変わりありませんが、内容的には不十分になってきました。

二つには、昨日、四日市革新懇話会から、小選挙区制の導入に反対する意見書提出を求める請願書が提出されました。この中で審議をお願いをするということで、私どもの発議を撤回するものであります。

なお、四日市革新懇話会から提出されました請願書が採択されるよう、私どもは全力を挙げるものであります。

○議長（川村幸善君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸善君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を起立により採決いたします。本件は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村幸善君） 起立多数であります。よって、本件は承認されました。

---

○議長（川村幸善君） この際報告いたします。

専決処分報告及び監査結果報告が参っております。既にお手元に送付いたしておりますので、ご了承願います。

---

○議長（川村幸善君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、9月13日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午前10時28分散会

## 会 議 録

第 2 日

(平成5年9月13日)

○議 事 日 程 第2号

平成5年9月13日(月) 午前10時開議

第1 一般質問

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員(40名)

青 山 弘 忠  
小 井 道 夫  
石 川 勝 彦  
市 川 悦 子  
市 川 正 徳  
伊 藤 正 数  
伊 藤 雅 敏  
伊 藤 正 巳  
宇 野 長 好  
大 島 武 雄  
大 谷 茂 生  
小 川 政 人  
川 村 幸 善  
喜多野 等  
久 保 博 正  
桑 原 勇  
小 林 博 次  
坂 口 正 次  
佐 藤 晃 久

佐野光信  
 瀨川憲生  
 田中武  
 田中俊行  
 谷口廣睦  
 土井數馬  
 豊田忠正  
 中森慎二  
 野崎洋  
 橋本茂  
 橋本増蔵  
 長谷川昭雄  
 日置記平  
 藤井浩治  
 古市元一  
 堀内弘士  
 益田力子  
 水野和子  
 水野幹郎  
 毛利道哉  
 森真寿朗

○欠席議員 (1名)

野呂平和

○出席議事説明者

市 長 加藤寛嗣  
 助 役 加藤宣雄

助 役 奥山武助  
 収 入 役 毛利道男  
 調 整 監 石川徹夫  
 市長公室長 鈴木美之  
 計画推進部長 川畑義滋  
 総務部長 鶴飼龍夫  
 財政部長 佐々木廣次  
 市民部長 小畑美次  
 保健福祉部長 服部正夫  
 商工部長 米津悟  
 農林水産部長 鎌田賢治  
 環境部長 須原実  
 都市計画部長 大橋喜大  
 建設部長 西田幹夫  
 下水道部長 岡田淳一  
 消 防 長 島村博樹  
 消 防 次 長 谷口本春  
 病院事務長 栗本弘和  
 水道事業管理者 別所  
 水道局次長

教 育 長 丹羽武  
 教 育 次 長 佐野孝男

代表監査委員 樋尾裕

○出席事務局職員

事務局長	長谷川 昭彦
参事兼議事課長	伊藤 千秋
議事課長補佐	玉田 耕士
議事係長	井上 紀久夫
主 事	濱田 信二
主 事	芝田 敏樹

午前10時1分開議

○議長（川村幸善君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は38名であります。

本日の議事は、一般質問であります。

#### 日程第1 一般質問

○議長（川村幸善君） 日程第1、これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

水野幹郎君。

〔水野幹郎君登壇〕

○水野幹郎君 おはようございます。

議員生活14年目で初めてのトップバッターでございます。いささか緊張しておりますし、1年ぶりの質問になろうかと思えます。少しかた苦しくなる点があるかと思えますが、ご理解をいただきたいと思えます。今年は大変な冷夏で、実りなき秋と言われております。ぜひ、今9月議会は、実りの多い議会になることを、心から念じながら質問をさせていただきます。

冒頭、変革新時代を迎えて当市の対応についてをお尋ねいたします。

今、1党支配の構造が完全に崩壊し、総選挙後、細川首相による連立政

権が国民の多くの期待にこたえて誕生したところでございます。細川首相は所信表明の中で、内閣の旗印を責任ある変革、新時代の幕あけを宣言し、政治改革を年内に実現し、政・官・業の癒着体制や族議員政治の打破も全力を挙げ取り組む考え方を示されております。特に、規制緩和、地方分権推進と縦割り行政の弊害是正など、行政改革に本格着手すると打ち出されているところでございます。それを受けて、まさしく地方分権論花盛りの昨今であります。加藤市長にとりましても、まことに力強い限りではないかと思うところであります。方向性としては、地方分権こそ真の地方時代到来と考えますが、地方の分権推進の過程においては市民にも多少の痛みがあるはずであります。大変な難問を乗り越え、実務的要素を一つ一つクリアしていかない限り、地方の時代は到来しないのではないかと思います。

まず、改革すべき課題の第1は、行政の役割分担の見直しであります。直接的に言えば、行政の肥大化、行政需要の拡大に歯どめをかけなければならぬ時代に来ているのではないのでしょうか。

第2には、地方自治体の意識改革であります。みずからの地域の将来はみずからが考え、みずからがつくるという当然の意識を職員のすべてが持つことが重要であろうと思えます。長い間の中央政権は、さまざまな弊害やおもしろい行動様式をつくり上げました。例えば、縦割り行政により、役所の中には、キャビネットを一つ隔てれば別の市と思われるような異文化が存在をしている事実があります。市民の方から見れば、たらい回しの行政もその一つかもしれません。

第3の課題は、規制緩和であります。対民間の規制緩和は数多く論議、検討され、緩和の方向に向かっていますが、同時に、行政機関相互の規制についても分権と同様に検討を要することと思えます。

以上の分権推進のネットワークについて、私なりに考えを述べさせていただきました。真の地方の時代を迎えるに当たって、市長の力強い指導性に期待をするとともに、市職員の厳しい認識と発想の転換を強く求めたい

と思います。市長のご所見をまずもってお伺いいたしたいと思います。

次に、四日市市における文化行政の現状と今後の課題についてをお尋ねいたします。

およそ文化は、人が人として生きることのあかしであり、人間の本来的、根本的な欲求であります。文化を享受し、みずからがその創造に参加し、文化的環境の中で生きる喜びを見い出すことは、古今東西を通じて人間の変わらざる願いではないでしょうか。古来、「小農は雑草をつくり、中農は種をまき、大農は土をつくる」と言われております。本市における文化振興も、雑草をつくる小農、いわゆる文化不毛の四日市と言われる悪評から脱化脱却し、種まきを終え、今、花が咲こうとするところに至っていることは、まことに喜ばしい次第であります。市民待望の博物館も近々オープン、その第一歩を踏み出す運びとなり、また日本固有の文化の集積であります茶室が鶴の森の地に建設されることは、まことに同慶にたえない次第であります。今日までのご努力を多とするところであります。

博物館建設準備のために数々の審議会を終えて、十二分に思案、検討されたことはもちろんであります。はたして四日市における文化財保護、公開、ないしは文化振興の拠点、殿堂として、長年にわたって多数の市民に親しまれ、かつ活用され、常に市民に魅力ある存在として、その殿堂に有形無形の黄金のくさびを打ち込むことができるのでしょうか。その概要を耳にすると、いささか不安があります。「仏つくって魂入れず」の例えのごとく、建物行政に終わる文化行政には市民はそっぽを向き落胆するのみか、鋭い批判の目が向けられることは明らかだと思います。今日の文化は青春文化とまで言われております。それは私たちが好むと好まざるにかかわらず、現代そのものが青春文化の時代になってきております。青春文化とは、青年が持つ価値観体系が社会全体に広がっていきこうとする文化と言ってもよいと考えます。青春文化を軽視した文化は存在しなかったと思います。子供文化、老人文化、大人文化をはるかにしのぐ勢いで伝播し

ていることは、無視できない事実であります。このことを文化行政に反映させていくことが急務であるはずであります。展示基本計画の中において、常設展示テーマを考察するとき、その部分に運営の大部分のエネルギーを注ぐとすれば、市民の希求する青春文化とは随分かけ離れた存在にはしないかと懸念いたします。

旧態依然たる博物館構想が一時的、一元的入館者にとどまってはならないからであります。トークショーあり、文化講演あり、さらには生涯学習と連携された各種のイベントを開催し、もって文化の香り高く、ファッションナブルなものを期待してはいないだろうかと思えます。何ゆえなら文化行政は、文化行政だけが独立して推進されるものではないと思えます。平成4年3月に、本市における生涯学習の推進についてと題し、基本構想に関する提言がなされましたが、その推進体制の整備がどのように具現化されているのであろうか。文化行政の課題は、実はこの辺にあるのではないのでしょうか。

京都・奈良・滋賀・愛知・岐阜等の近県における歴史文化博物館と同一視された博物館とは、おのずから異なったものでなければならぬことも事実であります。何ゆえなら、本市は観光都市ではなく、市民外の入館者を期待することは無理だからであります。したがって、四日市市民の心の糧としての場所であり、都市型博物館の建物にふさわしい、近代性のあるプログラムの設定が不可欠ではないかと思えます。当局の精力的な研さんを心から期待をするものであります。ご所見をお伺いしておきたいと思えます。

次に、社会教育課から文化室に、さらには文化課と発展した陣容、いわば人的内容について若干触れてみたいと思えます。現在、文化課は課長以下8名にて、文化財保護と文化振興を担当、推進しております。はたして他の市に比べていかがなものであろうかと。参考に、桑名市は5名、鈴鹿市は11名、津市は18名、亀山市が7名、松阪市が7名、伊勢市が7名、上

野市が10名等であります。冒頭、私は、大農は土をつくると申しましたが、土とは決して建物行政を進めたり、助成行政をすることではなく、市民との文化の接点を拡大し、市民の胸の奥底に眠っている文化という土を掘り起こす、文化心の誘発作用とでも言ったらよいでしょうか。

先般、中日文化センターの講演数を調べてみました。名古屋では420回余り、四日市では120回余り、民間機関の攻勢は実にエネルギーであります。公的機関の守備範囲がどこまでを限度とするかは、はなはだ難しい問題であります。常識的に考えても文化課の職員の増員は、今日的重要な課題であることに変わりないと思います。本市における生涯学習の推進の基本方針とともに、市民の文化意識の啓発に努め、「一人一文化」を充実推進されるよう期待するものであります。市長並びに教育長のご所見をお伺いをいたします。

次に、高齢化対策であります。

第1は、高齢者の技能を生かせということで、活用センターの設置、このことについてお尋ねをいたします。

今日、高齢化社会の到来に向けて、全国でさまざまな取り組みが進められております。特に、寝たきりや痴呆など、要介護老人の急増に対応するため、各自治体では在宅サービスや老人保健施設、老人ホーム等の充実を図るよう計画が進められておるところでございます。こうした要介護老人を対象として社会サービスの充実は確かに不可欠であります。一方では、65歳以上の約9割がまだまだ元気で社会に貢献したいという意思のあふれる人たちであります。そこで、寝たきりや痴呆にならないためにも、地域で高齢者の社会参加への道を開くことがあわせて重要な施策となると思います。

私は、逗子市のユニークな試みを調査してみました。当初、富野前市長が高齢者の就業促進を目的として、民間の経営感覚を取り入れ、公益事業を主体に事業を進めたいと考えたのが初めて、平成3年8月、逗子市では、

民間と共同出資による株式会社パブリックサービスを設立しました。資本金は1,040万円程度であります。市が株式の過半数を、残りを地元の金融機関、商工会、社会福祉協議会などが出資をいたしております。社員は常勤が2人、それから定時制と申しまして時間制で働く社員が67人です。シルバーとは少し変わった仕事を目的としているようでございます。給料は時給制で、常勤と特定の技術を要する業務以外は、一律時間給で1,000円と決まっております。多い人で月13万円、平均すると月8万から10万円の収入になるということでございます。労働契約は1年ごとでございまして、任期が終わりますと健康診断、身体機能の検査をして、合格すれば次年度も契約するというところでございます。パブリックサービスは、現在は駐輪・駐車場の管理以外に、野外活動センターや図書館ホール、施設開放された学校などの施設管理を主な業務としております。健康の心配がある反面、高齢者が働く場合、収入より生きがいや健康のためというケースが多く、その雇用方法によっては、通常の民間企業に比べて安い労働力という競争力を持っているわけでありまして、パブリックサービスの提出する見積もりを見ますと、ほかの民間企業の平均6割だそうでございます。人件費が安いというのが最大のメリットのようでございます。幸い今年度の予算の中で、概算要求の中で労働省は、8月27日にホワイトカラーの高齢者のキャリアや技術を生かした就業機会を提供する高年齢者キャリア活用センターの新設、働きがいとゆとりと安心のある社会の実現などを盛り込んでおります。当四日市を見ますと、日本でも有数の工業都市でありまして、技術レベルの高い各種の資格を持った労働者がたくさんおみえになります。人材が大変豊富であります。さらにこの5年間でコンビナートができて30年ほどたつわけでありまして、5年間で相当の多くの方が定年を迎えるわけでありまして、これらの技術をぜひ生かすべきではないかと思っております。

もう一つは施設管理費でございますが、平成4年四日市市の概算でござ

います。普通会計で2億4,600万円、病院会計で1億2,700万円、水道で1,100万円、競輪で6,600万円、合計約4億5,000万円程度が仕事量としてあるわけであります。今後の問題を考えてみますと、公益事業はますます拡大をしていくだろう。そんな中で四日市も問題になっております焼却場の建設でございますが、これも発電所を設置するとなると多くの技術者を確保しなければなりません。さらには、ICETTが今、教育にとどまっておりますが、将来、技術移転ともなりますと、こういう人たちの設計上の多くの意見を聞き、あるいはまた力を借りなければならないような状態であろうかと思えます。人材はそろった、仕事量はある、将来にも対応できる、そうして生きがいを求められる、こんなことから当四日市市としても、一日も早く同センターの設置をすべきだと考えますが、いかがでございますでしょうか、ご意見を伺いたいと思えます。

次に、高齢者対策の2といたしまして、「急げ、住宅環境整備」ということでございます。公明党の大島議員も前回詳しくお話をされましたので、少し角度を変えてご質問をしたいと思えます。

神戸大学の早川和男教授の調査によりますと、老人ホームの入居者の約7割が「家に帰りたい、帰れない」と思っていることがわかり、家に帰れない理由としては、家庭事情が最も多く41%、単身が30%、身体障害者が29%、住宅事情が25%と続いております。興味深いことは、身体障害者と住宅事情という住宅環境の理由が54%も占めていることであります。具体的な問題として、自宅では車いすが使えない、家が狭い、浴室やトイレが使えないといった住宅の構造的な問題が多く、日本の住宅環境改善の急務を物語っていると思えます。高齢者の多くは、住みなれた家庭やまちで過ごしたいと考えております。しかし、それは簡単なことではなく、戦後これまでの日本の住宅政策は、ただ家を建てればよいといった発想で行われてまいりました。そのために現在も住宅は、環境や福祉の重要な柱とはなっていないのであります。

日本の高齢化社会は、まさしく待ったなしでございます。高齢化社会を射程距離に入れた住宅政策の大きな枠組みの見直しは、四日市にとりましても急務の課題ではないかと思えます。そこで、住宅に関する生活コーディネーターの養成も急務であろうかと思えます。医師や保健婦、理学・作業療法士や建築関係者など関係する業種は多く、それを全体的に把握する人材を早急に育てなければならないと思えます。環境や福祉は、まず住宅問題から取り組むべきだと私は申し上げたいわけであります。それにはまず財政上の問題がございます。市がいかに関与するか、援助をするかということになるかと思えます。高齢化問題は、保健福祉部だけの問題では全く解決できないということで、市も昨年より努力をいただいておりますが、一向に福祉計画が我々の前に示されてこない。第6次の基本計画が来年度から実施されるわけでありますので、予算を組む上でももうこの10月ごろまでには我々が目にすべきだと思いますが、一向にはかどらない。ぜひひとつ全庁的に取り組んで、汗をかいて、知恵を絞り、そして早急にこのことに取り組んでいただきたいと強くお願いを申し上げます、ご所見をお伺いしたいと思えます。

次に、近づくごみ処理の限界についてであります。

今や、大都市圏内だけではなく、日本全国でごみ問題は深刻であります。今のままの生活を優先させるのか、それともごみを全く出さない生活にするのか、決して極論を言ってるつもりはありません。ごみを大量に出す豊かな生活を楽しむ一方で、自分の身近な場所には焼却場はつくらせない、埋立地はつくらせないと多くの人たちは考えております。では、どうすればいいのでしょうか。ごみを出して生活をしているすべての人は、自分の出したごみの処理に責任を持たなくてはならないはずであります。私たちは、一体いつまでごみに対して無関心で続けられるのでしょうか。その限界は既に近づいていると思えます。

そこで、国のごみに関する担当部署、厚生省の環境整備課に聞いたとこ

ろ、通常のごみ収集の有料化については、平成4年10月現在で1,134市町村、実に市町村の35%が有料化をしております。前年より今年もまた増加をしている傾向であります。きのうの新聞によりますと、桑名市も有料に踏み切る準備をしているようでございます。以上の観点から、ごみに対する住民の問題意識を高めるため教育を徹底し、ある程度の有料化をすることもやむを得ないではないかと思いますが、いかがでございましょうか。

あわせて、各地の屋外に設置されている自動販売機も、空き缶防止対策の一環として、あるいはまた電気エネルギーの節約のためにも、何らかの規制を市自体もすべきではないかと思いますが、お伺いをいたしておきたいと思ひます。

最後になりましたが、水道事業の財政についてであります。

長引く景気の低迷と39年ぶりという冷夏により水道事業にも多大の影響を及ぼしていると思ひますが、財政状況の見通しについてお伺いをいたします。

特に、本年度は現行の財政計画についての最終年度でもあり、水道料金の改定の時期を迎えたと思ひます。改定に当たりまして、次の点につき考慮していただきたいとお願いを申し上げる次第であります。

その1番は、給水需要に対応した的確な水源の確保と地震対策であります。

次は、水道事業の徹底したオートメーション化とOA化の推進であります。

次は、安全でおいしい水の確保、より上質化を求め上質飲料水製造システムの開発が進むなど、日進月歩する科学技術とシステム化採用のために調査、研究のさらなる推進をお願いしたいと思います。

次は、一般家庭の口径別料金、多く使用するほど料金が高い、こういう仕組みでございまして、これも県内では四日市がトップを切っております。これらの体系についての見直しをお願いしたいと思います。

次に、今や直間比率の是正が叫ばれている昨今、いつまでも消費税を転嫁しないのはいかかなものでしょうか。

以上の観点から、次期財政計画は21世紀を展望し、より積極的な計画であることを期待し、質問を終わります。

○議長（川村幸善君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第1点について私からお答えを申し上げます。

新内閣の重点とされております事項は、先ほどご指摘のありましたように、政治改革がまず一番大事だということで、これを進めようとしておりますし、さらに規制緩和ということは、経済の各面にわたっての規制緩和ということだろうというふうに理解をいたしておりますが、同時に地方分権というものもしっかり行政改革の中で取り上げていこうということであるようでございまして、その理念として、首相は、質実国家をつくらせようという理念が背景に立っておられるようでございます。これは私は、バブル経済当時、日本の各分野にわたりまして、言葉はちょっと悪いんですが、物質最重点、あるいは金権主義というようなものが横行しておったことに対する一つの方向転換をする必要があって、その方向を私は、心豊かな国民性を培う、あるいは世界から信頼される国家をつくらせようという方向づけをされているのではないかとこのように感ずるわけであります。

現実の政策を見ても、今日の段階ではまだ私は、新政権の性格らしいものというのは、概算要求の段階でございまして、余り明確ではありませんが、多少規制緩和の点について打ち出されているようでございまして、また予算の方向といたしまして、やはりそういった点で若干の見直しがあるというふうに感じておるところでございまして、そう大きな変革はないというふうに思っておりますが、私どもは、今後こういったような方向は十分見定めた上で、それなりの対処をしていく必要があるだろうという

ふうに考えておるところでございます。もちろん我々が行政を運営していく上におきましては、市民の方々のご意見というものを十分に受けて、それを政策の上で反映をさせるよう努めてまいらねばならないというふうに思っておるところでございます。

特に、地方分権ということが強く、今日、政府にあっても打ち出されております。それは市民の立場、あるいは一般消費者の立場に立って、地方みずから新たな発想を立てていくということにあるのではないかというふうに考えておりますが、行政体といたしましては、私は、地方分権のあり方が問題ではなからうかというふうに思っておりまして、この点は市長会等を通じまして、住民の立場に立った分権をやっていただくように、強く国なり上級機関に働きかけをやってまいりたいというふうに思っておるところでございます。

ただ、権限の委譲ということだけではなしに、私はそれに見合った適正な財源配分ということが同時に行われなければならないというふうに思っておりますし、さらにそれを実施していく上におきましても、自治体としては行政基盤の強化、あるいは財源の強化ということが必要でございますので、そういった意味合いにおいて、行政自体の体質の合理化というものをより一層進めていく必要があるのではないかと。同時に、行政の役割分担、行政と市民、あるいは行政各担当部局の役割分担、あるいは職員の意識改革というものを図ってまいらねばならないのではないかとこのように思っておりまして、その点については逐次とりかかっているところでございます。

今まで私どもは、とかく国の補助金、あるいは国の施策のメニューというものからの発想に頼っている面が多かったというふうに思うんですが、私は地方自治体の責任が全うできるように、今後も各面にわたって積極的な改革の努力をしてみたいというふうに思っておりますので、どうぞこの上とも議会の皆様方の格段のご支援を賜りますようお願いを申

し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（川村幸善君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） 2番目の文化行政のうち、まず博物館につきましてお答えを申したいと存じます。

間近に開館を控えました当市の博物館でございますが、これは本市を中心とした広域的な文化遺産等を収集、保存いたし、その調査、研究の成果を市民に提供することによって、文化の普及、啓発を図っていくとともに、展示、公開することによって市民文化の創造や国際文化交流に貢献していくことなどが挙げられております。当博物館は、幸いにも駅から5分という距離、あるいは商業地域の中心という立地条件にありまして、加えてプラネタリウムを併設しているなど、ご指摘のとおり、都市型の博物館ということが言えるかと存じます。また、来館者も何度も来ていただけるような、楽しく、また魅力ある内容が要求されてくるものというふうに考えております。したがって、特別展、あるいは企画展におきまして、特別展示室、プラネタリウム室等を十分に活用し、人文、自然系の従来の展示分野だけでなく、美術展、子供向けの科学展、それに関連した講演会、講座、ミニコンサートなど、参加型あるいは体験型の、しかもご指摘のような、若者から高齢者までを視野に含めた多彩な企画をしてみたいというふうに存じております。

また、展示方法も、例えば、ハイビジョンやパソコン等の活用、市民公園を利用した野外展示、あるいは館外展示の一体化といったようなことによりまして、来館者にインパクトを与えた方法を取り入れていきたいと存じております。いずれにいたしましても、当館の運営に当たりましては、自由な発想で幅広い来館者層のニーズにこたえられること、周辺の施設、環境に適合した催し、展示を実施し、来館者に十分楽しんでいただけるおもしろい博物館、いわば知的アミューズメントセンターを目指してまいり

たいと存じておりますので、よろしくご理解を願いたいと思います。

次に、文化行政の中の文化課に関してでございますが、文化に親しみ教養や情操を身につけ、趣味を生かした活動の中で心の充実を得て、生きがいのある生活をおくることは、心の時代と言われる現在におきまして最も大切なことの一つであると言えます。人生に生きがいを見出すことを目標にたゆまぬ自己啓発をすることの中にこそ、心の喜びが得られると考えますが、生涯学習とは、まさにこれらを実現するために行政と市民が協力し合うプロセスであろうかと存じます。ご指摘にもございましたように、建物行政や助成行政でなく、市民の文化接点を拡張せよと言われてきたご発言は、大変に貴重な提言として拝聴させていただきたく存じます。

文化意識の啓発も、やはり市民みずからがより多くの文化活動に参加できるように、その機会と場の提供に努めるべきだというふうに考えております。文化課の人的内容につきましても、今後の各種事業に伴う必要性の把握や、他都市の例も十分に参考にしながら検討してまいりたいと存じます。

また、将来の社会を担う子供や若者への取り組みを初め、各種文化団体活動を推進することへの援助をより強力にすることによりまして、文化のまちづくりに生かしていきたいと存じますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

○議長（川村幸善君） 商工部長。

〔商工部長（米津正夫君）登壇〕

○商工部長（米津正夫君） 3点目の、高齢化対策についての中、高齢者の技能を生かす活用センターの設立につきまして、ご答弁を申し上げます。

人生80年時代の到来を迎え、高齢者の豊かな知識、経験を生かし、65歳まで現役として働けるような環境づくりを進めていくことは、大変重要な政策課題であると考えております。本市といたしましては、65歳までの

継続雇用の機会を確保するために、高齢者を継続雇用する場合の問題点などを検討、分析いたします場として、三重県高齢者雇用推進協議会に参画し、県と協調して事業を進めておるところでございます。そのほか、求職者情報の発行とか、高齢者の職業相談室の設置、さらに中高年齢者の就職プラザ等を開催いたしておるところでございます。そこで、ご指摘をいただきました退職者の技能、技術の再活用につきましては、労働省におきまして、平成6年度概算要求の重点施策の中で、「(仮称) 高齢者キャリア活用センター」の創設を打ち出しておるところでございます。これはホワイトカラー層を中心といたしました高齢者のキャリアや技能を生かすことのできる雇用・就業の機会を提供するためのものございまして、事業主団体を母体とする公益法人を指定し、裁量的な働き方を希望する高齢者の多様なニーズにこたえながら、請負あるいはあっせん等の形態により仕事の提供を行おうとするものでございます。また、対象年齢は、60歳以上、65歳未満としておるところでございます。

一方、労働省におきましては、さらに臨時的かつ短期的な生きがい就労の場でございますシルバー人材センターにつきましても、新たなニーズにこたえるため、事務系職種の就業分野開拓推進事業を実施すべく検討がなされておるところでございます。こうした状況のもとで、高齢者キャリア活用センターの事業は、シルバー人材センターの事業活動とも関係いたしますので、その事業分野を整理していく必要があろうと考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、労働省の重点施策はまだ概算要求の段階でございまして、この実現に向けて国において法的な整備も必要とされており、詳細については不明な点が多く、今後、国の施策の動向を注意深く見きわめながら、十分調査、研究をしてまいる所存でございますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（川村幸善君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） 高齢者対策について、住宅環境整備についてお答え申し上げます。

高齢者の住宅環境整備についてでございますが、高齢化社会の進展に伴って、なるべく長く在宅生活を継続するため、身体状況に応じた住宅改造をしていく必要性、さらに関係職種の対応など、大変貴重なご提言をいただきました。本市におきまして、既に在宅重度身体障害者住宅改造費補助事業を平成2年度に発足させており、これらの利用状況を見ますと、平成2年度から本年8月まで総数33件、うち高齢者は13件でございます。

また、本年度から老人福祉の方でも、手すり、入浴補助用具も日常生活用具給付事業の品目として認められ、本市におきまして本年10月から実施する予定でございます。今後につきましては、これらの利用状況を見ながら、またご提言にもございました趣旨も十分参考にしながら、理学療法士等専門職の確保や、市内の連携方策の研究を進め、第6次の基本計画の中で十分検討をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（川村幸善君） 環境部長。

〔環境部長（須原賢治君）登壇〕

○環境部長（須原賢治君） 4点目のごみ処理問題についてご答弁申し上げます。

ごみに対する住民の問題意識を高めるための方策といたしまして、生活環境フェアでありますとか、親子セミナー、あるいは広報特集号、収集日程表の発行や各地区でのごみ出し説明会などにより、市民の意識高揚のためにあらゆる機会を通じまして繰り返し啓発しておりますが、今後さらに内容の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、ごみの収集の有料化につきましては、先の全国市長会の提言におきましても、ごみの収集の有料化の必要性が述べられておるところでござ

います。このごみの有料化といえますものは、本市にとりましても市民意識の高揚、ごみの減量には効果的な方策であろうというふうに考えております。

現在、有料化を実施しております市町村におきましては、ごみ袋の指定によるものが主流となっております、この意味では本市も既に一部有料化を実施していることとなりますが、さらに本格的な有料化の実施に当たりましては、住民の合意形成が必要不可欠でありますし、有料化の手法でありますとか、あるいはまた不法投棄対策などにも十分な検討が必要であろうというふうに考えております。そこで、本市といたしましては、年内にもごみ有料化検討委員会というものを市内に組織いたしますとともに、さきに設置をいたしました四日市市ごみ減量等推進審議会においても十分ご審議をいただくなど、積極的に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、自動販売機の設置に伴う空き缶対策という観点からお答えをさせていただきたいと思いますが、これらの空き缶対策につきましては、基本的には消費者のモラルの問題であろうというふうに思いますけれども、それだけではもはや効果的な対応が困難であります。したがって、自動販売機の設置者に対しまして、空き缶回収容器の設置でありますとか、あるいは管理の徹底等について積極的に指導してまいりたい、こういうふうに思っております。

また、その他の空き缶対策といたしましては、市民の1日清掃日の活動の輪を広げていくようなことをして啓発してまいりたいというふうに思っておりますし、また、自治会、子供会などが実施しております再生資源集団回収活動をさらに推進いただけるような施策を検討してまいりたいと、こういうふうに思っておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（川村幸善君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（栗本春樹君）登壇〕

○水道事業管理者（栗本春樹君） 5点目の水道事業財政に関連いたしまして数点ご質問をいただきました。お答えをさせていただきます。

まず、財政の見通しについてでございますが、現行の財政計画は、平成2年度から平成5年度までの4カ年を計画期間としておりまして、ご指摘のように本年度が最終年度となっております。したがって、そのため現在、平成6年度以降の財政計画を策定中でございますが、今後の財政見通しといたしましては、これまたご指摘のように景気の低迷による大口利用者の需要減少に加えまして、本年度の異常気象による水需要の落ち込みといった影響がございます。そしてその一方では、引き続き水源の確保、あるいは水道施設の整備拡充など、安全でおいしい水を安定的に供給するという水道事業の使命を果たしていかなければなりません。そのための原資となる資金収支を考えますとき、非常に厳しい状況にあります。したがって、この件につきましては、いずれ議会にお諮りした上で、適正な範囲内で受益者の皆さんにご負担いただかなくてはならないのではないかと、いうふうに考えておるところでございます。

こうした状況の中で、現在は平成元年から平成12年度までの第四次拡張事業計画に基づきまして、将来の水需要にも対処すべく諸事業を推進いたしておるところでございます。特に、ご質問いただきました水源の確保の問題につきましては、極めて重要な問題でございます。平成5年度に16万7,700㎡としております1日の最大給水量を、目標年度でございます平成12年度には19万1,300㎡というふうに想定をいたしまして、これに必要な量を確保するために、先ほども申し上げましたようにいろいろとその手当てをしておるところでございます。

時間がございませんので、必要なところだけ申し上げます。それからもう1点、消費税の問題についてでございますが、この消費税の問題は平成元年3月議会におきまして、条例改正についてご承認をいただいておりますが、未転嫁のまま今日に至っております。その未転嫁に

よる影響額は、平成2年から5年まで約6億8,800万円というふうになるものと試算をいたしておるところでございます。これが水道財政を圧迫する一つの要因ともなっておりますから、こうした状況を平成6年度以降につきまして、引き続き未転嫁ということにつきましても、極めて大きな水道財政の負担ということになるかと思っております。今後は転嫁せざるを得ないというふうに考えておるところでございます。

あといろいろとご指摘をいただきました。ご意見に沿いまして十分対処してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（川村幸善君） 水野幹郎君。

○水野幹郎君 時間もありませんので、簡単に今回の質問は提言にとどめさせていただきますと思いますが、ぜひひとつこの議会でこれが終わったわけではございませんので、今後とも引き続きご検討をいただきたいことを要望しておきたいと思っております。私も次回の質問を、またこれを大きく拡大しながらさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（川村幸善君） 暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前11時3分再開

○議長（川村幸善君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤雅敏君。

〔伊藤雅敏君登壇〕

○伊藤雅敏君 通告に従ってご質問申し上げますが、本当はトップバッターでやりたかったんですけど、私の会派は年寄りした後やということで2番目になってしまいました。

まず1点目ですが、今年度の歳入の見通しとそれに伴う財源の確保、さ

らには来年度予算編成の予測、第6次基本計画への影響についてお尋ねしたいと思います。

まず、今年度の見通しであります。昨今の日本経済は在庫調整など循環的な要因に加えて、バブル崩壊による資産デフレや金融機関が多額の不良債権を抱えたことなど、複合的な要因が影響して景気後退が長引いております。公共投資の効果や在庫調整が一応終了したということで、1～3月期に底入れしたという発表がされましたが、その後も一進一退、回復の様相も見られず、追い打ちをかけるように記録的な長雨、さらには冷夏に見舞われまして、ビールや夏物衣料、あるいは家電を中心に消費はますます落ち込み、百貨店、スーパーの売り上げは下がる一方であります。そのような中で、平成革命とも言える政権交代がなされました。それと相前後するようにスーパー円高の到来で、東洋経済とかダイヤモンドなどの雑誌には、「景気回復見通し立たず、二重底の危機」と大きく取り上げ、産業の空洞化、あるいは雇用調整の進展などによって、大デフレの予感があると警告しております。このところではエコノミストの中には、再び底割れしたと報ずる方もおられますし、先般の月例報告でも、先月はやや足踏みという状態が、そのややをとりまして足踏み状態というようなことの報告がなされております。先般締め切られました国の概算要求も76兆7,400億円、前年比6.1%の低い伸びでありますし、平成4年度決算大法人の申告所得50社を見ましても、リストラの効果で業績を伸ばしたところもありますが、総じてマイナス、3年連続ダウンということで、不況を反映して14.4%の減となっております。また、この円高で93年度の業績見通しを下方修正した企業が実に6割にもなるという深刻な状況にあります。

転じて、当市の中小企業金融資金の借り入れ状況を見ますと、8月だけでも58件、中小企業振興資金、近代化資金、設備資金、これらの借り入れは、総額約60億円にもなっております。このような悪条件の中、今議会の補正で法人市民税3億円、固定資産税9億9,000万円が計上されており、

国庫支出金、市債の補正も加わりまして、一般会計900億円の大台に乗りましたが、見通しとしては明るいのでしょうか。新政権のもとで景気浮揚策として差益還元とか、大幅減税や、あるいは規制緩和ということについていろいろと論議がなされておりますが、これらはいずれも即効性のあるものではなく、当市としての状況をどう把握し予測しているのかをお聞かせいただきたいと思います。

同時に、このような状況の中で来年度の予算編成、あるいは第6次基本計画への取り組みに対する財源の裏づけはどう考えておられるのかもお示し願いたいと思います。

平成5年度、ちょうど半年たった時点でありますけれども、特に今年度は第5次基本計画の最終年度でありますし、さらには第6次基本計画への出発点であるという、そういう重要な年であります。漏れ聞くとところによると、第6次基本計画はまだほとんどできてないとかいうような話も聞きますので、あえてこの時期にお尋ねさせていただきました。

2点目は、私の所属する委員会の内容でありますけれども、市長の公約の中にもありました問題ですので、お許しをいただいて、市長にお尋ねしたいと思います。

サッカー・ラグビー場の建設についてであります。今年5月、鳴物入りでプロサッカーJリーグがスタートいたしました。連日プロ野球をしのごう大変な人気スポーツで、若者を中心に大変な盛り上がりで、デパートのグッズ売り場は子供から大人までいつもにぎわっております。子供たちは、Jリーグマークの入った靴下や、あるいは帽子じゃないとだめだとか、ミサンガやプロミスリングを腕に巻いて小学生が威張っているというのをちょいちょい見かけます。ちなみに、これがプロミスリング、これがミサンガというやつ、これをこう腕に巻いて、きのうは足に巻いている子までおりました。グランパスエイトに入った小倉君をはじめ、四中工出身者があちこちのチームに名を連ねて大変頑張っております。残念ながらこの地

区のグランパスエイトは、リネカーの故障などもあって不調ですけども、各地のゲームでは何万人という観客が集まり、国立競技場などは常に5万人を超える観客で、経済的波及効果も極めて大きいと思います。

ところで、四中工のサッカーですけども、今はもう全国レベル、各県から交歓試合あるいは練習試合という形で頻繁に行われてますけれども、これに刺激されて四日市地区の各高校も非常に高いレベルになっております。しかし、四中工もいきなり強くなってきたわけではありません。私の子供が小学生のころですからもう25年ぐらい前になりますか、当時熱心な指導者がおられて、各小学校にサッカーチームをつくりました。その当時、全国では静岡県の清水市とか、あるいは藤枝市、この辺が非常に強い地域でして、そこの小学生を招待しての交流試合や、あるいは遠征試合、そういうことをしながら底辺の拡大と技術の向上に努力してきた。その積み重ねが今日の四日市のサッカー技術となってきたと思われまます。今も各小学校ごとにチームがあり、元気いっぱい父兄ともども活躍しておられます。このような背景の中で、全国屈指のサッカー王国に育ってきた四日市だけに、全国レベルあるいは国際級の競技場がほしいと願うのは、市民の共通した思いだと思います。市長も3万5,000人ぐらい入る立派な競技場をとおっしゃっておられたんで、大変意を強くしていたんですが、どうも最近トーンダウンして消えていくんじゃないかなという心配がありましたので、改めて取り上げさせていただきます。

そのことも関連して、先日、鈴鹿の県営スポーツガーデンを見てきました。メイン競技場のティクトン芝が非常にきれいに育ってました。オープニングゲームのときと比べて本当によくできておりました。2面あるサブグラウンドでは、4チームぐらいが熱心に練習をしておりました。ときには競技場として使うパーキンググリーンというのがあるんですが、そこには芝の育成に多くの作業員が入っておりました。土地代、造成費等は別にして、工費37億円とか聞いてまいりました。収容人員は、メインスタンド

が3,300人、サイドスタンド、バックスタンドで8,700、合計1万2,000名ということですが、メイン競技場の芝生の立派さはありますけれども、Jリーグのホームグラウンドにはその条件に当てはまらないということでもあります。

先日の新聞では、稲沢市の市長が、旧国鉄の操車場跡地をサッカー場にするんだとか、あるいは郡山市では、「郡山にJリーグホームタウンをつくる会」というようなものを設立されて誘致活動をしているそうです。以前から要望の強かった霞ヶ浦野球場のスタンドの増設とか、中央緑地のサブ体育館の建設がようやく今議会に提出されている現状で、四日市に3万5,000人収容の国際級の競技場をと申しても夢のような話かもしれません。しかし、幸か不幸か、グランパスエイトのホームグラウンド瑞穂競技場は、コンディションの粗悪さがオープニングゲームで非常に話題になりました。ここも先日はティクトン芝に変えて、先日の試合では大変ようになったというふうに報じられておりましたけれども、いずれにしても名古屋から非常に近いこの距離の四日市に立派な競技場をつくって、準フランチャイズグラウンドにでもなれば、技術の向上はもとより、多くの相乗効果が生まれて当市の活性化、あるいは市民の四日市への愛着心を喚起する面からも、大いに必要、いや絶対に必要だと考えます。

さらに、冬のスポーツといえばスキー、スケート、あるいはマラソンなどもありますけれども、何ととっても男性の格闘技と言われるラグビーであります。正月の大学選手権、あるいは社会人大会、そして15日の大学日本一と社会人日本一との日本一決定戦など、テレビにくぎづけとなります。社会人は神戸製鋼を頂点に、東芝府中とかトヨタ、三洋など、非常にすばらしい強豪チームがありますが、全国レベルの競技場ができれば、これらの強豪チームが来四することも実現できるのではないのでしょうか。東芝府中など、特に四日市にも朝日町にも東芝が2工場もあることを考えれば、より実現性のあるものだと考えます。このように全国レベルあるいは国際

級のゲームが誘致できれば、それを目の当たりに観戦することによって、技術の向上はもちろん、当市のイメージアップも図られ、経済的な波及効果にも大きなものがあると思います。市長の英断を期待してご答弁をお願いいたします。

3点目は、地元周辺の問題ということで取り上げました。私は健康保持のため、医者のお勧めもありまして、毎日とはいきませんが、朝あるいは夜、1時間ほど周辺を歩きます。そこで多くの問題を感じますので質問させていただきます。

まず、幹線道路として環状1号線、三滝川左岸道路、四日市土山線バイパスですね、これのその後の進捗状況についてお聞かせいただきたいと思っています。時間の関係で理由は省きますけれども、お尋ねの真意はおわかりいただけたと思います。

次は、北勢バイパスの進捗状況はいかがでしょうか。裁判ざたになっていることは知っておりますけれども、歩いているときに農作業してる方たちとお会いします。その会話の中で、「その後北勢バイパスどうなってるんや」と。「私たちとしては、早く着工してきちっとしてもらわんと、後々の予定が立たんで困っている。したがって、その着工促進の要望書でも出そうかというような話までいろいろと出ているんだぞ」というような話を聞きました。

次に、生活道路です。建設部のキャッチフレーズの中に、「人にやさしい道づくり」というのがあります。私が歩くコースは日によって異なりますけれども、8コースほどに分けて歩いています。その中で、歩道の街路樹が非常に大きくなって、同時に根もしっかり張り出して、歩道のアスファルトを持ち上げてでこぼこになっているところがあります。その横の車道は70mぐらいの間に横断グレーチングが三、四カ所ありまして、車が通るたびに「カチャンカチャン」とすごい音がいたします。これが人にやさしい道なのかなと首をかしげます。

もう1本は、泊船線の中川原交差点のところ。南北の交通が非常に激しくて、千歳町小生線との交差点については、今般の整備の中で一応改修されるというふうに聞いてますが、それをさらに北に向かってまいりますと、湯の山線の踏切を越えて信号のある交差点です。ここにつきましても、右折帯がありませんので大変に混雑いたします。しかも、常磐小学校の通学路になっております。何らかの方法は見い出せないか、お尋ねしたいと思います。

次に、農林水産部関係についてお聞きしたいんですが、川島小学校の下を鹿化川に沿って東にずっと歩いてきます。県営の農地開発事業が大規模に行われております。竹やぶや樹木を除去して山を削り、圃場の造成が今、されておるわけですが、小学校のすぐ東側が調整池になっています。大雨が降りますと、すごい泥水がここに集まってきて鹿化川に流れていく。鹿化川は常に濁った状態です。先日の台風の後も見に行きましたが、真っ黄色な泥水が大変勢よく流れておりました。その100mほど東側に製茶工場があるんですが、その南側の斜面、山を崩してのり面になっているところなんです。ここについては一昨年大雨でのり面が崩れまして、そこに青いビニールシートをかけて、今日に至るもいまだ改修がされてません。大雨のたびにそこから土砂が流れ出まして、道路を横断してその下の田んぼに流れ込む、こんな状態が1年以上も続いているわけですので、早急に関係者と連絡を取って善処をお願いしたいと思います。

この付近の鹿化川の両岸といえますのは、鋼鉄板を打って非常に整備され、さらに両側の堤防に桜の木がきちっと植えてあります。その時期には見事に花を咲かせまして、夜桜見物もできますし、5月、6月、7月にはホタルも飛びかう、夜、歩いて非常に楽しいところでもあります。四、五軒の牛小屋がありますのでおいの方は余りいいとは申せませんが、この酪農家の方々がまた実によく働きます。朝5時半に歩くときには、もう既に牛舎の中で仕事をしてみえますし、夜9時過ぎから歩くときもある

んですが、そのときはまだまだご夫婦でえさをやったりということで、「大変ですね」とお寄りしますと、「いや、何せ生き物だからな」というような返事が返ってまいります。「何か市に対して要望はありますか」という話をいたしますと、「いや、農林水産部の方には非常にお世話になってるんで感謝してるんだ」ということでしたので、お伝えしておきたいと思えます。なお、あえて言うなら、現在は県のヘルパーしかいないということで、しかも値も高いということで、「安いヘルパーを市の方で考えてもらえるありがたいんだが」というようなことでした。一度お考えいただきたいと思えます。

常磐が地元ですけども、川島地区の問題もありましたので、あえて地元周辺と申し上げました。感想めいたこともありますけれども、質問のところについてはお答えをいただきたいと思えます。

以上で一回目の質問を終わります。

○議長（川村幸善君） 財政部長。

〔財政部長（佐々木龍夫君）登壇〕

○財政部長（佐々木龍夫君） 第1点目の財政見通しについてご答弁申し上げます。

我が国経済は、いわゆるバブル経済が崩壊しました後、長期的な不況下でございますが、再三にわたります金融緩和策や、総合経済対策によります公共投資の緊急実施等の効果が、ようやくあらわれ始めているとは言われますものの、昨今の円高の急激な影響によりまして、国内景気は依然として低迷、混迷しております。したがって、企業収益の悪化ですとか、雇用調整を余儀なくされるというような、大変厳しい状況にあるというのが、経済界の一般の状況でございます。このような状況の中で、本年度の本市の税収の見通しでございますが、現段階におきましては、法人市民税の非常な落ち込みがございますが、固定資産税、それから都市計画税の増収によりまして、前年度決算見込額の506億円余というものとほぼ同程度

の見込みがとれるのではないかとこのように考えているところでございますが、ただ、景気の低迷がさらに長引くということになりますと、これをまた下回る、こういう可能性も出てくるのではないかと考えております。

また、当初計上いたしました予算額との比較でございますけれども、それと比較いたしまして市税全体では、17億円程度の余裕を見込んでおるところでございますが、これも今回の補正財源と、それから今後見込まれます追加経費の財源として充当するということになります。これらの余裕財源をもってすべてを賄うということができませんので、昨年度と同様に税収が大幅に落ち込みましたときに発行をいたすことになっております。起債がございまして、減収補てん債といいますが、これの発行に頼らねばならぬだろう、そういうふうに考えておるところでございます。

本市の平成6年度の予算の編成、あるいは第6次の基本計画への対応でございますが、まず国の財政の方でございますけれども、既に新聞等でもよく報道されておりますように、国債費が歳出予算の2割を超えるというふうな非常に厳しい財政構造が続いておりますし、また4年度の決算におきましては、税収が戦後初めて2年連続して減収となりまして、1.5兆円の決算上の不足が生じるのではないかと、そういったような深刻な状況になっております。したがって、平成6年度の一般会計の概算要求総額は、先ほどお話の中にもありましたように、対前年度6.1%増という10年ぶりに低い伸び率となっております。大変な緊縮型の要求の内容でございます。したがって、国がこういう状況にありますということは、我が四日市市におきましても同じような事情にあるということでございまして、来年度の税収の伸びは、固定資産税の評価替えによります若干の伸びはございますものの大幅な期待はできないわけでございまして、特に法人市民税の動向が税収全体を大きく左右する、こういう状況から今後の景気の回復いかんによりましては、さらに厳しい財政運営を余儀なくされるということを考えなければならぬのではないかな、そういうふうに考えて

おるところでございます。したがいまして、予算の編成に当たりましては、当然のことでございますが、従来にもまして経常経費を中心に一層の節減を図りつつ、主要な事業内容の厳選に努めながら、行政水準の低下を招かないようにできる限りの努力をいたしてまいりたいと、そのように考えております。

また、基本計画に関してでございますが、第5次の進捗がなかなか進んではないのではないかというお話でございましたけれども、これは事業費ベースから考えますと本年度最終年度でございますが、おおむね予定を達成しておると、こういう状況でございます。ただ、現在策定をしつつあります第6次の基本計画についてでございますけれども、これについてはやはり税収の動向が一番問題になるわけでございますが、計画期間中に訪れます市制100周年に向けまして、より有効な施策ができるだけ展開できるように努力をしなければいけないと考えておりました、したがいまして、その財源につきましては、今後の税収の動向をにらみながらということになりますけれども、施策の緊急性でありますとか、そういった点に十分配慮しながら、各種財源の確保等幅広い対応を考えてまいりたい、そのように考えておる次第でございますので、よろしくご理解を賜りたい、そう思う次第でございます。

○議長（川村幸善君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまの第2点目のサッカー・ラグビー場の建設についてのご質問に対してお答えを申し上げます。

ご指摘がございましたように、全国レベルのスポーツイベントを誘致いたしまして、本市の活性化、イメージアップ等を図っていくということは、まことに意味のある手法であると考えておるわけでございます。しかし、今日のスポーツに対する市民の関心、要望は非常に多様化、高度化しておりますことから、スポーツ施策につきましては、こうしたスポーツニーズ

を的確に把握していく必要があろうかというふうにも考えております。平成4年度におきましては、サッカー・ラグビー場についての基本的な調査を行いまして、球技場の整備に関しましては、球技場本体、駐車場をはじめ、競技者および利用者の利便性に配慮したその他の付属施設が必要でございまして、そのためには相当に広範な用地の確保等を要します。こうした点につきましては、昨年の12月の議会における毛利議員のご質問に対しまして、球技場の整備には莫大な費用を要しますし、また一方では市民の皆さん方のご要望もある中で、検討を重ねてまいりたいとお答えしたところでございます。したがいまして、今後の景気動向等による本市の財政状況も見きわめる中で、球技場の規模、付帯及び関連施設のあり方や施設建設並びに運営方法等について、引き続き検討を進めてまいりたいと存じておりますので、何とぞよろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（川村幸善君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） サッカー、ラグビーの球技場でございますが、私もぜひJリーグが誘致できるようなものをつくりたいというふうにも思っております。別に後退したわけではありませんが、ただ、これを行政だけの手でやるというのは、今日なかなか難しいんじゃないかなというふうにも思っております、各地域のJリーグのフランチャイズというのは、それぞれスポンサー会社、そしてその地域というものが共同で別会社をつくって建設し、運営をしているというような実態にあらうかというふうにも思っております。そういった意味では四日市には弱点があるなというふうにも思っております。ただ、それだからやらないということではなくて、私はどの程度の規模にして、どういう球技場ができるかということは、今後この地域に合った規模でのあり方というのを探って実現をしてみたいというふうにも思っておりますので、ご理解をちょうだいをいたしておきたいというふうにも思います。

○議長（川村幸善君） 建設部長。

〔建設部長（西田喜大君）登壇〕

○建設部長（西田喜大君） ご質問の3点目の中から、道路につきましてお答えいたします。

まず、環状1号線の青葉町から尾平町の県道四日市土山線バイパスの間、延長700m、幅員16mの整備計画でございますが、現在、県道四日市鈴鹿環状線が松本地内で市道千歳町小生線と重複して接続されているところでございます。県道といたしましての位置づけをした上で、整備を三重県に対しまして要望しておるところでございます。また、この区間には近鉄湯の山線との交差点、あるいは三滝川橋梁等の重要構造物もあり、本年度県におきまして調査、検討作業が行われております。今後とも早期事業着手に向けまして要望してまいるところでございます。

次に、四日市土山線バイパス、国道477号バイパスでございますが、この進捗状況でございますが、久保田橋から東名阪四日市インター間約5.3kmが事業化区間となっております。現在、尾平町地内で舗装工事が進められており、完成しますと市道尾平8号線と接続されます。今後とも用地取得されましたところから事業促進を目指しまして、久保田橋までの供用開始と、またこの路線は第2名神自動車道の（仮称）菟野インターチェンジへのアクセス道路でもございまして、本市といたしましては重要な道路でございます。早期完成を強く県に働きかけているところでございます。

3点目の北勢バイパスの進捗状況でございますが、ご承知のとおり、北勢バイパスは平成2年12月25日に都市計画決定され、平成4年度に建設省の直轄事業の大規模バイパスとして計画延長28.4kmのうち、起点でございます川越町南福崎の国道23号交差点から、四日市市采女町の国道1号交差点までの間21kmが事業採択されたところでございます。平成4年度は、第1工区といたしまして、起点から大矢知地区までの間約8kmの路線測量と、事業化区間全線の基準点測量が実施されました。現在、建設省におきま

て、整備区間の路線測量に基づく設計が進められております。設計ができ次第、地元関係者の皆さんに設計の説明、協議に入る予定をしております。その後の整備の進め方でございますが、設計、協議が終了いたしますと、各関係者の皆様のご理解とご協力のもと、用地測量、用地取得、工事と進んでまいるところでございます。この路線は、本市の生活関連道路体系の総合的な改善に寄与する非常に重要な道路でございます。全線の早期完成に向けまして、今後とも整備、促進を強く働きかけていくとともに、事業の円滑な推進に努めてまいるところでございます。

次に、第4点目の人にやさしい道づくりでございます。ご指摘のところにつきましては、早急に点検をさせていただきます。ご指摘のとおり、街路樹の根の盛り上がり、無断広告物や電柱によります通行障害、あるいは横断グレーチングの騒音等、多くの問題がございます。このため3月議会におきまして補足説明いたしましたように、新たに道路環境整備事業といたしまして、交通弱者にとって快適な歩行が楽しめる歩道づくり、景観を考慮したカラー舗装、及び通行に障害となる電柱移設のためのふた付側溝等、人にやさしい道づくりの整備をさらに図ってまいりたいと存じます。

最後に、交差点改良の問題でございますが、泊船線は、本市市街地を南北に走る路線として交通量も多く、重要な路線として位置づけております。ご指摘の泊船線と六地藏中川原線との交差点は、近鉄湯の山線の踏切があり、駅も大変近いことから踏切の閉鎖時間も長く、交通ネック箇所となっております。交差点改良工事は、必要と考えておるところでございます。しかしながら、沿線が家屋連檐したところでもございます。また、近鉄湯の山線との間隔も短いことから、整備に非常に難しい問題がございます。このような中で六地藏中川原線北側の土地区画整理事業計画との整合を図りながら、今後とも検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（川村幸善君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（鎌田 悟君）登壇〕

○農林水産部長（鎌田 悟君） 地元周辺の問題の中で、農業関連として2点ほどお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、川島地区の農地開発事業の関連でございますが、ご承知のことと存じますが、当事業は昭和62年度に国の補助対象事業として採択されました。三重県が事業主体、いわゆる県営事業として昭和63年度に着手されまして、平成元年度から本格的な造成工事に入りました。現在、継続して工事中でございます。全体の事業費は、現在、約22億円、平成14年度完成の予定で計画が取り進められておるところでございます。この区域の面積は109haありますが、その土地利用計画としましては、大規模区画の畑地等の農地造成が73.4ha、道・水路等の用地が27.2ha、非農用地が8.4ha、こういう内訳を予定しております。平成4年度までの進捗状況を見ますと、17.1haの農地が完成しておりまして、事業費ベースで21.8%となっております。平成5年度は、5.5haの畑地を造成する予定になっておるところでございます。

ご指摘の区域内ののり面の崩壊部分につきましては、ご指摘のように昨年、平成4年9月の集中豪雨によりまして崩壊した部分でございますが、当時即時対応といたしまして、布団かごの設置、及び区域内よりの雨水を遮断する排水路をのり面の上部に設けるなど、復旧工事がなされたところでございますが、のり面そのものの復旧につきましては、地盤が非常に軟弱であるということで再崩壊する可能性がございましたので、のり面の安定を図るための養生期間として今日に至っていたものでございます。今月の中旬からのり面の本格的復旧工事が実施される予定であるということ、県当局から確認をいたしておるところでございます。

農地造成工事中の土砂流出防止対策につきましては、調整池に流入するまでに区域内の低い部分を利用いたしまして、2カ所ほど沈砂池を設置しております。これによって区域外への土砂流出を防止する対策として考えておるところでございます。

なお、既に調整池に堆積いたしておりました土砂につきましては、本年4月に約500㎡の土砂を搬出処理をいたしておるところでございます。今後とも事業主体であります三重県に対しまして、状況に応じた迅速かつ適切な対応と、今後の円滑な事業の推進がなされますように働きかけてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、酪農ヘルパーの確保の件でございますが、ご承知のとおり、酪農経営は毎日の作業が、搾乳あるいは給餌作業ということが必須の条件になっておるわけございまして、労働力につきまして極めて周年拘束性の強い経営でございます。このことから経営を安定的に継続していくためには、酪農家の休日の確保や、あるいは突発した事故等が発生した場合には、経営主にかわりまして飼養管理する酪農ヘルパー制度があるわけでございます。近年、全国的にゆとりと潤いのある酪農経営の確立が求められておりますが、県下におきましても平成3年10月に、三重県酪農ヘルパー利用組合という組織が設立をされまして、現在、所属専任ヘルパーが2名と臨時ヘルパー3名の5名の体制で事業が実施されておるところでございます。本市につきましても、平成3年度より市単独で酪農ヘルパーの育成推進事業を実施しておるところございまして、酪農ヘルパー制度の啓蒙、あるいは普及推進に努めてきてまいっております。既にこの制度によるヘルパーを活用している酪農家もあるわけでございます。今後はこの制度の一層の活用を推進する一方で、酪農家相互の互助制度としてのヘルパー機能をより定着化させていきたい。また、場合によっては、酪農家の子弟等を臨時的ヘルパーとして確保するなど、酪農ヘルパー制度の推進を図りまして、市内の酪農経営の振興と安定を図るための一助にしたいと、こういうふうに考えておる次第でございます。よろしくご理解を賜りたいと存じます。

○議長（川村幸善君） 伊藤雅敏君。

○伊藤雅敏君 ご答弁ありがとうございました。第1点目については、大

体こういう答えが返ってくるのかなという予想はしておりました。経費の節減はもちろん、効率的な運用ということでぜひお願いしたいと思いますし、先日、愛知県が県税のものすごい滞納があったという記事が出てました。うちの会派の谷口議員、いつも滞納のことを取り上げていろいろ言いますけれども、そういった事態も起こってくるだろうと思いますので、その辺遺漏のないようにお願いしたいと思います。

2点目につきましては、もう少ししゃんとした答えがいただけるかなと思ったんだけど、非常に残念です。先日も資料を見てますと、平塚市でも来年の4月に間に合わせるために、普通の議会の予算に上げてやってたんでは間に合わんということで、開発公社の方に仕事をさせて、議会が債務保証するというようなことで、来年4月に間に合わせるというように、各地区とも、ことにこのサッカーにつきましては、それぞれの経済波及効果ということを頭に置いた上のことだと思うんですが、かなり積極的に努力しておりますので、もう少し市長の力強い答弁が本当は聞きたかったところです。ちなみに、隣の楠町が、当初予算35億円ぐらいですけども、今、取りかかっている中央緑地公園ですか、63億円の予算で、2年分の予算を使ってその緑地公園の整備をしようということをやっています。もちろん環境保全事業団の補助が35%あるということですけども、そういったような、まさか当初予算の倍の事業をせいとは言いませんけども、それぐらいの意気込みで市長もぜひ頑張っていたいただきたいと思います。これは要望です。

3点目の中の特に道路の問題につきましては、たしか一昨年私がこういう質問したと思うんですが、やはり同じような答えですので、鋭意努力いただくように、道路問題についてもお願いしておきたいと思います。

農業の問題については、了解いたしました。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川村幸善君） 暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後1時1分再開

○議長（川村幸善君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤正巳君。

〔伊藤正巳君登壇〕

○伊藤正巳君 一般質問に入る前に、去る7月に起こりました北海道の南西沖地震、あるいは鹿児島におけます集中豪雨に対して、多くの犠牲者の方にお悔やみを申し上げるとともに、1日も早い復興を祈念いたしたいというふうに思っております。

通告に従いまして、3点ほど質問をさせていただきます。

金権腐敗、政治改革を最大の争点として行われました総選挙の結果、38年間続きました自民党長期1党支配に終止符を打ち、新たに共産党を除く非自民連立政権として細川内閣が誕生いたしました。まさに新しい時代の幕あけが始まったと言えると思います。細川総理大臣は、従来から、地方自治の確立と地方分権の持論者であり、今後、地方分権の推進に一層拍車がかかるものと思われます。午前中、水野幹郎議員の質問の中にもございましたが、無意識のうちにしみ込んでいる受け身の立場から脱却するとともに、財源や企画立案能力、人材確保などの面において、対応していける体制をつくらなければならないと思います。そのためには、市長は大胆でかつ繊細な市政が求められると思いますが、従来の市政から特に変化があるのでしょうか。市長の所感をお尋ねをいたしたいと思います。

二つ目ですが、人勤完全実施についてでございます。

自民党政権の崩壊と連立政権誕生を直前に控えた8月3日に、人事院は、政府と国会に対し給与勧告を行いました。本年の勧告は、日本経済の不況が長期化し回復するめどがない中での勧告であり、内外からも注目されるものでありました。申すまでもなく、この勧告は民間中小企業の賃上げ、年金や最低賃金などに極めて強い波及力を持つものであり、あわせて内需

拡大、景気回復への大きな影響力を持つものとして期待されました。出されました勧告は、大きく分けて給与、労働時間、高齢対策となっておりますが、最も重要な柱である給与勧告について、市の考え方についてお尋ねをしたいと思います。

景気低迷が続く経済情勢、低い民間賃金相場という厳しい情勢の中、どう正確に民間相場を把握して、公正な官民比較を行うかが注目されました。結果、平均で 6,286円、1.92%という史上2番目の低率でありました。また、一時金を0.15カ月削減をするという内容となっております。公務員賃金は民間準拠という大枠の中にあるのはやむを得ないとしても、生活の維持向上から見て、極めて遺憾と言えます。特に、一時金の削減につきましては、12月10日に現行の 2.1カ月分を支払い、その後に給与条例が議決されたとしたら、0.1カ月分を後で払い戻しをするという事態になります。職員感情としても、いささか複雑なものになるのではないかと存じます。いずれにいたしましても、職員にとって労働条件の後退ということになるわけですから、その扱いにつきましては、十分関係職員組合と協議をいただきたいと思うわけであります。その上で人勤の早期実施に向け、最大の努力を傾注いただくことを切に要望いたしますし、理事者の考え方をお尋ねいたしたいと思います。

関連をして、本市では数多くの臨時職員、あるいは嘱託職員を採用しています。その賃金、勤務時間を含め、その実態と、本来どうあるべきが正しいのかという基本的なことをお尋ねしたいと思います。この件につきましては、答弁をいただきましてから再質問で再度質問をさせていただきます。

大きな三つ目は、実は、昨日と日曜日と土曜日は、まれに見る好天が続きました。このときばかりと農作業に従事してみえる方がたくさん圃場に出てみえました。私も聞きました。「どうですか」「手間は2倍かかって機械は悪なる。収穫は半分以下や。踏んだりけったりや」というのが、農家

の皆さんの偽らざる現在の気持ちじゃないかというふうに思います。冷夏、低温、長雨に追い打ちをかける台風と、今年の異常気象は40年ぶりと言われておりまして、農作物ばかりか、経済面など各方面にも深刻な影響を及ぼしています。農林水産省が先月末に、8月15日現在のということで発表しました93年水稻の作況指数は、全国平均で95、やや不良であります。この数字は、昭和48年に作況指数を導入、公表して以来、過去最低の53年と並ぶ数字になっております。三重県の作況指数は98であります。これもやや不良であります。実際の指数は、9月15日、10月15日、収穫期が過ぎないと固まらないと思いますが、指数が発表されたその後、台風やあるいは秋雨前線の停滞などで超異常気象が続いているため、その指数は一層下がると同時に、被害は深刻なものになることが予想されます。被害は米だけではなく、野菜など全般に広がり、消費者への食生活にも大きな影響を与えていることは事実であります。これらを踏まえて、水稻、稲作についてのみ、以下4点をお尋ねいたします。

まず一つとして、異常気象に加えて、葉いもち、穂首いもち病が多量に発生をして、減収が目に見えております。市内の作柄の現状をどう把握してみえるのか。あるいはあわせて作況指数について大幅な修正が当然されると思いますが、その認識はどうであるのか、お尋ねいたしたいと思いません。

二つ目は、農業所得の算出の基準の公正についてでございます。さきに申し上げた状況の中で、農業所得の課税額の決定がされます。これらにつきまして、財政部長のお考えをお尋ねいたしたいと思いません。

三つ目は、風水害に加えて、今年は先ほども触れましたが、いもち病の発生が非常に多いわけであります。四日市農業改良普及所の調べによりますと、葉いもちが約700ha、穂首いもちが800haの推定被害面積となっております。この面積は、市内の作付面積の約30%がその被害を受けていることになろうかと思いません。また一方、米の品種も、消費者のニーズにこた

えるために、生産者は銘柄米の作付が多くなります。特にコシヒカリが中心ですが、コシヒカリの作付面積は全体の半数近くになっておりまして、そのコシヒカリはいわゆる倒伏に弱く、いもち病に弱いとされています。本年の気象条件から減収につながっているものと思います。無農薬志向が強く、農薬を使用しない、控えることの指導と裏腹の問題ではありますが、これらについて営農指導も含め、技術的な農林水産課の適切な指導はされたのかどうか、お尋ねをいたします。

4番目は、被害農家に対する補償と補助についてであります。

被害に対する補償は、農業共済から被害状況により、足切りはあるものの支払いがされることになっております。一般農家の感情として、冒頭に申し上げましたが、今年のような年こそ手厚い補償を望んでおります。国や県からの指導あるいは指示もあろうかと思いますが、適正な損害評価がなされ、かつ可及的速やかに補償金が支払われるよう、三泗農業共済事務組合と十分協議をいただきたいというふうに思います。

また、補助につきましては、四、五年前でしたか、イネミズゾウムシというのが大量に発生をいたしました。この際に、農薬の補助を実施した経緯があると思います。本年のいもち病に対し、農薬の補助金などを出す考えがあるのかということですが、本年は収穫期に入っておりますが、なかなか実態把握が難しいわけですが、将来的にこの種のことを考えておみえになるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

また、共済金の上乗せ助成金は、これは全国的に見ても行われておりません。今申し上げました農業等への助成金は、ほかにたくさんあるわけですので、先ほど申し上げた今後のことも含めて考え方をお尋ねしたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（川村幸善君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第1点につきまして、私からお答えを申し上げます。

新政権が誕生いたしましてまだ1カ月ちょっとであろうかと思っておりますので、それほど大きな変化は見られませんが、しかし、時代の変化ということが率直に感じられるわけでございます。そこで、政策の基本はどうかと言えば、当面前政権の政策を踏襲されるようでございますので、これも概算要求等で感じております限りでは、そんなに大きな変化は出ていないというふうに思っております。しかし、基本的にはやはり政治改革、地方分権、そして権限の委譲ということを進めていこうとされておることは明白でありますので、これに対応しまして、けさほど、水野幹郎議員のご質問にもお答えを申し上げましたように、私ども末端自治体の望んでおるような地方分権が実現できますように、我々自身も国、県等に働きかけてまいりたいというふうに思っておりますし、事実その点は既に全国市長会としても、国に対して要望書が提出をされているところであります。一番大事なことは、分権と同時に財源の再配分ということではないかというふうに考えております。ただ、私どもは、やたらに分権、権限を委譲しろということを要請するものではなくて、やはり末端自治体として、住民側に立った発想で行政を進めていく必要があるかというふうに思っております。それにはけさほども申し上げましたように、行政基盤というものをきちっと立て直す必要があるだろうと。同時に、財政力の強化ということを図っていく必要があるかというふうに思っておりますので、一党一派に偏しないということで、住民サイドという形での地方行政を推進していきたいというふうに思っておりますので、この上ともご支援、ご協力のほどをお願いを申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長（川村幸善君） 総務部長。

〔総務部長（鶴飼 滋君）登壇〕

○総務部長（鶴飼 滋君） 第2点目の人事院勧告についてお答えをさせていただきます。

先ほど来、伊藤正巳議員の方からもお話がございましたように、本年度の人事院勧告につきましては、去る8月3日に出されたわけでございます。そこで、先ほど来お話がございましたように、特に本年度の人事院勧告の特徴については、二つあるわけございまして、その第1は、景気の冷え込みに伴いまして、民間給与の引き上げの幅が極めて小さいという、そういったことから、昭和52年度の1.47%に次ぐ1.92という極めて低い勧告になったと、こういうことが特徴の第1でございます。国家公務員のベースに直していきますと、今、お話がございましたとおり、引上率が1.92%、額にいたしまして6,286円、これに対しまして市の職員におきかえますと、引上率が1.70%、額にいたしまして5,948円、こういう数字になるわけでございます。さらにまた、期末手当につきましても、先ほど来お話がございましたように、昭和53年度以来15年ぶりに支給割合が圧縮をされるという極めて厳しい勧告の内容になったと、こういうことでございまして、ご承知のとおり、現在の期末手当等の支給割合につきましては、年間を通しまして5.45カ月、これに対しまして今回の勧告は0.15カ月の圧縮でございますから、年間を通しての支給割合が5.30カ月になると、こういう勧告であるわけでございます。

そこで、この人事院勧告の取り扱いについてお尋ねがあったわけでございますけれども、ご承知のとおり、本市におきましては、従来から人事院勧告につきましては、これを尊重するという、そういう立場で対処してきたわけでございます。したがって、本年度におきましてもその方針をもって対応してまいりたい、こう考えているわけでございます。

さらに、具体的にいつやるかということについてでございますけれども、私どもといたしましては、この12月の定例会においてご審議をいただく予定をいたしておるわけでございますけれども、ただ、ご承知のとおり、地

方公務員の給与につきましては、国家公務員の給与との均衡を失しないという原則があるわけでございますから、国における給与法案等の審議経過を踏まえながら対応していかなきやならぬ、こんなふうに思っておるわけでございますので、その点のところについてご理解いただきたいと思うわけでございます。

また、今回の人事院勧告に伴いまして、先ほどご質問ございました本市の臨時職員、あるいはまた嘱託職員についての給与上の処遇の問題についてでございますけれども、大変恐縮でございますが、今、私、嘱託職員なり、あるいは臨時職員についての詳細な資料を手元に持ち合わせておりません。大変恐縮でございますが、これらの職員につきましては、ご承知のとおり、従来から人事院勧告で示されました給与改定率等を踏まえまして、毎年度その改定を行ってきておるところでございますし、同時にまた、勤務条件あるいはまたその他の処遇につきましても、逐年その努力をいたしておるわけでございます。したがって、嘱託職員並びに臨時職員につきましては、今後ともそういったことに十分意を配しながら、条件整備に努力をしてまいりたい、こう考えておるわけでございますのでご理解賜りたいと思います。

○議長（川村幸善君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（鎌田 悟君）登壇〕

○農林水産部長（鎌田 悟君） 3番目の異常気象による稲作の被害の状況につきまして、お答えをさせていただきます。

異常気象によります農作物、特に水稻の被害についてでございますが、本年の気象条件につきましては、お説のように昭和28年以来の冷夏と言われております。特に7月下旬から8月上旬にかけての極端な低温と、平年の約50%とも言われます日照不足、加えて長雨は、本市の稲作にも大きな影響を及ぼし、生理的には稔実不良、登熟のおくれによりまして、もみの肥大充実が不十分となっております。成育環境面では、低温多湿が続いた

ことによりまして、葉いもちの発生が多く見られまして、これがひいては穂いもち病への移行と蔓延になっておるものでございます。また、これに加えて、8月10日の台風7号の影響によりまして、穂ずれが目立ちまして、登熟障害を来しているものも見受けられる状況でございます。また、9月に入りまして、台風13号によりまして市内各地で多くの倒伏が見られたところでございまして、さらに今月の9日に上陸いたしました14号台風の大雨に打たれまして、収量低下とその品質低下が心配されておるところでございます。なお、いもち病は地域的には多少の差はございますが、全域的に発生が見られております。お話のございましたように、特にコシヒカリにつきましては、品種の特性といたしまして非常にいもちに弱いという側面を持っております。この品種での多発が大半でございます。このような状況に対処するために、市といたしましてもこの防除につきましては、三重県病害虫防除所を通じまして、各種の発生予察と申しますか、情報収集に当たってまいりました。三泗農業共済事務組合、農業改良普及所、あるいは農協と協議いたしまして、農協各支店より農家への情報を流すことによりまして、いもち病の防除の徹底を呼びかけた次第でございますが、発生の程度によりまして防除回数は違いますものの、散布適期に降雨等もございまして、薬剤散布が順調に行われなかったということもあったかと思えます。したがって、有効な、また完全な防除を期すことができなかった面もあったかと考えておる次第でございます。なお、この防除によりまして、概算でございますけれども、使用されました薬剤につきましては、平年度の約50%増し以上の薬剤が使われたという数値を把握しておるところでございます。

次に、8月15日現在で、農林水産省より発表されました作柄の概況でございますが、おっしゃいましたように三重県の場合、作況指数98、やや不良という数値でございますが、これにつきましては、農家の皆様方も非常に甘い数字ではないかという声も聞かれますし、私どもといたしましても、

そのような感じを受けておるわけでございますけれども、この指数につきましては、8月15日時点の草丈、茎数、穂数の収量構成要素を平年と比較したところから出した数字でございまして、本年の場合、台風13号の影響による倒伏、あるいは14号の追い打ち等で、早期栽培品種に特に目立っております。品質の低下と成熟不ぞろいなどによりまして、あと3回ほど作況指数が発表されるわけでございますけれども、最終的に発表される作況指数はかなり低いものになるというふうには、私どもも推測しておる状況でございます。相当の減収になるというふうに思っております。

農家の被害の救済でございますけれども、これにつきましては、農業災害補償法に基づきまして、水稻の場合、必須共済科目としてあるわけでございます。農業共済事務組合の共済引き受けの対象となっておりますのでございまして、被害の実態に応じまして、それ相当の補償がされるという制度でございます。ほとんどの稲作農家はこの制度に加入しておりますが、本年の場合、例年にない高い被害率になるものと想定されますことから、共済補償対象水田も極めて多くなるものと、私ども考えておるわけでございます。これにつきましては、三泗農業共済事務組合におきまして、現在、その被害度の調査がされつつある状況でございますが、適正な損害評価に基づきまして、補償措置が講じられることになっておるところでございます。

また、いもち病の多発に対します防除用農業の補助についてでございますけれども、これにつきましても、災害補償制度の中で損害防止事業として薬剤の助成策をもって対応されておる状況でございます。本年の場合、市としましては、あらかじめ予想された病気の発生でもございませんでしたので、予算的な措置等については講じられていないというのが実態でございます。いずれにしましても、本年の場合には例年にない作況指数の中で減収になるということで、大変農家の方々も頭を痛めてみえることがあろうかと思えます。

○議長（川村幸善君） 財政部長。

〔財政部長（佐々木龍夫君）登壇〕

○財政部長（佐々木龍夫君） 農業所得の把握に関する質問につきましてご答弁申し上げます。

例年がない異常気象による農作物の減収につきましては、ただいま農林水産部長より説明のあったとおりでございます。したがって、課税の対象となります農業所得の把握につきましては、従来にも増して慎重な対応に努めなければならない、そういうふうに考えておるところでございます。一般的に農業所得の把握の方法につきましては、農業に関する収入と必要経費の収支比較に基づきまして算定をいたすものと、そういった収支の記帳ができない農家にありましては、農作物の作柄を実地に検分をしながら農業所得標準を算定いたしまして、それに基づきまして所得を把握する、こういう方法があるわけでございますけれども、いずれの場合におきましても、今回のような大きな減収を生じておるとい場合には、それぞれに対しまして減収の内容が反映されると、そういうふうな仕組みになっておるところでございます。つまり農業収支で出す場合には、具体的に減収額が収支計算の過程で計上されるようになっておりますし、また農業所得標準によって求める場合には、三泗農業共済事務組合の被害認定に基づきまして、減産標準が適用されると、こういうことになっておるところでございます。所得の算定につきましては、農業所得に限りませず、できるだけ厳正、的確に行う、こういうのが課税上の大前提でございますので、今回のような大きな減収を生じたような場合には、できる限り被害状況の的確な把握により一層留意をいたしまして、適正な算定を行うように努めてまいりたい、そういうふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（川村幸善君） 伊藤正巳君。

○伊藤正巳君 ご答弁ありがとうございます。

まず、市長の新政権にかかる市政の変化はあるかということにつきましてはよくわかりましたので、これからそういう対応ができる体制をつくれる自治体を目指していただきたいというふうに思います。

それから、2番目の人事院勧告の問題でございますが、特に私が強調したかったのは、実施時期の問題であります。さきに政府が出しました早期実施支払いをするということについて検討をしたい、そういうのが出ておまして、それを受けて、例えば、11月の臨時議会に間に合う法制度ができた場合は、11月の臨時議会でそのことについてできるのかどうかということでございます。12月議会の最終日に議決をして、それから支払うという例年のパターンでございますが、実施時期について特段にご配慮をお願いしたいというふうに思います。

それから、臨時職、パート、嘱託職員のいわゆる本質的なことについては、ご答弁がございませんでした。これは通告になかったかなというふうに思いますが、関連をしてということでございましたので質問をさせていただきましたが、本来、相当多くの臨時職、パート、嘱託の職員の方が四日市におみえになります。これらの本質的に、基本的にこのことが正しいかどうかということも含めてお答えをいただきたいわけですが、時間の都合もございまして、また別の機会がありましたらお尋ねをしたいと思ひます。

ただ、現在おみえになる皆さん方の賃金は、いわゆる人勤が上がった率でいきますと、今年の場合は1.92%ですが、一般職員の場合ですと定昇分がございまして、これが臨時職、パート、嘱託の皆さんはございません。だからあわせてということじゃなしに、やはり今おみえになる方の賃金を底上げをするということも、例年の人勤に照らしてということじゃなしに、そんなことも考えていただきたいなということを要望しておきたいと思ひます。

それから、農業問題でございますが、作況指数は大幅に下がるだろうと

いう認識をしてみえます。それについて農業所得の問題が出てくるわけですが、特に共済の問題、今、ずっと聞いておられますと、共済で全部それはという話ですが、実はこの基準収穫量というのが問題になると思うんです。三重県の平均が452kg、四日市の平均が今年度は442kgというふうに聞いておられます。この辺のところのポイントになると思うんです。大体1反当たり857円の掛金をしまして、全損の場合、1俵も1粒も米がとれなかったとしても、7割の8万2,300円しか補償が受けられないわけです。ご存じのように100分の70というのがありまして、受けられないわけです。そうしますと、例えば、実際の収量が5俵しかなかった。私はずっとあちこち見て聞いたりしますと、大体例年の半分以下です。そうしますと反当たり10俵とれとったところで半分しかとれないとしますと、補償額はわずか2,500円なんです。5俵しかとれなかったということになりますと、今の基準収穫量から計算をしますと、2,500円しか補償がないんです。これではたして農家の方が、幾つか農業には問題があります、いわゆる後継者の問題、この米の不作が続きましてから減反の緩和の問題があります。これらが対応ができるかどうか、この辺のところを基本的に考えるべきじゃないかというふうに思うんです。これは市当局でどうのこうのという問題ではございませんが、減反緩和の問題についても小回りがききませんから、麦を収穫してから田を植えるということにはなりません。だからそういう意味では、事前に農林省等と十分意見を申し上げていただいて、それらについて後継者も含めて、張り合いのある農家づくりを目指していただきたいというふうに思います。

それから、農薬のことなんですが、従来の倍の農薬を使用したという報告があるというふうにおっしゃって見ましたが、今年は私も申し上げましたが、補償についてはこれは具体的にはできないと思うんですが、今後問題として1点だけお尋ねをして私の質問を終わりたいと思いますが、以上です。

○議長（川村幸善君） 農林水産部長。

○農林水産部長（鎌田 悟君） 農薬の件でございますが、水稻の栽培をするにつきましては、従来からも同じでございますけれども、栽培コストの中には当然防除費というのは見込んでおるわけでございますが、ある程度は自助努力、コストの中でそういうご負担をいただくという前提で栽培していただいておりますということであると私は思っておりますけれども、本年のような特別な事情のある場合はどうするかというようなことのご質問かと思うわけでございますけれども、気象条件によりましていもち病の発生というのは年々違うわけでございまして、来年もまたいもち病が大発生するという前提での取り組みにつきましては、いろいろ難しい問題もあろうかと思うわけでございますけれども、これにつきましては、平年度水稻の順調な栽培、あるいは収穫を望むという観点から、共済事務組合の中で損害防止事業という一つの特別な事業を考えておりまして、その中で防除用薬剤費の助成を講じておるわけでございます。今年の場合も、こんなような状況の中で特にたくさんの助成がされたということはなかったかと思っておりますけれども、そういう共済事業との絡みの中で、あるいはその存亡事業との絡みの中で今後検討していくべきではなからうかというふうに思っておりますので、この点につきましては、農業共済事務組合の方に、そこらの趣旨も踏まえた上での協議もさせていただきたいなというふうに思っております次第でございます。

○議長（川村幸善君） 暫時休憩いたします。

午後1時39分休憩

午後1時56分再開

○議長（川村幸善君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

古市元一君。

〔古市元一君登壇〕

○古市元一君 通告に従いましてお尋ねをいたします。

まず最初に、旧庁舎市民センターについてであります。

今年の3月定例議会の各部局の補足説明のうち、総務部長の補足説明の3番目に、庁舎周辺整備事業についてと題しまして、「併設棟の完成に伴い老朽化の著しい旧庁舎市民センターを解体する。また解体後の跡地については将来の周辺地域の再開発、現庁舎の狭隘性などの問題を踏まえ、有効に活用するための調査研究を進める」と説明をされております。そして、これが実施のために8,670万円の予算が計上され、議決決定がなされております。

そこでお尋ねをする1点目は、平成5年度の上半期も過ぎようとしている今日、旧庁舎解体の時期なり、跡地を有効に活用するための調査研究はどこまでどのように進んでいるのかご説明を願います。

2点目は、跡地利用についてであります。補足説明で現庁舎の狭隘性を部長は訴えてみえますが、私も同感であります。多様化する行政を消化するため、スペースの拡大が必要であることは当然であります。現状の一例を申し上げますならば、市民部に女性課が設置をされましたが、市民部の真ん中で仕事をしております。女性課へ行くにはどこから行けばよいのやら、何かの文句にあったような状態です。これでは十分な成果は期待できません。また、昨年の議会活動特別委員会の中にも、さらに一昨年の市制100周年記念事業特別委員会の中にも意見として、議会棟を別に建設してはどうかと出されております。諸般の情勢もありましょうが、この際思い切って議会棟建設へ踏み切られたらどうか、市長のご所見をお尋ねいたします。

次に、小中学生の登校拒否についてであります。

8月13日付中日新聞の朝刊に「深刻さます登校拒否、30日以上欠席7万2,000人、小中学生」と文部省の学校基本調査で明らかになったと文部省が発表をいたしております。既に、教育長は十分ご承知のことと思います

が、その内容を若干申し上げますならば、調査によると、学校嫌いを理由に、通算30日以上欠席をしたのは、小学生が91年度に比べ1,000人余り増えて1万3,702人、在学者数に占める比率0.15%、中学生が約4,200人増えて5万8,363人、在学者数に占める比率1.16%となっております。なお、この増加数は単純なものではなく、在学者が前年度より約36万2,000人減ったにもかかわらず、それぞれ前年度より増えたということでもあります。さらに、このうち50日以上欠席者は小学生が1万436人、中学生が4万7,482人で、18年間連続の増加となっております。東海地方の実情も学校嫌いの子供たちの増加傾向は加速する一方でございます。30日以上登校拒否児童生徒は愛知県が小学生831人、前年度比58人の増、在学者数に占める比率0.17%、中学生3,780人、前年度211人の増、1.40%となっております。岐阜県が小学生281人、70人の増、0.18%、中学生1,066人、134人の増、1.21%となっており、三重県が小学生90人、8人の増、0.07%、中学生426人、58人の増、0.58%となっております。

いずれも前年度より増えて、愛知、岐阜両県は全国平均を上回っております。こうした増加に各県の教育委員会は対策に懸命に取り組んでおりますし、愛知県では専門カウンセラーを置きまして、相談員とペアで指導を行っておりますし、岐阜県では専門医の教育相談員7人が教員らを巡回指導いたしております。三重県では実践的、専門的な研修で教員リーダーを養成している等学校を中心といたしました解決策を探しております。

また、その道の権威者によりますと、今後も登校拒否児童生徒が増えるかと予測をいたしております。その要因は、本人、家庭、学校、社会の問題が複雑に絡み合っており、回復には根気強い指導が必要であり、対応の難しさを指摘されております。かつて、学校が荒されたときと同じように、まず社会全体の関心を高めていくことが大事であると言っておみえになります。

このような実態を見るとき、私たちの次の世代を担うべき若者の姿、ま

ことに憂慮すべきことでございます。学校や子供だけの問題ではなく、社会全体といたしまして、熱心に対処すべきではなからうかと思えます。

そこでお尋ねをする1点目は、このような登校拒否の四日市市の小中学校の実情はどうか。ガラス張りでご説明を願います。

2点目は、四日市市の教育委員会といたしましては、どのような対応策を持って指導をしているのか。あるいは今後されようとしているのか、ご説明を願います。

以上をもちまして、私の1回目の質問を終わります。

○議長（川村幸善君） 総務部長。

〔総務部長（鶴飼 滋君）登壇〕

○総務部長（鶴飼 滋君） 第1点目の旧庁舎市民センターにつきまして、2点にわたりましてご質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、旧庁舎市民センターについてでございますが、先ほど来お話がございましたように、老朽化が著しい、そういうことから早期にこれを解体する必要があるという、そういった点で今年度解体の工事費についてこれをお認めいただいたわけございまして、現在解体について実施設計をいたしておるところでございます。

ご承知のとおり、消費者センター等の旧庁舎の機能につきましては、既に併設棟において業務を開始いたしておるわけでございます。また、現在保管をいたしております公文書につきましても、今月中に併設棟に移転を終えたい、こんなふうに思っているわけでございます。したがって、解体につきましては、本年11月ごろに工事に着手をいたしたい、そんなふうに考えておるわけでございますので、ご理解を賜りたいわけでございます。

解体後の跡地につきましてお話がございました。私どもといたしましては、解体の跡地につきましては、当面適切にこれを管理していかなければ

ならないということは当然のことでございますが、今後将来的な跡地の活用についてでございますが、先ほど来お話がございましたように、本年度既に私どもといたしましては、今お話があったことも十分頭に入れながら、他の市の状況についての調査を進めておるわけでございますし、私自身も先般富山市等、他の都市を直接見せていただきまして、具体的に研究を進めているわけでございます。したがって、今後、跡地の活用につきましては、周辺の状況でございますとか、あるいはまた今後の庁舎のあり方、そういったことを十分勘案をしながら、同時にまた議会の皆様方のご意見もお聞きをいたしながら、今年度から来年度にかけてさらに調査研究を進めてまいりたいというふうに考えておるわけございまして、来年度中にはその調査結果を取りまとめまいりたい、こう思っておるわけでございますので、ご理解いただきますよう、お願い申し上げたいと思えます。

○議長（川村幸善君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまのご質問の第2番目の小中学生の登校拒否についてのご質問についてお答えをいたしたいと存じます。

ただいまご質問をいただきました登校拒否児童生徒の実情についてでございますが、平成4年度の学校基本調査によりますと、病気やあるいは何らかの理由で、年間50日以上欠席した子供は、四日市市の場合、小学校で50名、中学校では111名ございまして、そのうち登校拒否を原因としておられる児童生徒は小学校で13名、中学校で65名ございました。

本市における登校拒否の出現率は、先ほど古市議員も申されました全国あるいは近県に比べまして非常に少ないということは言えるわけでございますが、この登校拒否というのは、どんな子に起こってくるのかという問題を考えてみた場合、特別な問題とか、あるいは特異な傾向などを持った子、そういった一部の子供たちであるとか、あるいは家庭にいろいろな事情が生じて、というようなそういう問題のある子供たちに起こる現象であ

るというのではなくて、今日ではどの子にも起こり得る要因を抱えているものとして、これをとらえて観察していかなければならない、そういった姿勢で現在は望んでいるわけでございます。

登校拒否の児童生徒のそういった指導につきましては、まずは教師による初期の対応が何よりも大切であるというふうに考えております。したがって、欠席者が出た場合、早期に担任等による家庭訪問等を通じて、そういった児童生徒の早期発見とか、あるいはそういった子供に対する早期指導に当たるように指導しているところでございます。

また、教育委員会といたしましては、登校拒否事例集というのを発行いたしまして、教員の校内研修の資料にしたり、あるいは教育相談の場における研修講座を開催したりして、教員の指導に当たっているところでございます。

本人や保護者、あるいは担任の教育相談につきましては、現在教育センターが中心となりまして、本年度におきましても、8月末現在で約40名の相談に応じておるところでございます。また現在、教育センター内に開設しております適応指導室、これは通称、私ども「ふれあい教室」というような名を使っておりますが、その適応指導室には現在9名の生徒が通っております、学校復帰に向けてそこで学んでおるのでございます。

そのほか、北勢児童相談所であるとか、あるいは市立病院等の医療機関とも連携を図る中で、そういった専門の医師あるいは相談員を必要とする場合、そういったところのお力をおかりしながら、子供一人一人の実態に応じた指導、援助をいたしておるところでございます。

さらに、学校におきましての指導といたしましては、児童生徒個々へのきめ細かな対応を図っていくとともに、学校生活が真に楽しい、あるいは充実感や存在感が子供自身に実感できるよう、一人一人を生かした授業といったような取り組みとか、あるいは仲間同士のかかわりや思いやりを深めるための活動といったようなものを計画する、そういった指導の充実に

努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、この10月、もうじきでございますが、この10月には廃園となりました中部幼稚園を改造いたしまして、そこに今先ほど申しました現在教育センター内、これは教育センターができた当時は、まだこういった現象が顕著でありませんでしたので、あの施設の中にはそういった部屋がございませんでした。そういったようなこともございまして、先ほど言ったように、センター内のかつての倉庫を改造して指導を行っておるわけですが、そういった子供たちを中部幼稚園の改造した新しいふれあい教室を開設いたしまして、ここへ移転をさせまして、登校拒否児童の指導に当たろうと思っております。そして、そこには3人の専任教員を充てまして、より充実した指導を今後展開してまいりたいというふうに考えているところでございます。

これらの現象に対しましては、今後とも早期発見あるいは早期指導といったようなことに努めていくとともに、子供一人一人の実態を的確に把握することが大事でございまして、学校や家庭あるいは地域、あるいは関係機関といったような方々との連携を密にして対応してまいりたいと考えておるところでございますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

○議長（川村幸善君） 古市元一君。

○古市元一君 ご答弁お聞きをいたしました。最初の総務部長の答弁、現段階ではやむを得ない答弁かもしれませんが、何か総花的な答弁で、余り感心と申しますか、満足感を得るような答弁ではなかったのでございますが、これ以上この問題につきまして質問追及はいたしませんけれども、市長、大変市長になられてから、幾つかの目玉的な行事を四日市市にさせていただきまして、歴代の市長に比べまして、本当に大きな功績を上げられた市長でございます。現在、お見かけしたところ、大変健康にも恵まれ、すこぶる元気なので、決して最後とは申しませんが、私を踏まえ、お互いに年でございます。したがって、最後に近い目玉行事として思

午後2時37分再開

い切った施策をひとつやって、今、市の職員等も困ってみえる、この本庁舎の狭隘性の解消なり、その他を考えたときに、最後に近い目玉の大きな行事として真剣に取り組んでいただきたいと思いますが、これに対する市長、一言ご所見をお願いしたいと思います。

なお、二つ目の登校拒否につきましては、いろいろと教育委員会等、懸命に対応に処置をされておるといこと、大変ご苦労さんでございますが、一々こういう新聞報道がされてから、この議会で細かな対応なり、あるいは現状を聞くまでもなく、教育民生委員会という所管の委員会がございます。したがって、そういう委員会に閉会中であろうとも、皆さんに周知徹底ができる機会はたくさんあると思いますので、これからここで聞かない場合に、そういう常任委員会で詳細な説明をしていただいて、それで私たちは、所管の常任委員から説明を受けるというふうになれば、こういうもったいない時間を費やさなくてもいいと思いますので、その点ひとつ強く要望をいたしておきます。

市長だけ一つお願いします。

○議長（川村幸善君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） 旧庁舎跡の活用についてでありますけれども、これは既に先ほど話がありましたように、ご提言もいただいておりますので、できるだけ提言の線に沿った方向で跡地を利用してまいりたいというふうに思っております。あそこだけできても、今度この10階、11階部分の改装ということがまた入ってくるというふうに思っておりますので、それらをあわせましてよく考えてみたいと、こう思っておりますので、ご理解をちょうだいいたしておきたいと思っております。

○議長（川村幸善君） 暫時休憩をいたします。

午後2時21分休憩

○議長（川村幸善君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 私は、日本共産党市議団を代表しまして、加藤市長に質問いたします。

今年3月、前自民党副総裁金丸信被告の巨額脱税事件に端を発したゼネコン汚職は、仙台市長の逮捕を口火に、茨城県三和町長、茨城県知事の逮捕へと次々に飛び火をいたしました。県、市、町と3段階の自治体にわたって、ゼネコンからの収賄蓄財事件が相次いで明らかになりましたが、これらはまだまだ氷山の一角であって、さらに東京地検の捜査対象は20自治体以上に及んでいると報道されているほどであります。

三重県内におきましても、県民の批判の強い長良川河口ゼキは、発注の15年も前に大成建設と鹿島を中心とするJVの落札が決まっていたことを、大成建設の元副社長が証言をしたり、工事が始まってから、受注した大成、鹿島、五洋建設の自民党への献金が急増したことも、我が党参議院議員の委員会追求で明らかになりました。

さらに、本市の国道1号地下駐車場建設工事、これは建設省中部地建が発注しているものですが、これに絡んで、ゼネコンによる談合が発覚し、それを中部地建がかばっていたのではないかということも、最近大きく報道されたところであります。大手企業と政・官との構造的癒着が中央から地方自治体の長にまで及んでいる深刻な事態を憂える四日市市民の中からは、三重県知事は、四日市市長は大丈夫かという声が沸き起こっているのも当然のことでありましょう。

そこで、私は、ゼネコンに絡む利権汚職を一掃していくことは、本市にとっても緊急かつ重大な政治改革の中身だと考え、加藤市長にお聞きをいたします。まず、市長及び市幹部は、本市の公共工事に参入しているゼネ

コンを初めとする大企業から特別の働きかけを受けているのかどうか、具体的に明らかにしていただきたい。

ちなみに、一連の事件で名前の出ているゼネコン、4社ないし5社について、昭和61年から本年6月までの間に、本市との契約実績を調べてみました。以下、1件1,000万円以上、JVも含む数字であります。清水建設、これが14件、37億408万5,000円、西松建設、3件で、9億3,194万3,000円、間組、3件で10億4,258万6,000円、三井建設、2件で1億6,866万7,000円、鹿島建設、10件、6億3,279万7,000円であります。以上の5社から、仙台市や茨城県では首長自身が直接多額の献金を受け取り、みずから発注先の業者を指示し、億を超える金をためこんでいた事態が明るみに出たのであります。加藤市長はこれまで、この5社から特別の働きかけ、接触があったのかどうか、特に明らかにしていただきたい。

次に、市長は、昨年12月議会での我が党、佐野議員の代表質問に答える中で、「仮に献金を受けるということがありましても、中立公正な政治ができないというわけではございません」と述べていますが、こういう献金への感覚、居直りの姿勢では、清潔な政治を望み、一連の事件に怒っている28万市民感情から大きく遊離していると私は思うのですが、あなたは今もってそういう態度をおとりになり続けるのか、お聞きをいたします。

3点目に、加藤市長は、これは市長の後援組織も含めてでございますが、今後いかなる企業献金、団体献金も受け取らないと広く市民の前に表明すべきだと私は考えますが、いかがでしょうか。以上が市長の姿勢を問う項の質問であります。

二つ目に、本市における入札制度の抜本的改善についてお聞きをいたします。

9月9日付の読売新聞社説では「一般競争入札を原則にせよ」とのタイトルで、公共事業の不正の温床は指名競争入札制度だとし、一定の資格を持つ業者なら自由に入札に参加できる一般競争入札の採用で、手続の透明

性が高まり、競争原理が働いて、落札価格が下がることを期待したいと述べています。建設省も重い腰を上げて、今月末から直轄の大型公共工事の一部に、制限付き一般競争入札を取り入れることを決めたようであります。

私ども市議団は四日市市の入札制度に関しまして、今年度の予算要望の中でも、行政への汚職、腐敗の防止のため、入札制度の改革と点検システム確立を図るよう申し入れをしてきたところですし、私自身もこれまでの議会質問で開発公社の入札改善や、コンピューター導入1円問題等々を取り上げ、その都度ただしてきたところであります。

談合入札と密接に結びついている指名競争入札制度の欠陥を洗い直し、公正で市民に開かれたガラス張りの入札制度に改革することが今急務だと考えます。さしあたって私は、資本力、技術力、工事実績などによる等級区分のほか、地元優先、中小企業優先などを配慮して、工事規模に対応して入札参加者を限定する条件付き一般競争入札方式を取り入れるべきだと提言するものであります。市当局はどのように対処しようとしているのか、お尋ねをいたします。

先進的な自治体では、例えば千葉市では92年度から、公募型指名業者選定制度を試行し始めています。指名競争入札の一つの改善策であります。指名競争入札に伴う指名業者の選定に際し、あらかじめ工事概要等を公表し、入札参加を希望する業者の意思を取り入れる公開型指名の制度であります。専門家の評価では、従来の指名競争入札よりも公正性の確保に一定の貢献ができると聞いておりますが、こうした他都市の努力を十分参考にしつつ、本市の抜本的改善策を強く求めるものであります。

最後に私は、本市の政治倫理条例を早期に制定すべきだとの立場からお聞きをいたします。

昨年暮れの国会で成立をしました資産公開法に基づき、都道府県と指定都市レベルでは知事と議員の、市町村レベルでは長の資産公開の条例制定が義務づけられました。1995年末までに制定しなければなりません。今、

各地の自治体で取り組みが進んでいます。私は、ゼネコン汚職が地方政治にまで広がっている今日、この条例制定を本市において速やかに行うことは大変意義あることだと考えます。折しも本年12月をめどに、第6次基本計画案が示され、来年度からスタートするだけに、清潔で公正な市政を築く上で、政治倫理条例の制定は時宜を得ていると思います。加藤市長が第6次基本計画の重要な柱として初年度スタート時点ですみやかに条例制定を打ち出されるのか、それとも95年末ぎりぎりになって慌てて条例化するのでは、市長の姿勢が天と地ほど違うということは明白であります。そのことを28万市民は注目をしております。市長はどう取り組まれるのか、お聞きをいたします。

○議長（川村幸善君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） まず第1点についてお答えをいたします。

ゼネコンからの贈収賄事件が今日世間の注目を集めまして、地方自治体などの政策に不信を抱かせるというような結果になっておりますことは、まことに遺憾なことであり、大変残念な状況だったと思っておるところでございます。

本市につきましては、工事発注につきまして、請負工事指名審査会で慎重に検討をしておりました。しかし、今日これらの現行制度をしっかりと検証をいたしまして、一般競争入札あるいは条件付き一般競争入札等々、今研究をいたしておる段階でございます。適正な契約事務の執行に当たりたいというふうに思っておるところでございます。なお、特に、市長であります私に、特別の働きかけがあったかというご質問がありました。もちろんそういう働きかけは一切ございませんし、これからもそういう働きかけにつきましては受け付ける考えは全くございません。このことをはっきり申し上げておきたいと思っております。

なお、選挙に関しまする献金の問題でございますが、私自身はご承知のよ

うな人間でありますので、皆さん随分ご心配をいただいております。多くの友人、知人、あるいはまた団体、企業等から献金がございますが、これらは合法的に受け入れ、合法的に払い出しが行われておるといふふうに思っておりますし、先ほどご指摘のありましたような企業からは一切献金がございません。さようご承知おきを賜りたいと思っております。したがって、現在の段階で、私は中立公正な行政が行われたいというふうには考えておりませんが、必ずしも企業献金そのものが善であるというふうには私も考えておりません。したがって、これは今後国会等のご議論を待って明らかにしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

なお、政治倫理の問題でございますが、国会議員の資産公開につきましては、先ほどお話がありましたように、平成4年12月に法律が制定をされております。既に実施をされておるわけで、ついせんだっても現閣僚の資産公開がございました。また、地方自治体の首長等につきましては、先ほどお話がありましたとおり、平成7年12月31日までに資産の公開に関する条例を制定しなければならないわけですが、私はこの期限ぎりぎりまでというふうには考えておりません。民主政治におきましては、住民の代表として選出をされた市長に対する信頼が基本でございます。したがって、その信頼を維持していくためには、政治倫理を確立することが重要であることは申し上げるまでもありません。そこで、資産公開ということが出てくるわけですが、私は民主主義の健全な発達を図る上で必要な方策であろうというふうに思っております。したがって、現在条例の内容をどう表現していくかということについて検討中ですが、県あるいは他都市の状況も見きわめながら、対処していきたいというふうには思っておりますけれども、この期限ぎりぎりまでというふうには考えておりません。できるだけ早く、来年度中ぐらいには何とか具体化をしていきたいと思っておる段階でございますので、ご了解をいただいております。

ふうに思っております。

○議長（川村幸善君） 加藤助役。

〔助役（加藤宣雄君）登壇〕

○助役（加藤宣雄君） ご質問のございました入札制度の改善、特に制限付き一般競争入札制度の導入いかにというご質問についてお答えを申し上げます。

一連のゼネコン疑惑を契機に、国及び地方公共団体におきまして、入札制度の改善についていろいろと検討がなされております。建設省におきましては、入札制度の全般について検討が加えられておきまして、新しい入札制度といたしまして、すなわち技術情報募集型指名競争入札、施工方法等提供型指名競争入札、意向確認型指名競争入札等の制度が導入され、既に一部に実施されているところでございます。

本市におきましても、今日の状況にかんがみまして、入札制度等の全般について検討するため、先般、庁内に入札制度等改善検討委員会を設けまして検討を進めておりますが、ご指摘の点も踏まえ、さらに検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（川村幸善君） 橋本 茂君。

○橋本 茂君 1点目と3点目にかかわって市長から一切特別の働きかけがないという点と、それから政治倫理条例はできるだけ早く、来年度中に具体化したいというはっきりした答弁をいただきまして、特に1点目については、昨今の申し上げた事態の中で、本当に28万市民は、私ども議員も含め政治にかかわる者に対して非常に厳しい目で見ているわけでありまして、市長のおっしゃったことをぜひとも私は将来にわたって、企業、団体献金を一切受け付けないという点で、ご指摘申し上げた3点、改めて仙台、茨城などを他山の石とするということで、厳正に対処していただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

政治倫理条例はぜひ来年度中、自治省からも具体的なモデル案が出ておりますけれども、これにこだわることなく、先進的、あるいは他都市では細かい点では自治省のモデル案よりもさらに対象を配偶者まで広げるとか、審査委員会をつくって市民のチェックができるとか、かなり踏み込んだ内容になっている自治体の条例制定が出ております。そういう意味で国の水準を上回る内容で取り組んでいただきたい。そういう意味でぜひ堂々とその条例によって資産公開できる内容を示していただきたいというふうに指摘しておきたいと思っております。

入札制度の改善、加藤助役から答弁がありましたが、改善検討委員会で、ぜひ予定価格や入札経過の一定期間後の事後公表、それから工事積算と予定価格の適正化などもぜひ公表していくようお願いをしたい。これは特に、大手企業の不当利益を許さないという点と、生活関連の公共事業に多く見られる不当に安い予定価格になってしまうという両面を規制していく面で非常に大事な改善点ではないかと思っております。そういう点なども視野に入れて、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。そういう点を強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（川村幸善君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 通告に基づき質問をいたします。

第1点目は公害対策についてであります。

一つは、公害の事実を後世にどのように伝えるのかという問題であります。昨年は、公害裁判判決の20周年を迎え、新たに環境問題での市民運動組織も結成をされ、今後の活動が期待をされているところであります。

私ども日本共産党も公害の問題についてはたびたび質問を行ってまいりましたが、先日でございますが、今年の4月5日付の中日新聞の発言欄に、「公害ないは事実の歪曲」と題した投書が掲載されたものを見せていた

きました。投稿者は四日市へ来られて、まだ日の浅い方なのですが、四日市公害について関心を持っておられ、いろいろな機会に市民に対して公害について尋ねられたところ、「四日市には公害は存在しなかった」という返答に顎然とされたといった内容でありました。また、この方は公害は存在しなかったと後の世代に伝えようとするのは、過去の事実の歪曲ではないかと指摘をされておりました。他の地区からみえた方には四日市の現状がこのように映っているのかと、私もこの記事を見て驚いたわけでございます。

四日市には大気汚染と海水汚濁を中心とした公害があったことは歴史上も事実であります。そのまま放置すれば死の町、少なくともそれに近い状況をつくり出していたことは間違いのないことだと思います。そういった危機感が多数の市民を動かし、あるいは公害患者を動かし、公害裁判闘争が市民運動として大きく盛り上がりました。その結果、国の種々の公害規制を促すことになり、現在の四日市を取り戻すことができたものだと思います。

この公害裁判では企業とともに行政も厳しく責任を問われたところがあります。そして、現在は確かにかつての四日市公害として問題にされていた当時より、環境面では改善させることができました。しかし、公害があったことは事実であり、この事実を風化させて、もともとなかったかのように扱う態度は極めて恐ろしいことだと思います。

投稿者が指摘しているように、このような風潮があらわれる背後に、事実を隠そうとする何らかの力が働いているのか、それともただ市民が忘れっばいだけのことなのかわかりませんが、放置できない状況であることは確かだと思います。ちょうど本市では市制100周年記念事業として、四日市市史の編さんが進められており、またこの11月には本市の歴史の紹介を中心とした博物館がオープンします。これらの事業は四日市公害を正しく後世に伝えていく絶好の機会ではないでしょうか。

歴史はその時々都合で書きかえたり、消してしまっはなりません。まして四日市公害は本市の現代史にとり第2次大戦による戦災、伊勢湾台風とともに市民生活を脅かす重大な事件であったはずであります。四日市市史の中で、さらに博物館展示を通して、この事実をどのように伝えていこうとしているのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、環境基本条例の制定についてお尋ねをいたします。この条例がどのようなスケジュールで進められようとするのか、またこの条例作成に当たり、住民参加をどのようにされているのか、お尋ねをしたいと思います。二つには市の防災対策の強化についてであります。この9月1日は、関東大震災から70年たち、改めて地震による災害対策の強化が言われております。今年の3月議会で釧路沖地震に関連して対策の強化についてお尋ねをしましたが、それ以後北海道南西沖地震や鹿児島における水害などが起こり、多くの被害者を出しましたが、四日市市としてこの二つの災害から一体何を教訓として学ばれたのか、お尋ねをしたいと思います。

3月議会でも釧路沖地震の教訓から、身体障害者やひとり暮らしの老人世帯の対策についてお尋ねしたところ、行政がすべて守ることは不可能だから、自治会の組織や民生委員協議会、地域の自主防災組織、そういったところと十分連携しながらという答弁でございましたが、その後、具体的にどのような対策をとってこられたのか、お尋ねをします。

先日、笹川連合自治会で防災訓練が行われました。今回の訓練は、特に障害者やひとり暮らし老人を視野に入れた訓練を行うことになりましたが、それぞれの自治会長さんは、だれも町内のどこに障害者やひとり暮らし老人が住んでみえるのかわからない状態でありました。センターを通じて知らせていただきましたが、ある自治会では独居老人となっていて、実態は娘夫婦と同居していたとのこと。また、全然何も登録されていないところで、2世帯も独居老人があったということでありました。高齢化社会の中で、この実態は正確にどこが掌握してみえるのでしょうか、お

尋ねをしたいと思います。正確な実態を把握していなければ対策もとれないのではないのでしょうか。

次に、奥尻島の経験からも正確な情報を住民に早く知らせていくことが大切ですが、同報装置について具体的にどのように取り組まれているのかお尋ねをしたいと思います。

また、災害時の避難場所について十分知らないというテレビの報道でございましたけれども、そういう結果が出されておまして、四日市は過去防災マップを発行されて周知されておりますけれども、年月も経過している中で忘れていられる方もいるのではないのでしょうか。ぜひ家庭で身近に表示しておけるように、ステッカーを配布するなどの取り組みについてお尋ねをしたいと思います。

また、避難場所の問題でも、避難したところが土石流で流されたなどございました。あるいは避難場所に行くまでの間に大変な被害をこうむる、こういったことも考えられるわけでございますが、四日市で避難場所の安全性は、あるいは避難場所までの安全性は確保されているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

第2点目は、笹川団地に複合施設を建設する問題についてお尋ねをします。6月議会でも笹川団地への児童館の建設について話が出されましたが、その点についてさらに深めてお尋ねをいたします。

笹川団地が40年代当初開発され、入居開始しました。当時共働きも大変多く、昭和47年に学童保育もできる児童館を建設してほしいとの請願が出され、採択をされております。しかし、それ以後20年間、市は住民の願いにこたえることなく、児童館は建設しないとの方針で放置をされ、28号棟の東側の空き地が児童館建設用地として現在の児童福祉課が管理をしております。笹川連合自治会として現在の四郷地区市民センターができる時も笹川団地内に建設してほしい、こういう要望をしております。あるいはセンターの分所でも、そういう要望も出てまいりましたが、実

現ができなかったわけでございます。その後、引き続いて笹川西公園内にスポーツ施設利用者のための施設を建設してほしいとの要望も出てきたところであります。私自身も当選以来、地元要望実現のために、児童館建設のためにも時により取り組んできたところでありますが、6月議会では、児童福祉を初め種々の福祉施設の計画の中で考えていきたいとの答弁でありましたが、笹川団地は世帯数約4,000戸の大団地であり、四日市の人口の約20分の1を占めております。こういう団地で複合施設として建設するならば利用率も高いものになります。ぜひ第6次の基本計画の中に組み入れるべきであります。また、場所については現在の空き地だけにこだわらず、笹川団地の中心部である東西の公園施設内との団地住民の要望も入れて検討すべきであります。市長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（川村幸善君） 環境部長。

〔環境部長（須原賢治君）登壇〕

○環境部長（須原賢治君） 公害の事実を後世にどのように伝えるのかというご質問についてお答えを申し上げたいと思います。

本市におきましては、過去の重大な公害問題について、三重県とも協力をしながら積極的な取り組みをこれまでに行っておりまして、公害患者の医療費の無料化でありますとか、あるいは硫黄酸化物の総量規制など、国に先駆けた公害対策を実施してまいりましたところでございます。また、企業におかれましては、公害防止技術の導入でありますとか、新技術の開発などの努力がなされた結果、今日の環境を取り戻してまいりました。

この過程の中で得られました環境問題に対する貴重な経験と培われました知識と技術があるわけでございます。本市といたしましては、二度と再び公害問題を起こしてはならない、また本市以外の他の場所でも公害問題を起こしてはいけないというような観点から、これらの知識でありますとか技術は積極的にオープンをしていかなければならないというふう考えております。

この視点に立ちまして、平成2年度にはICETTを設立しまして、海外の方々にも広く本市の経験でありますとか知識、技術を紹介しておりますことはご承知のとおりでございます。また、市民の皆さんにも小学生向けを初めとした各種の啓発冊子の作成でありますとか、各種の環境イベントでのパネル展示の中で公害の事実のもとより、公害に対応しました過程も含めた公害の歴史を示しまして、環境保全の大切さを適切に訴える努力をしておるところでございます。

本市といたしましては、厳しかった公害問題を決して風化させることのないように、事実は事実として正確に見詰め、反省をし、環境に十分配慮したまちづくりを進めていかなければならないと考えておるところでございます。

また、公害情報の収集とか整理につきましては、環境教育の拠点として環境情報センターの設置を検討いたしておりますので、この中で本市の情報を収集整理していきたい、こういうふうを考えております。

なお、ご指摘のございました博物館においてもそのような取り組みはどうかということですが、過去の公害の歴史を正確に知らせていくというコーナーの設置について検討をいたしておるところでございます。

なお、もう1点、環境基本条例の制定についてご質問をいただきましたけれども、現在四日市としましては、庁内に環境管理計画策定連絡会議、これは助役以下、各部長で組織をしておりますが、この中で十分に検討をいたしております。先般の四日市環境保全審議会でもその中間的なご報告を申し上げたところでございますが、今後は連絡策定会議においてさらに検討を行った上で、最終的には環境保全審議会のご意見も承り、また国の環境基本法の動向も見据えながら、なるべく早い機会に条例の制定に向けていきたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（川村幸善君） 総務部長。

〔総務部長（鶴飼 滋君）登壇〕

○総務部長（鶴飼 滋君） 市の防災対策の強化についてお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

まず、ご質問の中で、釧路沖地震、あるいはまた先般の鹿児島島の集中豪雨、あるいは台風、そういった中から何を教訓として得たかという、こういったご質問でございますが、まず北海道の釧路沖地震についてでございますけれども、前回は申し上げたと思いますが、私どもは現地に調査団を派遣いたしまして、被害の状況等についていろいろと調査をまいりました。そこで、都市型の災害による電気あるいはガス、上下水道、通信といったいわゆるライフラインの機能が破壊をされまして、その復旧に非常に長い時間を要したという、そういったことから市民生活にも極めて大きな影響を与えたという、そういった教訓を得たことから、私どもといたしましては、ライフラインの関係機関との連携を一層密にしていくという、こういうことが一番大事であろうというふうに認識をしているわけでございまして、早速ライフラインの関係機関との会合を開きまして、今後どう関係機関が連携をし、災害対策に万全を期していくかという、そういったことについて既に話し合いを始めておりまして、今後具体的に連携の仕方、その他等々につきまして研究を進めておるところでございます、できるだけ早い時期にそういったことについてもまとめてまいりたい、こう思っておるわけでございます。

また一方、鹿児島県での集中豪雨、あるいはまた台風についてでございますけれども、先ほどもご指摘がございましたように、避難所そのものが流出をするという、そういった事態が今回発生をいたしましたわけでございまして、現在本市には避難箇所が全体で322カ所、また避難地につきましては105カ所あるわけでございますが、先ほど来、お話がございましたように、こういった避難所あるいは避難地が適切であるかどうか、さらにまた

避難所へ行くまでの距離が適当であるかどうか、そういったこと等々があるわけでございまして、したがいましてそういった避難所そのものについての安全性も含めまして、現在抜本的に見直しを図っているところでございまして、早急にその辺のところにつきましてもまとめてまいりたい、こう思っておるわけでございます。

同時にまた、特にこの災害の場合における住民の皆さん方への情報の伝達ということが極めて大事でございまして、先般の台風13号によりましても、住民の皆さん方から避難所はどこなんだということの問い合わせが幾つかございました。そういう点で私どもといたしましても率直に、避難所そのものが住民の側に十分周知されていないという、こういった反省を踏まえまして、今後さらに災害に対する情報をいち早く、しかも正確に住民の皆さん方に伝達していく方法といたしまして、無線による伝達システムを現在計画いたしておるわけでございます。

ちなみに、現在の伝達の仕方につきましては、一つは、広報車による、広報によって伝達をしていくという方法、もう一つは分団等につけられておりますサイレンを吹鳴することによって、住民の皆さん方に伝達をしていくという、そういった方法が現在とられているわけでございますけれども、ところが現実には市域全体を見てまいりますと、必ずしもサイレンの吹鳴が地域全体にきちっと周知されないという、そういう面も実はあるわけでございますので、そういった点も十分考えていかなければならない。したがいまして、今後私どもといたしましては、サイレンの吹鳴を中心にしながら、その能力のアップでございましてとか、あるいはまた支柱を建てまして拡声装置を備え、音声によって周知をしていくという、そういうことも組み合わせながら、現在無線システムの構築について計画を進めておる段階でございまして、そういったことについてご理解を得たいわけでございます。

さらに、災害の場合の災害弱者と言われております障害者の方でござい

ますとか、あるいはまた老人の方、さらにまた病人、妊産婦、そういった方々に対する避難の問題がまさにご指摘がございました。もちろん防災計画の中におきましては、自治会あるいはまた市民防災隊、民生委員の方々の協力をいただきながら、警察官でございますとか消防職員、市の職員等によりまして、最優先にそういった災害弱者を避難誘導していくという、こういった防災上の計画にはなっておるわけでございますけれども、現実には緊急の場合に果たしてそういった組織が十分機能するかどうかということについては、問題があるわけでございまして、私どもといたしましては、一番適切なのは、やはり何と言いましても、緊急避難のときは、隣近所の人たちが、そういった災害弱者を守っていただくという、もちろん市は知らないということでないわけでございますが、緊急措置の場合については、やはり隣近所の人たちに協力を求めるという、こういったことが非常に大事であろうというふうに思っておるわけでございますので、そういったことについてあらかじめ、それぞれの対象者について自治会等から名簿を出していただきまして、そういった方々を十分こちら側でも把握をいたしておりまして、そういった緊急避難時に備えて周辺の住民の皆さん方を含めたネットワークづくりというものを早急につくっていかねばならない、こんなふうに思っておるわけでございます。いずれにいたしましても、今後とも住民の皆さん方の理解と協力を得ながら、そういった災害弱者の方々に対して安全なお一層確保されるように、今後とも努力をしてみたい、こう考えておるわけでございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（川村幸善君） 加藤助役。

〔助役（加藤宣雄君）登壇〕

○助役（加藤宣雄君） 笹川団地西公園内に老人向け施設、児童館、集会所等に各機能を含めた複合施設を建設したらというご提言についてのご質問にお答えさせていただきます。

笹川団地内に老人、児童、集会の機能を持つ複合施設の建設をということでございますが、老人向けの施設については、現在策定中の老人保健福祉計画の中で要介護老人の在宅生活を継続し得る介護支援センター等の施設配置等を検討いたしておるところでございます。また、児童につきましては、留守家庭児童の保育対策等のための検討委員会を設けまして、そのあり方の検討を開始したところでございます。

複数の機能を持つ施設は、単一機能の施設に比べまして、世帯を超えた交流が図られる等、さまざまな効果が期待できるわけでございますが、施設の運営方法などで検討すべき課題もまた多くあるわけでございます。こうしたことから、先ほど申しました二つの検討結果を踏まえまして、学校開放の状況、地域施設の実情、人口、地域の特性等を考慮しつつ、集会機能も含めた施設についてご提言のことも含めまして、全市的な観点からそのあり方を検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（川村幸善君） 佐野光信君。

○佐野光信君 答弁をいただいたわけですが、公害の事実を後世にどのように伝えるのか、こういう点では、部長から盛んに企業の取り組み、行政の取り組み、るる述べられましたけれども、あの裁判の中で、あるいは裁判まで進めなければならなかったというのは、行政あるいは企業がそういった対策を十分とらなかった、これがまさにあの裁判の結果ではないか。

また、その後においても、総量規制は確かにつくられましたけれども、企業からの声もあって、その総量規制そのものも国が緩めたからといった形で緩めていく、こういうことが行われてきたわけですね。そういう点でやっぱり公害問題、本当に行政側でなくて、企業の側でもなくて、やっぱり被害者の立場に立って、あるいは市民運動の立場に立って物を見なければならぬ、このように思うわけですが、その点でやっぱり見方

というのは大きく違ってくるのではないのでしょうか。

一つの例としてどう取り組んでいるかと聞いたわけですが、あの博物館の中でどれだけスペースができるのでしょうか。やっぱりきちっと伝えていく、こういう点では別に施設をつくる、そういうものが必要になってきているのではないのでしょうか。過去、私も、小学校の教科書が当初は3ページにわたって公害問題に触れられていたけれども、今の教科書では3行しか触れていない、こういう点も指摘したことがあるわけです。ぜひそういう点でこの公害問題、あの62年の指定地域解除から以後、公害はなくなったと盛んに宣伝をされておりますけれども、二酸化窒素の濃度はだんだん濃くなってきているんです。そういう点でやはり後世にきちっと公害の歴史を正しく伝えていく、そのための施設を建設していただきたい、このことをぜひ答弁をお願いしたいと思います。

それから、笹川団地内のこの施設でございますが、検討中ということでございますが、全市的でなくて、私が言っているのは、笹川にどうだ、人口の20分の1もあるんだということを言っているわけです。あの狭い地域内に4,000戸の世帯がひしめき合っている、そういう点でも本当に利用率の高いところになるわけですし、また多くの方がそのことを望んでおりますし、ぜひ全市的じゃなくて、笹川にどうだという点で検討していただきたい。特に、西公園にはテニスと、それからソフトボールができる、野球ができる、こういうスポーツ公園もあるわけですね。そういった施設を利用される方から見ましても、本当にあの西公園内に施設をつくっていただくというのは、公園利用を一層促進していく、あるいは東公園が今なかなか利用されていない、こういう点でも施設ができれば、近隣公園としての役割も十分果たしていく、そういう点でぜひいま一度答弁をお願いしたいと思います。

それから、災害時におけるお年寄り、どこがどうつかむのかと。先ほどもお話ししましたように、3月議会の答弁では取り組んでいきたい、こう

ということでしたがけれども、その実態は一体どこがどうつかむのかと。自治会につかませるつもりですか。それとも民生委員でつかんでいくのか。ところが、そういう市が持っている資料の中には、お話ししましたように、独居老人として登録してあるけれども、実際上は娘夫婦と一緒にいた。そして、何にも書いてないのが独居老人であったと。これは一つの自治会だけです、あの笹川団地、高齢化社会を迎えている中で、そういう例がたくさんあるはずなんです。その実態を一体どこでどうつかもうとされているのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（川村幸善君） 環境部長。

○環境部長（須原賢治君） 公害の事実を後世に伝え、風化させないための資料を単独で収集するための資料館的なものの建設をというご要望、ご意見だというふうにお聞かせいただきましたけれども、残念ながら現在のところそれだけの特別の資料館をつくるという考え方は持っていないわけですが、さきのご答弁でも申し上げましたように、環境情報センターといいますのは、具体的には本町の地域振興課分室跡地に建てる建物の中に、仮称でございますけれども、環境情報センターというものを設置いたしまして、その中に一つのコーナーとしまして、環境に関する各種の資料を収集・整備し、提供するシステムを構築しまして、環境情報の発信基地にしていきたい、こういうことでその中で十分資料の整理をすることを検討してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（川村幸善君） 加藤助役。

○助役（加藤宣雄君） 複合施設を笹川西公園の中という再度のご質問がございましたが、この笹川西公園というのは現在面積が2万6,000㎡あるわけございまして、建ぺい率からいけば、その3%以内であれば建築は可能ではありますが、当然この公園を利用される方の合意形成というのが必要であるわけでございます。今、議員の方からご提言ございましたこ

とは、重く受けとめまして、全市的な観点から検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（川村幸善君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（服部美次君） 災害弱者の把握についてご質問がございましたので、お答え申し上げます。

地域における高齢者や障害をお持ちの方々の実態把握につきましては、私ども地区の民生委員の皆さんを中心に把握しているところが実態でございます。私どもも完全な把握をし切れないというのが実情でございます。病院へ入転院を繰り返しておられる方、若年でも病気やけがの方、妊産婦の方もおられます。したがって、これらの地域の情報につきましては、日常の地域内の諸会合、諸活動の中で地域組織相互の情報交換をより密に行うことによって、地域社会づくりの中でネットワークをお願いしてまいりたい、そのように考えております。ご主旨を踏まえて、地域災害対策に取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうかご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（川村幸善君） 佐野光信君。

○佐野光信君 公害を後世に残すための特別な資料館はつくるつもりはないということですが、本町というのか、あそこのできる施設の中でということですが、私は、今の桜地域にあれだけ広大な用地があいている。ただ単にその情報の発信基地だと、そういう点で四日市公害だけでなく、例えばここへ来れば、全国のあるいは世界の環境問題を含めた公害問題もわかる、こういった大きな施設をつくっていく、そしてそこをまさにICETTと結んで情報の発信基地にしていく、これぐらいの考えを持ってもいいんじゃないかと思うんですね。余り四日市だけ、みみちく考えることでなくて、本当にそういう立場でどうなのか、再度お尋ねをしたいと思うんです。

それと、公園施設、3%条項、よくわかっているんですけども、笹川

団地が形成されて、もう二十数年たつわけです。ある方に聞きますと、公園の面積、もう今ではいろんな情勢が変わったという形で解除できると。先ほどお話が出てきましたゴールドプランの問題、そういったことも含めて、やはりあの笹川団地を取り巻く情勢が変わったんだと、こういう形できちっと計画を出せば、十分公園敷地から除くことができるんだと、こういうお話も聞いているんですね。ですから、余り公園用地だけ、3%条項、そういうものにとらわれることなく、やっぱりきちっとつくるんだという立場に立てば、いろんな条件はクリアできるんです。ですから、重くということでございますので、できるものだと思いをさせていただきますけれども、ぜひこれはつくっていただきたいと思います。

それから、お年寄りや障害者、地域内での情報交換をということで保健福祉部長は答弁をされたわけですが、自治会長さんも怒っていたわけです。民生委員さんに一度この自治会内における障害者や、あるいはひとり暮らしの老人について情報を教えてほしいと、こうお願いしたところ、個人のプライバシーだから、それは教えるわけにはいかない、こういう形でけられているのですね。ところが部長は、地域内の情報交換、こう言いますけれども、悪用するのではなくて、そういう人たちの対策をとるためにということで、せっかく自治会長さんが積極的に民生委員さんにお話ししても、確かに民生委員さん個々では判断できないだろうと思うんですけども、資料を出せない、これでは地域内の情報交換、一体部長、どうやってやるんですか。口ではいろいろ言われるけれども、結局はそういった形で情報を握りつぶして、1カ所でそのままに放置している。しかも、その情報そのものが正確ならいいですよ。不正確な情報を一生懸命抱えて対策をとろうとしても、これでは対策はとれないんじゃないですか。その自治会長さんは、今度はそういうところへ頼っていても仕方がないから、みずから組長さんをお願いをして、独居老人あるいは障害者の実態把握調査をするんだ、こういうことを言われているわけです。ですから、やっぱりもっ

とそういう点でも情報公開を言われている自治会長さんにそんな情報を悪用している方はみえません。ぜひそういう防災の面からもその対策を強めていただきたいと思います。

○議長（川村幸善君） 環境部長。

○環境部長（須原賢治君） さらにご指摘のございました鈴鹿山麓研究学園都市の中に、本市だけの公害の歴史ではなくて、全国的な、世界的な資料の収集をやったらどうかというご提言につきましては、佐野議員さんの大変貴重なご提言として承っておきたいと思います。具体的なことにつきましては、私、今現在意見を持っておりませんので、差し控えさせていただきますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（川村幸善君） 本日はこの程度にとどめることにいたします。

次回は、明日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時35分散会

会 議 録

第 3 日

(平成5年9月14日)

○議事日程第3号

平成5年9月14日(火) 午前10時開議

第1 議席の一部変更について

第2 一般質問

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員(40名)

青 山 弘 忠  
小 井 道 夫  
石 川 勝 彦  
市 川 悦 子  
市 川 正 徳  
伊 藤 正 数  
伊 藤 雅 敏  
伊 藤 正 巳  
宇 野 長 好  
大 島 武 雄  
大 谷 茂 生  
小 川 政 人  
川 村 幸 善  
喜多野 等  
久 保 博 正  
桑 原 勇  
小 林 博 次  
坂 口 正 次



○出席事務局職員

事務局長	長谷川 昭彦
参事兼議事課長	伊藤 千秋
議事課長補佐	玉田 耕士
議事係長	井上 紀久夫
主事	濱田 信二
主事	芝田 敏樹

午前10時1分開議

○副議長(田中 武君) おはようございます。川村議長に代わりまして議長の職務を行いますので、よろしく願いをいたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は38名であります。

本日の議事については、お手元に配付いたしました議事日程第3号により取り進めますので、よろしく願いいたします。

日程第1 議席の一部変更について

○副議長(田中 武君) 日程第1、議席の一部変更についてを議題いたします。

おはかりいたします。小井道夫君と森 真寿朗君の議席を、ただいまご着席のとおり変更したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中 武君) ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第2 一般質問

○副議長(田中 武君) 日程第2、これより一般質問を昨日に引き続き

行います。

順次発言を許します。

瀬川憲生君。

〔瀬川憲生君登壇〕

○瀬川憲生君 おはようございます。

一般質問2日目、一番目のお許しをいただきましたので、通告に従い順次質問させていただきます。

まず最初に河原田地区の諸問題を3点ほど質問させていただきます。

第1点目は、千歳地区CAT整備構想の関連事項として、また都心基盤整備事業の出発点となっているJR四日市駅の貨物基地移転事業ですが、この移転先の候補地として、昨年、河原田地域を指定し、国、県、JR貨物等の関係機関と具体化への協議を進めるとともに、地元自治会や地権者にもその趣旨の説明をして、理解、協力への努力をされてきたことは承知しております。ところが、地元への働きかけは昨年までのことで、今年度に入ってからは一度も話し合いが行われておりません。そのためか地元住民からは、不足、不安、不信の声やさやかかれております。プロジェクトの規模からしても、そう簡単に具体化するとは思いませんが、千歳地区CAT整備構想推進のための第1関門でもありますので、余り時間をかけると中部新国際空港への海上アクセス拠点づくりにも影響するのではないかと心配されます。一日も早く貨物基地移転事業を実現するための努力を重ねていただくことを強く要望するとともに、現在、どのような状況なのか、言える範囲内で結構です。現状報告をお願いいたします。

第2点目は、今年度からスタートした河原田地区まちづくり協議会について、意見を含めお伺いいたします。

この協議会は、河原田地区の特性を生かし、将来を予測した個性豊かな活性化したまちづくりのために調査、研究を主体とした勉強会が現在、進められていると承知しております。河原田地区には、先ほど申し上げたJ

R貨物基地移転が実現すれば、駅を含む周辺整備や排水対策、道路改善、また将来後継者が心配されるみかん山丘陵地の総合開発など、数多い整備すべき問題事項があります。これらの問題事項を解決するためには、この協議会を通じ、河原田の自然、歴史、文化、産業など、地域の個性を改めて見直して、市と住民が知恵を出し合い、地域の特性の分析の上に個性豊かな地域活性化のための開発につながるものを推進されるものと期待しております。

そこで申し上げたいことは、この協議会の市の担当が計画推進部都心整備課であります。これはJR貨物基地移転事業の関連対策の一環として対応したため、今のところやむを得ないと思いますが、先ほど申し上げたように、河原田地区には地域活性化のための開発すべき課題が山積しております。このため貨物基地移転問題にこだわらず、幅広い視野でこの取り組みを期待するものです。例えば、都市計画部、建設部、下水道部等、地域開発の専門部が参加して、また地区住民が主体となれば市民部も参加すべきだと思います。このように市全体の協力により協議会の気運を盛り上げ、急がず、時間をかけて慎重に検討され、21世紀を創造した活力に満ちた地域づくり、まちづくりが実現することを期待するものですが、これについてのご所見をお伺いいたします。

第3点目は、河原田地内に計画決定されている、環状1号線ルート of 県道から内部地内までの路線内容についてお尋ねいたします。

現在、河原田内部間の道路は、内部川左岸堤防を利用した県道のみで、道路が狭くて朝夕のラッシュ時には渋滞がひどく、危険な状態が続いております。そのため周辺住民は、環状1号線の早期開通に大きな期待をしております。しかし、現在のところ路線決定のみで、時期、構造等についてはいまだ知らされておられません。この道路は一部住宅地を通りますが、ほとんどが今後開発が予測されます丘陵地帯を縦断するルートになっております。また、この地帯は遺跡の宝庫とも言われるほどの遺跡地帯でもあり

ますので、整備計画に影響するものではないかと思われます。複雑な地形のこの区間ですが、今後の計画について事業実施の時期、路線の位置、構造等、現在検討されている状況をお伺いいたします。

以上で河原田地区の諸問題の事項を終わります。

次に、スポーツ施設の整備と充実についてお伺いいたします。

スポーツは、だれもが健康で文化的な生活を営むためには不可欠なものであります。また、高齢化社会を迎え、子供から老人まで健康問題は、現代社会の重要なテーマであります。望ましい社会とは、だれもがスポーツを楽しむ権利を認められ、活動のできる社会ではないかと思えます。スポーツは大変魅力的なものであり、多くの人に親しまれ、生涯にわたって愛すべき価値を持っております。そのためスポーツを生涯の友としている人が少なくありません。そこで、現代社会の中でスポーツがどのような形で親しまれているか見てみますと、まず第1に、健康を求めるスポーツとして、個人的に身近に健康体操や水泳、ジョギング等が盛んに行われております。

第2に、競技としてのスポーツとして行われ、自己の記録や能力を試したり、精神の修養や訓練にも活用されております。

第3に、楽しみを求めるスポーツです。いわゆる見るスポーツ、観戦するスポーツのことです。第1、第2はするスポーツですが、第3は娯楽的要素を含め、見る、観戦するスポーツで、このような形でスポーツを楽しむ人口がかなり多いのではないかと推測されます。そこで、スポーツを見る、観戦するという観点から、四日市の競技場を点検してみますと、客席、観覧席が少なく、見る施設よりする施設に重点が置かれております。有料でもよいからいいゲームを見たいという声をよく聞きます。しかし、四日市では、オープン戦や練習試合を除けば、プロのゲームはもとより、全日本級の試合が行われたことがなく、このクラスの試合を見るために四日市市民は、名古屋まで出かけて行かなければなりません。名古屋周辺都市で

は、浜松や岐阜では順次行われておりますが、四日市市は候補地にも名が  
上がらない。それは1級の選手に満足を与える施設不足と、観客席が少な  
く採算面で問題ありとのことで、このままでは第一線級のスポーツ観戦は  
四日市では無理ということになります。今議会の議案として、霞ヶ浦第1  
野球場内野スタンド設置工事の事項が提案されており、従来の内野芝生席  
を固定観覧席に改善し、固定席が2,812席になる予定です。今後こうした  
際に、見るスポーツの観点から、極力観客席を増設していただくことを強  
く要望いたします。

また、霞ヶ浦野球場のみならず、中央緑地陸上競技場等の既存施設につ  
いても、観覧席を2万人程度に増設して、駐車場等の付帯施設の充実も図  
りながら、各種のプロスポーツを招致できる程度に施設のグレードアップ  
を図っていただきたいと思いますが、いかななものか、こうした点につい  
ての考え方をお尋ねいたします。

最後に、中央緑地体育館についてお尋ねいたします。

昭和43年の建築で施設も古くなっており、観客席の増設を要望したいと  
ころですが、それより建て直す時期ではないかと思いますが、予定につい  
てお伺いいたします。

第2体育館の建設事項が今議会に提案されておりますが、第1体育館の  
サブとしての効果が期待されます。第1体育館で気になることは、放送設  
備のまずさです。マイクを通した声が聞き取れず、何を話しているのかわ  
からない現状です。この体育館は多目的に利用され、特に福祉催しにも種々  
利用されているようですが、行われている内容の説明が聞き取れないので  
は、楽しさも半減してしまいます。このため放送設備の改善予定はどのよ  
うになっているのか、お伺いいたします。

これで見て楽しむことのできるスポーツ施設の充実についての質問を終  
わります。

以上で、第1回目の質問を終わります。ご答弁よろしくお願ひいたしま

す。

○副議長（田中 武君） 計画推進部長。

（計画推進部長（川畑義之君）登壇）

○計画推進部長（川畑義之君） ご質問のごさいました河原田地区の諸問  
題についての1点目と2点目についてのお答えを申し上げます。

ご質問の貨物駅の移転事業は、議員もおっしゃいましたように、JR四  
日市駅周辺地区の都市拠点総合整備事業や連続立体交差事業の出発点とな  
るものであるわけでございます。その移転先といたしまして、平成4年の  
6月議会では、地理的条件、交通条件、周辺環境への影響等、総合的な立  
地条件を勘案して、市として河原田地区に貨物駅移転先を絞り込み、国、  
県、鉄道事業者等の関係機関と協議を進めている旨の答弁をいたしました。  
その後、市といたしまして、河原田地区を念頭に、国、県、JR貨物等と  
精力的に協議を進めてまいりました。その中で国、県におきましては、早  
期に連続立体交差事業の国補採択をうけるためには、JR四日市駅周辺の  
良好なまちづくりが必要であり、そのためには貨物駅の移転先による連続  
立体交差事業への構造的な影響を最小限にとどめるよう指摘を受けました。  
つまり、まちづくりに活用できる貨物駅跡地を最大限確保するとともに、  
JR四日市駅の鉄道高架橋を極力スリム化できるよう、貨物駅の移転先に  
ついては、将来の鉄道貨物輸送体系を勘案しながら、名古屋型、亀山型の  
双方について検討し、移転先を検討すべきとの指導を受けたところであり  
ます。

一方、JR貨物は、まちづくりに協力したいが、多角的な調査による会  
社経営の見きわめが必要であるとした上で、四日市駅における鉄道貨物収  
入は、全社的にも占めるウエイトが高いので、移転先によっては、現在利  
用の荷主が他の輸送手段に移るおそれがあり、将来の経営にも配慮した貨  
物駅移転先を選定すべきこと。また、運輸省と建設省の連続立体交差事業  
に関する協定によれば、連続立体交差事業に対しては、鉄道事業者にも一

定の負担が余儀なくされることから、高架化事業費が大きくなると負担も増え、受益を超える負担は困難であり、貨物駅移転計画の策定等に当たっては、負担ができる限り少なくなるように配慮すべきこと等、JR貨物から要請を受けたところであります。

以上のような国、県、JR貨物との協議経過を踏まえながら、市といたしましては、河原田地区以外の地区も移転先の候補地として、再度調査を進める必要が出てまいりました。この調査では、連続立体交差事業の構造的な影響、及び将来の鉄道貨物輸送体系等について多角的な検討を行わなければなりません。鉄道貨物輸送の将来展望、配線計画等々の専門的事項の検討につきましては、JR貨物の協力が不可欠であることから、JR貨物の技術協力を受け、現在、調査を進めているところであります。いずれにいたしましても、貨物駅の移転事業は、JR駅周辺の活性化のみならず、千歳地区CAT整備構想にも結びつくような、本市にとっての最重点施策の先駆的的事业であり、実現に向け、今後とも関係機関と協議しながら精力的に検討を進め、関係事業者の合意のもと、早期に移転先の確定を図ってまいりますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2点目の河原田地区まちづくり協議会につきましては、河原田地区市民センターを事務局として、関係自治会長を主体として設置し、計画推進部都心整備課も協議会の委員として参画し、河原田地区まちづくり計画の策定を支援しています。現在までに協議会では、協議会規約の作成、河原田地区の現況の把握、市域における河原田地区の位置づけ、まちづくりの手法等について、他都市の事例を参考にしながら研究してまいりました。これまでの審議では、住民参加のまちづくりはいかにできるのか、将来のまちづくりの担い手をどう育てるのかといったソフトな対策と、開発計画と将来像をどう結びつけていくのかといったようなハードな問題とが議論されてまいりました。現時点では、まだまちづくりの研究を始めたところでありまして、市としては、計画推進部都心整備課が委員として参画してお

りますが、今後本格的にまちづくりの議論が行われる段階におきましては、協議会の規約にも、「委員として関係する行政機関の代表者で構成する」となっていることから、市の関係各部の協議会への参画を求めているというふうを考えております。いずれにいたしましても、まちづくりには議論の積み重ねを継続的に進めることが必要でございますし、また住民主導のまちづくりという観点は十分維持していくつもりでございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（田中 武君） 建設部長。

〔建設部長（西田喜大君）登壇〕

○建設部長（西田喜大君） 環状1号線の計画推進につきましてお答えいたします。

都市計画道路環状1号線は、大矢知地区から河原田地区まで本市郊外部を環状する道路でございます。延長約14.89kmのうち、約5.2kmが完成しております。整備率は約35%となっております。重要な位置づけをされた道路でございます。このうちご質問の旧国道23号でありました県道四日市鈴鹿線から采女団地入り口の間計画でございますが、この未整備区間となっております約1.2kmの地形を見えますと、丘陵地と市街地との標高差が約50mもございます。単に通過交通のために本道路を整備するとなれば、道路両側に40m前後ののり面ができ、沿道土地利用にも問題があるかと思われま。またご指摘のとおり、遺跡も多くあるところでございます。したがって、当区間の道路整備につきましては、周辺のまちづくりを進める中で、当路線周辺の土地利用計画を見きわめながら道路構造を決めるとともに、事業化に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。よろしくご理解をお願いいたします。

○副議長（田中 武君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまのご質問の第2番目の、スポーツ施設

の整備についてお答えを申し上げたいと存じます。

昨日も申し上げたところでございますが、今日、高齢化社会の進展とか、あるいは余暇時間の増大といったような社会変化の中で、市民生活の豊かさが強調されてきております。生涯にわたる生きがいであるとか、あるいは健康、体力づくりに資するためのスポーツ活動の持つ意義は、ますます重要なものとなってきておると存じております。ご指摘のように、スポーツの多様化、あるいは高度化、さらには大衆化といったようなことによりまして、スポーツに対する市民の関心とか、参加意欲が高まってきておりまして、よりハイレベルなスポーツ競技に身近に接したいという意向も強く感じられておるところでございます。このような動向を踏まえまして、ただいま議員からご指摘、ご発言がございましたように、本年度におきましては、霞ヶ浦第1野球場の内野スタンドの増設工事に着手することにしたしまして、現在2,490席余りの席を2,812席に増設をいたしますとともに、さらに幼児室とか、あるいは身体障害者用の観覧席、あるいは選手席等を設けた中央緑地の第2体育館の建設を予定させていただいております。既存施設の観客席の増設につきましては、それが直ちにプロスポーツを招致するというにはまいりませんかわかりません。しかし、ご提言の見るスポーツ、あるいはスポーツ観戦といった観点を十分に考慮いたしまして、観客及び競技者の利便性にも配慮した付帯施設の充実とか、あるいは周辺の交通事情等にも留意しながら、各施設のグレードアップに今後も努めてまいりたいと存じておるところでございます。

また、中央緑地体育館につきましては、ご指摘のありましたように、建設後今日25年を経過してまいりました。次第に老朽化も進んできておる状態でございます。そういったことから、今後第1体育館が将来はメイン機能を果たせるような施設設備、そういったような観点で、今回の第2体育館もそれと連携できる、そういった構想のもとでの設計をしておるわけでございますが、そういったようなことで将来に向かってさらに検討を

進めてまいりたいというふうには存じております。

なお、最後にご指摘のございました、現在の中央緑地体育館における放送設備につきましては、私もあの放送、本当に聞きにくうございまして、どこに原因があるか。つくるときには、NHKの技術者を招いていろいろ設計していただいたわけでございますが、早急にこの原因を究明いたしまして、わかり次第、早急に改善を図ってまいりたいというふうには存じておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（田中 武君） 瀬川憲生君。

○瀬川憲生君 ご答弁ありがとうございました。

JR貨物の問題でございますけれども、もう一度一から検討し直すというふうには理解できるようなご答弁でございましたが、慎重に検討された上で河原田地区をご指定されたんじゃないかと思いますが、また改めてもう一度ということになると、結果的には行き先がないのじゃないかなということ、やはり行き先がなくなると中部新国際空港への海上アクセスの問題で、2001年には一番機を飛ばしたいというふうな構想で中部新国際空港の事業が進んでいるようでございますけれども、完全に手おくれになるんじゃないかな。これ、もう市の致命傷にもなると思いますので、その辺はひとつ慎重にご検討いただいて、河原田地区がなぜまずいのかということもご検討いただきたいと思います。

一つには、河原田地区の現在指定されてる周辺というのは、非常に浸水地帯で、排水問題で問題になっているということで、河原田地区としても数年来の悩みごとで、いろいろと各関係方面からも排水対策については下水道部等には対策をお願いしてるようでございますけれども、そういった問題も積極的に対応していただいて、ただJR貨物だけにこだわって交渉じゃなしに、周辺の整備をして、やはりお金のかからない方法で移転していただけるような形で進めていかないと大変な問題になるんじゃないかなと思いますので。

それから、河原田地区へのいろんな働きかけも既にされておって、先ほど申しましたようにそのままになっておるということでございますので、この辺もう一度ご検討いただき、積極的な対応をお願いしたいなと思います。

それから、それに関連して、河原田地区まちづくり協議会というのが、前回、昨年6月議会でこの問題、私も提言させていただき、地域開発にもつなげていただきたいということで、このまちづくり協議会が催していただいたと理解しておりますが、非常にありがたいことございまして、河原田地区はかなり開発事項が多いわけございまして、先ほども申し上げたとおりでございますので、そういったもの含めて慎重に検討していただき、決して急ぐことはございませんので、時間をかけてひとつよろしくお願ひしたいと思います。先ほどのご答弁で理解はさせていただきました。

それから、環状1号線の問題ですけれども、非常に複雑な地形でございますので、なかなか平面的な利用は難しいような感覚も受けるんです。先ほどのご答弁の中に、標高差が50mという、かなりこれ高いもので、40m前後の側面ができるというふうなご説明でございますので、これも工法的には大変だと思うんですけれども、やはりここの地域開発、土地の利用計画を考えますと、平面的な形で道路をつけていただくことが絶対的な条件じゃないかなと思いますので、今後の調査等含めて慎重にご検討いただいて、それと地元住民とも十分にご相談されて、この問題については対処、お願ひをしたいと思います。

それから、スポーツ施設の整備と充実についてのお答えをいただきありがとうございます。これにつきましても、やはりビッグなゲームが四日市で何も行われぬというのは非常に市民としても張り合いがないわけでございますので、全日本級クラスの試合が、昨日、Jリーグの競技をというふうなご質問も伊藤雅敏議員からいただいておりますけれども、それとあわせて、やっぱり全日本級クラスのビッグなゲームも四日市で行われると

いうこと自身が四日市市民の誇りにもなると思いますので、そういった施設がないということは非常に残念なことで、三重県でも行われぬのがこれ現状です。三重県中探してもいい競技場がないということにもつながっていくわけで、四日市市は三重県で最大の都市でもありますので、そのくらいの競技場は持ってもいいんじゃないかなと思います。そういったことで今日、明日にはできないと思いますけれども、ひとつ前向きにご検討いただきまして、こういった楽しいゲームを市民が楽しめるような施設をつくっていただきたいと思います。

以上、要望として私の質問を終わります。ありがとうございました。

---

○副議長（田中 武君） 宇野長好君。

〔宇野長好君登壇〕

○宇野長好君 おはようございます。

環境基本条例の制定への推進状況についてでございますが、昨日の佐野議員の質問と重複いたしますが、この1点のみの質問だけなものでご理解いただきまして、私なりに質問させていただきたいと思ひます。

昨年6月3日から14日まで、ブラジルのリオデジャネイロで環境と開発に関する国連会議、いわゆる地球サミットが世界約180カ国が参加し開催されました。それからはや1年余りが経過し、日本としても環境問題に積極的に行動を起こす動きがそこそこに見られるようになっております。来年度に向けた環境庁予算でも、衆議院解散で廃案となりました環境基本法の成立を見込んだ形で来年度予算の概算要求がまとめられ、総額680億円、本年度当初予算に比べ6.6%の増で、国の一般歳出の伸びの3.8%を上回った大幅アップの要求額となっており、今までにない積極的な対応と聞いております。主な政策では、環境基本法の成立を前提にして、国内外の環境影響評価制度、いわゆるアセスメントの実施状況や技術手法、アセスメント法の必要性の検討など、総合的な調査検討を行うことを目的とする

環境影響評価制度特別総合調査研究費として2億3,400万円をはじめ、環境基本計画の策定費用等が盛り込まれており、また地球環境問題に取り組む市民団体を支援するための地球環境基金への助成の増額、環境ODAでは、今年6月に開催されたエコアジア93での合意を踏まえ、アジア太平洋地域の長期展望策定調査費を計上する等があります。ほかに、関税及び貿易に関する一般協定、いわゆるガットのテーマとなります環境と貿易の関係のあり方を調査する費用が計上され、特に興味を引く事項としては、都市の快適環境（アメニティ）づくりも予算化されていることです。このように国の政策が大きく変貌しようとしております。最も注目すべき大きな変化は、環境影響評価、いわゆる環境アセスメントが位置づけられようとしていることです。これは地球開発や都市計画などの開発行為の実施に先立ち、開発行為が大气、水質、土壌、生物など、環境に及ぼす影響を予測評価し、さらにその防止策や代替案を提示、比較検討することです。この内容は環境保全のためには絶対的事項と言われておりますが、今まで環境庁が提案した環境アセスメントを含む法案は、財界などの反対で法制化をあきらめざるを得ない状況となっております。このため環境行政は、現実問題に対応し切れず後追いの施策となり、保全対策が手おくれとなる事態が多く見受けられており、地方自治体では、三重県のように独自のアセスメント条例を制定し代用している自治体が数多く見られます。

今日の環境問題は、ただいま申し上げました環境アセスメントによる予見的な対応と同時に、行政のすべての分野における環境への配慮、総合的といえますか、全庁的な環境施策の展開、それに21世紀を展望した計画的な環境施策が必要となってきております。このような予見的、総合的な、また計画的な環境施策を展開するためには、広く合意形成のできる環境行政に対する基本理念を確立することが必要であり、それを環境基本条例といった形で明確にあらわさなければならないと考えるのであります。

この環境基本条例につきましては、昨年3月議会におきまして、本市の

環境行政における重要な経験を踏まえ、将来への大きな飛躍をするためにも、今こそ全市民的な、全庁的に通じる環境行政に対する基本理念を整理する必要があるとの観点から、私なりの提案を行ったものであります。その要点といたしまして、まず第1は、企業活動に対する公害の防止、第2は、環境問題に取り組む際の住民参加の必要性、第3は、環境行政に対する基本理念の確立でございます。特に、第3点目の基本理念の確立につきましては、今後市が計画しているプロジェクトを円滑に進め、しかも後世に豊かな自然環境と、潤いや安らぎの感じられる快適な生活環境を引き継いでいくためにも、開発と環境保全が同じレベルで検討される必要があり、そのような視点から、市の環境にかかわる基本理念をあらわす環境基本条例の制定について申し上げたものであります。その際、市民の生活と健康を守る観点、快適で住みよい環境づくりをしていく観点、予見的、総合的な環境行政を確立していく観点、さらに住民、企業、行政の連携強化の観点から、基本条例の制定に向けて作業を進めていくとのご答弁をいただきました。

さらに昨年6月議会におきまして、瀬川議員から、環境汚染が進む昨今、早急な対応を要望してまいりました経緯があります。これに対し、おおむね3年をめどに作業を進めるとご説明いただいたと記憶しております。その後、既に1年半の時間が流れております。環境部においては、ご答弁をいただいた線に沿って鋭意事務を進めていただいていると思っております。現在までの作成作業の経過、今後の予定等について、報告できる範囲で結構でございますが、状況についてお伺いいたします。

1回目の質問を終わります。

○副議長（田中 武君） 環境部長。

〔環境部長（須原賢治君）登壇〕

○環境部長（須原賢治君） 環境基本条例の現在までの作成作業の経過なり、今後の予定をとということについて、ご答弁を申し上げたいと思います。

今日における環境問題は、従来の産業公害、自然環境の保護といった分野のみならず、自動車による大気汚染、騒音、生活排水による水質汚濁などの都市型、生活型環境問題へと広がりを見るとともに、酸性雨、オゾン層の破壊など、地球的規模の問題へと発展をしてきております。また、環境に対する市民の意識も、単に公害などの規制といった点にとどまらず、水と緑を生かしたまちづくり、良好な都市景観の創造など、積極的に生活の質的な向上を求めるものへと広がりを見せております。こうした中、環境政策面においても、従来の公害対策などの個別対応的な行政ではなくて、21世紀を展望したまちづくりの観点から、予見的、総合的、かつ長期的な視点に立った行政の確立が求められておるところでございます。本市におきましてもこうした観点から、国の環境基本法案の骨子を参考としながら、環境政策の理念となる環境基本条例の制定を目指しておるところでございます。制定に当たりましては、第1に施策の総合性、第2に科学的予見性、第3に生態系への配慮、第4に地球環境への配慮、そして最後に市民の参画と協働の5つを基本原則としながら進めてまいりたいと考えておるところでございます。

さらに、本条例で示すところの理念の実現を図るために、環境管理計画というものを策定いたしまして、庁内の推進体制の強化でありますとか、行政と市民と事業者の連携強化でありますとか、先ほどご指摘もございました環境影響評価システムの充実を図っていききたいと、こういうふうに考えております。

現在、条例制定並びに環境管理計画の策定に向けて、助役以下部長全員で組織をいたしております環境管理計画策定連絡会議というもので、随分と検討をいたしておりますとともに、先般、四日市市環境保全審議会においても、その趣旨説明を行ってきたところでございます。今後は、条例並びに先ほど申し上げました環境管理計画に対する具体的な取り組みにつきましましては、先ほど申し上げました策定連絡会議においてさらに検討を進め

るとともに、四日市市環境保全審議会でも十分にご議論をいただきながら、現在、成立がおくれています国の環境基本法の今後の動向も見据えた中で、できれば平成6年度中に制定をいたしたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○副議長（田中 武君） 宇野長好君。

○宇野長好君 ご答弁ありがとうございました。

質問しました環境基本条例は、四日市公害を克服した本市にとって非常に大切な事項でありますので、我々清風会といたしましても、少しでも早く制定をお願いしたいところであります。ついては、本年度中に条例の基本的な方向についてお決めいただき、平成6年に必ず制定をしていただきますよう要望し、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○副議長（田中 武君） 暫時休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時56分再開

○副議長（田中 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤井浩治君。

〔藤井浩治君登壇〕

○藤井浩治君 きょうは、イスラエルとPLOが平和のための協定に調印いたしました。長い間続いた紛争にやっとピリオドが打たれたわけで、大変喜ばしい歴史的な日でございます。

それでは、人間とウイルスとの果てしなき闘い、院内感染対策についてお尋ねいたします。

近年、MRSA感染や、B型、C型肝炎等のいわゆる院内感染について新聞報道等がなされ、大きな社会問題となっております。県内では、昭和62年7月三重大学附属病院におきまして、小児科の研修医2人と看護婦1人がB型肝炎に感染し、25歳の女性医と28歳の男性医が、劇症肝炎で相次

いで死亡したショッキングな事件が記憶に新しいことと思います。この事故を契機に感染防止対策が見直され、予防ワクチンの接種や器具の消毒などが徹底されることとなり、一時は小康状態になったかに見えましたが、その後、昭和64年アメリカでC型肝炎ウイルスが発見され、今日ではMRSAとともに、医療に従事するすべての人が最も関心を抱く院内感染の代表格となっております。院内感染とは、市中感染に対応する言葉で、患者や医療従事者が病院や診療所内で罹患した感染症すべてを指すわけでごさいます。MRSAをはじめ、血液を媒介として感染するB型、C型肝炎、エイズ、梅毒などがあり、インフルエンザ、A型肝炎などによる感染症は、市中感染に属します。

ここでアルコール性肝炎がご心配な方もいらっしゃると思いますので、少し肝炎のお話をさせていただきます。肝臓の病気と申しますと、その原因にアルコールを疑う人が多いようですが、実はそうではありません。近年、研究が進んでいろいろな肝炎ウイルスが発見され、肝臓病の原因の80%強を肝炎ウイルスが占めていることがわかりました。現在ではA型からE型までの5種類の肝炎ウイルスが発見されております。A型は経口により感染いたしますが、慢性肝炎になりませんし、一度かかると抗体ができ二度と発病することはないそうであります。B型は母子感染がありますが、ワクチンで予防が可能でありまして、大人になってからの感染ではほとんど慢性化しませんが、三重大病院の例にありますように、発病して数日から3週間で急速に肝不全を起こす劇症肝炎に移行する確率が1%程度あります。これは若い人に多いそうです。現在はA型、B型肝炎とも予防ワクチンが開発されております。C型肝炎ウイルスは最近発見されたもので、ほとんど慢性肝炎になるそうで、特別な症状が出ないことが多く、知らず知らずのうちに肝硬変、肝臓がんへと進行してしまふことがあります。これはインターフェロンによってウイルスを駆除できます。D型、E型は、日本人にはほとんど病例がありませんので省略いたします。アルコール性

肝炎は、慢性肝臓病の約1~2割程度でありまして、これはご承知のとおり、禁酒すれば直ります。また、見かけはアルコール性脂肪肝であります。が、実態はC型肝炎というケースも多いようです。ウイルス性肝炎の人がアルコールを飲むと、傷んだ肝臓への負担が大きいため、やはり禁酒は当然のようであります。

さて、近年、大きくクローズアップされてまいりましたMRSAでありまして、日本語に訳しますと、メチシリン耐性ブドウ球菌といひまして、その名のとおり、メチシリンという抗生物質が効かない黄色ブドウ球菌のことでごさいます。しかし、実際にはMRSAはメチシリンだけではなく、大変多くの抗生物質に耐性を持っておりまして、多剤耐性黄色ブドウ球菌と呼ばれるべきものであります。細菌感染症に対する化学療法、すなわち原因となる細菌と抗生物質による化学療法剤の闘いは、細菌と人間のまきに果てしなき闘い、対決といえましよう。1941年に初めてペニシリンGが開発されて以来、黄色ブドウ球菌感染症は制圧されましたが、その数年後、ペニシナーゼと呼ばれるペニシリン分解酵素を持った耐性菌の出現によりまして、再びその治療が困難となりました。その後、人間は、テトラサイクリン、マクロライド系抗生物質を開発し、その耐性菌を克服することに成功いたしました。しかし、1950年代には、これらの抗生物質に対して耐性ブドウ球菌が猛威を振るい、1960年代に入ってようやくメチシリンが登場し、実用化されることとなりました。その後、セフェム系などの抗生物質が次々と開発され、化学療法剤の闘いは終えんしたかに見えましたが、これらの薬剤の乱用とともに、意外な耐性黄色ブドウ球菌が出現いたしました。この菌は、ペニシリン系、セフェム系など、ほとんどすべての抗生物質に耐性を示し、そこで耐性黄色ブドウ球菌治療薬の代表であるメチシリンをとってMRSAと名づけられたわけでごさいます。このように現在ではMRSAに軍配が上がっているところでありまして、何年後に制圧できたとしても、次の耐性菌が出現する可能性は十分にありますから、抗

生物質に頼り過ぎず、基本的な衛生習慣を守り、MRSA対策に今、真剣に取り組むことが極めて重要だと思います。

MRSAが怖い点、恐れられる理由は、つまりこれに対する特效薬がないという点でありまして、一般の黄色ブドウ球菌と同じで、健康な人や普通に生活している人にとっては全く怖くない菌であります。MRSAに感染しその害を受ける人は、手術直後や免疫力の弱っている患者のように、感染抵抗力の低下している人で、現在ではバンコマイシンという抗生物質が有効と言われておりますが、やはり現状では予防策を徹底させることが肝要だと思います。MRSAが接触による感染症であるなら、手洗い励行、設備改善、消毒などの防止策が必要であろうかと思ひますし、血液感染であるB型、C型肝炎では、使い捨て注射器の普及等、どのように対処なされているのか、お尋ねいたします。

また、長野県の飯田病院では、最近、MRSA対策として、清掃やうがい、手洗い用などにアクア酸化水が効果があることを発表いたしました。市立病院における対応をお尋ねいたします。

次は、教育の問題についてでございます。

学校5日制がスタートして丸1年が経過いたしました。文部省の調査では、子供たちは月1回の土曜休みを近所で遊んだり、休養に充て、塾通いの増加や学力の低下などの問題は目立ってないと発表いたしました。大変喜ばしいことでございます。1周年の先日11日は、特別なイベントも少なく、社会も5日制を冷静に受けとめているようであります。今後、土曜休みを月2回に増やしていく方針で、学校は、授業などをさらに精選し、スリム化しなければなりません。たくさんの課題が山積みであります。これをクリアし、ぜひ近い将来に完全5日制に移行していただきたいと思ひます。

それでは、幼児教育についてお尋ねいたします。

近年、大家族から核家族化、少子化が進み、兄弟の数が非常に少なくなっ

て、人と人とのかかわりが薄くなってまいりました。一方では開発が進み、自然がだんだんつぶされ、遊ぶ場所が少なくなっているという状況があります。そのような中で塾通いや習い事が目立ち、外で遊ぶ子供の声も聞かれなくなり、また家の中でファミコンをしたりテレビを見たりして、自分一人で遊ぶ子供が多くなってきております。このことは学校へ行く前の幼児の生活にも大きな影響があるのではと考えられ、大切な幼児期の心と体の健全な成長を妨げていることになっていないかと心配するところがあります。幼児期というのは、心や体の発達が目覚しく、家族で親との生活が中心であったのが、周りの幼児や家族以外の大人へと目が向いて動き出すようになり、行動範囲の広がりも見られますので、この時期にこそやっておかなければならないという体験を十分に積ませることが必要だと思います。「三つ子の魂百まで」と古くからことわざにありますように、人間の基礎は幼児期につくられ、その後、容易に変わるものではないと言われております。今日のこのような幼児を取り巻く状況を考えるとき、人格の基礎を培う幼児教育を、一層充実させることが極めて重要であると考えます。

一方、この近年、女性の社会進出に伴って、年々外に出て働く母親が増えてきております。先日の新聞報道では、ついに5割を超えたようであります。また、家庭にいる母親の中には、核家族化により相談する相手もなく、子育てに自信をなくしていたり、さらにマスコミ等の必要以上の情報で不安が募り、子育てに迷いを生じたりしている実態が見られます。また、同年齢の子供と遊ばせたくても遊ぶ相手がいないということもあります。このような事情によりまして、できるだけ早い時期に幼児を集団の中へ入れて、他の幼児とのかかわりの中で教育を受けさせようとする家庭が増えてきているように思われますが、四日市市における幼稚園への就園状況はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

四日市市の公立幼稚園におきましては、当初5歳児だけの1年保育であ

りましたが、昭和47年から56年の10年間で、入園を希望するすべての4歳児及び5歳児を就園させることを目標とする文部省の第二次振興計画に基づき、親や地域の要望もあって、昭和52年度の保々幼稚園で4歳保育がスタートし、現在では全市でそれが実施されているところであります。しかし、最近、公立幼稚園にも3歳児保育をしてほしいという親の要望が高まってきております。また、文部省におきましては、平成3年3月、第三次幼稚園振興計画で、平成13年度までに入園を希望するすべての3歳児から5歳児を就園させることを目標として、整備を図るよう通達しているところであります。この通達を受け、市町村ではその計画の趣旨の徹底を図るとともに、幼稚園の整備状況を市町村の実情等を考慮した上で、幼稚園教育振興計画を立てるようになっております。現在、県下におきましては、松阪市、久居市、河芸町、小俣町などで3歳児保育を実施している幼稚園があります。3・4・5歳児の3年保育を実施している幼稚園における5歳児の発達を見たとき、4・5歳児の2年保育だけの幼児に比べて、社会性や表現力、さらに運動能力などがより一層育っているという報告がなされております。2年保育に比べ、3年保育におけるこれら幼児の成長を見ると、四日市市の幼稚園における3歳児保育の充実を強く願う次第であります。とりわけ本市の公立幼稚園におきましては、現在、3歳児保育の施設はなされていないわけではありますが、親のニーズの高まりや、文部省が定めている平成13年度当初までに、入園を希望するすべての3歳から5歳児を就園させるという方針に対して、教育委員会としては、どのようなお考えを持っておられるのか、お聞かせ願いたいと存じます。

最後の質問は、公園緑地の整備についてであります。

現在、市内には中央緑地をはじめ256カ所の公園緑地がございますが、都市景観や都市環境を形成する観点から、日ごろ気がついた点を4点ほど簡潔にご質問をいたします。

1点目は、公明党議員が質問された大腸菌汚染の砂場に対する抗菌効果

のあるガラス系粉末の調査結果はどうなっているのか、お尋ねいたしたいと思っております。

2点目は、先日、中央緑地に出かけましたら、犬のふん尿の横で子供たちが遊んでおりましたので、これに対する対応をお尋ねいたします。

3点目は、公園の除草に除草剤が使われておりますが、地球環境上、長期的には土壤汚染につながるおそれがありますので、極力他の方法で除草していただきたいと思っております。

最後は、児童公園内に自転車散乱が散乱いたしておりますので、公園内に駐輪場を設置したらいかがなものかとお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○副議長（田中 武君） 病院事務長。

〔病院事務長（光本博之君）登壇〕

○病院事務長（光本博之君） ただいま院内感染に関します、私ども気をつけなければならない、感染いたします病気の原因や感染経路等につきまして、ご質問の中で、豊富な知識で専門的に詳しくご教示を賜りまして、私個人といたしましても、健康のためにも大変勉強になりました。今後の感染対策に役立ててまいりたいと考えておりますが、現在、院内で行っております感染防止についてのご質問について、お答えをさせていただきます。

まず、第1点目の当院における院内感染の防止対策でございますが、先ほどもお示しをされましたように、現在、一般的に院内感染症と呼ばれている感染症の主なものには、B型及びC型肝炎、MRSAなどが挙げられておりますが、当院では、昭和54年2月に、B型肝炎予防対策委員会を設置いたしまして、その後、B型肝炎のほかC型肝炎、MRSAの予防対策も含め研究、検討をする院内感染症予防対策委員会に改称いたしまして、現在、年4回の定例会のほか、必要に応じまして随時に委員会を招集するなど、感染予防に積極的に取り組んでいるところでございます。

また、この委員会で研究、検討されました予防対策につきましては、全医療職員に対しまして、B型及びC型肝炎、MRSAの症例別の予防マニュアルを作成・配付いたしまして、予防教育を徹底いたしますとともに、各病棟に手洗いから乾燥まで全自動のクリーン手洗機を設置し、緊急用の予防マットの常備や、先ほどご指摘の注射器などは、ほとんどが使い捨てを使用するなど、感染予防のためのその他使い捨て製品の普及というものは著しいものがありまして、院内感染予防の環境整備に努めているところでございます。

さらには、MRSAの発症を未然に予防するため、治療上やむを得ない場合を除きまして、MRSA発症に影響を及ぼす種類の抗生物質の多用をできるだけ避けるなどの医療上の配慮がなされているところでございます。

次に、第2点目の電解装置を使つての強酸性イオン水による予防対策を講じてはとのご質問について、お答えをさせていただきます。

現在、当院では感染予防対策といたしまして、全自動クリーン手洗機による手洗いの励行、並びに殺菌消毒薬による洗浄、清掃により予防効果を上げているところでございます。また、最近出されております各種の予防用機器につきましても、院内感染症予防対策委員会におきまして、継続的に研究、検討を重ねているところでございます。ご提案のアクア酸化水は、新聞報道によりますと、特にMRSAの殺菌効果が高いと評価されておりますが、今後、院内感染症予防対策委員会にはかりまして検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（田中 武君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） 第2点目の3歳児保育につきまして、ご答弁を申し上げたいと存じます。

ただいまご発言がございましたように、幼児期と申しますのは、毎日生活していく中で、自分の興味や欲求に基づいての直接的な体験を通じて、

人格形成の基礎となる豊かな心情や、あるいは物事に自分から積極的にかかわろうとする意欲、さらには健全な生活を営むために必要な態度、そういったようなものが養われていく最も大切な時期でございます。そうした観点に立ちまして、幼稚園教育におきましては、先生や、あるいは多くの友達とのあったかい触れ合いをしていく中で、家庭だけでは得がたい生活体験や、遊びを中心とした集団生活を十分に体験することによって、一人一人の幼児が持っているよさというものを伸ばし、発達の特性に応じた指導ができるように専念をしているところでございます。

また、3歳児の就園につきましては、今日、幼児期に大切な学習の機会であるとか、あるいは場が家庭において次第に失われている状況といったようなことから、幼児のバランスのとれた発達を促していくためには、集団による教育の場を設けることによりまして、適切な指導、援助が必要であると、そういったような点が強く指摘されてきておるところでございます。そうした状況に対しまして、この公立幼稚園での3歳児保育につきましては、先ほどご発言がございましたように、文部省は平成3年度に、公・私立を含む幼稚園教育振興計画というものを定めたところでございます。これを受けまして、私ども教育委員会といたしましても、昨年度は教育委員会内に関係課及び幼稚園の園長代表等によって構成する「幼児教育に関する懇談会」というものをつくりまして、振興計画の策定に向けての協議の第一歩を進めたところでございますが、それらの成果を踏まえまして、さらにそれを発展させ、今年10月からはさらに広く学識経験者、あるいは幼稚園、保育園の保護者の代表と幅広いメンバーの方々にお集まりを願ひまして、「幼児教育問題研究会」というものを開設し、検討をしていただく予定にしておるところでございます。

そうした中で、3歳児保育のあり方につきまして、また公・私の分担機能等も含めまして、今後の展望について協議を重ねてまいりたいと存じておりますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（田中 武君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（大橋 実君）登壇〕

○都市計画部長（大橋 実君） 3点目の公園緑地整備について4点ばかりご質問いただきましたので、答弁させていただきます。

今日、公園をはじめとする緑のオープンスペースは、良好な都市景観や快適な都市環境を形成する上でなくてはならない施設であり、都市公園の整備とその維持管理は重要な課題となっております。本市におきましても、安全、清潔、快適の3要素を考慮しながら、公園の整備と維持管理に努めているところでございます。さて、ご質問の公園における犬、猫等のふん害対策につきましては、テストケースとして数カ所の公園の砂場で、細菌の繁殖を抑える働きのある抗菌砂、砂ですが、これを入れたり、抗菌剤の散布等の処置を講じているところでございます。これらの公園を含めました砂場の衛生状態について、三重県衛生研究所へ抽出検査を依頼いたしております。一般細菌数につきましては、砂1gあたりおおむね100万単位の数値であれば安全であると言われております。抗菌砂の施工による効果の一例を申し上げますと、四ツ谷公園では、処置前には一般細菌数が砂1gあたり290万個でありましたが、これに対しまして抗菌砂の施工後は、砂1gあたり6万6,000個と約50分の1に減少した検査結果が出ております。砂場を快適で安全に利用していただくためには、衛生対策とともに市民の皆様のご協力が不可欠でございます。ペットのふんの処理につきましては、飼い主のモラルの向上が最も肝要でありまして、立て看板の設置や「広報よっかいち」を利用して市民啓発を行っているところでございます。また、中央緑地につきましても、早速啓発看板を設置して、市民の注意を喚起してまいりたい、このように考えております。

次に、除草剤の散布につきましては、本市が管理する公園緑地が広大であり、経費面からも除草方法として機械除草、手取り除草と併用して、低毒性で残留性の低い除草剤を、使用基準に従って適正に散布しているのが

現状でございます。除草剤を含む農薬につきましては、現在では適正に使用する場合の人体に対する安全性は相当高いものと考えられ、除草剤の長期使用による土壌汚染等の環境に対する影響につきましても、ないものと考えておりますが、今後ご指摘の点も踏まえまして、除草方法や広場の形態につきまして検討してまいりたいと考えております。

最後に、児童公園への自転車置場の設置についてであります。ともすれば自転車置場が放置自転車の乗り捨て場、あるいはごみの捨て場になる事態も考えられますので、地元自治会、公園愛護会等と十分協議しながら、必要なところについては順次設置してまいりたい、このように考えておりますのでよろしくご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（田中 武君） 藤井浩治君。

○藤井浩治君 ご答弁ありがとうございました。

まず、院内感染でございますが、市立病院におきましては、院内感染症予防対策委員会を設置され、予防マニュアルを作成して、消毒、使い捨て注射器を使用しているという、大変前向きに対処していらっしゃることを聞きまして、幾分か安心いたしました。長野県の飯田病院のMRSAでございますが、この結果報告を少しお話しさせていただきますと、アクア酸化水を使用した消毒等の徹底により、平成4年3月に陽性患者数、いわゆるキャリアであります。二桁であったものが、平成5年には、1年後ですね、1名に激減したということでございます。また、この酸化水の滅菌効果が、農薬の代替としてかなり脚光を浴びているということから、そういった面でもぜひこの装置を詳しく調査、研究していただき、よろしかったら早急に導入していただきたいと思っております。

それから、ある医療雑誌によりますと、院内感染に関してはまだまだヨーロッパの病院設備、人手など、院内感染を最小限度にとどめる上で格段の差があり、日本においても行政的に病院に対する投資をもっと進めるべきであると提言されております。また、院内感染の率を下げることに有

効なのは、組織化されたプログラムと、訓練された感染管理専門看護婦の活動であるというアメリカの調査を報じております。ハード、ソフト面での取り組みが不可欠と考えられますが、ハード面では、医療機関の環境整備、ソフト面では、院内感染に対する看護職員の認識の高揚と適切な対策の実践が必要だと思っておりますが、現在、日本ではまだ確立されていないとされている感染管理専門看護婦、これの必要性についてそろそろ真剣に研究すべき時期が来ているのではないかと思います。また、院内感染は、老人ホームやそれから救急車などたくさんありますが、明後日、市川悦子議員がご質問されると思っておりますので、すべて要望とさせていただきます。

次に、教育の問題でございますが、来月、幼児教育問題研究会を再び設置していただくということで、まずはお礼を申し上げます。教育の本質は、人間として正しい知識とモラルを身につけた上で、常に向上心を持って行動するたくましさ、他人を思いやる優しさを培うことだと考えております。そのためには早ければ早いほどいいわけでございますので、3歳児保育を1日でも早く実施していただきたいと考えますが、いつごろになるのか、再度ご答弁いただきたいと思っております。

最後に、公園緑地整備でございますが、抗菌砂につきましては、かなりいい結果が出ているようでございますけれども、調査していただきまして、いいものはどんどん使用していただきたいと思っております。

ほかのあと3点ご要望申し上げましたけれども、すべて前向きに検討して実施していただくということでございますから、了解いたしました。今後も市民のためのすばらしい公園を目指していただきたいと思っております。

教育長のみ再度ご答弁願います。

○副議長（田中 武君） 教育長。

○教育長（丹羽 武君） ただいまご答弁の中で申し上げましたように、この幼児問題検討会に対しましては、平成6年度中に答申をいただくよう

をお願いをしていきたいというふうに要望していきたいと思っております。その間に、私ども事務局の方といたしましては、現在の四日市の幼稚園における基本調査とでも申しますか、現在、22園市内に持っておるわけですが、これらの幼稚園は4歳児、5歳児を収容する規模でございますので、これを3歳児にしたときの状況がどうなるかといった、そういった施設面における調査も必要になってまいります。これにつきましては、この幼児問題検討会と並行しながら検討、調査を進めてまいりたいというふうに思っております。答申がどういふようになるかわかりませんが、それを受けて、できれば平成7年、8年には試行を一部行いたいと思っております。いづれにいたしましても、3歳児の幼稚園というのは、全国的にも初めての試みになります。私立では一部そういった面を始めているわけですが、公立といたしましては、全国的に初めての試みになるかと思っております。したがって、この3歳児をどのようにして受け入れ、どのようなマニュアルでもって指導していくか、どういった教育課程を組むか、全く現在は白紙でございます。特に3歳児となりますと、ただいまご発言がございましたように、「三つ子の魂百まで」ということわざも言われましたように、昔からこの時期が一番大事な時期であると言われております。まさに私たちの脳の組織でも、このころが一番、いわゆるシナプスと言われている脳の最先端の組織が最も活躍し出す、その最初がこの3歳児から4歳、5歳、6歳までが一番発達の盛んな時期だと言われております。そういった人生における最初の取り組みということになりますだけに、より慎重にこれはかかる必要もあろうかと思っております。そういった効果につきまして、現在、幼稚園の教員も全部白紙でございますので、そういった研究を早急に始めていきたいというふうにも思っております。そういったハード面とソフト面の両面の検討を、今言ったような計画で今後も進めていきたいというふうに思っております。したがって、文部省も平成12年、13年の4月から、希望する3歳児について、入園がすべて可能なように準備

を整えなさいといった時間的経過を置いておくこと、あるいは各市町村でそういった検討会を置いて検討しなさいといったような指針が出されておるわけでございますが、それを少しでも早く四日市としても進行をさせていきたいというふうに思っております。したがって、現在、平成何年のいつにどういうこととするというところまではいっておりませんが、大まかなところ、今言ったような幼問研の答申、さらに試行、さらに一方ではハード面における検討を進めまして、こういった計画に乗りおくれないうにやっていきたいと思っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○副議長（田中 武君） 藤井浩治君。

○藤井浩治君 研究会で検討した結果、平成6年度中に答申を踏まえて、平成7年、8年から試行していきたいというご答弁でございましたけれども、ちょうど一昨年の9月議会で学校5日制の質問をさせていただきましたときに、他市に先駆けて早急に検討機関を設置していただき、早急に対応していただきましたことを、今、思い出しますけれども、今回は少し消極的ではないですか。文部省の指導とニーズの高まりを考えますと、できれば体制の整った幼稚園から、来年度より実施していただきたいと思えます。

それから、公立で初めてとおっしゃいましたけれども、久居市立榊原幼稚園が平成3年4月から、河芸町立黒田幼稚園などが昭和60年4月から3歳児保育を実施いたしております。ですから四日市としても、他市に先駆けて率先垂範していただきたいと思えますが、再度ご答弁願います。

○副議長（田中 武君） 教育長。

○教育長（丹羽 武君） ただいまも申しましたように、幼稚園の園長の方の検討の中にもございましたように、現在、そういった試行をするにしましても、やはりマニュアルあるいは要綱というものをきちっと持って出発する必要がありますので、来年の4月からというのは、現在のところ無理な状況と判断しておりますので、今後そういった、先ほど申しました

一応予定を踏まえながら、少しでも早く実現ができる方向で努力をしてまいりたいと思っております。

○副議長（田中 武君） 藤井浩治君。

○藤井浩治君 なかなか頑固なご答弁でございますので、それでは今後教育長のリーダーシップを期待いたしまして、一刻も早く実施していただきますことを強くご要望申し上げまして質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（田中 武君） 暫時休憩いたします。

午前11時42分休憩

午後1時1分再開

○議長（川村幸善君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市川正徳君。

〔市川正徳君登壇〕

○市川正徳君 通告に従いまして質問させていただきます。

それまでに、今年の米の作柄のことでございますもんで、きのう取れ立ての米を持ってきまして、一遍見てもらおうかなということでございますので、とくと見ていただきまして、よろしく願います。

伊藤正巳議員の質問と少し重なりますが、よろしく願います。長雨による稲作の不作、市農林水産課の対応はとのことで質問させていただきます。

今年ほど長雨にたたられ、その上、台風の当たり年はなく、追い打ちをかけるごとく、地震、大津波、崖崩れ増発、言うに及ばず、今年の農作物の不作、不できは、昭和28年以来最低であり、農林水産省は米不足の事態が出てくると新聞紙上で発表いたしております。円高による日本経済の不況の中、細川内閣の第一歩の行政に、私は期待をかけている次第であります。それでは質問に移ります。

前の一般質問で、四日市市の農家の反当たり割当数量の減量を、県及び国政に働きかけていただけないかと要望しましたが、その後何の回答もありませんので、あえてお伺いいたします。言うに及ばず、三重県下の米の反当たり数量が多いほど反当たり出荷割り当てが多いのは、ご承知のごとくであります。反当たり割当出荷米数量を見直していただきたいということではありますが、今年の日照不足の影響で作柄が半作であろうかと思っ  
ているからであります。四日市市の農家は約5,900戸、それに伴い1戸当たり水田面積は、昔で言う約5反でありまして、政府より減反を余儀なくされて、1戸当たり約4反ぐらいの水田であります。1反当たりの豊作の年であって取れる高は平均7俵か8俵でありますのに、今年の不作はどう見ても半作、3俵かよく取れても4俵ぐらいであろうかと思うところであります。私も農家組合長をいたしておりますので、9月4日、共済の職員の方と組長ともども稲作のできぐあいを見に行きましたが、長雨、台風による穂首いもちの発生で収穫はがた落ちであります。また、農林水産省は、平年作よりは5万tの減収と言っております。農林水産省の本当の声と裏腹に、食糧庁は、10月末までに自主流通米合わせて400万tを超える出荷が見込まれる。米需要には心配はないと発表しておりますが、その後の台風12号、13号、14号の追い打ちもあり、食糧庁が発表して以来、半月のうちに3回の台風、長雨にたたられ、決して楽観はできない現状であります。平年であれば早場米の刈り入れも済んでおりますのに、今年は半月近くおくれております。この14号台風の後の雨で発芽も心配されております。今年の自主流通米約60kg当たり2万1,000円、生産者米価平均60kg当たり1万6,400円、多用途利用米約60kg当たり9,900円と言われております。9月24日第1回目の多用途利用米の出荷が始まります。農家の方々は、割り当ての数量を出せないことを一番心配してみえますが、これは四日市の農家だけではなく、特に市の農林水産課の方々も同じだと思います。ましてや水害による大きな被害を受けられました方々も、今年の水の割り当てど

ころか、農家自身の1年間の飯米もないありさまと、お察しいたします。長々と試してみても仕方ないことではありますが、市当局にお願いするとともに、今年の水の反当たり出荷割り当てはどう思ってみえるか、率直にお答えを願いたいと思います。

○議長（川村幸善君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（鎌田 悟君）登壇〕

○農林水産部長（鎌田 悟君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

長雨、冷夏によります本年の水の不作の状況につきましては、先日、伊藤正巳議員のご質問にお答えさせていただきましたように、本年は、昭和28年以来の低温多雨の記録的な冷夏ということで、全国的に水の不作が大きな問題となっておりますところでございます。したがって、この冷夏によりまして、実りの時期も大変おくれてきておるわけでございまして、本市におきます収穫はこれからが大半でございまして、その作況につきましては、三河農業共済事務組合により現在調査がなされておるところでございますが、現在までの状況から見ますと、収穫量は間違いなく減収になるだろうと、こういう予想をいたしておるところでございます。生産農家も収穫、出荷時期を迎えまして、対応に大変苦慮しなければならない状況にあるのが実情でございます。農家への水の出荷数量の割り当てにつきましては、年度当初に平年の作柄ということ的前提にいたしまして、水田面積等を基準に、政府売り渡し申し込み限度数量、また多用途利用米の生産数量の配分がなされておるところでございます。本年の場合、被害の状況から勘案いたしますと、当初の配分どおりの数量の出荷をすることが不可能な農家が多く出ることが考えられるところでございます。作況不良は、おっしゃいましたように四日市だけの問題でなく、全国的なものでございまして、収穫減に関連いたしまして、政府への売り渡し数量の取り扱いにつきましては、国の方針なり指導もあるものと思われまますが、現在、既に収

穫も始まっておりまして、その実態を見ますと、減収もかなりのものに及ぶと。また、作柄による減額調整が当然必要になってくるというふうに考えておるわけでございますので、県食糧事務所、集荷団体、また、三泗農業共済事務組合等関係機関と連携、協議を図りまして、総収量を減ずるための作況による調整措置ということは、講じてまいらなければならないというふうに考えておるところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（川村幸善君） 市川正徳君。

○市川正徳君 農林水産部長のお答え、どうもありがとうございます。

この長雨による収穫が半作ということでございますが、前もお願いしました1点をまだ質問の中で答えてもらってないと思います。それというのは、三重県下には7俵半と、約7俵強のとれるやないかという数量のもとに、とれてもとれなくても反当りの割り当てに応じて、多用途米、また限度米とかいうのを割り当てをくうような状態でございますが、これは前も一般質問しましたが、個々に応じた田の状況でございまして、よく取れる田と取れない田は、前にも言ったように選別といいますか、別々に分けてでもしてもらいたいなということで前に質問しました。それというのは、地方によっては、俗に言う岩田の米とか、砂田の多い米なんかとは比較にならんような取れ高でございます。これにおいて反当りが7俵、三重県中の割り当てがこうやというようなことで、収穫の割り当てをさせていただきますと、うちらが農家の割り当てをするのを、また自分自身が農家の割り当てに応じてするのが大変困るわけでございます。それで減収に伴うて、転作の水田をあけて休耕にしようやないかというようなことよりも、田をあけて多用途米に切りかえておるわけでございますが、多用途米は今年も出やん状態でございます。そうでありますから何遍でも、前にも言いましたが、地方によった反当りの、土地によった収穫をしてもらわんと、田をつくってみえる農家の方は困るわけでございます。7俵、8俵、10俵取

れるようなところでありまして、それを三重県下がこうやで、10俵取れたら平均7俵強やというようなことを迫られますと、皆が持ち寄って、農家組合で割り当てるのに大抵困るわけでございます。というのは、多用途米は2万円して売ったら9,000円ぐらいの買い上げでかえられまして、今年もそれでどうしても供出を9月24日に出すときには、半値の米を出さんならんような現状でございますけれども、ここにまたあえて言いますが、この多用途米たるや、皆さんに見てもらいましたように、3等米にも買うてもらえんような現状が、それは皆さんの手元に行きましたのが、ありのままの姿であります。それであえて言いますが、そのつくった人に聞きましたら、これをどうしても多用途米にとってもらえんかという強い要望のもとに、私もその米を持ってきた現状でございますもんで、あえてそれを多用途米にしてもらいたいなと。1等米、2等米、3等米も取れんような現状でございます。それを踏まえて、多用途米にその米をとってもらいたいなと再三言うておりますもんで、私もそのように持ってきましたが、もう一遍多用途米のことと、反当り数量減量の答弁をしていただきたいと思います。

○議長（川村幸善君） 農林水産部長。

○農林水産部長（鎌田 悟君） 前回ご質問いただきました件につきましては、一応生産調整にしましても、国から示されてまいります基本は、平均基準反収ということをおるわけでございますが、県下一円一緒ということではございませんで、各市それぞれ基準反収というのが農業共済組合の段階で決められておりますが、それをもとにして面積等の算定をしておるということでございまして、本市の場合、おっしゃるように、各地区農家それぞれ1筆ごとの関係の中でそういう算定をしようしますと、何万筆という筆数もございまして、到底事務的には処理し切れないということもございまして、1本の形でそれらの算定をさせていただいて、お願いをいたしておるということでございます。これは確かにおっしゃるよう

に、矛盾する面もございますので、今後、そういうお考えも何とか配慮できないかという面につきましては、今後の検討の協議の中でも私ども申し上げていきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思いません。

それから、先ほどご答弁させていただきましたように、本年の状況は40年に一度という自然災害でございます。全国的な大被害ということ、ご存じのとおりでございますが、政府への売り渡し出荷対応につきましては、国、県の指示、方針が間もなく出されると思うわけでございますが、当然早急な対応措置が私ども必要であるというふうに考えておるわけございまして、現在、食糧事務所、県、あるいは集荷業者との協議にも入っておるわけでございますが、現時点では全般的な収穫量の把握ができておりませんので、具体的な減額数量等をお示しするような段階にはございません。農家には、まず保有米を優先して確保していただいた上で、可能な限り出荷していただくということをお願いをいたしたいというふうに思っておるわけでございます。

それから、多用途米の件で、規格のことでお触れをいただきましたけれども、米の集荷検査機関につきましては、これは国の食糧事務所の管轄でございますけれども、本年のような異常な事態ということでございますので、私どもといたしましても、その扱いにつきましては、できるだけ規格要件の緩和が図られますように要望をいたしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。いずれにしましても、作況を私ども十分把握いたしまして、その実態認識の上に立って、また農家の立場に立った方法なり取り扱いができますように、関係機関の方にも要望をいたしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（川村幸善君） 市川正徳君。

○市川正徳君 これは何遍言ってもそういう答えが、7俵で平均やないかということでございますけれども、これは地層というものがあまして、谷

間、谷間、また平野、平野の間の地層というものは、土壌によって違っております。それによって谷の間の平野とか、谷の間の田とか、またほかの田の地層が例えば、岩の田がありましたら、8俵も9俵も取れる地層があります。取れないところの土質がありましたら、そこは必ず調査していただいたら下が砂利でありまして、上の地層というものは本当の少し、30cmもないような地層があるようなところは、そういう一概な答えで答えてもらいたくはないと思います。というのは、よく農林水産課の方で調べていただいたら、よく取れる地層と取れない地層が必ず四日市の近辺でもあると思います。それに伴って平均のところは、8俵も10俵もとれるようなところはそうやないかと。取れないところは取れないところで、それは農林水産課の方の調査に基づいての反当たり割り当てをしてもらわんと、四日市の農家の方もそういうふうにならなくなると困るわけでございます。そういうために農林水産課があるようなことでございますもんで、よく調べた上で割り当てをしていただきたいなと、あえて要望する次第でございます。そしてこの41名みえる議員の中で、一人ぐらいは、百姓の取れやんだことを切実に県や市にまた言うてもよかろうかと、私が思っている声を反映していただきまして、本当に取れない今年みたいなときは、四日市だけの問題ではないのでございますもんで、とくと県、政府の方へ言っていただきたいなということを要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（川村幸善君） 暫時休憩いたします。

午後1時20分休憩

午後1時36分再開

○議長（川村幸善君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

石川勝彦君。

〔石川勝彦君登壇〕

○石川勝彦君 緑水会の石川でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。まず、前半は文化に関する2件の質問をいたします。

最初に、国指定天然記念物御池沼沢植物群落についてお尋ねいたします。

「広報よっかいち」6月上旬号には、「身近な自然を知るために自然観察をしてみませんか。身近な自然を見つめましょう」と、当地を北限とする暖地性のミクリガヤ、また当地を南限とする寒地性のヤチヤナギなどを紹介、そして、最近いただいた「夢くらべ東海」という立派な冊子の自然美の紹介の中で、見どころ自慢として御池沼沢が宮妻峡と並べて紹介されていました。大変結構なことと思いながら、少なくとも浜松、豊橋、名古屋、岐阜の方々には、御池沼沢だけは余りにも恥ずかしく、夢くらべどころか、見に来てほしくないと、気持ちの上で拒絶反応を示したくらいであります。この1冊の中で最も恥ずかしい、整備の行き届かない四日市の恥部のようなところが紹介されたことに疑問を感じました。

御池沼沢は、昭和27年に国の指定を受け、その後、周辺環境の変化に対し、昭和52年より大規模な環境整備事業がされ、今日に至っておりますが、その後、現状及び成育環境の変化を把握する調査を文化庁などの指導を受け実施されてきていることは、よく承知しているところであります。前後しますが、観察橋の橋脚の取りかえ、水中ポンプ取りかえ、井戸しゅんせつ工事、そして、水位計、土壤水分計を設置、また一部表土のはぎ取り、一部枯れ草等の除去等を試験的に行うなど、わずかながら維持管理されたことは事実、また、観察路等の草刈りを年、二、三度実施していただくなど、常日ごろ、出かけるごと、不快な思いをせず、また足元の心配をしない観察ができたことは喜んでいるところであります。

さて、御池の現況を観察者の立場に立って、ありのまま申し上げますと、観察路は年二、三度草刈りをさせていただきますので、まあまあとしながらも、肝心な湿地の部分、観察したいところは雑草がひどく繁茂し、観察が思うに任せないのが現実です。ヤマアワ、セイタカアワダチソウなどの帰

化植物、草原化しているために、もろもろのツタ類、ササ、ススキ、湿地を好む樹木、例えば、ノリウツギ、ハンノキ、フジイバラ等が多過ぎるため、いわば悪貨が良貨を駆逐しているようなありさまであります。そのため、貴重なノハナショウブ、シラタマホシクサ、また第一の国指定を受けた南限の植物ヤチヤナギが、ここ数年株数が減っているように感じております。ほうっておいたらさらに減り、絶滅することにもなります。

そこで、まず今後の維持管理、環境整備についてお尋ねいたします。

環境整備について、必要最小限度の取り組みが細々と行われていることは認めますが、湿地の保護及び植物の維持管理がなされているということは、幾らひいき目に見ても言えません。この程度の取り組みが果たして保護につながっているのかどうか疑問です。保護とは一体どういうことを言うのか、また環境保全とは一体何なのかを考えているうちに、質問せざるを得ない心境になりました。いかがお考えでしょうか。

また、生態系から見ると、環境に適応した強いのが生き残って、弱い湿地のサギソウ、トキソウ、カキラン、食虫植物の仲間など、やがて絶えていく運命にあるのではないかとさえ思われます。前述した帰化植物、草本のアンペライを多過ぎる樹木、ノリウツギ、ハンノキなど、除去して貴重な湿地植物を保護し、増やす努力も必要なのではないのでしょうか、ご所見をお尋ねいたします。

次に、指定を受けた第2の植物、ミクリガヤについてお尋ねいたします。東部指定地から絶滅したと思われるミクリガヤは、その隣接地に成育し続けており、地主の同意を得た上で、数株を指定地内に移植、順調に成育して絶滅を免れたことは喜ばしいことでありますが、以前、ミクリガヤを一カ所にまとめ、絶滅に至った指定地につき、今後その改善についてどのようにお考えか、お尋ねいたしたく存じます。また、いつまでも地主である江木様に負担をかけることもご迷惑と存じますので、移植等につき具体的にすべきかと存じます。お考えあらば、お聞かせいただきたく存じます。

次に、御池沼沢全体のことについてであります。地下水をくみ上げ、水のある程度行き渡らせることによって、それぞれ指定地は湿地らしさを残していると言えましょう。しかしながら、全体が湿地である、沼沢であるということは、決して言えない。今の地下水のくみ上げには限度があります。土地交換をするなり、買い上げをするなり、排水口をもとに戻し、自然の状態、すなわち悪い状態に戻したら、かえって水位の問題も、今よりはるかによくなると考えられます。水田耕作に都合のいいように整備したら、その反動でどうしても自然保護は思うに任せないと考えます。周りの休耕田を購入して、真の御池沼沢の環境整備をしたらと提案いたします。自然というのはいづこも同じ、今回は取り上げませんが、国指定のイヌナシ、アイナシの自生地についても同じことが言えます。一昨年質問いたしましたシデコブシについても同じことが言えましょう。周辺の規制が指定地の限られたエリアのみの確保では及ばない。影響を及ぼさない範囲まで確保するという考え方をしなければ、ヘビの生殺しに近いということを申し上げておきます。

本格的なアセスメントに基づく文化財保護の具体的施策が必要です。国からの補助で取り組むばかりでなく、自前で取り組むくらいの姿勢が必要なのではないでしょうか。将来、きっと莫大な費用がかかっていく、今やればコストも軽減できるはず、あのときやっておいたら負担も軽かったのにと後悔をせずとも済むはずです。市民には自然にかかわる方の層が厚いと思いますが、今後、自然保護について、基本路線の確認こそしていかなければならないのではと考えます。

ここで、やや視点が変わりますが、博物館には自然分野に明るい学芸員がいけないようですが、それでも博物館と提携するなどしたらどうか考えます。今後、御池沼沢と何らかのかかわりを持っていくことも必要ではないかと考えます。

加えて、環境保全という角度から、もっと環境部とのタイアップなど必

要かと考えます。文化財の維持管理には、環境保全という自然保護には大切なかわりが必要です。セクト主義ではどうにもならないように思います。

それからもう一つ、埋蔵物等の文化財ではなく、日々の管理を大切にすることは自然部門、有識者が常に部署にいるといった目が届く必要があるのではないかと思います。天然記念物に対する本来の取り組みのあり方であろうと考えます。自然保護、特に文化財の維持管理には、囑託でもよろしい、専門家、有識者の日ごろの取り組みが必要であると考えますが、いかがお考えか、ご所見をお尋ねいたします。

次に、平成6年秋、三重県下の多くの会場において行われる国民文化祭に対する本市の取り組みについてお尋ねいたします。

第9回国民文化祭が来年秋に三重県で実施されることが決定され、本市においても5部門にわたって全国規模の催しが予定されておりますことは、まことに有意義なことと存じますし、文化活動にかかわる人たちを初め、数多くの市民はその実施を待ち望んでおります。国民文化祭は文化の国体と言われますように、全国から美術、音楽、文芸、演劇、伝統芸能など、あまたのトップクラスの芸術や文化活動がこの地に集まり、さまざまな形で市内外の方々に日ごろの活動の成果を披露し、ともに交流し、同時に地元で活躍する文化団体の人たちにも、少なからず刺激を与えてくれるであろうことを考えますときに、この事業の重要性を思い、その成功を心より期待するものであります。

文化は広く生活に根差したもので、そして国民文化祭は私たちの生活を楽しく豊かにする身近なお祭りと言えます。三重県は平成元年を文化起こし元年と位置づけ、文化の風起こし事業や国民文化祭に向けてのイベントとも言うべきカルチャーフェスティバルなどを県内各市町との共催で実施しており、本市においても地元で活躍する文化団体の協力を得て、既に幾つかの事業を実施しながらも、日ごろの活動を披露して、市民の方々に

理解を深めていただくなど、多くの成果を得ており、国民文化祭の開催に向けて着々とその準備を進めていると伺っております。

昨年度当初から、三重県教育委員会では、20名を超える職員を持った国民文化祭推進室を設置し、その後は知事を会長とした国民文化祭三重県実行委員会は開催を担当する県内市・町のトップの方々や各市民文化団体の代表者、また県内に在住する学識経験者が名を連ねてスタートし、この大きな国レベルの事業に向けての大ききな取り組みが始まっていることを聞くに及び、私どもの期待も大変大きなものがあり、県下最大の規模を擁する四日市にふさわしいまちとしてのイメージを、これを機会にぜひともつくっていきたくと念願する次第であります。

また、隣の鈴鹿市では、文化国際部の中に国民文化祭担当の専任職員を配置して準備を進めていると聞いていますが、本市ではどんな準備を考えておられるのでしょうか、お伺いいたします。

来年10月本番には、県内で実施される40近い部門のうち、本市においては5種類の部門が開催されると伺っております。それぞれ5会場において、全国吟剣詩武道祭、オーケストラの祭典、演劇祭、大舞踏会、生活文化総合フェスティバルが展開されますが、これら5部門への現在までの準備状況と今後の取り組みについて、また、国レベルの大事業を受け持つ上での波及効果として何が期待され、その成果が今後の市民の文化活動に及ぼす影響等、また市としての準備状況などをぜひともお伺いしたいと存じます。

平成9年度には、市制100周年を迎えようとしております本市において、来年度に実施されます国民文化祭は全国に向けての文化発信の大変よい機会であり、文化団体を初め、市民や行政にかかわる皆さんが未来に向けての新しい本市のイメージをつくる上でのまたとないチャンスであるとも考えますので、ぜひとも積極的な取り組みを期待したいと存じます。

最後に、文化にかかわっている者として、要望しておきたいこ

とがございます。具体的な配慮があるものと期待しております。昨日も水野幹郎議員からのお話にもありましたが、ダブるところもございますけれども、お聞きいただきたいと思っております。

現在、文化振興における本市での事業内容等を見ておきますと、年間の実施事業も多く、各種文化団体等へのかかわりや地域の文化活動への援助など、年ごとに多忙を極めておる様子で、産業と文化のまちを標榜する本市としては、決して満足のいく状況とは言えないと思っております。この上に、国民文化祭という大事業が文化課を中心に実施されるとすれば、とても人員的に無理ではないかと拝察いたしますので、どうか適切な人員配置の上、この全国規模のイベントをぜひとも成功させ、さすが四日市という評判を全国に印象づけていただけるように切に望むものであります。この機会を逃す手はありませんと申し添えておきたいと思っております。

次に、町名の正しい読み方についてお尋ねいたします。

例えば、あがたが丘、あかつき台、下さざらい町、ときわというように、平仮名の表示なら町名もわかりますが、読みにくい町名、まぎらわしい町名などがありはしないかと、市内の地図をひもといてみました。新しい四日市市民、住所は市外だが職場が市内の場合、営業で本市を訪ねる人、子供たち、それぞれが行動範囲が広がっていることから、知らない地域へ足を向けると、読みにくい町名にぶつかったり、また尋ねても自分が正しく読めないため、不自由なことも結構多いものです。私自身、まだ自信を持って読めない町名もあります。その地区に住んでいる人は正確な読み方ができますが、もう少し町名の正確な読み方について、その表示方法の改善はできないものか、お尋ねいたします。

住所表示板に振り仮名をつけるとか、外国人も増えていく折、ローマ字を入れるなどできないものか、お尋ねいたします。

四日市に住んでいる市民にとって、商売など、いろいろ地域とのかかわりがあるのですが、他市からの、また全市的なかかわりの中での就労及

び日常生活において、町名がはっきりしないということは大変不便なものです。正しい読み方がはっきりしていないことから、不便なのです。いま一度、正しい読み方を統一するなど、改善することはいかがでしょうか。テレビ、ラジオにおける報道においても、正確な読み方をされていない町名が多いものです。「富田（とみだ）」を「とみた」、「金場（かねば）」を「かねば」、「川原町（かわらまち）」を「かわはらまち」、「新正（しんしょう）」を「しんせい」、「中部（ちゅうぶ）」を「なかべ」、「八田（はった）」を「はだ」、「蒔田（まいた）」を「まきた」、「松寺（まつてら）」を「まつでら」、「茂福（もちぶく）」を「もふく」、「山城（やまじょう）」を「やましろ」、「赤水（あこず）」を「あかみず」、「大井手（おいで）」を「おおいで」、「大治田（おばた）」を「おおはるだ」、「尾平（おびら）」を「おひら」、「小山（おやま）」を「こやま」、「北条（きたじょう）」を「ほうじょう」、「高角（たかつの）」を「たかかど」、「智積（ちしゃく）」を「ちせき」など、また、「采女（うねめ）」「午起（うまおこし）」「萱生（かよう）」「十志（じゅうし）」「小生（こも）」「海山道（みやまど）」「馳出（はせだし）」「六名（ろくみょう）」「和無田（わんだ）」「貝家（かいげ）」「札幌（さつぱ）」などが読めない、「城東（じょうとう）」「城西（じょうせい）」「城北（じょうほく）」を「しろひがし」「しろにし」「しろきた」と平仮名印刷されているなど、集金人、調査者によると、もろもろの書類にこのような傾向が見られることが多いとの苦情があります。そして、町を「ちょう」と「まち」の区別を明確にすることが望まれます。大変素朴な質問ばかりですが、お尋ねいたします。

次に、「ここは何々町です」というはっきりした住所表示を独立した形でできないのでしょうか。個々の町名表示板というか、街区表示板というか、表示がその町の入り口や出口にあれば、外部からの見きわめがはっきりし、訪れる人に親切さに加え、便宜を図ることができるのではないのでしょうか。また、同じ町内であっても、番地が一つ違っても近所とは限ら

ないことが結構あります。1番違うだけで数百メートル以上も離れているところがあります。これとは対照的に何々町何丁目何番何号から始まる新住居表示はわかりやすく、こんなふうに変更られないものかと思いますが、いかがでしょうか。すべての住居表示がこんなふうに変更されたなら、郵便業務や配達に携わる人にとって、今よりずっと円滑に仕事が運ぶのではないかと思います。いろいろお尋ねいたしますが、ご答弁のほどよろしくお尋ねいたします。

最後に、まだ見ぬ四日市版ゴールドプランに関連して、特に在宅福祉の充実に向けての本市のもろもろの取り組みについてお尋ねいたします。

自治体の福祉への取り組みのあり方によって、本当に住んでいてよかったと、本人はもちろん家族が言えるような都市に向かって、よきゴールドプランであることを希望しておりますが、間もなく発表される四日市版ゴールドプランはどれくらい期待しているのか、今から期待と不安が入り混じっております。

昨年12月にも質問いたしました、ホームヘルパーについて、再度質問いたします。言うまでもなく、これからの高齢社会において重要な位置を占めるホームヘルパー、朝、昼、夜と訪問することが理想とされるが、今のところ、昼の対応で精いっぱい、重度の人は施設入所の上、ケアを受けているのが実態です。

平成4年、厚生省老人福祉課がホームヘルプ事業運営の手引きを発行いたしました。いわゆるマニュアルであります。派遣対象者を「心身の障害等により、日常生活を営むのに支障がある、おおむね65歳以上の人のいる家庭で、老人やその家族が老人の介護サービスを必要とする場合」としてあります。老人本人の必要性はもちろんのこと、家族の介護負担軽減という意味でも、ホームヘルパーの派遣ができるかとあります。「所得はホームヘルパーの派遣対象者の要件でないことから、派遣対象は低所得者に限ることは認められない」とあるので、どんな金持ちにもホームヘルパーの派

遣ができますが、その場合には、所得に応じて負担金を支払ってもらうこととなりますとあり、年齢的にも必要があれば派遣できるとあります。申請しても、派遣決定まで時間がかかるという条件については、もっと早くするようにと書かれており、入院中の高齢者の退院に対しても、ヘルパーの派遣が可能なように病院のケースワーカーと福祉事務所が連絡を密にする体制をとることが必要とあります。また、日ごろの在宅の要介護老人の把握を行うことも重要になってきます。そのためには、デイサービスやショートステイを行っている特養老人ホームや在宅介護支援センターなどの協力を得たり、民生委員との連絡をとることが必要となります。他のサービスとの調整も適切に行わなくてはなりません。このマニュアルによりますと、今後ますます行政は利用者が必要かつ十分なサービスが受けられるように取り計らわなければなりません、具体的にどのように取り組もうとされているのか、お尋ねいたします。

今日、本市におけるホームヘルパーの仕事といえば、家事援助がほとんどで、介護型ヘルパーは少ないという現状にあるかと存じますが、現在、パートとともに五十数名のヘルパーを今後1年に10名ぐらいの増員では、7年後には5割増し、すなわち3,097人から4,575人という要援護老人への対応は全く不可能としか言えないと思います。介護型ホームヘルパーへの需要が増えることは当然だし、また掘り起こしについても現在の民生委員、保健婦、ホームヘルパーのみに頼っては十分なことができないことは申すまでもありません。協力員を民生委員だけでなく、地域の住民を巻き込んだの取り組みが必要と思われます。薬屋さん、酒屋さん、ボランティアの方たちにも大いに力をかしてもらったらいかがでしょうか。協力者はどんどん増やすことです。一昔前の銭湯や床屋さん、そして井戸端会議にかわる情報収集ができる大切な協力者であることに違いありません。掘り起こしをし過ぎることはありませんが、掘り起こすことは、し過ぎることに支障があるのでしょうか。探し出す、掘り起こす、どこに相談した

らいいかわからない人、困っている人を探す体制が整えば、それを受けて立つ人、すなわちサービスを提供する人及び機関などの量的、質的拡充が必要となります。

ところで、ホームヘルパーの本市における適正人数は何人でしょうか。国のゴールドプランも下方修正されたとか聞いておりますが、いかがでしょうか。

また、システムづくりをするためには、社会福祉協議会をもっと市民に開かれたなじみやすい窓口とし、その体制、体質、形態を整えるなど、しっかりとした窓口として整備することが必要であります。在宅介護支援センターは相談、サービス、調整の機能を持ち、唯一の専門家のいる施設ですから、もっと機能的調整を含め、有効に活用することもできるし、拠点を増やしていかなければなりません。ホームヘルパーの拡充により、あらゆる需要への対応へもスムーズにこたえていかなければなりません。当然のように、見守るだけで派遣しないなどということは言うておりません。高齢社会を避けて通れるものではありません。がっぶり四つに組むしかないのではと老婆心ながら申し上げ、質問は終わりますが、特に在宅福祉の充実について、もろもろのご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

第1回目の質問を終わります。

○議長（川村幸善君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまのご質問の第1番目の国指定の天然記念物である御池沼沢植物群落についてのご質問についてお答えを申し上げます。

御池沼沢植物群落につきましては、先ほどご発言がございましたように、昭和27年に国の指定を受けまして以来、東名阪自動車道であるとか、圃場整備事業などによる周辺の環境の変化に対応するために、昭和48年度から51年度にかけて、指定地の公有化を行ったのでございます。さらに、

昭和52年度から6カ年にわたりまして、国の補助を受けまして、給配水施設の設置工事を主とした環境整備を行ってまいりました。水量の確保に努めてきたところでございます。その後、天然記念物は自然のままであるのがよいという考えのもとに、余り手を加えずにいた時期もあったのでありますが、帰化植物の増加であるとか、あるいは水不足がさらに深刻になりまして、今後の維持管理の方策を見出すために、文化庁、さらには県教育委員会の指導のもとに、植物の成育状況等を把握する保存対策調査を平成元年度から開始をいたしまして、現在も調査を継続中でございます。

ご指摘のございました今後の維持管理であるとか、環境整備についてでございますが、観察路の草刈りを年二、三回実施していくことはもちろんのこと、湿地内の草刈りにつきましても、湿地植物に影響が少なく、かつ湿地に水の少ない厳冬期に試験的に箇所を限定して実施してまいったところでございますが、その年の夏から秋にかけて、湿地植物が増加するという良好な結果を得られております。保存対策調査を依存している先生方からも、年に1度は湿地全域の草刈りを実施するようにとの助言を得ておりますので、湿地という足元の悪い条件ではございますが、なるべく湿地全域の草刈りを実施し、湿地植物の保護を図ってまいりたいというふうに存じているところでございます。

2点目の貴重な湿地植物の保護、増殖についてでございますが、3点目にご指摘のございましたミクリガヤの移植も含めてお答えいたしたいと存じます。

現在実施中の保存対策調査の一環といたしまして、まずミクリガヤを東部指定地内に2年前に試験的に移植をいたし、経過を観察しているところでございます。今のところ、順調に成育しているようではありますが、なお今後、二、三年、様子を見る必要もございまして、また移植場所についても慎重に検討する必要があるようでございます。その調査によりまして、いい結果が得られましたならば、地主の承諾を得た後に年次的に移植を実

施してまいりたいというふうに存じておるところでございます。また、他の貴重な湿地植物についても同様に、増殖を図ってまいりたいと存じておるところでございます。

ご指摘の4点目の御池沼沢の水問題についてでございますけれども、周辺の圃場整備事業によりまして、国指定当時の湿地の姿とは随分異なるものになってまいっております。地下水をくみ上げて水を補給しておりますが、十分であるとは申し上げられないと存じております。指定当時の湿地の状態に戻すことは、現在、非常に難しい状況にございますので、少なくとも現状を維持していくために、より広大な水源林の確保を図っていくとともに、緩衝地帯として今後の周辺環境変化に対応するために、今後、文化庁や県教育委員会と十分協議しながら、ご指摘のように、指定地周辺の休耕田や、あるいは山林を購入するといったようなことも今後検討していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご指摘の5点目の他部署との連携についてでございますが、今秋開館いたします博物館におきましても、その常設展示で「北勢地域の生い立ちと自然環境」というテーマで展示をいたし、広く市民にPRし、その保護意識の啓発等を行っていく予定でございます。また、環境保全課におかれましても、よりよい環境の保全及び自然保護の重要性から、御池沼沢を環境教育の教材として活用していただいているところでございます。いずれにいたしましても、天然記念物の保護政策には自然保護という幅広い環境整備の観点に立った施策が求められているものと考えますので、関係部署とも十分な連携のもとに、情報交換等を行いながら、保護に向けて取り組んでまいりたいと存じているところでございます。

最後にご指摘の天然記念物に関します専門家についてでございますが、現在の文化課にはそうした専門家がいないのが実情でございますが、保存対策調査につきましては、専門の先生方に依頼してご指導を賜っているところでございます。いずれにいたしましても、天然記念物の維持管理につ

きましては、今後一層意を払いながら、その対策につきまして、関係機関とも十分協議を重ね検討してまいりたいというふうに存じておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の国民文化祭についてのご質問でございます。

第9回の国民文化祭みえ94は、平成6年10月23日から30日まで県下全域におきまして38部門が計画されております。そのうち、5部門が四日市文化会館を主な会場として中央緑地体育館や現在鶴の森公園に建設中の市民茶室などを会場に開催される予定になっております。ご指摘のように、国民文化祭は、国、県、市の三者が各種の文化団体と協力をして実施する全国レベルの文化イベントでありまして、全国各地から集まったさまざまな分野の文化が競演をしたり、一方では、地域文化の全国への発信とも言えます。そういった中で、三重県らしさであるとか、あるいは四日市の地域性を大切にしながら、本市を訪れる多くの人々に、その目で確かめ、心で触れていただくという大変まれな機会であるというふうに理解しております。

そこで、現在までの準備状況でございますが、既に部門別企画委員会がそれぞれの文化団体の代表者と県、市の担当によって組織され、開催要綱等の協議が進んでいると聞いております。また、本市における実行委員会は、本年度中に準備を始め、6年度当初からは組織的な取り組みを開始する予定でございまして、各部門別の実行委員会と並行させながら、より多くの成果を生み出すことができますよう、最善の努力をいたす所存でございます。

この文化の大事業を達成いたしますためには、官民一体となって話し合い、協力し合って進みたいと存じておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。答弁を終わります。

○議長（川村幸善君） 総務部長。

〔総務部長（鶴飼 滋君）登壇〕

○総務部長（鶴飼 滋君） 第3点目の町名の正しい読み方についてお答えをさせていただきます。

先ほど来、いろいろとお話をいただいたわけでございますが、町名につきましては、住居表示に関する法律がございます。それに基づいて実施基準が実は定められておるわけでございます。それによりまして、町名につきましては、従来の名称を基本といたしまして、当該区域における歴史、伝統、文化、そういったことについて、由緒ある名称を残して親しみ深いものを選択するというようになっておるわけでございます。また、先ほどお話がございましたこれらの町名の中で、難しい町名等につきましては、常用漢字や平仮名を用いるよう、できるだけ読みやすく簡明なものにする、そういったことはご指摘のとおりでございます。同時にまた、類似の町名が生じないように配慮をしなければならぬ、こういうことに実はなっておるわけでございます。

そこで、本市におきましても、新たに町名を設定する場合には、今申し上げたことを踏まえまして実施をしておるところでございます。なお、市内の中で、非常に読みづらい、読みにくい町名がご指摘のとおりあるわけでございますが、住居表示実施区域におきましては、年次的に区域を定めまして、街区表示板のつけ替え、新設、そういったことを計画的に行っておるわけでございますので、その機会を利用いたしまして、読みにくい町名につきましては、振り仮名あるいはまたローマ字を併記する形でつけていくという、そういう方向で検討させていただきたいというふうに思っているわけでございます。

また、住居表示の実施区域外においての問題でございますけれども、特に団地開発あるいはまた土地区画整理事業が施行された場合の町名の定め方につきましても、住居表示に準じてこれを行っているわけでございますけれども、いずれにいたしましても、ご提言の趣旨を踏まえて、市民にわかりやすい町名の表示の方策について、町名表示板の設置等、具体的に検

討してまいりたい、こう思っておるわけでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（川村幸善君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） 老人保健福祉計画に関連して、在宅福祉の充実に向けての取り組みについて種々のご提言をいただきながらご質問いただきました。在宅福祉の推進のための基本的な考え方を申し上げて、ご理解を賜りたいと存じます。

ご承知のように、老人保健福祉計画では、介護についての保健福祉サービス量を明確にして、それを計画的に実施しようとするものですが、サービス量とともに、いかに総合的にサービスが提供できるかというシステムづくりが重要であると考えておりました、まず第1点として、通所としてのサービスを受けるということ、訪問してサービスを提供するという、いわば通所と訪問でございます。第2点目として、保健と福祉の一元化、第3点目として、各種サービスの調整、第4点目として、老人のみならず、障害者も含めた対応、第5点目として、公的サービスの充実と地域住民の福祉活動の促進、いわば公民協力、以上5点にわたる整備が重要であると考えております。このために、在宅福祉サービスを展開する拠点施設として、デイサービスセンター、在宅介護支援センター、ホームヘルパーの拠点等、複合的な機能を持たせたものを想定いたしまして、仮称でございますが、在宅介護サービスセンターを地域に整備したいと考えております。この拠点施設を基礎といたしまして、地区市民センター及び市社会福祉協議会の連携体制のもとに、地域組織を育成強化することとして、ご指摘の需要の掘り起こしを初め、住民の連帯、助け合いを促進し、市民参加による公民協力した、だれもが安心して暮らすことのできる心触れ合う地域社会づくりのシステムが実現できるものと考えております。また、そのシステムづくりにつきましては、ご指摘のように、市社会福祉協議会の活動が

重要であると考えております。住民みずからの福祉活動の促進やネットワークづくりを進める地域福祉活動計画を本年度中に策定を予定しておりますので、ご指摘の点につきましても、十分検討してまいりたいと考えております。

次に、ホームヘルプサービスの充実についてでございます。必要かつ十分なサービスを受けられるようにということですが、これにつきましては、一つはホームヘルパーの人材の確保でございます。同時に、さきにも述べましたように、在宅介護サービスセンターに配置することにより、訪問、通所を含めて的確な対応を図るとともに、さらに現在の嘱託制度等の見直しを行って体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

なお、本市の老人保健福祉計画では、ヘルパーは現在数の4倍程度の人員、約200人余と考えております。

以上、在宅福祉の充実について申し上げましたが、施設福祉と異なって、点在する介護需要に、また多様なニーズに対応するためには、量の整備とともに、サービスの提供体制に創意工夫が大切でございます。ご提言のことも含めて、老人福祉計画が十分に期待にこたえられるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど賜りたいと存じます。

○議長（川村幸善君） 石川勝彦君。

○石川勝彦君 それぞれご答弁ありがとうございました。いろいろ申し上げまして、それぞれ期待をしておりますことが、将来きっと実現するであろうというような実感を受けたわけでございます。

まず第1点の御池沼沢のことにつきましてでございますが、今ご答弁の中に、いろいろな新しい取り組みをしていただける、その辺のところいろいろなところを感じられたわけでございますけれども、植物というのは毎日毎日変わっていくという、このことが一つ大事なことでございます。御池沼沢というのは、あの広い全体の中で環境整備がされ、そして維持管理がされていかないと、幾ら次から次へいろいろとやっていただきま

しても、遅くなっておくれちゃっておっは、その効果も全くないといっ  
てもいいぐらいでございます。大変難しい取り組みでございますので、そ  
れゆえに申し上げたわけでございますが、御池沼沢のパトロールとか、あ  
るいは文化財調査会の多くの先生方にかかわっていただいております、ご提言  
の中で、文化課を中心に取り組んでいただいておりますけれども、常日ごろかかわっておる者といたしまして、他市との比較あるいは  
他県との比較をしますと、まだまだという感じが強いわけでございます。  
豊橋の葦毛湿原、あるいは小さなところでございますけれども、武豊町の  
壱町田湿地、それから昭和13年に国の指定を受けた刈谷のカキツバタ群落、  
こういうところの取り組みを見ますと、非常に四日市の御池沼沢はおくれ  
ているなど、非常にという言葉をつけなくてはいけないような状態にある  
と思います。全市的な取り組みが行われているということでございます。  
国とのかかわりの中で、あるいは国からの助成を受けながらというような  
ことでおっは、一つおくれやい、また二つおくれるというようなこと  
になると思います。それが貴重な南限の植物であるヤチヤナギ、それから  
北限の植物であるミクリガヤが、これだけの温暖化の現象が出ており、水  
温を上げておるというような状態、冬になりましては植物は成長してお  
ります。本来ならば休眠しておらなくてはいけないのに、成長しておるとい  
ってもいいぐらいの状態でございます。それゆえに申し上げたわけござい  
ますので、ひとついろいろな角度から、もう一つ前へ踏み込んだ形で環境整  
備あるいは維持管理がしていただけるように要望しておきたいと思いま

それから、第2点目の来年度に行われる国民文化祭でございますが、今  
のご答弁はよくわかったわけでございますけれども、隣の鈴鹿市の取り組  
み、あるいは南の伊勢市等の取り組みにいたしまして、主催会場である  
津におきまして、その取り組みはもう一つ前へ進んでおります。初めに  
予算ありきという形で平成6年というふうに、トップ初めからやろうとい  
う気持ちはわかるのでありますけれども、底辺を広げるあるいは裾野を広

げるということで、呼びかけるという、そういった準備を早くからしてい  
かないと、にわか4月からやろうという形でやりましたも、これは文化  
にかかわっておる人たちの気持ちというのは、なかなかそんなものではない  
ということをおし上げておきたいと思えます。もっともっと、先ほど申  
し上げましたように、文化都市を標榜しておる本市におきまして、この  
機会はまたとないということをお考えた場合に、どうしてもしっかりとした  
ものにしていきたいなという思いでございます。吟剣詩武道にしまして、  
立派な先生を四日市に置きながら、常日ごろ、毎年のように立派な発表が  
されております。こういった人たちを、とにかく今よりも一層拡大した形  
で「四日市に吟剣詩武道の大元があり」というような勢いでやっておられ  
る先生方、またその取り組みがあるわけでございますので、その人たちを  
中心にして、もっともっと広く四日市がPRできるのではないかと、そう  
いうふうにおしうわけでございます。そういうことで、市としての準備状況  
をもう少し前へ進めてやっていただけないかなということをおし要望して  
おきたいと思えます。

それから、かかわる人たちの層を広げていただくということは、その辺  
のところもこれからの大事なことでございますので、文化祭だけにかかわ  
らず、市挙げて文化をもっと底辺を広げていく、裾野を広げていくとい  
うことにおいて大事なことでございますので、これを機会に何とか形として  
あらわしていただき、文化祭担当者を配置していただくということをおし  
要望しておきたいと思えます。

それから、町名のことにつきましては、非常にのんびりとした質問でござ  
いますけれども、あちこちで郵便屋さんあるいはガスのメーターをいつ  
もはかっておられる地味な仕事をしておられる方たちの思いの中に、ある  
いはクロネコヤマトとか、いろんな配達の人たち、最近女性が大変増え  
ました。その人たちが感情をむき出しにして物を言うところを聞いており  
ますと、黙ってほうっておけないということがございまして、ひとつまと

めて質問させていただいたわけでございます。ちょっと正確な記憶はございませんけれども、いろいろなところを視察をさせていただいておりますと、そういったことが西口あるいは東口、一つの町の入り口か出口のところには必ずありまして、それがむだを省けるような、そして、ある程度ためらいながらも入っていくと、そこに行き着くということがあるわけでございます。そういうことから、細かい配慮が今後の四日市の発展のためにも必要ではないかと思ひますし、市民の生活をより豊かにしていくためにも必要ではないかと思ひます。

それから、最後のホームヘルパー等の問題につきましてでございますが、ゴールドプランの骨格という部分を今のご答弁の中で感じとったわけでございます。ひとつ基本的な基準というものをお示しいただいたわけでございます。これなら何とか不安というものを取り除いて期待できるなという感じがいたしました。

そして、平成12年でございますが、先ほども申しましたように、要援護老人が今の1.5倍に増えるという、そういう実際の数字が予測されるわけでございますけれども、将来的にホームヘルパーも本市において200人を目標としておるということでございますので、どうか質量ともに充実をさせていただいて、本市が福祉都市として胸張れる、また文化だけでなく福祉の面でも県の最大の都市であるということでリーダーシップがとれるようにお願いをしておきたいと思ひます。

それから、システムの問題につきましても、ヘルパーの皆さん、そして408人の民生委員の皆さんたち、一生懸命お骨折りをいただいておりますけれども、その人たちを援護射撃する意味で、協力員を増やしたらどうかということを申し上げたわけでございます。ともすれば、プライバシー云々ということですが、そんなことを言っておれない。そんな良心的に取り組んでおられる人が、一生懸命になっておられる人が、なぜ余分なことを言うだろうかということをお考えざるを得ないわけです。直接かか

わっておられる人たちがそういう思いでおられるというのは、まさに先に雑音があるから、そういうことでびしゃっとシャットアウトされるような機会を、私は何回も感じておるわけですが、決してそうじゃない、将来的に今大事なんだということを考えた場合に、みんながこれからの高齢化社会を背負っていくんだということで、薬屋さんの先生におんぶしていただくのもいいと思ひますし、あるいはいろんな雑貨屋さんのおばちゃんにお世話になるのもいいと思ひます。井戸端会議がなくなったわけでございますし、先ほどのご質問の中にもありましたけれども、本当に一人一人子育てにも相談する人も少ない、あるいは遊び相手もない、そういうことで小さい者から年寄りまで、そんな詰まったような思いで生きていくというのは大変辛うございます。みんなが助け合って生きていける、そういう社会がこれからの社会の一番大事なところであると思ひます。

もっとホームヘルパーについて申し上げるならば、今後の社会というのは、社会構造の重要な中心的な存在となるのがヘルパーであると思ひます。そういうことから、ヘルパーを中心に、あるいは民生委員さんを中心に、福祉社会がより充実した方向にいけるように、これからの、近くでき上がってまいりますゴールドプランをもとにした福祉についての充実した取り組みを期待申し上げまして、質問を終わります。

○議長（川村幸善君） 暫時、休憩いたします。

午後2時30分休憩

午後2時46分再開

○議長（川村幸善君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田中俊行君。

〔田中俊行君登壇〕

○田中俊行君 本日最後の質問者となりまして、お疲れのところと思ひますけれども、いましばらくおつき合いをいただきたいと思います。

通告に従いまして、2点についてお尋ねするわけではありますが、まず第1点目は文化行政についてであります。大変幅の広い、また奥の深いテーマであり、過去において何度も議会で取り上げられておりますし、また、今議会でも水野幹郎議員の方から質問されております。したがって、できる限り重複を避けながら、焦点を絞って、私なりの提言と質問をさせていただくつもりであります。

「国破れて山河あり」、あの戦後の荒廃の中から日本の国は現在の経済大国へと大きく発展してきたわけですが、国民一人一人が日常の生活の中にゆとりと潤いを感じ、豊かさを実感しているとは必ずしも言えないのが現実の姿ではないでしょうか。そこで、政府の政策も従来の経済優先から国民生活重視へとシフトしつつあり、我々も余暇時間をいかに充実して過ごすかということに大変大きな関心を抱いております。つまり、人間が生きるために、食べたり寝たりする生理的活動以外のところで精神的なゆとり、心の豊かさを求める活動こそが文化である。私なりに文化をそういう解釈をいたしまして、質問をさせていただくことをまずお断りしておきたいと思っております。

かつて、文化不毛の地と言われた四日市のまちにも、文化会館を初め、現在建設中の博物館・プラネタリウム館、市民茶室等、ハード面での文化振興は着実に進んでおりまして、大変喜ばしい限りであります。また、文化課も一つの課として独立をいたしまして、市長初め関係部局の皆さんの文化都市四日市建設へのご努力に対しまして心から敬意を表しておきたいと思っております。

しかしながら、ハード面の整備も必ずしも十分とは言える状況ではありませんし、特にソフト面での文化振興のおくれが目立つと感じるのは、私ひとりではないと思っております。確かに最近、これこそ市民文化の芽生えとも言うべき現象が見受けられます。例えば、文化会館の開館10周年の記念事業として昨年行われました創作市民ミュージカル「すずめ」などは、その

典型的な例だと言えるでしょう。こういうグループや文化団体の活動あるいは事業に対しまして、文化振興基金の活用も含め、いろいろな助成策を講じていくこと、また市及びその委託を受けた文化振興財団がさまざまな自主事業を展開していくことは、ともに文化振興の大きな柱であります。しかし、一部特定の市民だけではなくて、文化に対する興味もあり、文化活動への意欲もあるが、何をどうしたらいいかわからないといったごく普通の市民の皆さんが文化の香りを肌で感じ、草の根の市民文化を創造していく、そんな市民総参加の文化都市を目指していくためには、文化施設の維持管理を文化行政の中心に据えることではなくて、一定のレベルに達するまで行政がもっと積極的に市民文化を育てていくという姿勢と、真の市民文化振興のための環境づくり、条件づくりは行政の役割である、こういう認識が不可欠であると考えております。こうした観点で当市の文化行政の中で今一番欠落している部分ではないでしょうか。今回の質問はこの点に焦点を当てまして、市民文化を振興するための行政の役割についてお尋ねするものであります。

まず、市民文化振興における行政のあり方について、基本的考えとあわせ現在の状況及び第6次基本計画の中でどう取り組んでいかれるのか、具体的にお示しをいただきたいと思っております。

ハード面の整備につきましては、一連の文化施設の中でも中心的な存在である文化会館が市民文化を育てる器としては既に満杯の状況にあることは、ご承知のとおりだと思います。開館後11年が経過をいたしまして、鑑賞、発表、研修等の機能を持った次なる多目的文化施設の建設が計画されてもいい時期でありますし、次は美術館を中心とした文化施設あるいは文化ゾーンを、こういう声も大方のコンセンサスを得ているのではないのでしょうか。もちろん、巨額の予算を必要とするわけですから、生涯学習センターとの兼ね合いも含め、慎重な検討が必要でありましょうけれども、第6次の基本計画の中でどの程度の位置づけがなされるのか、現在の検討

状況をお知らせいただければと思います。

ちなみに、候補地につきましては、多少我田引水かもしれませんけれども、南部丘陵公園の一角が最適だと考えますけれども、いかがでしょうか。市内の地理的なバランス、あるいは大蔵省の所有地という事情から、土地手当ての障壁が比較的低いということ、また周囲が自然に恵まれていること等を勘案いたしますと、21世紀の四日市の目玉施設となり得る芸術の森、文化の森を建設するならこしかなない、こう言ったら言い過ぎでしょうか。以前にも提言したことがありますけれども、この点について、そろそろこれまでよりも一歩踏み込んだ答弁をお願いしたいと思います。

続きまして、ソフト面について、私なりの提言をさせていただき、ご見解をお聞かせ願いたいと思います。

冒頭に申し上げたように、草の根の自発的な市民文化を育成していくには、まず種をまくこと、つまり市民一人一人に文化に対する意欲の芽生えるような環境づくりが大切だと考えます。例えば、一流の画家の絵を鑑賞したり、一流の音楽家、オーケストラの音楽を聞く、そんな機会を行政の定期的な事業として、もっともっと充実をし、しかも、鑑賞の時間のとりにくい、いわゆる働く青年男子に対しましても十分配慮をしていただくこと、あるいは民間団体、最近は企業が社会への利益還元の一つとして行っている例もあるようですけれども、民間団体の主催するそうした事業に対しまして、積極的に強力に助成策を講じていくことは、より拡大していくべき施策でありましょう。

そして、その芽を大きく育てるためには、水や肥料が必要です。すなわち、市民一人一人が生活の中にゆとりの時間を持ち、一流の作品を鑑賞し、さらに、みずからの文化活動、ある意味での生涯学習と言いかえてもいいと思いますけれども、こうしたみずからの文化活動を発想いたしましたときに、それぞれの多様なニーズを掘り起こし、相談に乗り、情報を与え、そして的確に指導ができるような体制をつくることが必要と考えまして、

市内各地区ごとにそれぞれ文化アドバイザーを何人か配置し、さらに、こうした文化に関する相談、情報提供、指導の全市的なネットワークを構築することを提言するものであります。

この問題に関しましては、一昨年の議会で石川議員も提案をされておりますけれども、少しニュアンスが異なりますので、私なりの方法論を申し上げているつもりであります。この文化アドバイザーは必ずしも市職員である必要はなく、むしろ地区住民の中に適任者がいれば、その人に委託する方がより効果的でありますし、そうした人材の養成についても早急に取り組む必要があると考えます。既に行われている文化活動団体指導者育成事業ではまだまだ不十分でありますし、こうした文化アドバイザー養成のために、一層の工夫と努力を求めたいと思いますけれども、この点に関していかががお考えかお伺いをいたします。

一方で、文化連盟を中心に市内の文化団体の一本化の動きがあるように聞いておりますけれども、こうした文化団体の経験あるメンバーの方々が文化アドバイザーのネットワーク化に指導的な役割を果たしていただけるものと、大きな期待を寄せるところであり、文化団体の収束の動き、見通しについてもあわせてお答え願えればと思います。

また、私の提言したこと以外にも、ソフト面での市民文化の振興策は、いろいろとアイデア、方策があろうかと思えますけれども、これから第6次基本計画の中で取り組んでいこうとする施策があれば、これもあわせて明らかにしていただきたいと思います。

1点目の質問が長くなりましたけれども、2点目は、県立総合医療センターオープンに伴う道路整備についてお尋ねをいたします。

県立総合塩浜病院の移転を受けまして、泊山小学校の東に建設が進められております県立総合医療センターは、来年、平成6年の秋のオープンを目指して工事も急ピッチで進んでおります。市立病院と並びまして、北勢地域の中核病院として大いに期待を集めているわけですが、しかしながら、

病院のオープンにあわせて整備されている道路は、いわゆる県道塩浜波木線のみであります。現在でもこの周辺の道路事情は大変悪く、特に国道1号と塩浜波木線、これはいわゆる海軍道路でありますけれども、この交差点付近は今年6月のカヨー新館オープンも加わりまして、常時交通渋滞の状況にあります。さらに、来年秋の病院オープンとほぼ同時期に東亜紡泊工場跡地に（仮称）四日市南ショッピングセンターが開店の計画と聞いております。七つの大型店舗と約20店の専門店が出店するほか、大型アミューズメント施設やレストランなども設ける予定の総工費50億円という大規模な施設であり、年内にも着工されるとのことです。これだけの商業施設の開店、そして県立病院のオープンが重なりますと、現在の交通渋滞に拍車をかけることは必至の情勢となっております。この予想される交通渋滞を少しでも緩和するため、どのような道路整備あるいは渋滞ネック箇所に対する対策をお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

まず、国道1号につきましては、平成2年12月、建設省や三重県等で構成をいたします県道路交通渋滞対策推進協議会という組織がまとめました早急に整備を要する三重県下の主要渋滞ポイント17カ所の中に、先ほど申し上げました塩浜波木線との交差点が含まれていたことはご承知のことと思います。しかし、その後現在までの間、このポイントについて何らかの対策が講じられたということも聞きませんし、これといった動きがないわけですけれども、国や県に対しどのように働きかけをしておられるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

また一方で、この新しい病院への主要進入道路が県道塩浜波木線1本であることにかんがみまして、西からの進入道路として、県立四日市南高校と市立笹川中学の間の市道、笹川泊塚原線及び泊塚原2号線を何らかの形で活用し、整備することができないものか、ぜひ早急に検討をお願いしたいと思いますけれども、この点につきましては、どうお考えか、お伺いをいたします。

さらに、これら2点のほかに、生活道路の車対策も含め、具体的な対策をお考えであれば、あわせてお示しをいただきたいと思います。

以上で私の1回目の質問を終わります。

○議長（川村幸善君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまの田中議員さんの文化行政についてのご質問について、やや抽象的な点も答弁にあらうかと思いますが、お答えをさせていただきます。

本市の第5次の基本計画につきましては、本年度を最終年度といたしまして、また新しい時代のニーズに対応するために、現在第6次の基本計画の策定作業が進められている最中でございます。そうした中で、文化行政につきましても、施策の体系化を含めた検討を行っているところでございます。基本的な考え方といたしましては、市民みずからが進んで文化活動に参加すること、言いかえますと、従来行政等が窓口となって教養やあるいは趣味に関する文化活動の推進や鑑賞機会の充実を図ってくるといったようなことが多かったわけですが、むしろ、市民みずからが創造性豊かな文化活動を組織的に、また計画的に実施できますよう、あるいは地域の特性を生かして活動を発展させていくといったようなことをねらいとした、そういった適切な援助が図られるということが大切であろうかと考えているところでございます。

また、文化団体活動を通しまして、お互いの相互扶助であるとか、相互協力、あるいは相互啓発を目的とした団体組織の整備と充実を今後より積極的に援助してまいりたいというふうに存じております。ここ数年の間は、先ほども申し上げましたように、国民文化祭であるとか、あるいは祝祭博、さらには市制100周年の記念行事等々、私どもの身近で開催される大がかりな文化事業に対しまして、いかにして市民の皆さんがそれを理解され、また各事業への参加や協力をされることを通じまして、将来に向かって何

が生み出してこれるかといったようなことを考えていただくということも重要な課題の一つととらえていくべきだと考えております。年ごとに多様化してまいります文化への市民ニーズに対応していくためには、特定個人ではなく、より多くの市民各層からの的確な情報の収集であるとか、あるいは創造性豊かな目標を設定する中で、市民の皆さんとともに新しいプログラムづくりを展開できることが望ましい姿だと考えているわけでございます。国とか県あるいは先進都市、または各種団体の状況分析もしながら、的確な対応ができるよう努めてまいりたいと存じておるところでございます。

以上、述べましたところが基本的な考え方でございますが、地域住民の心豊かな生活を求める傾向に対応いたしまして、本市におきましても、文化施策の推進を重要な課題の一つとして位置づけまして、意欲的に取り組んでおるところでございます。市民の文化振興を図ってまいりる上で、より底辺を拡大しなければならないという考え方は、まことに大切なことであるかと存じておるのでございます。

文化施設につきましては、全市的な配置計画の中で検討をいたしたいというふうに考えておりますが、特に文化会館につきましては、ただいまご指摘がございましたように、最近の傾向としては、非常に利用希望も多く、市民の需要を十分に満足できなくなってきているというのが実情でございます。新しい計画に向けての準備を進めているところでございます。また、北部にございますあさけプラザにつきましても、多くの皆さんに活用をしていただいております。今後とも、地域を初めとした各方面からのご意見を参考にさせていただきながら、市全体を視野に含めまして、より多くの市民が活用できる新しい施設の整備に努めてまいりる所存でございます。

最後に、地域における文化活動のネットワーク化についてでございますが、文化活動団体の組織の充実も相まちまして、将来ぜひとも実現したい

と考えておりますが、今後における団体活動の進展を見つめながら、その対応については、文化団体の皆さんとも協力していただきながら研究していきたいというふうに存じております。

また、地域における文化活動の支援につきましては、文化振興基金の活用等の事業を通じまして、新しい取り組みを始めてまいりたいと存じております。

また、文化アドバイザーの配置についてのご提言につきましても、その意義のあるところは理解するものでございますが、何しろ文化の持つ特有の性格もございますし、伝統的なものもございますし、あるいは文化の持つ個性的な性格もございますし、いろいろと難しい問題もその間には介在しておるように思われますが、他都市のそういった例等につきましても、今後十分参考にしながら研究を重ねてまいりたいというふうに存じておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（川村幸善君） 建設部長。

〔建設部長（西田喜大君）登壇〕

○建設部長（西田喜大君） 第2点目のご質問にお答えいたします。

県立総合医療センターへの東側からの進入路といたしましては、現在三重県におきまして都市計画道路塩浜波木線の整備が進められているところでございます。この塩浜波木線、通称海軍道路と国道1号との交差点は今までも渋滞で問題となっているところでございます。平成2年度に策定されました三重県渋滞対策推進計画の中でも短期整備交差点として位置づけられておりまして、今後も先ほどのようなご提言を踏まえまして、早期着手を国、県に対しまして要望してまいりるところでございます。また、北側方面、笹川通りから病院へのアクセスといたしましては、中部電力泊変電所西側の市道日永西49号線、これは泊鶴線でございますが、この道路から塩浜波木線が取り付けとしてございます。暫定整備といたしまして、本年度、この塩浜波木線との交差点部分の改良工事を施工を予定しておるところござ

います。

続きまして、笹川中学校の正門前の市道笹川泊塚原線の整備でございますが、この道路は都市計画決定されております南部丘陵公園予定地の中を通っているということで、そこで拡幅整備となりますと、公園を初めいたしました関係機関との十分な調整が必要かと考えておるところでございます。したがって、病院へのアクセス道路といたしましては、都市計画道路の塩浜波木線及び泊鶴線が重要な路線と考えておまして、塩浜波木線の国道1号との交差点改良を含めました全線の整備につきまして、県当局に強く要望するとともに、本市におきましても、泊鶴線の整備に一層取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（川村幸善君） 田中俊行君。

○田中俊行君 ご答弁いただきましてありがとうございます。

まず、文化行政についてでありますけれども、教育長の方から基本的な考え方としては、国民文化祭あるいは祝祭博、市制100周年、こういった事業への市民の参画を一つの起爆剤としたい、こういうお答えもございました。これには大賛成でありますし、ぜひ強力な推進をお願いしたいと思います。

そして、ゆとりと潤いのある心豊かな四日市のまちづくりをしていくため、市民総参加型の文化都市をという一つの発想の転換を図っていただいて、第6次の基本計画の中で、これまでとは一味も二味も違った文化行政をぜひ展開していただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

各論になりますけれども、ハード面の整備の中で、全市的なバランスを考えながら、次なる文化施設の建設に向けて努力をしたいというお答えがありましたけれども、もう一步踏み込んで、そろそろご答弁をいただきたいわけですが、第6次の基本計画の中で、目標といたしますか、希望としてどの辺まで進めたいと思っておられるのか、その辺について、もう

一步踏み込んだご答弁をぜひお願いしたいと思います。

文化施設の建設となりますと、財源がどうしても避けて通れない問題でありますけれども、例えば、これからの時代の有効な方策の一つとして、いわゆる民間の活力、つまり民間のアイデアであるとか企画力、実行力、あるいは資金力、そういったことを有効に活用していくような、そういう方法をこれから模索していかないと、文化施設だけではありませんけれども、スポーツ施設にも言えることではあります。そういう方向を模索していくことにつきまして、市当局としてのお考えをあわせてこれもお聞かせをいただきたいと思っております。

候補地の南部丘陵公園ということについては、これ以上申し上げませんが、ひとつ念頭に常に置いていただきたいということだけ要望しておきます。

それから、ソフト面についての文化アドバイザー的なネットワークづくりにつきましては、文化団体の方々と協力、相談をしながらということでしたけれども、現在、文化団体が一つのまとまった団体へ収束する動きがあるということをお聞きしておりますので、その辺の見通しについてご答弁がなかったように思いますので、これをお答えいただきたいと思っております。

それから、2点目の県立総合医療センターオープンに伴う道路整備についてでありますけれども、建設部長からは、泊鶴線と塩浜波木線の交差点の改修といたしますか、整備のお答えがありましたけれども、これだけではこれからの施設のオープンのことを考えますと極めて不十分でありますし、もう来年の秋ということで大変時期が近づいてきておりますので、早急に対策を講じる必要があると思うわけです。泊鶴線と塩浜波木線の交差点の改良に加えて、部長の方からも県へ要望するとお答えのありました国道1号と海軍道路の交差点に関する右折レーンの設置の問題、これに加えて、笹川中学、四日市南高校の間の進入道路の問題につきましても、拡幅等に関しては他部局との調整が必要ということではありますけれども、問

題がいろいろあるかと思いますが、しかし、二つの大きな施設があと1年後にオープンということを考えますと、小手先のネックの解消だけでは抜本的な道路の整備には到底及ばない、こういうふうに考えますので、西からの進入道路に関しましても、ひとつ早急に他の部局との調整を図っていただき、検討の俎上にぜひのせていただきたい、このこともお願いをしておきたいと思えます。

そうしたことを含めて、もう一度建設部長に、迫ってきているということを入れていただきながら、これももう一步踏み込んで道路整備に関するご答弁を再度いただきたいと思えます。

○議長（川村幸善君） 教育長。

○教育長（丹羽 武君） 1点目の新しい文化施設についてでございますが、私どもといたしましても、現在の文化会館等の使用状況から、先ほどお答え申しましたように、新しい文化施設が欲しいという立場にある点においては同じでございます。しかし、どこへどういったような規模というふうになりますと、例えば、市長公室あるいは都心整備課、そういった市全体の計画の中で配慮しなければならない問題でございます。今後ともそういった関係部局とも十分な検討をしていただく中で、私どもの希望も含めて検討を進めさせていただきたいと思えますので、ご了解をお願いしたいと思います。

なお、第2番目のアドバイザーの最後の言葉を、意味を聞き取れなかったのもまことに失礼ですが……。文化団体の収束ですか、これにつきましては、従来ございました文化連盟というのが今年の初めに解散をされまして、新しく文化協会となるんですか、そういったような形で組織がえをしようということまで、従来のは自然発生的に何か集まってみえるような性格もあって、初めからきちっとした組織的な動きがなくて、発生的に集まってきたという性格もおありのようで、そういうものに対して、いろいろと今まで協議を続けてまいりまして、本年度、従来の文化団体という

組織は解散して、新しく全市的に動けるような組織も含めた新しい組織にしていこうという動きに現在なってみるところまでと聞いております。それにつきましては、私どもの文化課の担当も終始協議の中に入れていただきながら、アドバイスできる点はさせていただいて、新しい市としての文化協会的な、組織的な運営ができるようなものを今後つくっていきたいという、今最中でございますので、もう少し時間をいただきたいというふうに考えておるところでございます。これはもちろん、そういった団体の方の意思でつくっていくのが本来でございますので、私どもといたしましては、それをいかに支援していくかという立場で協力をさせていただきたいと、こう思っております。

○議長（川村幸善君） 建設部長。

○建設部長（西田喜大君） 病院のアクセス道路といたしましては、先ほどお答えいたしましたように、都市計画道路でございます塩浜波木線あるいは泊鶴線が抜本的な幹線道路となろうかと思えます。塩浜波木線につきましては、現在、計画されております貝沼医院から水谷運輸までの間約1,120mあるわけでございますが、このうち東側560mは病院の開院に間に合わずということでございまして、西側分につきましては、今後この促進につきまして県の方へ早期に完成するよう要望してまいるところでございます。

また、国道1号との交差点の改良でございますが、三重県の渋滞策の17カ所の中に位置づけられておる一つでございまして、都市計画決定では平面交差となっておりますわけでございますが、いずれにいたしましても、ああいう交差点部分での改良となりますと、なかなか難しい問題があるわけでございますが、先ほどのご提言を踏まえまして、強くお願いをしてまいりたいと考えております。

また、もう一つ、笹川塚原線等の問題でございますが、何とか暫定策も踏まえまして、前向きに検討を加えてまいりたいと思っておりますので、

よろしくご理解をお願いします。

○議長（川村幸善君） 田中俊行君。

○田中俊行君 ありがとうございます。

文化行政につきましては、次なる文化施設の第6次基本計画の中での位置づけについて、もう一つ何か釈然としないところがありますけれども、ぜひ第6次の中で建設着工にまでもっていただけるように、これも強くお願いをしておきたいと思います。

それと、もう1点、これからいろいろな施設をつくる際の財源として、民間の活力を導入していく方法につきまして、お考えをお尋ねしたところでありまして、ご答弁が漏れていたように思いますので、これをもう1点だけお聞かせいただきたいと思います。

それから、文化団体の収束の見通しをお聞きした点で、これが一つの四日市の文化団体がいろいろとある中で、一つ大きなまとまりになっていったときに、初めて文化アドバイザーというような、名称はともかくといたしまして、地域の市民文化を掘り起こすような役割を担ったネットワークづくりが求められてくると思いますので、その辺の結びつけについては、行政が担っていく役割ではないかと考えますので、この文化団体の収束を見きわめながら、その辺について、行政の方でひとつ努力していただきたいなど、これも要望しておきたいと思います。

以上でございます。先ほど民間活力の点についてだけ、もう一度ご答弁をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（川村幸善君） 教育長。

○教育長（丹羽 武君） 文化活動における民間活力の活用でございますが、これは文化そのものの活動という意味でおっしゃっていただいているのか、資金的な面とか経済的な面とか……。現在のところ、先ほど申しましたように、従来は文化連盟を中心としたいろんな地域及び連盟の組織の方との連携を図って、その育成というところで正直なところ精いっぱい

のところございまして、さらにそれを今後新しい文化協会のような組織を通じて、民間の方々の活力というか、力の活力を図っていきたくて、そういうところへ重点を置いていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（川村幸善君） 田中俊行君。

○田中俊行君 再度答弁は求めませんが、私が民間の活力の導入というふうに申し上げたのは、現在あるいろいろな民間の文化団体もさることながら、企業というものをひとつ頭の中に入れて質問をさせていただいたわけでありまして、企業等の財政力を持った団体の文化施設、これからの市の文化施設建設におけるいろいろな資金力を含め、企画、実行力、アイデア、こういったさまざまなものを活用していく方法についてお考えがないかと、こういう意味で質問させていただきました。ぜひそういった面でもこれから検討をしていただきまして、前に向けて文化行政の推進をしていただくようお願いをしたいと思います。

---

○議長（川村幸善君） 本日はこの程度にとどめることにいたします。

次回は、明後日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後3時27分散会

会 議 録

第 4 日

(平成5年9月16日)

○議事日程第4号

平成5年9月16日(木) 午前10時開議

第1 一般質問

第2 議案第73号ないし議案第95号 …………… 質疑・委員会付託

第3 議案第96号ないし議案第98号 …………… 説明・質疑  
委員会付託

議案第96号 工事請負契約の締結について

－雨池1号幹線水路築造工事－

議案第97号 工事請負契約の締結について

－日永小学校改築工事(建築工事)－

議案第98号 動産の取得について

－大型化学消防ポンプ自動車－

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員(40名)

青山 弘 忠  
小井 道 夫  
石川 勝 彦  
市川 悦 子  
市川 正 徳  
伊藤 正 数  
伊藤 雅 敏  
伊藤 正 巳  
宇野 長 好  
大島 武 雄

大谷茂生  
 小川政人  
 川村幸善  
 喜多野等  
 久保博正  
 桑原勇  
 小林博次  
 坂口正次  
 佐藤晃久  
 佐野光信  
 瀬川憲生  
 田中武行  
 田中俊行  
 谷口廣睦  
 土井數馬  
 豊田忠正  
 中森慎二  
 野崎洋  
 橋本茂  
 橋本増蔵  
 長谷川昭雄  
 日置記平  
 藤井浩治  
 古市元一  
 堀内弘士  
 益田力子  
 水野和子

水野幹郎  
 毛利道哉  
 森真寿朗  
 野呂平和

○欠席議員 (1名)

○出席議事説明者

市	長	加藤寛嗣
助	役	加藤宣雄
助	役	奥山武助
収	入	毛利道男
調	整	石川徹夫
市	長	鈴木一美
計	画	推進部長
川	畑	義之
総	務	部長
鷗	飼	龍夫
財	政	部長
佐々	木	龍夫
市	民	部長
小	畑	廣次
保	健	福祉部長
服	部	美次
商	工	部長
米	津	正夫
農	林	水産部長
鎌	田	悟
環	境	部長
須	原	賢治
都	市	計画部長
大	橋	実
建	設	部長
西	田	喜大夫
下	水	道部長
岡	田	幹夫
消	防	長
島	村	隆一
消	防	次長
谷	口	淳一
病	院	事務長
光	本	博之

水道事業管理者 栗本春樹  
水道局次長 別所弘和

教 育 長 丹羽 武  
教 育 次 長 佐野孝男

代表監査委員 樋尾 裕

○出席事務局職員

事務局 長 長谷川 昭彦  
参事兼議事課長 伊藤 千秋  
議事課長補佐 玉田 耕士  
議事係長 井上 紀久夫  
主 事 濱田 信二  
主 事 芝田 敏樹

午前10時1分開議

○副議長(田中 武君) おはようございます。

川村議長に代わりまして議長の職務を行いますので、よろしくお願いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、39名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第4号により取り進めますので、よろしくお願いたします。

日程第1 一般質問

○副議長(田中 武君) 日程第1、これより一般質問を一昨日に引き続

き行います。

順次発言を許します。

豊田忠正君。

〔豊田忠正君登壇〕

○豊田忠正君 おはようございます。

13番目の質問になりますと、かなり質問の内容が重複しますので、大変聞きづらい点があるんじゃないかなと、このように私自身思っております。ひとつその辺ご勘弁いただきまして、今日は大分傍聴席にも大勢来ていただいておりますから、前の質問で答えましたというそっけのない返事をせずに、ひとつ丁寧に説明願いますよう前もってお願いいたしまして、質問の第1から始めさせていただきます。

まず質問の第1は、公共工事の入札・契約制度の見直しについてであります。

我が国の会計法によりますと、公共工事の契約先を決める入札制度は次のようになっております。不特定多数の業者に競争させる一般競争入札を原則とし、それ以外に発注者側があらかじめ指定した業者で入札を行う指名競争入札制度と、特定業者と契約する随意契約が定められています。

指名競争入札制度は、談合の温床としてこれまで再三指摘されてきましたが、いまだ国や自治体のほとんどが公共事業の入札に指名競争入札制度を取り入れているのが現状であります。しかし、仙台市長に始まった大手ゼネコン汚職の病巣の底知れぬ根深さに、建設省初め、愛知、岐阜、三重を含む40道府県と名古屋市など10市が、公共工事の入札・契約制度を見直す作業に着手したことが報告されております。

本市では指名競争入札制度を取り入れておられますが、さきに述べた状況を踏まえ、見直しをなされる考えがあるのか否か、お尋ねいたします。

私は、一般競争入札が本来の姿であるとは思いますが、しかし、全く自由な一般競争入札には反対でございます。地元中小企業の育成を考え、ま

た、極端な弱肉強食を防ぐためにも、一定の保護政策を配慮した制限付き一般競争入札にしなければならないと思います。とはいっても、現行の指名競争入札制度がすべて悪制度とは言えません。公共事業は、注文どおりの内容で、定められた工期内に完成することが大前提となります。このことを考えると、工事は信頼のできる、実績ある業者に頼まざるを得ません。

確かに指名競争入札制度には、工事の品質を維持する等の利点があります。しかし、発注者の裁量権が大きいという大きな問題点があります。東大教授の金本良嗣氏は、その問題を解決するには、行政が指名基準、入札に関する理由説明を義務づけること。二つには、入札を審査する第三者機関を設け、入札手続の透明度を高める制度を考えるべきだと提言しております。

本市が発注した最近の工事を検証したところ、昭和62年12月に市庁舎外壁改修工事を戸田建設が随意契約で受注しており、契約した理由は、庁舎を建設した業者であるため事情がよくわかっているからとの説明でした。同じく昭和62年12月、中央駐車場建設工事を戸田建設・日本土建のJVによる受注、昭和63年9月、合同会館、現在の総合会館ですが建設工事を戸田建設・清水建設・木下建設のJVによって受注しております。また、平成3年12月、併設施設建設工事を戸田建設・久志本組のJVにて受注しておる。平成2年11月、第1期北大谷斎場改築工事、これは火葬棟、待合棟を株式会社熊谷組が受注、そして平成4年12月、第2期北大谷斎場改築工事、葬祭棟でございますけれども、同じく熊谷組が受注し、施工中でございます。その他土木工事では、敷地造成工事で1期工事を受注した業者は、2期、3期工事を受注するということが当然のことのように行われている例が少なくありません。

このことは、当事者間では何ら異議を感じないでしょうし、むしろ当たり前前のこととおられるようでございます。土木建築業者の現場では、業者間で仕事を譲り合うことが仁義であり、ルールだと習慣づけられてい

るのが現状でございます。前に紹介した事例が、すなわち談合行為だとは断じられませんが、納税者である市民の立場からすれば、適当に仕事を分け合っているように映り、不透明さが残るのではないのでしょうか。競争入札の理念からしても、割り切れないものが残ります。これを日本の美談だとして片づけてよいものでしょうか。このようなことは旧来の悪習によるものであり、入札制度の運用を考慮すれば避けられることと思っておりますが、理事者のご意見をお伺いします。

第2の質問は、防災体制の確立についてであります。

今年は災害の当たり年か、1月15日、マグニチュード7.8の北海道釧路沖地震に始まり、2月7日、マグニチュード6.6の能登半島沖地震、7月12日にはマグニチュード7.8規模の北海道南西沖地震、さらに、8月には鹿児島島の集中豪雨等、日本列島の記録的な異常気象も手伝って、北と南で大きな災害が相次いできました。東海地方は、幸い昭和34年の伊勢湾台風以来大きな災害に見舞われていません。戦後最大級と騒がれた13号台風も東海地方は免れたので、ほっとしています。

が、安心はできません。昭和51年10月、東京大学の石橋先生が、「駿河湾地域にマグニチュード8程度の大規模な地震が発生するおそれがある」と発表されたのが東海大地震であります。それから17年になりますが、いまだに起きていないということは、それだけ近い将来に起きる可能性が高まっているとも言えます。もし近い将来東海大地震が起きた場合、本市の備えはどうなっているのでしょうか、お尋ねします。

すわ大地震となったとき、一番心配するのは、石油コンビナート地域の火災と各種災害対策です。本市には石油コンビナート特有のパイプライン、地震によって転倒し、石油、ガス等が流出しそうな屋外タンク群が林立しています。このような屋外タンク貯蔵所の安全性はどのようになっているのか、お教えてください。

次に、台風等による暴風警報の発令時における児童・生徒の登下校の安

全確保についてであります。保育園では園児の送り迎えを保護者が行うことと定められており、したがって、登園及び降園時の責任は、基本的には保護者が負うわけであり。先日、笹川の保育園でお聞きしたところ、暴風警報等が発令された場合、保護者の方は都合がつき次第迎えに来られているとのこと。乳幼児を預かる保育園としては当然の措置とはいえ、適切な対応と考えておりました。しかし、心配なのは、学校の児童・生徒の安全確保でございます。教育委員会は、気象に関する警報及び地震に関する警戒宣言等に伴う学校運営並びに児童・生徒の安全確保についての基準を定め、各幼稚園並びに小中学校に通達されています。その内容で特に気にかかるのは第3項であります。それによりますと、児童・生徒等の在校中に暴風警報、地震警戒宣言が発令された場合は、原則として、周辺の風雨の状況、通学路の安全確認をして、速やかに帰宅させるとなっております。速やかに帰宅させるということになっておる、この点がちょっと気にかかるわけでございますが、この通達は、児童・生徒は両親のもとへ帰すのが一番安全であり、責任であるという趣旨に基づいて決められております。私も、両親のもとへ帰すことについては異論はありませんが、帰宅のさせ方に問題があるのではないかと思うのです。

たまたま笹川の小中学校で生徒の母親の就労状況をお聞きしましたところ、小学校の家庭では75%、中学校では90%の方が就労してみえるということでございます。このような家庭状況があること。そして、一般家庭の建物よりも学校施設の方がずっと安全性が高いということ。さらには、多くの学校施設が緊急時の避難箇所に指定されていることを考えると、児童・生徒を速やかに帰宅させるという措置に矛盾があるように思います。むしろ授業時間内は、原則として学校にとどめる方が安全であると考えます。そして、テレビ、ラジオ等で情報等動向に留意した上で帰宅させることが安全であると判断した場合は、幼稚園児及び小学生については保護者の出迎えを求めて引き継ぐ措置をとるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

ご意見をお伺いします。

風水害は毎年やってくるし、ある程度の予測ができるので、案外対応はしやすいが、地震となると、いつ来るかわからないため、対応が非常に難しいわけです。これからの災害は、電気やガス、上下水道がストップする。通信網も鉄道、道路も不通になるといった社会的混乱が起きることを覚悟しなければなりません。

以上の状況を考えたとき、災害が生じた場合の対応は、何といてもいち早く住民に確実な情報を提供することが大切だと考えます。去る7月12日の北海道南西沖地震の際には、奥尻町役場が同報無線系の活躍により、気象台からの津波警報が届く前に、役場独自の判断で住民に避難を勧告しました。また、8月1日の集中豪雨では、鹿児島県福山町が同報無線をもって避難勧告をし、住民全員を救ったということでございます。ところが、隣の国分市では7人もの犠牲者を出しました。この明暗を分けたのは防災無線の有無だったと指摘する関係者が多く、国分市にしてみれば、取り返しのつかぬ犠牲だったと悔やまれます。

そこで、本市の緊急時における情報収集及び伝達の防災体制はどのようになっているのか、お尋ねします。

第3の質問は、まちづくりの推進についてであります。

住みよい町とは、道路が整備されていて交通の便利なこと。緑が多く、公園、下水路等都市基盤施設が整っていること。暮らしに便利な商店、安心して住めるための病院等が統括して整備されている町であると言われます。中でもその基盤となるのは道路整備だと思います。

本市には、都市計画道路として決定されている路線が59路線あります。しかし、一部の路線を除き、大半は起点から終点まで完成していない路線ばかりであります。今まで多くの議員の皆様からも再三指摘され、催促されておるところであり、私も2年ほど前、59本を一挙に整備するのではなく、利用密度の高い路線を七、八本選んで用地の先行買収を行うことを提言し

てきましたが、一向に進んでおらないように思いますが、いかがでしょう。

改めて提案しますが、重要路線の中において整備により一層利用効果の上がる区間を設定して、先行買収を積極的に推進することを提言しますが、当局のご意向をお聞きします。

次に、道路整備、すなわちまちづくりの手法は、面的整備を行う区画整理方式と、線的整備の用地買収方式の2方式が代表的なものであります。そこで、四日市の目玉でありメイン道路である四日市中央線についてお尋ねします。

既にJR四日市駅から近鉄四日市駅間は戦災復興事業で、近鉄四日市駅から堀木日永線までは西浦土地区画整理事業で整備されましたが、残る泊船線まで延長約800mの整備手法としては、区画整理方式が望ましいとは思いますが、区画整理事業は権利者の同意を得るのに大変時間がかかる。主管課の職員は一生懸命努力なさっているが、なかなか見通しがつかないのが現状ではなかろうか。よしんば区画整理方式で整備するとしても、幅員70m全部を減歩対象では、到底地権者の協力は得られないと思いますが、どのように地元に対して説明をしておられるのか。

私の私案としましては、残り800mは、思い切り幅員30もしくは35mに変更し、買収方式に切りかえて早期解決を講ずべき時期が来たのではないかと思います。本市は、当面の目標人口を35万人としています。21世紀半ばに50万人を想定しても、果たして70mの幅員が必要でしょうか。むしろJR線の連続高架を早期に実現させて、四日市港に向けて70m道路を延長させた方が本市の発展につながると思いますが、いかがでしょうか、お尋ねします。

3点目は、区画整理事業のうち、組合施行の区画整理事業によるまちづくりの推進についてであります。

本市は、先ごろ行われました生産緑地法の改正により、農地面積800haのうち245ha、約31%が生産緑地の指定を受け、宅地並み課税となる宅地

化農地は555haとなっております。生産緑地を選択した農地については、今後30年間は営農することが条件になっており、当然のことながら、宅地化農地と混在し、スプロール的な市街地になることが予想されるところであります。

このため、本市の土地区画整理事業助成規則を小規模の区画整理事業の実施を可能とするためにも、現行の助成規則を見直す必要があると考えます。具体的には、1、施行要件を現行の3ha以上から1ha以上に引き下げる。2、道路要件は、現行では都市計画道路もしくはそれに準ずる幅員12m以上の道路とされているが、6m以上に緩和していただきたい。三つ目は、調整池に対する補助を新設すること。現行では、調整池の助成は対象にしていませんが、組合施行の区画整理事業を行う場合、調整池を設置せずして事業はできません。特に、平たん部で事業を行うとき、洪水調整能力の確保のため、大きな負担になり、減歩の増大となって、事業実施の際の障害となっております。ぜひとも助成対象とし、減歩緩和に役立つよう考慮していただきたいと考えておりますが、現在どのようにお考えなのか、理事者の考えをお聞かせ願います。

一方、まちづくりへの誘導方策として、都市計画の中の地区計画も推進されているように聞き及んでおりますが、この方式は事業をすぐ実施する制度ではなく、将来に向けてハード面の整備の前段になるものであるわけですが、まちづくりは、どのような手法にいたしましても、行政だけで進めることは大変困難な時代でございます。

最近の新聞紙上において、全国の自治体で関係権利者の参加によるまちづくりを育成する動きが活発になってきており、その一環として、まちづくり情報センター等の開設が各地で進んでいると報じられております。例えば隣の名古屋市では、平成3年に都市計画専門の図書館を備えた名古屋都市センターを開設しており、今後はその規模を大幅に拡張し、まちづくりについて市民の一層の理解と推進を図っていくとのことでございます。

神戸市では、本年11月を目標に、商店街の活性化と道路拡幅に関する相談、通学路のカーブミラー設置等の市民の声を吸い上げるといったように、まちづくりの相談あるいは啓発への拠点となる施設の開設を計画していることとでございます。建設省も、来年度からこのような都市計画センター、まちづくりセンター等の開設については、20万人以上の都市に対しても本格的に動き出す意向であるとのこととあり、本市でもこのようなまちづくり相談センターを設け、市民の啓発と理解を求めることにより、単なる計画で終わることなく、事業化への推進につながるのではないかと考えるわけでございますが、行政側として、今後のまちづくり推進のために、このようなセンターの開設についても積極的に取り組み、幾つかのまちづくりの手法についても先取りし、市民へのサービスを忘れてはならないと思うのであります。私の一つの提案といたしたい。

以上、まちづくりの推進に関する3点の問題について、最後の一つは要望にとどめますが、理事者側の考えをお伺いいたします。

最後に、北勢バイパスの現状と今後の見通しについて質問します。

四日市市がより発展し、より住みよい健全な都市になるためには、幹線道路の整備が第1条件だということは周知のとおりでございます。本市の南北方向の幹線道路には国道1号と23号がありますが、十数年前から慢性的な交通渋滞を生じ、沿線住民の皆さんには交通騒音等で多大のご迷惑をかけております。このような状態を一日も早く解消し、域内道路の交通混雑を緩和するにはどうしたらよいのか、行政は長年調査してきました。

その結果、交通分散をすることにより、適正な機能の分担を図るとともに、内陸部の地域開発を促すためにも、本市を中心とした北勢地域の内陸部を環状にバイパスすることが最善の策と考えました。そして、地域住民の理解と要望により、平成2年12月25日、川越町南福崎の国道23号を起点として、朝日町、四日市市を経て鈴鹿市稲生町に至るまでの28.4kmを延長することを都市計画決定しました。

さて、待望の都市計画決定がされたので、一挙に事業決定を行い、域内の測量調査が行われるものと思っておりましたが、最近になっても一向にその傾向が見当たらず、事業がとんざしているのではないかと心配しております。また、事業を期待している住民の皆さんからも、北勢バイパスはどうなっているのですか、計画どおり実行できるのか、そしていづろ土地の買収の話があるのかと尋ねられますが、私自身どう説明すればよいかわからず、困っております。

また、8月26日には、三滝台自治会の方が、国と三重県を相手に、建設差止めを求める訴訟の第1回口頭弁論が津地裁で行われたと報じられています。このような事件が重なると、ますます事業の進捗に支障を来すことと思いますが、市といたしましては、三滝台自治会の皆さんにはどのように対応なされておられるのか。そして今後の事業について、市はどう見通しをつけておられますのか、ご説明をお願いします。

まず第1回の質問、これで終わります。

○副議長（田中 武君） 総務部長。

〔総務部長（鶴飼 滋君）登壇〕

○総務部長（鶴飼 滋君） 第1点の入札・契約制度の見直しにつきましてお答えをさせていただきます。

先ほど来種々指摘があったわけでございますけれども、入札制度の改善なり、あるいはまた見直しにつきましては、ご承知のとおり、今般の一連のゼネコンの疑惑を契機といたしまして、国及び各地方公共団体におきまして、その検討がなされているわけございまして、先般来新聞でも報道がございましたけれども、建設省におきましては、制限付きの一般競争入札制度の導入が決定をされたわけでございますけれども、ところが既に建設省におきましては、意向確認型等の指名競争入札制度という、そういった新しい方式が導入され、これが既に実施をされておるといふ、こういう実態にあるわけでございます。

若干、この意向確認型の指名競争入札制度について申し上げたいわけですが、この意向確認型の指名競争入札制度と申しますのは、工事の質の確保を図るといふことと同時に、入札参加者の意欲を重視することを基本にいたしておる制度と、こういう制度になっておるわけですが、工事の規模でございますとか、あるいはまた地域的特性等を考慮しつつ、さらに類似工事の実績、また配置予定の技術者等の技術資料の提供を求めまして、このような資料について検討を行い、最終的に指名業者の選定を行う、こういう制度でございます。

また一方、先ほど来ご提案がございました、仙台市を初めといたしまして一部の地方自治体におきましては、制限付きの一般競争入札制度の導入が検討されているわけですが、そこで、制限付き一般競争入札が検討されております各地方自治体の検討の内容について調査をしておりますと、共通のことが幾つかあるわけですが、その検討の内容の一つは、工法や工事規模によって、ゼネコンが参加をするタイプと、地元業者が参加するタイプの2種類で実施をしようと、こういうことが検討されておる第1でございます。

また、制限付き一般競争入札制度でございますから、業者の応募についての条件が幾つかつくわけですが、その一つといたしまして、当該工事に適合する実績があるかないかということが第1。第2には、特定建設業の許可があるかないかということ。さらにまた、財務内容や完工高からはじき出された経営審査の結果、そういったことについての条件をつけるということについて検討がなされておると、こういうことになっておるわけでございます。

そこで、先ほど来お話がございましたように、本市におきましても、他の公共団体同様に、公共事業がすべての面で適正に執行されるということは極めて重要なことであるわけですから、現在、指名競争入札におきまして、その透明性の確保を図るといふことから、一定規模以上の工

事発注につきましては、指名業者や入札結果の公表を行っておるわけですが、また、業者のランクづけと工事の発注金額についても、選定要綱等を設けまして、業者にそのことについて通知を申し上げておるといふ、こういう状況にあるわけですが、また、先ほど来お話がございましたように、地元の業者の方々の育成にも配慮いたしまして、特に土木工事につきましては、地域性を重視いたしました業者の選定に努めておるわけですが、

しかしながら、今日のこういった状況でございますから、市といたしましても、より透明性を高める必要があると同時に、公正な競争性が発揮できる入札方式等について検討する必要があるわけでございますので、先般、入札制度等改善検討委員会を庁内に設置をいたしまして、検討を現在進めておるわけですが、今後、国、県等の動向を見きわめながら、年内にはその検討結果が得られるようにいたしたい、このように考えておるわけでございますので、ご了解賜りますようお願い申し上げたいと思っております。

次に、第2点目の防災体制の確立の問題の中で、市民の方々に対する防災情報の伝達、あるいはまたその体制についてお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

先ほども豊田議員の方からご指摘がございましたように、地震災害情報についてでございますけれども、現在、地震災害情報についてどのような方法で伝達がされているかということについて若干申し上げたいと思っておりますが、現在の情報の伝達の仕方につきましては、国、県を經由いたしまして、市町村に無線で伝達がされてまいるわけですが、市といたしましては、それを受けまして、その情報内容をいち早く市民の皆さん方に伝達する使命を担っておるわけですが、現状につきましては、市、消防、警察等の広報車による広報、さらにまた、各地区に設置をされておりますサイレンを吹鳴いたすわけですが、同時にまた、

地区市民センターから自治会へ、電話による連絡網によりまして、市民の皆さん方に情報の伝達が行われているわけでございます。

そこで、先ほどご質問がございました同報無線についてでございますけれども、災害の場合の伝達の方法といたしまして、この同報無線ということにつきましては、私ども極めて重要な伝達の方法だと、こういうふうに考えているわけでございまして、本年度におきまして、同報無線の導入のための実施設計を現在行っているわけでございまして、その実施につきましては、第6次基本計画の中で設置をしてみたいと、こう考えておるわけでございます。

したがって、今後ともそういう方向でやるわけでございますけれども、その内容についてでございますけれども、音声による情報混乱、そういった混乱にならないように、サイレンの吹鳴を中心とした伝達方法にしたい、こう考えておるわけでございますが、同時に拡声装置、あるいはまた拠点施設には個別の受信機と無線によるファックスの設置、そういったことも現在考えておるわけでございまして、先ほど申し上げましたように、第6次基本計画の中で、設置について行ってみたいと、こう考えておるわけでございます。

今後とも、迅速で、しかも確実に伝達する方法等につきまして、より充実した方法について今後とも研究をしてみたい、こう考えておるわけでございますので、この上ともご理解賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（田中 武君） 消防長。

〔消防長（島村 隆君）登壇〕

○消防長（島村 隆君） 防災体制の確立というテーマの中の1番の石油コンビナートの屋外タンク貯蔵所の安全性についてお答えを申し上げます。

ご承知のように、この問題につきましては、消防法などによって厳しい技術基準が設けられております。とりわけ、昭和39年の新潟地震での大

な被害発生を教訓として、昭和40年に消防関係法令の大改正が行われました。その中で、特に危険物屋外タンク貯蔵所の配管・防油堤の構造基準が一段と強化されております。さらに、倉敷市の水島コンビナートでの油流出事故を契機に、昭和50年に制定されました石油コンビナート等災害防止法によって流出油防止堤の設置が義務づけられ、その後も順次技術基準が強化されてきております。

こういった経緯の中で、四日市市内の各事業所とも、これらの基準に従って必要な対策、必要な対応を行ってきておりますので、二重、三重の安全性が確保されているものと考えております。したがって、昨今言われておりますような大地震が発生した際に、万が一油の流出という事態が生じても十分対応できるものというふうに考えております。

○副議長（田中 武君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまご質問がございました防災体制の学校関係につきまして、ご答弁を申し上げたいと存じます。

現在、小中学校及び幼稚園におきます気象警報並びに地震警戒警報発令時の対応につきましては、教育委員会で基準を定めておりまして、その内容は、警報の種類による区分と、警報が始業時刻前に発令された場合、さらに児童・生徒が在学時に発令された場合とに分けております。

暴風警報あるいは地震警戒宣言が始業時刻前に発令された場合につきましては、幼稚園は臨時休園といたします。また、小中学校につきましては、自宅待機の措置をとっております。この場合、かぎっ子となる小学生につきましては、最寄りの知人等に保護を依頼するよう、平素から保護者をお願いをしているところでございます。

その後、午前11時までに警報が解除された場合には、小学校におきましては午後から授業を、中学校におきましては、解除後1時間程度の余裕をもって授業を開始することを原則としております。その場合におきまして

も、小中学校ともに、それぞれの学校での通学路の安全を確認し、万一解除後も災害が著しく、登校に危険が予想されるときは、教育委員会に報告の上、学校長の裁量で臨時休校の措置をとることができるようにしておるところでございます。

また、暴風警報あるいは地震警戒宣言が授業中に発令された場合には、そのときの気象状況の的確な把握を行うとともに、拠点的に通学路周辺の民家あるいは在宅保護者から通学路の状況等の安全について状況提供を求めまして、必要と判断される場合には教師が引率をし、拠点までの保護者の出迎えを求めて引き継ぎの措置をとるよう指導しているところでございます。

また、帰宅してもかぎっ子となる幼稚園児、あるいは小学生につきましましては、保護者の出迎えがあるまで学校で残留措置をとって保護をすることに定めております。

次に、大雨洪水警報等が発令された場合には、それぞれの学校、幼稚園で地域の状況を把握し、学校長あるいは園長の裁量によって、暴風警報に準拠して必要な措置をとることになっております。

以上が本市の小中学校及び幼稚園の気象警報及び地震警戒宣言発令時の現在の基準の概要でございますが、お答えいたしましたように、この警報が出たら何でも自宅へ帰せばよいといったようなことではなく、学校等での残留措置であるとか、あるいは保護者の出迎えを待って帰宅させるといったような対応も含めまして、あくまでも子供の安全確保を第一とした措置がとれるよう指導の徹底を図っているところでございます。

なお、学校周辺の環境も現在は変化しておりまして、現在定めておる警報及び警戒宣言発令時の安全確保の基準につきましても、さらに現状の把握に努めていく中で、より人命の安全確保を第一とした指導ができるよう、今後も検討を重ねてまいりたいというふう存じておりますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（田中 武君） 奥山助役。

（助役（奥山武助君）登壇）

○助役（奥山武助君） ご質問のまちづくりの推進について、2と3の項目につきましてお答えを申し上げます。

四日市中央線は、中心市街地と後背地を結ぶ都市軸といたしまして位置づけられ、単に交通を処理するだけではなく、シンボル空間として、今後の市の発展のために重要な路線であることから、JR四日市駅から泊船線までの間、幅員を70mとして都市計画決定いたしておるものでございます。

本路線の未整備地域の整備手法についてでございますが、常磐地区のように宅地化が進んでいる地域におきましては、道路整備と住環境整備を一体的に行う区画整理方式が適した方法でありますので、現在、区画整理推進候補地区委員会で、まちづくりに対する理解と意識高揚のための勉強会を行い、鋭意啓発に努めているところでございます。

しかし、ご指摘のような区画整理事業は、合意形成を得るには長い期間が必要となります。このようなことから、ご提言の趣旨にもありましたように、今後この問題について研究をしてみたいと思いますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

また、JR四日市駅から中央通りの延伸につきましては、平成2年度におきましてJR四日市駅周辺地区新都市拠点総合整備計画策定調査が三重県により実施され、その調査の中で、中央通りは都市軸として位置づけられ、既存都心地区とウォーターフロントゾーン・港湾再開発地区との連携、一体化を強化するとともに、都心の発展軸あるいは都市機能立地の誘導策として、JR四日市駅以東を延伸し、シンボル空間として、またイベント広場や緑地を整備するものとして、幅員70mで計画が示されております。市も県に引き続き、平成3、4年度で都市拠点総合整備事業の推進調査を行い、中央通りを県調査の方向に位置づけました。

その調査を受けて、JR駅周辺活性化のための都市拠点総合整備事業の

実現に向けて、JR貨物駅の移転、連続立体交差、移転跡地を活用した土地区画整理などの事業化を目指し、中央通りの東への延伸も可能となるように、現在鋭意努力しておるところでございます。

続きまして、土地区画整理事業助成規則の改正についてでございますが、本市の土地区画整理事業助成規則は、昭和56年の制定以来、円滑な事業の推進、健全な市街地の形成という当初の目的は十分に果たしてきたものと考えておりますが、この度の生産緑地法及び関連税制改正に伴い、区画整理事業を取り巻く環境が大きく変わりつつある状況下におきましては、当然助成規則につきましても、こうした状況の変化に順応した市街地整備の促進を可能にするような内容としていく必要は強く感じているところでございます。

一方、建設省におきましても、平成4年度より、都市計画中央審議会におきまして、経済社会の変化に対応した市街地整備の対策について検討を行っているところであり、平成6年度より、小規模型の組合施行土地区画整理事業を創設するとともに、組合事業に対し補助制度を大幅に改正し、面積要件の緩和並びに補助対象の拡充を行い、事業全体に対する助成制度とする方向で進んでおります。

市といたしましても、平成4年度から、都市計画部、建設部、下水道部の関係課におきまして、市街地整備協議会を組織し、市域の宅地化農地の整備を促進するための支援策について検討を行っており、今後、国の施策と整合性を図りながら、本市の実情に即した形での助成規則の見直しを進めていく所存でございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○副議長（田中 武君） 建設部長。

〔建設部長（西田喜大君）登壇〕

○建設部長（西田喜大君） ご質問のまちづくりの推進の中から、用地先行取得、また第4点目のご質問の北勢バイパスの現状と今後の見通しにつきましてお答えいたします。

まず、用地先行取得でございますが、ご質問の中にもございましたように、平成元年及び平成2年度の道路問題に関する特別委員会におきましてご提言をいただきましたところでございます。このことを踏まえまして、当面重点的に整備する路線といたしまして、環状1号線あるいは堀木日永線など7路線を決定いたしまして、延長約10kmの整備でございますが、順次整備を進めているところでございます。これらの道路につきましても、事業着手時期を見きわめ、比較的早期に買い戻しのできる区間につきましては、用地国債、土地開発公社の資金、あるいは国の土地開発資金等を利用いたしまして、用地の先行取得を行っております。

今後とも、ご提言の趣旨を踏まえまして、利用効果の高い道路整備を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

続きまして、北勢バイパスの進捗でございますが、伊藤雅敏議員のご質問にお答えいたしましたように、事業を着手している第1工区を、現在建設省で、現地測量に基づきます設計などの作業を鋭意進めておるところでございます。北勢バイパス全線の早期完成に向け、この工区の整備を促進し、また、残工区の早期事業着手を含め、建設推進を建設省並びに三重県に対しまして、北勢バイパス建設促進既成同盟会を初め、各種団体の応援を得まして、強く要望をしているところでございます。

今回、一部住民の方々から、三重県知事に対しまして都市計画決定処分取り消しを求める行政訴訟が、また国に対しましては、北勢バイパス建設差止めを求める民事訴訟があったことは、まことに残念なことでございます。

本路線の重要性にかんがみ、沿線の環境について十分配慮の上、事業実施の段階で、建設省並びに三重県とともに地元関係者に理解を求め、事業を進めてまいり所存でございます。今後とも議員の皆様のみましますご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（田中 武君） 豊田忠正君。

○豊田忠正君 時間が大変切迫しております。

第1問の入札・契約制度について、ただいま総務部長からは建設省の入札方式のメニューについて詳しい説明をいただきましたけれども、私の質問は、そういう状況じゃなしに、部長もおっしゃってみえるように、今日の状況にかんがみ、本市が採用している指名競争入札制度について、具体的に部長はどのように認識しておるのか、まずはね。また、運用面で改善するというのか、それとも、新しい制度を、例えば制限付きの一般競争入札制度を取り入れる所存なのか、その辺をはっきりと説明願いたい。

その点1点と、時間がありませんので、大変迷惑かけますが、2点目で、教育長さんのご回答、私ご指摘しておるのは、わざわざ3項目を言うておるのであって、登下校、そういうものは私資料をもらっておりますので、よく知っておるんですね、一々教えてもらわぬでもね。

ただ、今強調しておりますように、今のご趣旨ですと、速やかに親元へ帰すんだという考え方で通達をなさってみえる。私は、速やかに帰すんじゃないに、やっぱり授業時間中は、例えば学校へ行って9時半ごろに警報が出た。すぐ帰すんじゃないに、ご説明によると、状況を見てとおっしゃっているんですけれども、帰すのを前提じゃなしに、時間中は何か学校へとどめておいて、安全な場所ですから、その上で一番安全な施策を講じるように考え直したらどうだと私はお聞きしておるのであって、一々通達の中身のご説明は私は求めておりません。中身がちょっとおかしいから直す必要があるのか、ないのかと聞いておるんですけれども、その辺、もう一度はっきりと教えてください。時間がありませんので、それだけ一つつけ加えて。

最後の4点目の北勢バイパス事業ですが、大変努力をしてもらっているのはよくわかります。それについては、四日市市民全体の願いだと私は思っておりますので、行政も、ほんの一部の反対に惑わされず、善良な市民の願いを信じて事業の推進に頑張ってもらいたいと。私どもでできることは、

例えば、早期実現のために署名運動とか国への陳情と、効果的な活動があればご指導いただき、今後は官民一体となって、ひとつ運動をすべきだと皆さんに訴えて、この件については私の質問を終わらせてもらいたいと思います。

先ほどものご回答だけ、ひとつお願いいたします。

○副議長(田中 武君) 総務部長。

○総務部長(鶴飼 滋君) 現在の入札・契約制度について、これを抜本的に見直すと、そういうことを考えておるわけでございまして、ご提案がございました制限付き一般競争入札の制度の導入も含めまして検討いたしたいと、こう考えておるわけでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○副議長(田中 武君) 教育長。

○教育長(丹羽 武君) ただいまの、速やかにという言葉でございしますが、この条項につきましては、県が出しておるこの管理規則の中でもうたっており、それを受けて市も行っておるわけです。

しかし、こういった台風という異常な状態でございますが、これ本当に状況を的確に判断するというのが一番大切になってこようかと思えます。最近、気象庁等も比較的早い時期に暴風警報等も出しておるようで、先般のも、まだまだ平穏な時期にもう暴風警報を出しておるようでございます。そういったような、いわゆる気象状況等も十分に判断し、その安全性を確保した上で親元へ帰すという処置をとっていきたいと思えます。

したがって、先ほどから申し上げておりますように、そのときの状況、気象、暴風警報の発令されたときの状況等、これもう本当に十分に判断をしなくちゃなりませんので、あくまでも人命第一ということを考えて判断するというので、なお今後、これらにつきましては県の方とも、十分にそういった状況等の、これは一概には言えませんが、十分検討をしてみたいと思えます。

○副議長（田中 武君） 豊田忠正君。

○豊田忠正君 ご答弁ありがとうございました。

全部は了解していませんけれども、努力していただくようお願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○副議長（田中 武君） 暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時11分再開

○副議長（田中 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 おはようございます。

都市問題と題しまして、2点ほどお尋ねいたします。

本日は、市民クラブといたしまして、議会改革の一環として、開かれた議会を実現していくために、市民の皆さんに議事を傍聴していただくようお願いを申し上げたところ、たくさん来ていただきまして、ありがとうございました。また後ほどご意見などをお聞かせいただきたいと思います。

さて、今回の質問は持ち時間が30分でございますので、舌足らずの点が出るかと思いますが、よろしく願いいたします。

まず第1点目は、都市問題といたしまして、2点ほどお尋ねしたいと思います。

その1点目は、旧市内の二つの小学校の統廃合についてでございます。

ご案内のように、中央同和地区にあります中部東小学校や港地区にあります納屋小学校では、地区内の人口の減少と相まって、生徒数が年々減少しております。中部東小学校では、昭和33年度に18学級、856名でありましたものが、平成5年度には7学級、218人と減少しています。内訳は、

6年生が2クラス41人、5年生が1クラス33人、4年生が1クラス40人、3年生は1クラス38人、2年生が1クラス30人、1年生が1クラス31人となっています。納屋小学校では、昭和34年度が21学級、978人でありましたものが、平成5年度には6学級、141人と減少しております。その内訳は、6年生から1年生までが各1クラスで、6年生が18人、5年生が25人、4年生が29人、3年生が26人、2年生が15人、1年生が28人となっています。

このような状況の中で、かねてから両小学校の合併が関係者の間で話し合われてきたわけですが、この9月3日には大筋調印の運びとなったと聞いております。

そこで、今後新しい学校を建てたり、跡地を利用したりという問題が出てくると思いますが、どのようにしようとしておられるのか、中学校区の問題を含めてお尋ねをしたいと思います。

さて、この統廃合問題についてですが、単に人が減ったから統合するかと、こういうふうなことで片づけるには、余りにも多くの問題を含んでいると思います。そこで、振り返ってこの地域の問題を考えてみますと、昭和43年から始まります日本経済の高度成長にあわせ、青年たちが東京など大都市に就職し始め、また、公害問題や地価の上昇、モータリゼーションの進展などの要因によりまして過疎化が始まったわけでございますが、以降、この地域ではどの10年をとってみましても、3分の1ずつ人口が減っています。本来なら、人口が減り始めた時点で過疎化対策がとられるべきところであったと思いますが、今日に至るまで有効な対策がなされていないのが実情でございます。

この点について、この時点で総括をしていくべきだと思いますが、何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

次に2点目として、高齢化社会に対応したまちづくりについて質問させていただきます。

さきにも申し上げましたように、この地区は人口の減少に加えまして、長寿社会の到来により、高齢者がたくさん住む町になってきました。平成5年7月1日付の資料によりますと、中部東小学校区の高齢化率は22.03%、校区内の同和地区の高齢化率は、実に25%に達しています。市内の高齢化率ナンバーワンの校区でございます。納屋小学校区の高齢化率は22.03%、これも高齢化率、同率で1位でございます。3位は西橋北小学校区18.83%、4位は東橋北小学校区18.76%となっています。共同地区は若い世代のマンションなどが建ちまして、16%前後で上下しております。

このようにこの地域は、21世紀を待たずして、本格的な高齢化社会に突入したと言っても過言ではありません。このような高齢化社会に対応して、お年寄りが快適に住み、生きがいを感じるまちづくりこそ急務であると考えます。そのためには、住環境の改善を初め、幾つかの点で市の適切な対応を望むものでございます。

ここでは、住環境の改善について、考え方を聞かせていただきたいと思えます。過疎化したこの町で、お年寄りが快適で安心して住むためには、まず健康が維持できるようにしなければなりません。そのためには、例えばゲートボールやグラウンドゴルフなどができる運動広場や軽スポーツができるような施設の整備が必要だと思います。また、その場所に行くために、あるいは公園を散歩するためには、車道を通らなければなりませんから、適当な裏通りを選んでいただいて、車道の一部を歩道に変えるなどの安全策も同時に考えていく必要があると思えます。

また、ゆとりを持って生きていくために、ゆとりの時間を、文化活動に使うためや、情報交換を行うなどのための場所の確保も必要です。ここでは医療相談なども行えるようにしたいと思えますし、また、できれば近くの開業医とタイアップした形のショートステイなんかができるようなものも要ると思えます。

また、住まいにつきましても、2世代、3世代、4世代が同居できる住

宅を考えていく必要があります。また、この地区に新たに若者や高齢者が移り住んできて活気が取り戻せることが大事だと思いますが、移り住めるようにすることも大事でございます。ですから、今までとは一味違う公営住宅や、官民一体となった第3セクター方式の住宅建設も必要だと思いますが、いずれにしても、市の方は在宅福祉を重点に高齢者対策をしていくということでございますので、高齢者にやさしいまちづくりを本当の意味で進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○副議長（田中 武君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまご質問の第1点目の、中部東小学校と納屋小学校の統廃合の問題についてお答えを申し上げますと存じます。

ご質問のありましたこの統廃合問題につきましては、さきの3月議会におきます喜多野議員さんの同趣旨のご質問もございまして、そこでお答えもいたしておりますので、内容が重複いたす点多いかと存じますが、お許しを願いたいと存じます。

ただいまご指摘がございましたように、中部管内におきましては、人口のドーナツ化現象等によります過疎化と、昨今の出生率の低下等が相重なりまして、相当数の児童の減少を見てきたところでございます。

教育委員会といたしましては、こういった事態が学校教育に及ぼす影響といったようなものについて、種々のアンケートあるいは調査も重ねてまいったところでございますが、そういった状況といったようなものは、やはり教育に及ぼす影響といったようなものも大きいものがあるという判断のもとで、中部管内の小学校の再編成について検討を進めてきたところでございます。

ご質問の中中部東小学校と納屋小学校の統合についてでございますが、両校の規模が著しく小規模であること。また、とりわけ1学年1学級とい

う、いわゆる単学級につきましては、教育水準を維持していく上で、あるいは学校運営をしていく面から見ましても、種々の弊害が生ずること。さらには、納屋小学校につきましては、あと5年後の平成11年ごろになりますと、推計でございますが、児童数が100人を切るといったような事態も予想されるといったような状態がございます。

こういったような状況をこれ以上放置しますことは、やはり教育上好ましくないのではないかとといったような判断をしたものでございます。したがって、中部東小学校と納屋小学校の2校の統合を図るべく、地元連合自治会であるとか、あるいはPTAを初めとする諸団体の方々と、平成5年の1月から順次協議を重ねてまいったところでございまして、先般、両校の統合に関しまして、基本的な合意に達したところでございます。

その合意の内容といたしましては、一つ目として、両校を統合し、新しい学校を現在の中部東小学校の敷地内に建設をすること。2番目に、新しい学校の建設に当たりましては、地域住民への開放機能を持った施設づくりを目指すこと。3番目といたしまして、納屋小学校の跡地整備につきましては、港地区のコミュニティー機能を確保するとともに、将来の都心部の再活性化にも寄与する施設を誘導、整備するといったようなことの3点を主なものとしておるものでございます。

また、この事業の円滑な推進を図りますために、庁内におきましても、関係部課長をメンバーといたしました中部東・納屋小学校統合推進委員会を設置したところでございまして、今後とも地元の各位とも十分に協議を重ねていく中で、全庁的な取り組みで鋭意努力をしていく所存でございます。

今後、地元の方々とは、例えば新しい学校の校名であるとか、あるいは校歌、あるいは統合の時期であるとか、あるいはPTAとか、あるいは育成会の再編成の問題等々、統合に向けましてまだまだ多くの問題が残っておりますので、それらにつきまして、具体的な個々の事情については、今

後も協議を重ねてまいりたいというふう存じております。

なお、統合の時期につきましては、特にお子様をお持ちのPTA、あるいは育成会の会員の皆さんの中からは、統合するのならば少しでも早くというご希望もおありのようございまして、できれば第6次基本計画の早期の段階で、改築とか、あるいは新校開設を実現すべく検討中でございます。

いずれにいたしましても、学校の統廃合問題と申しますのは、特に住民の皆様に対する愛着は大変強いものがございます。そういった点を十分に踏まえまして、今後慎重に進めさせていただきたいと存じますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（田中 武君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（大橋 実君）登壇〕

○都市計画部長（大橋 実君） 高齢化社会に対応したまちづくりについてお答えさせていただきます。

核家族化が進展する一方、高齢化社会が急速に進んでいる今日、特に都心部においては、世帯の高齢化、若い世代の郊外住宅地への流出により、人口の空洞化が進み、町の衰退の一因となっております。

本市の中心市街地におきましても、この傾向が顕著であります。これらの原因として、所有権の硬直化や細分化、あるいは地価の高騰化した中心市街地の土地に若い世代が新たに快適な住宅を持つことが、物理的、経済的に困難なこと、また一方、お年寄りにとっては、コミュニケーションの保てる住みなれたところから離れたくないということが挙げられると思います。

このような課題に対応するためには、高次都市施設の誘致やすぐれた都市景観・都市空間の形成・創造などによる都心部の魅力づけとともに、都心部の土地の有効利用、高度利用により、若い世代のニーズに合った、快適で低価格の住宅を提供する必要があります。

また、お年寄りにとっても、便利で快適な都心部に、若い世代と一緒に、あるいは近くに住める都市型住宅の提供も大きな課題と認識しております。

現在、再開発事業による権利転換や等価交換により、権利者のニーズに合った高齢者対応の住宅や、親子が隣り合ったり、同じマンションに住める住宅計画が、諏訪新道地区や沖の島地区にまさに実現しつつあります。

地区更新計画では、支持人口の拡大により中心市街地の活性化を目指しておりますが、住宅型市街地再開発事業の推進により、良質で安価な都市型住宅を提供し、夜間人口の回復を図るとともに、いろいろな世代が混在して、快適に住める都心のまちづくりを進めたいと考えております。

いずれにいたしましても、仕事中心の時代から、個人の生活や余暇生活を重視し、生活文化の質の高さを強く求める時代へと移行した今日、都心部の支持人口の拡大のための住宅の建設だけではなく、人と人が出会い、参加し、情報を交換し合える、集いたくなるような施設として、精神的に、また肉体的にリラックスのできるような、音楽や映像が楽しめる文化施設や、手軽に運動ができる健康施設など、生活文化を高める都市型施設も必要でないかと考えております。

そのためにも、民間の知恵や活力をかり、より都市がにぎわい、地域文化が芽生え、育ち、伝承されるようなまちづくりを目指し、今後ともより一層努力してまいりたい、このように考えておりますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○副議長(田中 武君) 小林博次君。

○小林博次君 ご答弁ありがとうございました。

1点目の統廃合問題ですが、第6次基本計画の中でということ、あと今年含めて6年ぐらいのうちということなんです、そういう話の仕方ですと、ちょっと混乱すると思うんです。ですから、教育委員会としては、例えば来年ぐらいに建設にかかって、再来年ぐらいに入れたいよと、こういうふうな話でないはずかと思うんです。

ですから、いろんなことを慎重に検討されるのは結構ですが、もちろん住民の意見を聞いていただいているということですが、時期をやっぱり、いつということを出してもらいたい。それに基づいて、日にちを設定していくと、そういうふうなことでお願いしたいと思いますが、教育長の腹の内として、何年ぐらいにやりたいのか、それだけちょっと答弁しておいていただきたい。

それから、中学校区についてどんなふうにしていくのか。これは、ほかの問題も出てくると思うんです。恐らく今、これ私中部東と納屋の問題で申し上げておりますが、それ以外の地域にも同じようなことが起きそうな気配がありますから、こころをきちとやっておいていただくと、ほかの地域もスムーズにいくと、こんなふう思うわけで、その点の答弁と、それから納屋地区の跡地利用ですが、これは港地区のコミュニティ機能を持たせてということですから、例えば、運動広場をそのまま地区の人の運動場に残していただくということに、多分考えておられるかと思うんですがね。それから、校舎は改装するか、あるいは壊して新しく建てて、そこを老人福祉に使えるような、あるいは地域からもそこへ来られるような交流の場所がそこでできるようなことを考えておられるのかどうか、ちょっと中身を明らかにしていただいて、実現は第6次基本計画でお願いをしたいと、こんなふうに思っています。

それから2点目の、高齢化社会に対応したまちづくりですが、ご答弁をいただいた中で、若い世代のニーズに合った、快適で低価格の住宅を提供する必要があるというふうな答弁を一部いただいたわけですが、どんなふうに、どうやってしようとしているのか、中身をちょっと聞かせてもらわないと、実際に土地を買って建てると、「低」という字は絶対つかぬと思うんですが、そのあたりを聞かせていただきたいと。言うただけということであれば、ちょっと腹が立ってきますが。

それからその次に、精神的に、また肉体的にリラックスできるような、

音楽や映像が楽しめる文化施設、手軽に運動ができるような健康施設、生活文化を高め、都市型施設が必要だと、こんなふうに答弁されておられますけれども、これが私どもの望んでいる場所に建つような気配があるのかわからないのか、ちょっとわかりませんが、ひょっとして、A B C D E Fの地区更新計画の中でこういうことを考えておるんですよという答弁でありますと、ちょっと今日私が質問した質問とは趣旨がずれると思うんですね。

そこら辺の、民間による再開発は、今日の経済情勢を反映して、恐らく数年遅れるんじゃないかというふうに思うわけですが、しかし、人口減少と過疎化は待たなしに進行していくわけですから、私どもの住む地域を、さっき問題になっていましたように、何や人が減って、小学校統合せなあかん다가やというふうなことと同じように、何や時間がたったら年寄りが哀れに首つって死んだかと、こんな地域にされては困るわけですから、できるだけ早い時期に私ども住民の要望が入るような、そういう手だてを考えてもらいたいなと、こんなふうに思うわけです。

その場合、例えば、今もう住宅がいっぱい建っていますから、移転とか、もう一回再開発をやるというふうな、そういうことに実はつながっていくかと思いますが、手法はいっぱいあると思いますけれども、そういうことをもう一遍真剣に考えて提案してきてもらいたいなと、できれば第6次基本計画の中で何らかの格好を打ち出してもらいたい。こんなふうに思うわけです。例えば納屋ですと、今あきました納屋小学校のところに私どもが要望できるような、そういう施設の張りつけが可能かと思いますが、中部東小学校区、あるいは中部西小学校区、そのほかの地域についてはそんなにすっきり穴があいているわけじゃありませんから、適当な場所を買うなり借りるなりした手だてが要るように思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、問題は、それに至るまでの間、幾つかの手を打って欲しい。例えば、ここの地域では浜町と北条町に市営住宅があるんですが、2世代

や3世代が1軒の家で、高層化してそこに住むということがなかなか難しい地域だと思います。これは、1軒にすれば、車でも3台も4台にもなりますから、30坪ぐらいの土地ではとても無理な話で、そうしますと、とりあえずの処置として、北条町や浜町にあります市営住宅の、例えば2割か5割は地域に優先して貸していただいて、収入基準とかは国の言う基準ではなくて、市独自で定めていただいた基準によって手だてを立てていただく。あるいはその地域の、今、空き家がたくさんありますが、あいている場所に市営駐車場なんか設置していただいて、そこを地域の住民に低料金で開放していただく。こんなことなんかも緊急の手だてとしてやっていただきますと、在宅福祉への道が1歩また前進していくことにつながっていくんじゃないかと、こんなふうに思いますので、考え方があればお尋ねをしたいと思います。

そしてまた、前の議会でもお尋ねをしましたが、高齢化社会を迎えて、やっぱり既存の住宅の改良も急務だと思います。手すりやエレベーターをつけたり、それから、自力で改装していくのに、建ぺい率や容積率を増やしてやってということをやれば、今日の不況に対する具体的な対策の一つにもつながっていくと思いますので、その点も含めて、ご答弁がいただけるならご答弁をいただいておりますので、こんなふうに思っています。

○副議長（田中 武君） 教育長。

○教育長（丹羽 武君） ただいまのご質問にお答えいたします。

時期についてでございますが、これはまだ、先ほども議員さんのお話にございました、9月3日に基本的なところにおいて初めて合意に達した段階でございますが、まだ具体的な時期、いつ何をやるというところまでお話し合いが進んでおりません。

しかしながら、そう言っておったんでは進みませんので、これは全く私と申し上げますが、こういう方向で今後検討していただいて、合意が得られればそういう方向に進みたいというぐらいでご理解願いたいと思います

が、先ほども申し上げましたように、学校の敷地としては中部東小学校を使いたいということになりますと、その改築となりますと、この後早急に老朽度調査とか、そういったことを始めていきたいと思えます。そして、6年度においては基本構想、設計という段階へ入っていき、できれば7、8年で建築を完了したい。そして9年には開校をしたいなという希望を持っておるということで進めてまいりたいという、これは希望でございますので、今後、こういうことについて具体的に詰めていかせていただきたいと思えます。

なお、中学校につきましては、確かにこれは統合いたしますと、中学校は港中学校と中部中学校の二つがございます。このどちらへ通うかということにつきましても、今後保護者の方々、あるいは子供の希望も聞きながら、1人1人が勝手にどちらへとはいかないかもわかりませんが、そういう希望を十分にしんしゃくした中で、そういった学区についても今後の検討課題というふうにして、十分そういった子供さん、保護者の方の意見を集約した中で整理していきたいと、こういうように考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（田中 武君） 質問時間が残り少なくなっておりますので、簡潔にご答弁をお願いします。

都市計画部長。

○都市計画部長（大橋 実君） 若者に低価格ということでございますが、一つの方法としては、敷地単位で建てるわけですが、敷地敷地を統合するような形の中で、再開発とか、国の援助、こういうものを活用して、土地の有効利用、こういうものを考えて安価な建物が建たないかなと、そういうようなことを考えております。

またもう1点目につきましては、これはまず考え方でございますが、例えば、音楽ホールとか、そういうようなものを創造する中で今後考えていきたいなと、そんなようなことも考えて答弁させていただきました。

〔関連〕と呼ぶ者あり

○副議長（田中 武君） 坂口正次君。

○坂口正次君 今の小林議員の質問の中で、時間がないので、うやむやになっていたんですけども、やはり政策の問題ですので、ひとつ市長から、こうだというようなご答弁をいただければ一番よくわかるんですが、何か教育長になるとあやふやなことですし、今の都市計画部長でもはっきりしたこと出てきやへんで、ひとつ市長から、施策についてですので、ご答弁いただければ幸いです。

よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（田中 武君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） これは私の考えであります。二つの小学校が一つの小学校に統一をされる。当然、一つの小学校の敷地があいてくるわけでありまして、そこには、私は文化的な、人が寄り集まれるような施設と、コミュニティーの人が活用できるような施設、そういった複合施設をつくりたいというのが私の念願でございまして、そうすることによって地域の活性化が図っていただけるのではないかと、こう思っておりますのでございます。

なお、高齢化社会への対応の住宅関係であります。なかなか言うべくして実行が難しいというふうに思っておりますが、私は、やはり余り人が出ていかなくても済むような住宅政策が行えればというふうに思っております。非常に抽象的なご返事になりまして恐縮でございますが、学校統合に関する後の問題については、早急に結論を出しまして、その方向で次の計画の中できちっと、できるだけ早くできるように持っていきたい、そう思っております。

○副議長（田中 武君） 土井数馬君。

〔土井数馬君登壇〕

○土井数馬君 それでは、小林議員に引き続きまして、市民クラブのテーマでございます、だれもが生活しやすい、住みよいまちづくりの一環としまして、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、農業・農村の活性化対策について2点ほど伺いたします。

地域特産物のブランド化を進めるためについてでございますが、地域特産物の振興においては、茶業振興センターの整備を初め、特産野菜経営の規模拡大と生産性の向上を図るため、水田地帯への野菜導入促進対策を講じていただくなど、種々の施策を積極的に進めていただき、本当に感謝をいたしております。

今日農業振興と農村の活性化を図るためには、何よりも農業による所得の安定と向上を図り、農業後継者を確保することが大切ではないかと考えております。その一つの方法としまして、ここ数年注目されておりますのが、地域特産物のブランド化でございます。

しかし、地域特産物のブランド化といいますが、全国各地の例を見ても、生産、流通のそれぞれの段階でいろいろと難しい問題が出ています。質、量ともに安定した供給体制を確立するためには、生産者の努力はもちろんでございますが、行政側の各種の施策が必要なようでございます。

もちろん、本市におきましては、先ほどの伊勢茶や、内部地区を中心としましたトマトなどは、質的には消費者より好評を博しておりますし、量的にも十分に流通供給に対応できており、伊勢茶、あるいは四日市トマト桃太郎としてブランド化をしております。そして生産性と収益性を向上させていただいておるわけでございます。さらに今回9月の補正予算におきましては、新規事業の地域特産物新需要産地形成事業費補助ということで、水沢茶業組合の冷蔵施設設置に1,300万円余りの補助金の議案が上程されるなど、県、市ともに農業振興と農村活性化を図る目的で、地域特産

物の振興に大変力を入れていただいているようです。

また、本市のシクラメンにおきましても、生産者の皆様のご努力により、各地の流通業者によって、市外や県外で、特に関西方面で好評を博していると聞いておりますし、温室メロンにおきましては、品質はもう折り紙つきのようにございます。しかし、シクラメンにおきましても温室メロンにいたしましても、絶対量におきまして市場での流通供給に十分な対応ができないため、四日市の特産品としてのブランド化ができずにいるようございます。

また、その他観葉植物の苗等を初め、本市の農産物の中には、研究努力次第では特産品としてのブランド化でき得るものが数多くあるように思っております。

ですから、こういった農産物を、地域特産品化や地域ブランド商品化をしていくことによって、本市の農業・農村の活性化につなげていただきたいと思うわけです。

またその際、農業研究指導所による指導だけではなく、先ほどの県、市での地域特産物新需要産地形成事業費補助などを活用していただくことはもちろんのことでございますが、消費流通の軌道に乗る期間中の収入不足や、今年のような異常気象による不慮の減収に対しまして、価格安定補償制度や、地域特産物ブランド化奨励資金、これは仮称でございますが、などの制度を考慮する必要があり、生産者を犠牲にしない施策も必要かと思っておりますが、この点ご所見をお聞かせいただきたいと思います。

次に2点目の、環境にやさしいクリーンな農業への取り組みについてですが、化学物質であります無機肥料と農薬を使用する近代の農法は、生産性の向上に大いに貢献をしていただいたわけですが、そのツケとして環境破壊が問題になったり、食の見直しということで、農産物自体の食物としての安全性が、マスコミなどでもよく取り上げられております。

もちろん、食物の持つ安全性につきましては、農業ばかりの問題ではな

く、食品添加物や輸入農産物のポストハーベスト農薬の問題等もありますし、環境破壊の問題にしましても、農業だけで片づく単純な問題でないことは承知しておりますが、せめて食にかかわる農業において、本市としては真っ先に人と自然にやさしいクリーンな農業を目指していただきたいと考えるわけです。

そんな中で、人にやさしく、また環境にやさしい農業として、一定の生産力と収益性を確保し、より安全な食糧生産を目指そうとしての有機農法や資源の再生産と再利用をしながら、農薬や化学肥料の投入量を最小限に抑える、減肥・減農薬栽培が今は注目をされています。

有機農法とは、化学肥料と農薬を一切使用しないことを目標とする農法でございますから、手間がかかり、収穫量の低下はやむを得ないと考えられがちですが、もちろん、有機農法の根本は土づくりでございますので、土づくりに力を入れていただきますと、収穫量が向上する、そういった報告も最近聞いております。ですから、収穫量を維持しながら、品質を高め、かつ四日市クリーン野菜などのようなブランド名により、競争力を強めることを目標とする農業、その手段として、先ほどの有機農法や農薬や化学肥料を環境保全許容量内におさめる程度まで減らしていくような、環境にやさしいクリーンな農業をぜひ進めていただきたいと思っております。

もちろんその場合は、生産者だけでなく、一般市民の消費者にもご理解をいただくような啓蒙、あるいは広報をしていただきたいと考えますし、地域特産品のブランド化同様に、生産者を犠牲にしない施策が必要と思っておりますが、この点のお考えをお聞かせください。

次に、児童福祉対策について2点お伺いいたします。

保育所の入所基準の見直し及び簡素化についてでございますが、児童福祉の基本法であります児童福祉法が制定されまして、この12月には46年目を迎えようとしております。この間の子供や家庭を取り巻く社会情勢が大きく変わってきていることは、今さら申すまでもございませぬが、保育所

の持つ社会的役割は、制度の有無にかかわらず、敏速に対応することが求められております。

しかし、制度やシステムは、それがつくられた時代の状況を反映するものであって、社会状況が刻々と変化するのに対し、一たんつくられると、なかなか変わらないのが現状のようです。

そういった中、本市におきましては、他都市に先駆けた児童福祉制度の計画的、かつ効果的な対応をいただき、感謝をしておるわけですが、また、保育所におきます入所の措置基準におきましては、昭和38年に、全国に先駆けまして本市が策定いたしました保育所入所認定調書が、現在もモデルとなって残っております。

しかし、要保護児童に焦点を当てました限定的な福祉から、広く児童一般の健全育成や多様な家庭のニーズにこたえる行政が求められている今日としましては、本市の入所措置調査では、現状に即していないと思われる部分も多々あるように思います。例えば、世帯調査の項目にいたしましても、同世帯同居の祖父母までの調査は理解ができるわけでございますが、世帯分けをしていて同居をしていない場合の祖父母の就労状況や住居までの距離など、事細かに取り調べるような調査はいかかなものかと思っております。もちろん、家庭状況を詳しく調べることによって、その家庭や子供に合った保育がアドバイスできることはわからなくもありませんが、今や同居していても、2世代、3世代分離で、トイレや台所はもちろん、玄関までも、二つあるいは三つつくられているのが現状でございます。

ですから、本市としましても、窓口に入所の相談に来た方や電話相談の市民に対して、頭から入所は難しいよと、そういったような調査や対応ではなく、就業と子育てを両立しやすい、安心して子育ての相談や入所のできる先取り型の対応も含めた新しい入所基準の見直しも必要かと考えますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

2点目ですが、産休明け乳児と0歳児児童の保育所受入体制の拡充につ

いてお尋ねしたいと思います。

少子化が進んでおります現在におきましても、保育所及び幼稚園の入所措置児童数はほとんど変化をしております。これは先日の藤井浩治議員の質問にも、ご指摘がありましたように、要保育児童が低年齢化をしてきており、現実問題として、切迫した需要が出てきているんじゃないかと考えられます。

確かに、本市の0歳児保育、これは生後4カ月からの保育ですが、公立で7園、私立で12園の計19園で実施をさせていただいておりますが、なかなか希望園に入所できないのが現実のようです。自宅あるいは勤務先よりも離れた園に通わなければならない、こういったケースを何件か私も耳にしております。

また、産休明け保育及び育児休業明け保育の場合に、途中入所できる園におきましては、本当に希望園へ入るのが難しいようです。実際、産休明け保育を実施している園は、公立が1園で、私立が4園でございます。非常に数が少なく感じるのには私だけではないのじゃないかと思えます。確かに、年間の措置児童数は、数字だけを見ますと、定員で足りているようですが、先ほど申し上げましたように、産休明け保育で希望園に入所できない度合いは、育児休業明け保育にも増して園が少ないということで、困難になっております。

ですから、生活者の立場に立った視点から見ますと、定員を増やしていただくことももちろんですが、産休明け及び育児休業明け保育の実施園を拡充する必要があると考えますが、この点についてご答弁をいただきたいと思えます。

1回目の質問を終わらせていただきます。

○副議長（田中 武君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（鎌田 悟君）登壇〕

○農林水産部長（鎌田 悟君） ただいまご質問をいただきました農業・

農村の活性化対策に関連しまして、まず、特産物のブランド化を進めるためにという件でございますが、本市の特産物といたしましては、お茶を初めハウストマト、温室メロン、シクラメン、観葉植物等がございますが、いずれも生産農家の皆様の堅実なご努力と熱心な技術研さんによりまして、品質の向上が図られ、市場では高い評価が得られておるところでございます。

お茶、ハウストマトにつきましては、県のブランド化品目にもなっております。一応産地としての確立はされているという認識をしておるわけでございますが、ブランド化を図るにつきましては、よい品を多く、かつ安定的に消費者に供給することが条件と考えられるところでございます。この点からは、温室メロン、シクラメン、観葉植物につきましては、産地としての規模の一層の拡大が必要かと考えております。また、特産化あるいはブランド化の芽のあるものにつきましては、大いに支援対策を講じてまいりたいと考えておるところでございます。

このため、市といたしましては、制度資金の活用に係る助成策、価格安定対策、あるいは技術研修等を実施いたしてございまして、規模拡大対策を講じておるところでございます。さらに、国、県の補助事業の積極的な導入を図りながら、生産基盤の整備拡充を行ってまいりたいと考えております。また、技術拠点といたしまして、農業研究指導所の充実を図りまして、新しい技術の開発と導入にも努めてまいりたいと存じます。

一方、販路の開拓のため、品評会、あるいは展示即売会の開催、各種イベント等を通じて、生産物のブランド化の推進に努めておるところでございますが、さらに広く市民へのPRを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、環境にやさしい農業への取り組みについてでございますが、最近の総理府の世論調査によりますと、日本の食糧生産、供給につきましては、農業の使用量を減らすなど、安全な食糧生産への期待が増しておるところ

でございます。

近年、このような消費者ニーズにこたえまして、農薬や化学肥料による効率一辺倒の生産を見直しまして、環境にやさしい、いわゆる環境保全型農業が提唱されておるところでございますが、無農薬、無化学肥料栽培、あるいは減農薬、減化学肥料栽培等は、生産技術面で病虫害防除や良質堆肥の確保、また、労働力の省力化、圃場の特定化等に加えて、収量面におきましても課題がございますし、また一方、流通面では農産物の販売先の確保、価格の安定等大きな課題もございます。

しかし、こうした消費者のニーズの高まりに対応いたしまして、農薬、あるいは化学肥料を極力減じた環境にやさしい農業経営の推進も重要であるかと考えておるところでございます。

本市の場合、農業研究指導所もございますので、農研の圃場を利用いたしまして、有機、無農薬、無化学肥料、あるいは減農薬、減化学肥料栽培等の実証もいたしたいと思っておるところでございますが、こうした生産物需要の動向も見ながら、生産農家への指導も図ってまいりたいというふうに考えます。

あわせて、市民菜園等での普及活動等も通じるなど、広く消費者にも環境にやさしい農業への理解が得られますように努めてまいりたいと考えておるところでございます。よろしくご理解賜りたいと思います。

○副議長（田中 武君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） 第2点目の児童福祉対策についてお答え申し上げます。

保育所入所措置につきましては、児童福祉法第24条に基づき、保育に欠ける児童の措置に努めているところでございます。

本来、実態調査を行い適否を判断するのが望ましいのですが、入所時の手続簡素化のため、添付書類を最小限のものにとどめ、保育児童調査票に

より、申請者の実態把握を行っております。

入所申請に至る理由はさまざまございまして、保育要件の有無の確保のほか、児童福祉の立場から適切なアドバイスを行うためには、ご家族の状況等をお伺いしており、ご質問の世帯分けをしている祖父母の状況につきましても、入所させないための調査ではございませんでして、要看護の状況等、入所していただくことを配慮した調査の側面もございまして、ご理解をいただきたいと存じます。

入所基準の見直しにつきましては、国段階でも、社会の変化に対応して制度の見直し、子供を産み育てやすい環境づくりの研究の中で進めております。この動向を把握し、適切な見直しを図ってまいりたい、さよう考えております。

次に、少子化の進んでいる中で、入所措置児童数は、昭和59年度 4,130人、平成5年度 4,034人と、この10年間ほとんど変化をしておりません。これは、保育需要の低年齢化のほか、障害児保育等の多様な保育需要に保育所が対応させていただいておるものと考えております。

続きまして、低年齢児の受け入れについてでございますが、近年の女性の社会進出の拡大、核家族化、少子化に伴い、保育需要の低年齢化がございまして、今後もこの傾向が進むと考えております。職員の確保並びに施設の問題などはございますが、保育需要等の対応に努めてまいりたいと考えております。

なお、産休及び育児休業等から復職される方の児童の入所につきましては、その趣旨を十分尊重し、適宜措置をいたしているところでございますが、今後も育児休業制度の浸透に伴い、母親の産後の就業志向の増加に伴う保育需要の拡大も予想されるところでございまして、ご指摘の点も含め、今後の施設保育のあり方について十分研究、検討をしてみたいと存じますので、どうかよろしくご理解を賜りたいと思います。

○副議長（田中 武君） 土井数馬君。

○土井数馬君 ご答弁ありがとうございました。

1点目の農業・農村の活性化対策につきましては、農林水産部長の方から生産者の努力で品質が向上したと謙虚なご答弁をいただいたわけですが、私は、温室メロンやシクラメンの場合は、農業研究指導所の皆さんの研究努力の結果じゃないかなというふうに考えております。

これは、数度私も指導所の方へ視察に行っておるわけですが、せっかく農業研究指導所の皆さんや生産者の皆さんのご努力で、本当においしいメロン、きれいなシクラメンが商品として高い価値で出ていると思うんですけれども、それであと量的な問題だけでブランド化できずにいるというのが、非常にもったいないというような気がするわけでございます。

ですから、何も今まで何にもないものをブランド化してほしい、そういうような私は意見を言っているんじゃないしに、せっかくそこまで研究努力をして高い付加価値を持った商品であれば、何とか量的に確保していただいて、市場あるいは流通機構に乗るようなご努力をいただきたいと思うわけですが、この辺も販路の販売先の確保にご努力をいただいているというようなご答弁だったわけですが、現実としてどういった方面にそういった声をかけていただいているのか、この点だけちょっとご答弁いただきたいなと思います。

また、環境にやさしいクリーンな農業の取り組みにつきましては、今、減農薬農法を試験的にやっていたらというふうなご答弁だったわけですが、私言いましたように、有機栽培の農法も、ぜひ農業研究指導所なんかで試験的にお願いできたらというふうに考えておりますので、これは要望にとどめておきます。

最近、無農薬栽培でよく新聞等に出ておりますのは、アイガモなんかを水田に放ちまして、アイガモが害虫を食べたり雑草を食べたりしまして、そのふん尿によって有機米をつくる、こういった試みが、案外全国各地で行われておるんですけれども、近いところでは、昨年だったでしょうか、

三重県の御浜町、ミカンで有名なところですが、そこでもやはりアイガモを試験的に放ちまして、アイガモといいますのは、11月、12月になりますと、食肉用としても出荷できると、一石二鳥の効果があるというふうな報道もされておるわけですが、御浜町では、年じゅうミカンのとれる町というふうなキャッチフレーズで、ミカンブランド化しておるわけですが、そのミカン栽培にこのアイガモを、今度はミカン山に放してみようじゃないかと、そういうふうな試みもやられているようです。それは、今もう既にブランド化をしているミカンになおかつ付加価値をつけて売り出していこうと、こういうふうにやられておりますので、どうかそういった思い切ったチャレンジといいますか、試みもぜひお願いしてみたい。それも、生産者だけの方のご努力では無理だと思いますので、そういった行政でサイドからバックアップという言い方もあれですが、後押しをしていただきたいなというふうに考えております。

それから2点目の児童福祉対策についてですが、保健福祉部長の方からご答弁をいただいたわけですが、あれは平成4年の6月議会だったと思うんですけれども、私は、もちろんこの0歳児保育、あるいは産休明け保育のことでご質問をしたわけではございませんが、今、平成3年度の資料ですが、そのうちの9,000人が保育園と幼稚園で措置をされていますが、残りの9,600人はどうしているのか、そういった調査をアンケート等で、私、ぜひお願いしたいなというふうにお伺いしたはずなんですけど、今、部長の方ではそういった調査をしてから、そういった入所措置すべきだとは思いうようなご答弁だったわけですが、また同じような質問をここでしなくちゃならないのは、本当に残念だなと思うんですが、ぜひ先ほどのご答弁も、そういった全市のなものを見てのご答弁なのかどうか。あるいはただ単に数字的なものでお答えをいただいたのかどうか、この辺だけでもう一度ご答弁をいただきたいなと思います。

以上2点、よろしく願いいたします。

○副議長（田中 武君） 農林水産部長。

○農林水産部長（鎌田 悟君） シクラメン、あるいは温室メロンにつきましては、確かに量的なまとまりの面におきまして、いまひとつ、より拡大していきたいということは常日ごろ思っておるわけでございまして、これにつきましては、後継者の問題なり技術の問題、あるいは施設設備の問題等につきまして、いろいろ取り組むにつきましてはそれぞれ問題もあるわけでございますが、できる限り私どもは、栽培規模の拡大、農家数を増加するということに加えまして、1戸当たりの経営面積の拡大ということも当然考えていかなければならない。こういう形の中で規模の拡大を進めてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

それから、販売につきましての問題でございしますが、シクラメンにつきましては、現在のところ、大阪、京都への出荷が大半でございます。品質的にすぐれておるということで、市場の方から集荷に来ていただけるような状況にもなっておるところでございます。販路につきましては、一応確立された市場として、市場から見ますと、産地としての評価は十分得られておるという状況でございます。

メロンにつきましては、東京市場と北勢公設市場への出荷をいたしておるところでございます。私どもは、東京市場への出荷もさることながら、地元の北勢公設市場への周年出荷、1年間これ栽培をいたしておりますので、周年出荷をしていただくという形での取り組みをお願いをいたしております。地元の市場でも、それなりの品質的な評価をいただいておりますので、市場へ出入りする関係業者からは、少しでも量的に多く出荷してほしいというご要望も聞いておるところでございますので、できる限り北勢公設市場への周年出荷にご努力、ご協力をいただくように、栽培農家の方にもお願いをいたしてまいりたいと思います。

それから、有機栽培に関連いたしまして、アイガモの利用でございます

が、確かに有機栽培ということになりますと、除草剤等の利用は全くしないということになりますので、除草に対する労働力というのが物すごくかかるわけでございます。そういう意味で、省力化という意味でアイガモを利用いたしまして、特に、現在までその効果といいますか、利用されております分野は、水稻栽培におきまして、特に初期の除草にアイガモを水田に放して利用しておるというのが多いわけでございます。それは相当の効果があるということも確認をしておるところでございます。今後、特に有機栽培の場合、水稻の場合は、特別栽培米として相手方との契約の中で実施しておるということでございますので、そこらの販路の関係もございしますので、果たしてどれだけの農家に取り組んでいただけるかということにつきましては、問題があるわけでございますが、そういう需給動向の中でアイガモの利用ということができるような状況になれば、私どもも各地の実態なり実績も調査をいたしまして、今後の取り組みの参考にさせていただきたいと、こう考えております。

○副議長（田中 武君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（服部美次君） 先ほどの私のお答えは、未措置児童のアンケートの結果からではなくて、福祉事務所の窓口及び施設の窓口に出のニーズ等からお答えさせていただいたような次第でございますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○副議長（田中 武君） 土井数馬君。

○土井数馬君 もう時間がございませんので、最後に、農業の場合は、所得の安定と向上、それと後継者を育てる意味ということで、ぜひ計画的な措置をお願いしたいと思います。

入所基準の見直しにつきましては、関係機関、国、県等の関係もございしますので、十分協議をいただいで進めていただくようお願いして、質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○副議長（田中 武君） 暫時休憩いたします。

午後0時14分休憩

午後1時1分再開

○議長（川村幸善君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市川悦子君。

〔市川悦子君登壇〕

○市川悦子君 それでは、通告に従いまして質問させていただきます。先日藤井議員より、市立病院の院内感染対策が質問されました。今日はバトンを受け、続院内感染とし、MRSAに絞って、市の衛生管理行政の役割を問うという方向で質問させていただきます。また、今日はナースの方が何人か傍聴に来てみえます。日夜病に倒れた方々の一日も早い回復を願い勤務してみえます。院内感染にはそれぞれ病院で取り組まれています、行政側の包括的な防止対策を強く望んでみえます。皆さんが落胆されることのないように、どうか心あるお答えをお願いいたします。

さて、病気を治療してもらった病院で、逆に病気をうつされ、最悪の場合は死亡するという、メチシリン耐性黄色ぶどう球菌、MRSAによる院内感染で発症し、肉親を失った遺族のやり切れなさははかり知れません。病院の責任を問う民事訴訟が相次いでいます。

毎日新聞の全国調査でも、係争中が既に11件、昨年末にMRSAの大量感染が発覚した千葉県富里病院の実態はほんの一例にしか過ぎません。私の知人も昨年11月、市内の病院で院内感染を経て亡くなりました。肺に菌が入ったということで個室に移され隔離されてみえました。MRSAはペリシニンなどに耐性を持つ黄色ぶどう球菌を克服するための抗生物質メチシリンが生んだ究極の耐性菌です。新薬の開発が抵抗力の強い菌を次から次へと登場させるというイタチごっこの産物で、これは診療報酬が出来高払いである日本特有の薬づけ診療の矛盾を象徴するものです。そして、恐

ろしいことに、感染者や、また感染者に接した医師やナースが院内を移動することにより菌が運ばれ、知らぬ間に次の感染を生むのです。今年の1月、新聞報道で長野県内の60カ所の特別養護老人ホームでMRSAに感染し、亡くなった老人が61名もいたとありました。このような経過の中で2月、厚生省はMRSAの感染拡大を防止するため、教育や研修の充実等総合対策を発表しました。また、県でも防止対策の実態調査をしており、3月には関係者を集め講演会を開催しています。

本市にある総合病院を調べましたところ、防止対策委員会を設置していてもメンバーはかけ持ちの医師やナースで権限は弱く、組織的な、また活発な取り組みには至っていないのが現状のようです。また、病院間の対策レベルの格差が大きく、マニュアルを作成しているところから申し合わせ程度に至るまでばらばらです。研修や講習も実施しているところ、していないところさまざま、中には職員間の共通理解さえ困難なところもありました。MRSA防止の決め手は基本的なことですが、手洗いの励行や、その設備の改良、また消毒の徹底、感染者の隔離に尽きると言われるだけに、一日も早い教育や研修への徹底した取り組みの必要性を痛感いたします。この際、早急に行政による包括的な防止策を必要と考えますが、現状をよくお考えの上、4点についてご所見をお聞かせください。

一つ目は、本市に専門委員会をつくり、実態調査やマニュアル作成をするなど、具体策を検討していただきたい。二つ目は、早急に市がリードをとり、保健婦やヘルパーさんも含めた関係者の院内感染防止対策講習会を実施していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。三つ目に、特養や老健施設では、抵抗力のないお年寄りが病院の転送を繰り返すことが多く、また、施設での感染対策も十分でないことから、感染経路の盲点となっているようです。こういった施設に対する指導が必要と考えますが、いかがでしょうか。四つ目は、MRSAは今やどの病院でも起こり得る、いつ自分が、また家族が被害者になるかわからない問題だけに、市民が安

心して正しい対応ができるよう、正確な知識を普及することが望まれます。広報等を通じて行うなど、対応を考えていただきたいと思いますが、以上について、ご所見をお伺いいたします。

2項目目の質問は、県内の自治体との連携や交流についてであります。本市でも既にローグビーチ、天津、シドニーと姉妹・友好都市提携を行い、国際的な交流が進められています。また、先般の石川議員の質問では、国内の提携や友好への取り組みが提案されました。そこで、今回は、もう少し凝縮をして、県内の提携、交流の取り組みについてお伺いいたします。

現在、本市の高齢化率は11.7%、全国は13.1%、また三重県では14.6%で、三重県は全国平均より5年ほど早く高齢化現象があらわれています。中でも紀和町は40.07%と、全国第2位、そのほか美杉村、宮川村でも25%を超える高齢化率です。いずれも過疎地であることと、それに伴う活力の低下が最大の問題となっています。

公明党三重県本部では、坂口労働大臣を中心に、高齢化問題は過疎地だけの問題ではなく、広域行政での対応が重要だとして、さまざまな検討を重ねてきました。平成2年8月4日には、高齢化サミットを開催し、県下28市町村から市長や関係者が出席し、熱心な意見交換が行われました。さらに、平成4年2月16日には高齢化町村と手をつなぐ会を設立、紀和町、宮川村、美杉村の3町村を県内の市町村相互の力で支援しようと、市長、福祉行政関係者、企業の代表ら約30名が出席し、設立会が開かれました。いずれも本市からは福祉担当の方は出席されたようです。

地球市民、世界市民という広い視野から考えたとき、四日市だけの繁栄にとどまらず、県内や近隣の地域全体が一層発展していくよう願うのは当然のことでしょう。それには、各市町村がより積極的な相互協力、連携活動を行い、お互いに協力し合い、活性化を図っていかねばなりません。名古屋市では、北設楽郡稲武町と中津川市の3市町でふれあい協定を結び、非常にきめの細かい交流を実施しています。交流のきっかけは、名古屋市

が稲武町に、野外教育センターを設立したことから始まったそうですが、現在は教育、文化、スポーツを通して、名古屋市民は自然に親しむ機会を得、また稲武町民は都市の文化に触れるという、子供会から老人会、市民グループ等、実に幅広い層で、1年を通じて多彩な交流が実施されています。過疎地の稲武町にとって何よりうれしいことは、町内の施設に従事する名古屋市関連勤務者が85名いますが、その中でUターン者が15名だそうです。これは大変な活性化だと喜んでみえました。

さらに、毎年1回、名古屋市長が座長を務め、名古屋市近隣市町村懇談会を17市24町4村で開催し、情報交換を行い相互理解と交流促進を図っていると伺いました。本市は県下で最も人口の多い、いわば中心都市です。本市を中心として、山村市町村との懇談会等、交流のリーダーシップをとっていくべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

また、日本ではレジャー費が高く、特にリゾートを含む国内旅行のコストは年々高くなってきており、しかも、学校が休みの春や夏には比較的安価な宿泊施設は1年や半年も前から予約がいっぱいです。もし、本市と自然の多いこういった過疎地とのいわゆる都市と農山村型の交流が実現すれば、レジャーやレクリエーションにとどまらず、必ずや文化、教育、社会活動へと発展していくことでしょう。そういった意味からも、提携や交流を推進し、都市と山村との人の流れをつくっていただきたいと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

次に、3項目目の地域情報システムについて質問させていただきます。これは庁内での緊急体制づくりという観点からお伺いいたしますので、庁内全体の調整をしてみえる部門のところでお答えいただきたいと思いますが、よろしくお伺いいたします。

以前の一般質問の折、胎児期からの健診記録を一貫して管理してはという内容でお伺いしましたが、今回はもう少し広い視点から質問させていただきます。

さて、ほとんどの人が、今まで病院や医院をあちこち幾つか受診しており、さらには同じ時期に同じ病因で複数の病院をかけ持ちして見てもらうこともよくあります、したがって、個人の医療記録は散在しており、これらを一括して集約し、管理することは全く行われていません。大切なこれらの記録は重大な病気にかかったときでさえ、過去にさかのぼり活用することは困難で、ほとんど役立っていないのが現状です。まして、健診の記録を統一して管理することや相互利用は不可能です。また、病院をかけ持ちして受診することによる薬の無駄や危険性をよく聞きます。こういったことを解消し、市民により質の高い医療サービスを提供するため開発されたのがこの地域医療情報システムです。これは医療が従来の自由開業医制という自己完結型のものから、より進んで、地域医療型の機能連携の基盤となるものです。

今本市でも塩浜病院の移転に関連して問題となっている病診連携や診診連携の、いわゆる病院間が風通しよく連携プレーの医療を行う重要な要素となると言われています。高齢化社会と情報化社会の接点としてニューメディアという媒体を取り入れたシステムづくりをし、行政と医療機関が一体となって市民の健康づくりをしようというものです。検査、健診データのオンラインシステムにより、各医療機関のデータを共同利用することができ、病診連携のシステムが可能となり、病気の早期発見や早期治療に非常に役立つのです。また、ICカードや光カードに個人の健康情報に関するデータを入力し、所有することにより、不慮の事故に対処することもでき、また、生涯を通じてみずから健康の維持管理に役立てることができるものです。

また、問題となるプライバシーについては、さまざまに検討が加えられ、幾重にも対策が講じられています。こうしたカードシステムは既に全国の24自治体で進められており、大きな成果を上げています。県では、毎年厚生省から開発実験の希望調査はあるが積極的には呼びかけはしていない。

しかし、希望があれば検討に応じたいとのことでした。今回私が視察しました比較的近いところの中津川市、また人口規模のよく似た兵庫県加古川市では、全国から頻りに研修依頼があるそうです。予防医学を先取りし、より質の高い医療を提供することにより、住民サービスにこたえようという意気込みに時代の要請を強く感じた次第です。医師会の先生に伺ったところ、医師会としても、今病診連携を強く望んでいるところであり、システムの検討は願ってもないこととのことでした。加古川市では、準備期間約10年を費やし、住民ニーズ調査、医療スタッフへのアンケート調査を何回か実施しながら検討を重ね、住民や医療機関関係者とのコンセンサスを確立していったとのことでした。このように導入に向けては相当の期間と労力が必要と思いますが、急速な高齢化、情報化という時代の変化に的確に対応していただくため、そして、市民により質の高い医療サービスを提供し、本市が目指す健康で心の通う福祉のまちづくりができますよう、このシステムの導入に向けてご検討いただきたいと思いますが、ご所見をお聞かせください。

最後の項目、女性施策の推進についてお伺いいたします。

最近、女性の進出についての話題が国の内外で相次いでいます。カナダとトルコで初の女性首相が誕生、またドイツでも州首相に女性が就任しました。国会では議長席が一気に華やぎ、内閣でも3人の女性閣僚が誕生しました。また、赤松文相の横綱審議会への女性登用発言は話題を呼びましたが、今や女性の進出を傍観的に見るのではなく、女性問題を正しく認識し、一人一人がみずからの課題として主体的に取り組む必要性を痛感いたします。本市でも関係の方々の熱心な討議を経て女性課が設立され半年がたちました。また、聞くところによりますと、ホールの方へ移転すると伺いました。情報コーナーもあわせて整備されるとのこと、これでますますネットワークづくりも盛んになり、市役所がより身近なところとなりますでしょう。関係の方々の時を得たご配慮に深く感謝いたします。

さて、県内でも、本市より以前に女性問題担当部門を設置しているところはありますが、全庁的な企画調整部門としての位置づけが十分でないため、機能が発揮し得なかったり、形骸化しているのが現状のようです。それだけに、県の本市に対する期待が非常に大きいと伺いました。さて、女性課発足のしばらくは足固めの活動と伺いましたが、実績の主な点をお聞かせください。また、相談事業ですが、件数はとても多いと聞きました。今後、体制の整備と充実・強化の必要があると考えますが、現状をお聞かせください。

2番目ですが、本市の女性課のテーマを「幸せな表情、暮らし、地域」とし、そのコンセプトとして、まず女性が天の半分であることの認識を深めること、次に、21世紀を展望し、女性が安心して子を産み育て、働き、老いるために、女性施策を推進するとあります。これらの施策の推進は、まさに男性と子供の幸せをも包括するものです。したがって、庁内の全部局にかかわるこれらの施策を総合的かつ効果的に、そして円滑に推進するには、行政機関相互の事務の緊密な連携調整ができる体制が重要となります。国では内閣総理大臣を本部長、副本部長には官房長官を置き、22の各省の構成員のもと、婦人問題企画推進本部が置かれています。県では議長に副知事を充て、各部の部長9名で婦人関係行政推進連絡会議を組織し、また、その下には各部の課長31名で構成する連絡会議を置くことにより、女性施策のより円滑な推進を図っています。本市においてもこのような総合的行政の推進体制は重要と考えますが、いかがでしょうか。

次に、女性問題における重要課題に男女の固定的役割分担意識の是正を挙げてみえますが、先般労働省がまとめた婦人労働白書によると、働く女性の数は1,834万人と過去最高に達し、共働き家庭も32.8%と上昇一途、しかし、一日の家事労働時間は妻4時間17分に比べ、夫はわずか20分、そして、介護のほとんどは女性に頼られているのが現状です。県が行った実態調査でも、男は仕事、女は家事、育児という伝統的、固定的役割分担意

識が残っていることが明らかになりました。このような状況では、少子化に拍車がかかるのは無理はありません。西暦2000年に向けての新国内行動計画でも第1の重点目標にこの意識改革が挙げられています。細川総理の所信表明では、男女の共同参画型社会の実現を目指し、従来を徹底的に見直したいとの発表がありました。そこで、本市ではどのように進めていけるのでしょうか、お伺いいたします。

また、学校での男女平等教育は、教科の中では履修されていますが、教育活動全般を通して総合的かつ計画的に推進することが大切と考えます。教育長のご所見をお伺いいたします。

4番目に住宅施策についてお伺いいたします。

先日の厚生省の発表では、平均寿命、女性82.22歳、男性76.09歳、その差6.13歳とさらに広がりました。また、2007年には65歳過ぎの女性は5人に1人がひとり暮らしとなります。本市でも高齢化世帯のうち、単独世帯が夫婦世帯をはるかに上回っております、市営住宅の単身入居者は女性が男性の2倍近くです。しかも、入居を希望しても退所がないため、何年も待ち続けるという状況です。住宅やまちづくりは福祉の基礎条件であると言われてますが、高齢化女性をホームレスにしないための政策が急務と思われれます。このような住宅問題と深くかわり合う女性問題をどうお考えでしょうか。住宅行政を預かる建設部長にお伺いいたします。将来展望も含めてご所見をお伺いいたします。

最後に、市長にお尋ねいたします。今日は本市の女性の代表の方々が市の実態調査の参考にしたいと何人か傍聴に来てみえます。女性課ができて、自分たちの声が直接届くと皆さん本当に喜んでみえます。また、実りのある活動がしたいと一生懸命です。そこで、市長の女性課に対する期待をぜひ伺いたいということですが、どうか将来像も含めてお聞かせください。

以上、第1回目の質問を終わります。

○議長（川村幸善君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） 第1点目の院内感染対策についてお答え申し上げます。なお、先日藤井議員のご質問の中で院内感染について詳しくご説明をいただきました。私どもも理解を深めさせていただいたところでございます。

ご承知のように、病院等では医療法第20条の規定に基づき、清潔を保持し、構造設備は衛生上安全と認められるものと規定されております。国、県におきましては、この観点から、院内感染を防止するための方策を示し、指導しているところでございます。近年、MRSAを中心とする院内感染対策の早急な強化が求められ、厚生省におきましては、施設内感染対策関係課連絡会議を設置し、平成5年1月20日に施設内感染総合対策を策定いたしました。その中で、抗生物質の適正な使用方法の徹底、あるいは医師や看護婦及び老人保健施設、特別養護老人ホームの職員を対象に、施設内感染防止に関する教育や研修の充実、また医療機関が効果的な院内感染対策をとれるようにマニュアルづくり作成など施設内感染対策の指導の徹底を推し進めております。

また、県におきましては、医療監視等を通じ、院内感染防止対策強化を指導しており、その一環として、本年2月には県下の病院に対し感染症対策委員会の設置状況を調査しておられます。それによりますと、約半数の病院が院内感染症対策委員会を設置しており、感染対策マニュアルも作成済みでございます。また、職員への指導、研修につきましても、ほとんどの病院で実施しているとの結果が得られております。基本的には、院内感染対策は開設者が行うものでございまして、今後市といたしましては、県に対し医療監視を通じ、また老人保健施設、特別養護老人ホーム等も含めた一層の指導強化を働きかけてまいりますとともに、市民への啓発等につきましては、県や医療機関等と連携協力し取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（川村幸善君） 市長公室長。

〔市長公室長（鈴木一美君）登壇〕

○市長公室長（鈴木一美君） 第2点目の県内の自治体との提携や交流についてということでご質問いただきました。ご質問の趣旨としましては二つの点にあったかと思いますが、まず第1点目の過疎化の進む県内の町村と本市との市民・住民レベルでの交流について、これを過疎化の活性化につなげる形で非常に効果があるのではないかとということでご提言をいただいたわけでございます。確かに四日市の市民が緑豊かな山や美しい海を持つ町や村を訪れ、自然に触れ、また人情味あふれるその地域の方々に接することにつきましては、大変意義の深いことであろうというふうに考えます。ただ、交流ということで、これらの町村の方々を本市にお迎えをするということも一方で考えなければならないわけでございます。そういった際に、どのような機会にどのような四日市の姿を見ていただくのが一番適当なのかということについてのご提言、また私ども接していないわけございまして、いささかそういった面でもまいりを感じておるところでございます。

しかしながら、住民レベルでの交流は、例えば、県内各所においてはそれぞれの地域でのお祭りとか、催し、こういったものに四日市市民が積極的に参加をし、逆にその人々を本市の祭りやイベントにお招きをするといったようなこと、あるいは子供たちの交流という面で考えてみますれば、現在、本市の小中学生を対象に実施をされております自然教室の行き先をこういった県内の過疎地、緑豊かなところをその行き先に選ぶといったようなことも可能ではないだろうかというふうに考えております。また、相手先の町村の方々から見れば、港であるとか、あるいは工場、新たにできた博物館等を見ていただくということも意義のあることだろうというふうに思うわけでございますが、小中学生の対象事業としましては、学校行事の一環ということでございますので、その点については、今後なお検討を

していただく面があろうかというふうに考えております。

いずれにいたしましても、思いつきの域を出ないようなご答弁で恐縮ではございますが、さまざまな世代でいろいろな交流の仕方があるのではないかとこのように考えるところでございます。ただ、過疎地の方々がどのような意向をお持ちなのか、また、その過疎地の実態についても、私どもこういった機会の受け入れの施設と申しますか、こういったものがあるのかないのかといったようなことについて十分な情報を把握しておる状況ではございませんので、今後これらのことも含めて調査検討を行い、少しでも過疎に悩む町村の方々に対しての活性化のお役に立てればというふうに思っておるところでございます。

次に、第2点目の県下の町村との行政レベルでの情報、意見交換等を本市の市長が中心になって行えるようなことを考えてはどうかということのご提言でございますが、基本的には県内のこういった広域的な調整の役割というのは県の知事をお願いをするのが妥当ではないかというふうに考えておるところでございます。県下の13市では、三重県市長会が、また町村については町村長会がございます。また、議会サイドにおきましても、それぞれの議会等があるわけでございまして、本市が今直ちに別の形でイニシアチブをとって各市町村長等を糾合して相談協議の場を持つということについては、いかながなものかというふうに考えておるのが現状でございます。

なお、周辺の市町村におきましては、当然のことながら、北勢4市並びに三重郡4町等々の定例的な会合の場を持って広域行政に取り組んでおるところでございますので、これらにつきましては、今後ともより緊密な連携をとっていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（川村幸善君） 加藤助役。

〔助役（加藤宣雄君）登壇〕

○助役（加藤宣雄君） 地域医療情報システムについてのご質問にお答え

申し上げたいと存じます。

ご紹介いただきました加古川地域の地域医療情報システムを初めといたしまして、通産省あるいは厚生省等の地域指定を受けるなどして各地で保健、医療、福祉等の個人情報を集積いたしまして、ICカードや光カードを利用して、それらの情報を医療機関あるいは保健・福祉などの窓口において把握して、必要に応じまして市民に対する適切な対応ができるようなシステム、さらに多様な機能との統合、他方面への情報の活用を図るシステムづくりが今行われているところでございます。これらは今後の超高齢化社会におけます保健、医療、福祉等の課題に対処していくものでございまして、ハイテクを利用した総合的なシステムづくりの一つの例ではないかというふうに思っているところでございます。その運用に当たりましては、ただいまご質問の中にもございましたように、個人のプライバシーの保護を初めといたしまして、カードを所有します市民自身の活用意識の問題、そして、これに加えて、特に医療情報につきましては、医療機関の理解、協力が必要ということでございます。慎重に配慮、検討すべき問題がいろいろあると思いますが、ご提言の趣旨を踏まえまして、今後関係機関のご意見もいただきながら、当市の実態に合ったシステムづくりについて十分研究、検討を行ってまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどお願いしたいと存じます。

○議長（川村幸善君） 市民部長。

〔市民部長（小畑廣次君）登壇〕

○市民部長（小畑廣次君） 4点目の女性施策の推進についてのご質問がございましたので、5点ほどあったと思うんですが、3点ほど私の方からお答えをしたいと思います。

まず、女性課が発足をいたしまして5カ月が経過をしたわけでございますが、この間、随分多くの女性の方々から女性課の誕生を喜ぶ声あるいはお立ち寄りを願っているところでございまして、その期待の大きさにいさ

さか戸惑いを感じているような状態でございます。先ほど女性課への期待ということで、市長への意見が求められておりますが、基本的に私の方から二、三点、女性課へ求められていることについての問題について触れておきたいと思っております。

まず、女性問題はひとり女性の問題だけではなくて、男性を含めた人間の生き方の問題であろうという考え方をしているところでございまして、具体的に申し上げますと、男性が家庭生活や地域活動に参加する条件づくりも、私は女性行政の重要な施策であると考えているところでございます。このことを念頭に置きながら、今後の事業を推進をしていきたい、かように考えております。二つ目は、地域社会づくりに女性の参画を得て地域の活性を生み出していく、こういう重要な問題があるわけでございますので、女性課を設置した大きな問題はこの辺で、女性の発想をどれだけまちづくりに反映をさせるか、これは重要なことであろうと考えておりますので、これも女性課の任務であろうと思っております。三つ目は、行政にとって最も重要なことは、女性施策だけではなくて、住民本位であるということでもあります。したがって、女性をお客さんにするというのではなく、女性主体、すなわち女性の提言を受け入れて、その要望を支える企画をどうつくっていくか、このことが重要であろうと考えております。この三つに立って、私たちは少なくとも女性施策を具体的に進めていきたいと思っております。

まず第1点目のこの5カ月間の実績についてお尋ねがございましたので、4点ほどに分けて報告をいたしたいと思っております。まず第1点目は、先ほども市川悦子議員の方からも申されておりますように、本年度は女性課をアピールし、課題を探る年ということで位置づけをしておるところでございますが、この5カ月間の女性たちの生の声に耳を傾けるために、女性グループの団体あるいはまた一人一人の女性たちの交流を深めてきたところでございます。さらに、企業の女性グループも含めて20以上のグループと交流

をいたしてきておりますし、これらの女性のネットワークづくりに足固めができつつあるということを感じているところでございます。

また、二つ目は、女性の人材養成を目的とした女性カレッジや女性派遣事業を計画いたしました。女性カレッジにつきましては、定員を上回る盛況ぶりでありましたし、女性派遣事業につきましては、東京で開催の高齢化社会をよくする女性の会ほか、四つの大きな集會に女性を派遣いたしまして、全国の女性と交流をしてきたところでございます。

三つ目は、人材養成を行いながら、女性の地域社会づくりへの参画や女性の審議会への登用を高めることに重点を置いてまいりました。例えば、今年度、ごみ減量等推進審議会におきましては、20名の委員のうち7名を女性の委員を登用していただいたということで、これも一つは女性課が誕生した効果のあらわれではないかと思っております。

四つ目は、女性相談につきましても、先ほどもご指摘ありましたように、数多くの相談が寄せられてきたわけでございますが、この5カ月間で延べ184件の相談がございまして、悩める女性がいかに多いかということに驚いているところでございますが、福祉部門の各種相談員との連携を深める中で、先日庁内に連絡調整会議を設置したところでございますので、今後もこの庁内の連絡体制についてはさらに充実をしていきたいと考えているところでございます。

次に、大きな二つ目の女性施策の総合的な推進システムでございますが、女性問題の解決は言うまでもなく、行政の各分野で横断的に物事を考えていかなければならないし、連携をとっていかなければならないと考えているところでございまして、いかに総合的な行政を推進するかはよく承知をしておるところでございます。女性施策に関する行動計画の策定につきましては、形どおりのメニューをそろえるだけではなく、課題を明確にした具体的な施策を思い切って打ち出したいと考えているところでございます。そのために、まず庁内の各分野から女性中堅職員15名を選出いたしまして、

女性問題を肌で感じ、また生活者としての発想を持った女性たちによる女性施策検討会議を組織したところでございます。今後は庁内外はもちろんのこと、この会議等も通じながら、行動計画を策定してまいりたいと思います。点検、評価も行っていきいと思っておりますので、この行動計画の実現に向けて努めてまいり所存でございます。

次に、3点目の大きな問題の提案でございますが、固定的役割分担意識の改革という質問でございますが、主婦の2人に1人が働く時代になった現在でも、男は仕事、女は家庭という男女の役割を固定化するような考え方はまだ強く残っているところでございまして、女性がその能力を発揮することを拒む大きな要因になっております。さらに、現在の人口の高齢化とともに、老人介護という役割分担が加わって、女性のみならず、男性にとってもますます社会的問題が深刻化していることであります。女性行政が目指す男女の共生社会の実現のためにも、この固定的役割分担意識を是正することは、女性行政の基本的な課題であると思っておりますのでございます。

市では現在、男は仕事、女は家庭という考え方について、市民1万人に対して市政アンケートを実施しているところでございます。この結果も住民の声として女性施策に反映させるべく、先ほど申し上げました女性職員の会議あるいは、まず庁内からの意識改革を目指しながら、身の周りから固定的意識を解消するために、女性とともに、男性職員を含めたあらゆる意見を集約してまいりたいと、かように考えているところでございます。これらの実態を踏まえて、女性、男性、あるいは子供、若者に対して、あらゆる機会を通しての啓発活動のプログラムや学習資料づくりを計画しているところでございます。さらに、この意識改革に対する啓発活動だけではなくて、家事、育児あるいは老人介護に対する社会的支援につきましても、条件整備や審議会等への積極的な女性登用など具体的な施策についても考えているところでございます。

しかし、いずれにいたしましても、固定的役割分担意識改革でございますから、人の心の意識改革ということで、決して短時間では解決する問題ではないと思っておりますが、時間をかけて一つ一つ解決の方向に向かっていきたいと、かように考えているところでございます。

以上、女性施策の推進につきましては、一人一人女性の声や発想を大切にしながら、今後女性課の仕事を推進していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（川村幸善君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 女性課に期待するということで、特に市長の考え方を述べよというお話がございましたので、若干申し上げておきたいと思っております。

私は、先ほど冒頭にお話がありましたように、社会というのは男女で構成をされておる。したがって、社会のいろんな制度あるいは人々の活動というものは、できるだけ男性、女性ということだけでなく、人間として同じような形で行われるのが一番社会をよくしていくためのいいことではないかというふうに思っております。つい二、三年前でありましたか、国際婦人年という年がございました。その会議で、「日本では男尊女卑である」というような議論が強くなされたやに記憶いたしております。私は社会全体をよくしていくためには、女性の意見というものが、やはりこの社会の中で取り上げられていかなければいけないのではないかと。そういう風潮、風潮というと大変言い方が低次元になるわけですが、そういう考え方が一般的になるようにしていくということが必要であって、そのために行政みずからがそういう姿勢をはっきり市民の皆さん方にアピールをしていく必要がある、こういうふうに私は考えまして、女性課というものを設けたつもりでございます。

したがって、女性課が具体的にどのような活動をしていくかということに

については、女性の意見だけでなしに、男性側の対応の仕方ということについても、十分考えていかなければならないなというふうに思っております。ただ、今日、社会の情勢を見ておりますと、なかなか女性の方が前に出てくるということをちゅうちょされる面がある。それには男性側の方からの原因もあるかというふうに思うんですが、女性の方自身が意識を改革していただく、男性側の意識も改革が必要であります、女性の意識改革ということも必要ではないだろうか、そんなふうに考えまして、女性課の取り組む姿勢というものは、今日の段階で当市の女性課の活動ぶりを見てみますと、その点について十分配慮がなされた各種の事業に向かって前進をしているようでありますので、私はさらなる活躍というものを期待していきたいと思えますし、私は男ですから、男性から見たあり方ということについてもアドバイスをしていきたいと、こう思っておりますのでございます。

○議長（川村幸善君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） 女性施策の中で固定的役割分担の意識、そういったようなものを除去するために学校でどうしているかというご質問でございますが、現在も、先ほどからお話がありますように、世の中には男尊女卑の考え方がなお残されているという面も否定はできないわけでございます。そういった背景をもとにしまして、学校教育指導方針の中におきましても、教育活動全体を通じて、生命とか、あるいは人権の尊さというものを理解させ、互いに大切な仲間としてつき合っていける、そういう人権意識を育てることを強調しているところでございます。各学校におきましては、そういった精神を受けまして、各教科とか道徳あるいは特別活動といったような学校教育活動全体の中で男女平等の精神を養うよう、また、そういった取り組みをするよう指導しておりますのでございます。

したがいまして、ある中学校におきましては、技術・家庭科の保育の学

習の一環として男女を問わず保育園を訪問して幼児と遊んだり、身の周りの世話をしたりする、そういうようなことによって、男女ともに保育についても学んでおるところでございます。

いずれにいたしましても、今後ともに教育活動全体を通しまして、一人一人の子供が個性と可能性を持った存在として互いに尊重し合える、そういう人間関係を築いていくよう指導を図ってまいりたいと存じております。

なお、教師自身の意識改革につきましても、あらゆる機会を通じての研修会等において、そういった男女平等の精神の涵養に努めてまいりたいと存じておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

○議長（川村幸善君） 建設部長。時間がありませんので、簡潔に。

〔建設部長（西田喜大君）登壇〕

○建設部長（西田喜大君） 簡潔にお答えいたします。

今後ますます男女共同参画型社会や高齢化社会に進むことを考えますと、新しい住宅施策も考えていかなければならない時期に差ししかかっております。現在、女性課が取り組んでおります女性施策に関する行動計画の策定に向けまして、女性の多様な生き方に即応した住宅に関する施策を研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（川村幸善君） 市川悦子君。

○市川悦子君 ご答弁ありがとうございます。もう時間がございませんので、先ほど質問させていただきまして、提言させていただきまして、また次回に詳しく突っ込みまして、質問させていただきますので、その節はまたどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（川村幸善君） 暫時、休憩いたします。

午後1時50分休憩

午後2時6分再開

○議長（川村幸善君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

毛利道哉君。

〔毛利道哉君登壇〕

○毛利道哉君 本定例会最後の質問者となりました。理事者及び議員の方々、大変お疲れだと思いますが、いましばらくお時間をいただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

高齢者の生きがい対策についてであります。ちょうど昨日、敬老の日で、各地区におきまして盛大な敬老行事が行われたわけでございます。私も地元富洲原の小学校で行われました敬老行事に参加をさせていただきました。お天気に恵まれて、多くの参加者の中で明るい、楽しい敬老行事が行われたわけでございます。大変喜んだ一人でございます。

さて、かつて朝日新聞でニューヨークタイムズの科学特集を引いて、次のような事例が紹介されました。ご記憶されている方もあろうかと思えます。アメリカの国立老化研究所の実施した調査によれば、21歳から83歳までの男性の脳を断層撮影してみると、健康な老人の脳は新陳代謝測定値では若者の脳と同じように活動的であることが発見された。こういう記事であります。また、デンバー大学のホーン教授によれば、物事の判断、洞察力を司っている結晶型知能と呼ばれる機能は青年、壮年よりも、老人の方が明らかに優秀である場合がある。さらに、老人医学の権威シェイ博士は、一部の精神能力は60歳代で衰えを見せ、多くの人は80歳までに明白に衰えるが、社会生活に参加している老人の場合は、精神能力は変わらないばかりか、進歩する場合もあると指摘して、その反面、自分の生活に閉じこもる老人は確実に衰えることになるかと報じているのであります。生理的、肉体的な老化現象は、これは何人も避けることはできません。医学的に見ると、肉体的な成長のピークは25歳前後と言われますし、記憶力や学習能力に関しても、40から50の坂を超えればその衰えは顕著になってくるとされていますが、しかし、社会の中で創造的、意欲的に活動をしている人の

頭脳は、肉体的年齢よりはるかに若々しいことも、また確かな事実であります。本格的な高齢化社会に向けて、経済的な保障や、環境の整備は大きな社会的課題であることは当然でありますけれども、しかし、私ども人間はそうした環境的な問題以上に、社会における自分自身の存在感がなくなるほど寂しいことはありません。高齢者の方々がいかにすれば精神的な充実感を持つことができるのか、いかに意欲を燃やして成すべき仕事に取り組んでいけるのか、高齢者の生きがい対策のポイントというか、そのかぎはこの点にあるのではないかと考えます。

ところで、東京都足立区では、数年前から高齢者対策の一部に大きな改革を行いました。それは、区内の高齢者に対するお祝い金を廃止したのであります。今までは「これからも長生きをしてくださいよ」という意味でお祝いをしていたのを、今後は高齢者を、学び続ける人、地域の中で活動する人、福祉活動を受ける人ではなく行う人というイメージでとらえ直そうと、お祝い金にかわって、生きがい奨励金制度を導入したそうであります。つまり、高齢者を世間から守られる人というのではなく、社会の第一線にいる生涯現役者としてとらえ直そうというものであります。また、この考え方を明確にするために、お祝い金改め生きがい奨励金の所管は福祉部局ではなく、教育委員会の生涯学習部の所管に移行したそうであります。この足立区の考え方というか思想は、社会の庇護の対象としての高齢者、大事にされる対象としての高齢者像ではなく、社会の中で自己の持てる経験、体験、能力、そして人間関係を存分に生かして活動する高齢者像なのであります。高齢者を敬う、大事にするということは当然であります。人は他人から大事にされることによって喜びを持つ、しかし、もっと大きな最高の喜びは、先ほども申し上げましたように、自分が他から求められているという必要な存在であるという充実感ではないでしょうか。足立区の生きがい奨励金制度のねらいも、私はそこにあるのではないかと思う次第であります。これらについて、保健福祉部長並びに教育委員会のお考えを

伺いたいと思います。

敬老の日の敬老行事も高齢者をお客とする敬老会から、高齢者自身が主催し、企画し、地域の住民を招待するという地区が県外ではありますけれども、あるそうであります。高齢者の生きがい対策として、生涯現役の皆さんの手づくりの敬老行事、例えばシルバー文化祭等があっても不思議ではないと思うのであります。人生80年代を迎えて、21世紀は4人に1人が高齢者、そういう社会が到来するわけであります。敬老行事のあり方についてもあわせてご所見を伺いたいと思います。

2点目はJR四日市駅周辺の活性化についてであります。

いよいよ博物館の完成を目前にしたわけでございます。11月のオープンが待ち遠しいわけでありまして、この近鉄四日市駅西再開発の事業もいよいよ終盤を迎えるわけでありまして。そこで、駅西再開発事業に着手する前から、いろんな点から、また各議員からも指摘されておりますように、駅東の活性化についてが、いよいよ急務になるわけでありまして。駅西を一つの核として、そしてJR四日市駅周辺をもう一つの核とした、いわば二眼レフ構造、そういうものが整備されてこそ、四日市のまちづくりも今まで以上に住みよい四日市になるのではないかと思うわけでありまして。私は、このJR四日市駅周辺の活性化は、駅そのものに焦点を当てる必要があるのではないかと、こういう気がいたします。

私ども総務委員会は、本年7月27日、北海道の伊達市を訪問いたしまして、ごみ問題を勉強してまいりました。ごみ問題もさることながら、委員会の視察に参加された方の同じ感想だと思っておりますけれども、あの伊達市、伊達紋別の駅であります。駅の待合からすぐ隣が小さい規模ながらもスーパーマーケットです。帰りの列車を待つ間、多くの議員の方がこのスーパーに出たり入ったりしていらっしゃいました。私も非常に興味深く見てきたわけでありまして。帰りましていろいろ調べてみますと、JRの信越本線には屋代駅というのがあります。ここには市民ギャラリー、磐越西線の徳沢

駅には郵便局、陸羽東線の羽前向町駅には公民館、その隣の大堀駅には図書室が駅の中に組み込まれているようであります。また、西ドイツのデュッセルドルフ駅は、駅の中にマーケットがありまして、いわば生活文化駅、ニューヨークのグランドセントラル駅は、駅の構内にテニスコート、オープンカフェ、そういうものがあるそうでございます。また、東京駅は有名な東京駅コンサート、昭和62年の7月21日に第1回を行ってから、今では名物になっているようであります。この東京駅にはステーションギャラリーが併設されております。駅といいましても、今までの汽車とか列車、電車の乗降場だけを意味する時代から、駅そのものが今や新しい文化創造の場になりつつあります。

ところで、話は変わりますが、今年の5月9日、私ども会派は釜石市を視察いたしました。釜石市は新日鉄釜石製鉄所に代表される鉄のまちであります。この釜石の西方に高台がありまして、そこに鉄の歴史館というのがございました。私ども、これを見させていただきましても、入ると大きなホールがありまして、そこには横6m、縦4mのマルチイメージスクリーンが設けられております。そして、鉄の溶鉱炉の断面図がパネル化されておりまして、鉄の誕生のドラマが映像で紹介をされているわけでありまして。そして、製鉄所のミニチュア模型、そういうものも展示されておりました。なお、この釜石は南部藩の大島高任という方が洋式高炉を始めて日本に導入し、日本製鉄業の父と言われている人でありまして、この大島高任の洋式高炉のビデオ、そして展示資料があわせて設けられておりました。出口の近くに鉄を使ったおもちゃ、子供さんの喜ぶそういうものが展示をされておりまして、興味深く見てまいった次第でございます。

釜石市は、新日鉄の企業合理化のために人口がどんどん減っていく。そこで、この鉄の歴史館を一つの目玉として観光のまちに蘇生しようということで、鉄の歴史館をつくったそうでございます。市単独事業費7億6,000

万円をかけまして、昭和60年7月にオープンをしたそうでございます。

私は、この鉄の歴史館を見まして、一番最初に思いましたのは、私ども四日市は石油産業のまちである。しかも、重要港湾四日市港を有しているわけでありまして、石油を原材料として、いろいろな製品化がなされているわけでありまして、この一大コンビナートの鉄を原料としていろいろなものが製造されておるわけでありまして、まさしくこれこそ一つの文化としてとらえて、四日市にも産業文化館的なものがぜひ欲しいなと思ったのが、率直な私の偽らざる感想でございます。博物館ができますけれども、まだ私も拝見しておりませんので、どのようなものかわかりませんが、もっと四日市でなければ見れない特色のある、そういうものは何だろうか考えた場合に、それはやはり港であり、一連のコンビナート、そういうものを文化としてとらえて、小学生、中学生がそこへ行けば四日市のいろいろな産業のことが全部わかる、港のことは全部わかる、そういう施設がぜひ欲しいなど、そのように思った次第でございます。

そこで、駅と石油文化を中心とした何かできないかなと、そういうことを二つの視察から私は考えたわけでございます。

計画推進部の方におきましても、鋭意、新都市拠点事業としていろいろなお考えがあらうかと思っておりますけれども、本議会におきましても、美術館をどこどこに欲しいとか、いろんなお話がありますが、それこそ、この駅は単なるそういう場ではなくて、市民に開かれた、これはパブリックスペースであると思っております。そういう意味からも、JR四日市駅を一つの大きな核として、そこに市民ギャラリーでもいいでしょう、美術館でもいいでしょう、ホテルでもいいでしょう、そして産業文化の殿堂のようなものができれば、これはいろんな意味からも四日市の新しいランドマークとして注目を浴びるんじゃないかと、こういう思いでいっぱいでございます。そういう思いを込めまして、私見ではございますけれども、お話をさせていただいた次第でございます。やはり駅西とJR四日市駅の二

つの核が整ったときに、四日市は今まで以上の活性化がなされるのではないかと、そういう新しい情報発信基地にこの四日市駅周辺をひとつぜひ知恵を尽くしていただいて、練り上げていただきたいなど、こういう次第でございます。

3番目は、道路・踏切の整備についてであります。

まず、道路問題について、これにつきましては、昨年の9月議会でございますか、私どもの市川悦子議員が通学路の問題について質問をしておりましたけれども、私ども公明党は本年4月10日を中心といたしまして、これは県下一斉にやったわけでありまして、四日市市内につきましては、21路線、小学校21校を対象にしまして、一つの学校で特に問題のある通学路を選びまして、総点検をいたしました。その結果をこの機会にご報告をさせていただきます。

歩行者用信号機の改修要望5カ所、新設要望8カ所、計13カ所、横断歩道の改修4カ所、新設要望8カ所、計12カ所、道路の改修14カ所、歩道の改修17カ所、新設要望4カ所、計21カ所、路側帯改修要望2カ所、新設要望6カ所、計8カ所、側溝の改修要望8カ所、新設要望5カ所、計13カ所、河川にかかわる改修2カ所、新設4カ所、ガードレール改修2カ所、新設4カ所、計6カ所、各種標識改修要望4カ所、新設要望28カ所、計32カ所、交差点及びT字型のT字路改修10カ所、新設要望13カ所、計23カ所、通学路の変更・新設要望1カ所、要望、改修、新設合わせて147カ所ございました。これは21校の一つの通学路について、4月10日現在で調査した結果でございます。その後、改修された部分がたくさんございます。これらにつきましては、順次地区ごとにまた要望も申し上げていきたい、こう思うわけでございます。

その中で、特に私が携わった1カ所だけ実例としてご紹介したいと思っております。それは、八郷小学校の通学路の一つでございますが、伊坂団地が3年ほど前からニュータウン計画で造成されまして、住宅が現在急ピッチで

建設がなされております。現在202世帯、今年になって50軒ほど新築をされたと、このようにも伺っております。この伊坂団地から八郷小学校へ通学する、特に県道26号四日市多度線についてであります。ほとんどの道路につきまして、通学路としての体裁をなしておりません。写真も撮ってまいりましたので、ごらんいただきたいと思っておりますけれども、60km/h、70km/hのスピードで車が走っております。そこを雨の日ともなれば傘をさして小学生が通学しております。約25分から30分かかって通学するわけですが、非常に危険であります。事故がないのが不思議であります。これらについては新設要望が出ておまして、地元の長谷川議員にも大変ご尽力をいただいて、県土木の方でも今その問題解決に当たっているところであります。ちょっとこれを、市長にもごらんいただきたいと思っております。

これは一つの例でありますけれども、問題箇所はいろいろございます。どうかひとつ安全な通学路、これはぜひとも一日も早く実現をしていただきたい。そして、安心して通学できる、そういう道路の整備をぜひともお願いをしたいと思うわけでございます。この伊坂団地につきましては、中学校は朝明中学校です。自転車で通学しておりますけれども、非常にこれも危険を伴うわけであります。これは県道でありますので、直接のご答弁はいただけないかもわかりませんが、四日市の市民が日常的に利用している道路でございます。一日も早く安心して通学できる通学路の整備を望む次第でございます。

もう1点の踏切の整備についてであります。

これは、富田地区にはJRの踏切が七つほどございます。その中で今回取り上げましたのは、近鉄線とJRがクロスしている立体交差のところのJRの踏切でございます。私もかつて問題提起をしたこともございますけれども、ここは朝の通勤時間帯になりますと、通学生、特に川越高校へ行く自転車通学の生徒たち、そして富田駅へ急ぐ富洲原、西富田から通われる方々が通るわけですが、車が対向できません。そして、急いでい

る方は線路をまたいで、細石の上を走って渡っていると、こういう状況であります。ぜひこれも改良というよりも、歩行者の専用道路が何とかできないかなと、こういう思いでいっぱいございます。近くの方からもいろいろなそういう要望を私自身も受けております。相手さんがJRでありますけれども、聞くところによりますと、駅長さんは富田駅にはいらっしやなくて、桑名の駅長さんが所轄だそうでございますけれども、安全対策上、また歩行者の安全確保という意味からも、ぜひこれは四日市の市民の身を守るという意味からも、ひとつこの場をかりまして、問題提起をさせていただいたわけでございます。これらにつきまして、お考えを承りたい、こういうふうに思う次第でございます。

以上で、質問の第1回を終わりたいと思っております。

○議長（川村幸善君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） 第1点目の高齢者生きがい対策についてお答え申し上げます。

敬老行事につきまして、貴重なご意見いただきました。敬老行事は多年にわたり社会に尽くしてこられました高齢者の皆様を敬愛し、長寿をお祝いする敬老の日に、広く国民が高齢者の福祉についての関心と理解を深め、かつ高齢者がみずから生活の向上に努める意欲を高めるために国、県、市で国民的行事として実施しているところでございます。本市におきましても、敬老訪問、老人福祉大会、敬老祝い金及び敬老サービス券の交付、そして地区敬老行事を行っているところでございますが、地区敬老行事につきましては、敬老会として地域の実情に応じて、住みなれた地域の住民団体である地区社会福祉協議会、自治会、婦人会等が創意工夫を凝らしての世代間交流や演芸、音楽会、学習、懇談会等を内容として盛大に開催されております。この中には、高齢者の皆様の日ごろの趣味活動を生かして、大正琴や民謡など主体的に参加をいただいている催しもあります。市とい

たしましても、平成4年度におきましては、市内56の主催団体に対して助成措置を講じさせていただいているところでございます。

ご指摘の敬老会につきましては、地域住民がお祝いと敬老の意を表するとともに、先ほどご指摘ございました生涯現役者としての観点を加えながら、現在の行事をさらに創意工夫して、若者も参加でき、高齢者の皆様も喜んでいただけるよう研究してまいりたいと考えております。

また、地域での活動につきましては、地区の文化祭への参加、さらには老人クラブ連合会の作品展への参加など、いろいろな機会を提供できるように関係団体と連携してまいりたいと考えておりますので、どうかご理解を賜りたいと存じます。

○議長（川村幸善君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまのご質問は敬老の日の行事に関連してのことでございますが、私の方といたしましては、それと生涯学習という立場からのお答えを申し上げたいと存じます。

ただいま議員さんのご指摘がございましたように、教育委員会といたしましても、高齢化社会を迎えた今日、高齢者の方々が生涯学習活動や、あるいは地域活動を通して、生きがいに満ちた、また健康で充実した高齢期を過ごしていただくということは非常に大事なことで、いかにそれを支援していくか、重要な課題であるというふうに認識しておる次第でございます。これまで高齢者は守られ、あるいは養われる人であるという、そういったとらえ方が多かったわけでございますが、現在は生涯学習の基本的な考え方でございます「いつでも、どこでも、だれでも」と、そういった観念に立ちまして、地域づくりを推進しているところでございまして、そのためには、高齢者の方々の長年の知識とか経験、技術、技能、あるいは人的なネットワークを存分に生かして積極的に活躍していただくということが大事かと存じております。そのためには、若いときから高齢期に備えた取り組みを

していくということと、高齢になってからも楽しみながら学び続けることによって生きがいをみずからつくり出していけるように、自立と参加型を心がけるということも大事かと存じます。

最近、小中学校教育という考え方の中にも、小中学校教育というのは単に学校で終わるのでなく、それは生涯学習へ向けての一つの時期の教育であると、そういう考え方をしっかりと小中学校時代にも植えつけていくことが大事であると、そういう観点が強調されてきたのも、そういった考え方に基づいているのではないかなというふうに思っているわけでございます。

現在、各地区市民センターにおきましても、高齢者の方々の積極的な生き方を支えるため、学習機会の拡充といたしまして、地区市民センターを会場とし、センターの事業として開催するという、そういう事業もございますが、それだけではなく、地区内の集会所に出向いて事業を行って、そこで高齢者が参加していただきやすいような、そういういろいろな工夫をしてみえるセンターも次第に増加してまいっておるようなことでございます。また、学習内容につきましても、健康づくりや生きがいといった、高齢者固有のテーマであるとか、あるいは人権問題や環境問題といったような今日的なテーマも取り上げた高齢者教室の開催であるとか、あるいは社会参加を促すために高齢者の方々の人材を活用した、例えばふるさと教室であるとか、あるいは郷土を知る講座であるとか、そういったものを開催したり、あるいは三世代交流グラウンドゴルフといったような、高齢者と子供たちが一緒になって行う事業であるとか、あるいはボランティア養成講座の開催など、地域との連携のもとで高齢化社会に向けてのさまざまな取り組みも進められているところでございます。また、全市的には、市民大学熟年クラスというのを置いているわけでございますが、ここでは教養課程、専攻課程の2年制を設けておりますが、午前中講義を行い、午後は主にクラブ活動といったような活動をしていただいているわけですが、教

養をそこで高めていただくとともに、特に仲間づくり、社会参加、あるいは生きがいづくりといったようなものを目標として、生き生きとした学習をしていただいております。現在、これを修了された方々が受講されたのを機会に、ただ単に受講しただけで終わるのはもったいないといったようなことから、この生きがいとまちづくりの推進のために、自分たちで自主的に何か会をつくろうというようなわけで、例えば、四期会とか、あるいはファイブ会とか、あるいはあじさい会、それぞれにお名前をおつけのようですが、そういったグループを自主的に結成をされまして、現在も活動をされておると聞いております。これらの方々やこれから市民大学を受講される方々が、それぞれの地域でも生きがいを持って活躍されますよう、今後も学習内容等を含めて、その充実を図ってまいりたいというふうに存じておるところでございます。

今後は多様化してまいります高齢者のニーズに応じたきめの細かい学習を展開していくことが必要かと考えております、高齢者がいろいろな状況の中で学び続けられ、地域の中でさまざまな役割を担っていただき、生涯現役で活躍されるよう、鋭意努力をいたしていく所存でございます。なお、ただいま議員さんからご発言がございました足立区における高齢者の生きがい奨励金制度につきまして、その制度の内容につきましては、足立区へ私どもの方もお問い合わせをしたわけでございますが、現在本市でも77歳以上の方々にお配りしております敬老祝い金というのがございますが、最初はこれと同じ性格のものを配られておったようで、それを打ち切られて、それにかわって生きがい奨励金というように名称を今日変えたのだというふうにご連絡をいただきました。その趣旨は、地域で学び続ける人、地域の中で活動する人、あるいは福祉活動を行う人という願いを込めて対応されたものと聞いておりますが、本市の生涯学習の推進に当たりまして、貴重なご提言をいただいたものと受けとめさせていただきたいと存じます。高齢者の方々の参加がしやすくなるためには、そういった祝い金とは別個

で、私どもも高齢者の方の生涯学習への参加の方策について、あるいはその支援のあり方について、さらに今後も検討を重ねてまいりたいと存じておりますので、何とぞご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（川村幸善君） 計画推進部長。

〔計画推進部長（川畑義之君）登壇〕

○計画推進部長（川畑義之君） JR四日市駅周辺の活性化についてお答えを申し上げます。

ただいま議員ご指摘ございましたように、JR四日市駅周辺の活性化計画につきましては、本市の都心地区の活性化とともに、今後21世紀に向けて本市が北勢地域、さらには中部地区の拠点都市として発展していくため、ぜひとも必要な事業であると認識しております。このため、JR四日市駅周辺の活性化のための都市拠点総合整備事業につきましては、さまざまな調査、検討を重ね、JR四日市駅周辺から港にかけては業務活動の活発化や産業の新たな発展・展開のための拠点形成を進め、都市型産業、ソフト産業等の事業所サービス機能の受け皿づくりを進めるなど、将来のまちづくりの方向を見定めたところであります。このまちづくりを進める上で基本的な都市基盤事業としてJR貨物駅の移転事業、連続立体交差事業、移転跡地を活用した土地区画整理事業を位置づけ、都市軸である中央通りの港までの延伸、国道23号の立体化などを図っていくこととしております。また、基盤整備にあわせまして、貨物駅跡地を活用した拠点街区では、民間導入も考慮しながら、地域産業支援や情報発信性の高い四日市のイメージアップを図れるような拠点施設の建設を図るとともに、港に接する部分におきましては、港の特性を生かしつつ、広域的施設あるいは都市型住宅を配置するといったように、都市軸沿道では、商業・業務用地の大規模宅地を配置し、健全な地区形成を図っていくというような検討がされております。

しかしながら、その中でも特に当地区活性化の成否を決めかねない拠点

街区での施設づくりにつきましては、ただいま議員からもご提案のありました、産業の歴史、港の歴史、あるいは産業が育んだ文化等を踏まえた施設づくりをさらに深く検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

また、駅につきましては、単に駅の持つ機能だけではなく、いわば市民のかかわりの中の例を先ほど来、種々ご紹介いただいたわけですが、そういった点を踏まえまして、新しい感覚の中で知恵を出して、市民の生活のステージとなるような施設づくりといったようなこともあわせて検討してまいりたいと考えているわけでございます。

いずれにいたしましても、JR四日市駅周辺の活性化事業と申しますのは、本市にとりましても、長期にわたる大事業でございます。その実現に向けましては、綿密な事業戦略の構築、あるいは事業推進への強力な意思を保持し続けなければならないというふうに考えておりますので、今後とも絶大なるご支援とご理解を賜りたくお願い申し上げる次第でございます。

○議長（川村幸善君） 建設部長。

〔建設部長（西田喜大君）登壇〕

○建設部長（西田喜大君） 第3点目の道路・踏切の整備につきまして、お答えいたします。

通学路の指定につきましては、既存の道路を保護者と学校関係者によりまして、児童の安全性を考慮して定められているところでございます。この通学路の安全点検につきましては、ご質問にもございましたように、昨年9月議会で市川悦子議員のご質問にお答えしましたように、公安委員会とか建設省並びに三重県、市といった専門的な立場から、この点検を春秋の年2回、交通安全期間中に実施しております。また、あわせまして、関係者あるいは市民の皆さんからの通報によりまして、対応しておりますところでございます。

本年度、建設省が主体となりまして、全国の抽出いたしました小学校を

対象といたしまして、安全点検調査を実施いたしまして、通学路の歩行環境の整備をする調査をしておりますところでございます。本市におきましては、西橋北小学校がその対象となりまして、モデル調査を実施いたしました。現在、国、県、市、公安委員会、教育関係者から成る委員会で検討しておりますところでございます。これらの調査結果及び実情に詳しいPTA、地元自治会の協力を得ながら、危険箇所あるいは整備必要箇所から整備を実施したいと考えております。また、このモデル調査を参考にいたしまして、今後市内通学路を逐次点検いたしたいと考えておりますところでございます。

次に、ご指摘の県道四日市多度線の歩道整備でございます。土地区画整備事業によりまして、伊坂台が建設されまして通学路の整備が急務となってまいりました。そこで、地元からの要望もございまして、三重県に対しまして強く要望してきたところでございます。県の方では本年度より継続事業といたしまして、全体800mのうち、本年度は菟上神社付近の一部の整備をするよう決定されております。

最後に、関西本線富田駅構内の八幡踏切道の拡幅でございます。本年1月に富洲原地区連合自治会より拡幅の要望をいただいたところでございます。現地調査を行いましたところ、踏切の幅員が4mで、前後の道路より2mも狭いということで大変危険な状況にあります。そこで、JR東海へこのことにつきまして要望したわけでございますが、運輸省の指導により、立体交差あるいは他の踏切との統廃合といったような条件回答があったわけでございます。大変難しい問題でございます。しかしながら、事安全上の問題でございますので、今後ともJR東海に対しまして強く要望並びに協議を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（川村幸善君） 毛利道哉君。

○毛利道哉君 ご答弁どうもありがとうございました。

1点目につきましては、ぜひひとつ生きがい対策が一番大事な高齢者社

会を迎えての対策ではないかという気がいたします。きのうの敬老会の敬老行事の中で、これは富洲原の老人会の代表の方が、こういうあいさつをされました。「私たちがこのままでいいのか。何かできないか。今日の敬老の日を反省の日としたい。そして、私たちは賢い老人になりたい」こういうあいさつをされました。私は非常に感銘を受けたわけでございます。ある思想家がこのように言っております。「情熱と向上心の人にとって、老いは円熟の異名である」。生きがい対策といい、また生涯学習といい、とりもなおさず、だれもが生涯青春の人生を歩むことのできる、そういう社会を私どもは目指していかなければならないなど、このように思うわけでございます。

2点目につきましては、これは私見でございますので、大いに議論をしていただいて、よりいいものをぜひひとつ目指してまいりたい、このように思うわけでございます。

特に3点目は踏切の問題、これは一度両助役さんにも現場に立っていただいて、どの程度危険なのかと、こういうこともぜひひとつ見ていただいて、時間はかかると思いますけれども、事故が起こってからでは遅いわけです。どこが責任をとるんですか。そういう意味からも、ぜひひとつ、時間をかけてでも結構ですから、整備されるよう問題提起をしておきたいと思えます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川村幸善君） これをもって一般質問を終了いたします。

暫時、休憩いたします。

午後2時55分休憩

午後3時11分再開

○議長（川村幸善君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程第2 議案第73号ないし議案第95号

○議長（川村幸善君） 日程第2、議案第73号平成4年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてないし議案第95号動産の取得についての23件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 日本共産党市議団を代表して議案質疑を行います。

まず、議案第74号平成4年度四日市市水道事業決算認定についてお聞きをいたします。

本市の水道関係職員の方々が安全でおいしい水の安定的供給を日夜ご努力されていることはよく承知しているところでありますが、それにもかかわらず、財政面では、昨年度の決算が当年度純損失1億9,600万円余となり、単年度では赤字になっております。その要因は決算書によれば、給水戸数は順調に伸びているものの大口利用者の水需要が減ったことや、消費税の未転嫁等が大きく影響したとされておりますが、要因はそれだけでしょうか。本市の水道財政を市民の立場から分析的に見た場合、私は県水受水の負担が極めて大きい、すなわち仕入れをしている県水の単価が高い、これが財政上、支出面で収支を大きく圧迫している、このことをどうするのかを問わねばなりません。

昭和52年から受水している北勢用水については、4年度を見ますと805万トン余の実績を基本料金月トン当たり1,030円、使用料金トン当たり36円で、さらには新規の三重用水については、285万トン余の実績を基本料金月トン当たり3,300円、使用料金トン当たり75円で、合わせますと、総額17億9,600万円余の支出に及んでおります。営業費用のうち、実にこれは30.5%という大きな割合を占めているのであります。この支出の手直しをせずに、赤字が大きいから安易に受益者、市民に負担を覆いかぶせる

料金値上げをするなどという議論は退けられなければならぬことは、言うまでもありません。この負担が少なくなれば、4年度の決算において赤字は免れたかもしれませんし、今後の財政によい影響をもたらすことは明らかであります。4年度の事業の中で基本料金、使用料金ともに、これを引き下げる交渉を県当局に対してどのように努力されてきたのか、お聞きをいたします。

次に、議案第75号の一般会計補正予算のうち、総務費と商工費についてお尋ねをいたします。

まず、総務費に総合企画費として国連地域開発事業費 1,000万円が計上されておりますが、この中身を簡潔にご説明を願います。あわせて、国連当局は本市の事業と関連させてどのくらいの事業と予算を用意しているのか、お聞きをいたします。

商工費ですが、円高対策資金として融資に係る保証料補給金が 1,200万円計上されておりますが、円高が1ドル 104円ないし 100円という大変な時代を迎えて、輸出関係の業界、特に萬古業界からは、県、市の融資援助はありがたいが、さらに緊急事態に対し抜本的対策を望みたいという声が聞こえてまいっております。今補正では、そうした声にこたえる施策は盛り込まれていないと見ますが、いかが検討されたのか、お聞きをいたします。

3番目に、議案第83号四日市市税条例の一部改正についてお聞きをいたします。

この内容は、国が固定資産税等の評価替えを地価公示価格の7割に引き上げる指示を含めて地方税法の改正に伴うこととされておりますが、一つは、これに伴って固定資産税、都市計画税の引き上げが決定すれば、本市の他の公共料金、国民健康保険料と保育料の確実な値上げが連動することになります。これらの値上げの影響は、一体どれくらいのものになるのか、明らかにしていただきたい。

二つ目には、現在の評価額は前回評価替え、これは1991年時ですが、この地価高騰をもちに受けて、評価替え実施以来の最高値になっております。バブルがはじけた今、地価下落を反映した評価額に引き下げることこそ四日市市民の要求であります。今回の提案では、さまざまな負担調整が取り入れられておりますが、幾ら負担調整がとられようと、最終的には引き上げられた評価額に見合う税負担が求められることは明らかであります。私どもは、今年度の予算要望の中で、次のような申し入れを行いました。現行は大企業や銀行の土地・建物もその近くの市民の住宅や零細業者の土地も同等一律に扱う時価方式であります。銀行や事業所ビルは高く、中小零細業者、一般商店は低く、庶民の住宅はさらに低く評価課税する、いわゆる収益還元方式に改めたらどうか、さらには、200㎡以下の宅地は非課税にすべきだとの提言であります。これは、今回の条例案には反映されておりませんが、その点はどうか検討されたのか、お尋ねをいたします。

○議長（川村幸善君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（栗本春樹君）登壇〕

○水道事業管理者（栗本春樹君） 議案第74号に関連いたしまして、いわゆる受水費の軽減についてどんな努力をしておられるのかというご趣旨でのご質問をいただきました。今ご指摘のように、本市の県水受水につきましては、昭和52年6月から受水開始をいたしております木曾川総合用水系と、もう一つ平成3年4月から受水開始をいたしております三重用水系の2水系に依存しておるわけでございます。そして、これに全体水量の約70%強を占める地下水取水による自己水源と合わせまして、平成12年度を目標年度といたしておりますが、それまでの四日市の水源手当てを確かなものにし、安定給水に万全を期しておるところでございます。

しかし、この県水に係る受水につきましては、ご指摘がございましたように、確かに非常に高い給水原価、つまり仕入れ単価となっております。これでございまして、これが供給単価、売り値単価でございますが、これを大

大きく押し上げる一つの要因になっておるといふことでもございます。そして、特に三重用水事業につきましては、これが導入に当たりましては、議会での議論もいただいてまいりましたが、県、国等関係機関に対しましていろいろと陳情、協議を重ねる中で、今日のコストになっておるといふことにつきましても、まずはぜひご理解をちょうだいいたしたいというふうに思うわけでございます。

そして、一つの成果でございますが、この事業の事業主体につきましては、現行制度におきましては、本来、関係市町、つまり鈴鹿市、四日市市、菟野町、この2市1町による一部事務組合方式によるのが今の法令の中では基本となっておりますところでございますが、これが県営事業として処理していただいたということが一つの大きな成果というふうに考えております。これによりまして、3分の1の県費助成の繰り入れやステップ償還による初期料金の低減化が図られてまいりましたし、国におきましても、利率の引き下げや2分の1国庫補助が図られてきましたこと等によりまして、当初算定の受水費が半減し、現在の料金体系があるわけでございます。具体的に申し上げますと、先ほども申されましたが、当初の試算によりますと、1㎡でございますが、6,990円が現在3,300円になっておるといふものでございます。

しかし、それでもなお高い、もっと何とか軽減化が図れないかということで、私どもも同じ気持ちでございまして、平成4年度におきましても、陳情を重ねてきたところでございます。しかも、この問題につきましては、単に四日市市だけに限った問題でもありません。そのため、北勢地域17市町村で構成をいたしております北勢広域水道事業促進協議会におきましても、これを共通のテーマとして取り上げ、陳情を重ねてきておるところでございます。国及び県におきましても、これまでに精いっぱい努力をしていただきまして、当初算定した額と比較いたしますと、先ほども申し上げましたように、本市の水道事業関係分だけでも試算をいたしますと年間

約14億円強の軽減が図られてきたという計算になるわけでございます。その結果として今日の料金があるのでありますから、それ以上に求めるということは、実態的には大変難しいというふうに承知をいたしておるところでございます。

それと、もう一つには、県内におきましても、県営事業として運営しております南勢、志摩、中勢、北勢、各水道供給事業体等、その他の事業体との関連もあるかと思えますし、またさらに、もう一つは、一方では、四日市の水道料金体系全体の実態がどうなっているのか、高料金であるのかどうか、こういったことも一つの議論の対象になるわけでございます。四日市は三重用水があるからこそ、平成12年度までは安定給水が確立されておるわけでございますが、ただ、その三重用水は受水費のコストだけを見れば、確かに高い水価でありますことは、先ほども申し上げたとおりでございます。しかし、本市の水道料金は自己水源によって、これが薄められますために、全体として決して高い料金体系にはなっていないということから、全体としてお願いしても、与えるインパクトが薄いというのも実態でございます。しかし、問題は先ほどご指摘のように、受益者負担増の大きな要因となっておりますのでございますから、その観点から、今後とも県等関係機関に対しまして、お願いを重ねていく姿勢は積極的に持ち続けたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（川村幸善君） 市長公室長。

〔市長公室長（鈴木一美君）登壇〕

○市長公室長（鈴木一美君） 今回補正で計上いたしております総務費の関係でお答えを申し上げます。

国際連合地域開発センターにおきます研究テーマといたしましては、既に3点のものを決めております。一つには、四日市における都市環境整備手法についてをメインテーマとしまして、中身といたしましては、都市の

環境改善における地方公共団体の役割に関する比較調査研究、これらはインドネシア、フィリピン、バンコク等と本市との比較を中身と……。

○議長（川村幸善君） この際、理事者の方に申し上げます。答弁は簡潔にされるようお願いいたします。

○市長公室長（鈴木一美君） いたしておるものでございます。これに対する国連の用意ということでございますが、あくまで委託事業という体裁をとっております。これを実行する国連センターの対応といたしましては、常勤、非常勤、研究員、その他を含めまして、13人の体制でこういったテーマを消化をしていただくということでございますので、これによりご理解を賜りたいと思います。

○議長（川村幸善君） 商工部長。

〔商工部長（米津正夫君）登壇〕

○商工部長（米津正夫君） 議案第75号のうち商工費の中で円高対策について簡潔にご答弁を申し上げたいと思います。

急激な円高によりまして中小企業を取り巻く環境というのは大変厳しい状況でございますが、このために、経営体質の強化とか製品の高付加価値化あるいは内需転換等により一層の促進を図る必要があるわけでございまして、これまでも新製品とか新技術の開発、人材育成、需要開拓、宣伝普及等の施策を講じてきておるところでございます。今後も市内の中小企業に対する不況につきましては、経済動向を十分見守りながら、対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（川村幸善君） 財政部長。

〔財政部長（佐々木龍夫君）登壇〕

○財政部長（佐々木龍夫君） 時間がありませんので、途中で切れるかもしれませんが、その節はご容赦願いたいと思います。

固定資産税の評価替えは、お話のように地価公示価格の7割を目標ということでやっておりますが、実際の税負担というのは、今回条例改正で上

げさせていただいております負担調整率の適用ということで、一番低いランクで前年度の税額の5%アップと、こういうことでございます。今その作業中でございますので、保育料が幾らになるかとか、国民健康保険料が幾らになるかとかいうような具体的な金額はちょっと今は申し上げる段階ではないと考えております。それから、評価の方法で、収益還元方式……。○議長（川村幸善君） 時間が参りましたので、橋本茂君の質疑はこの程度にとどめさせていただきます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件をお手元に配付しました付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

日程第3 議案第96号 工事請負契約の締結についてないし議案第98号 動産の取得について

○議長（川村幸善君） 日程第3、議案第96号工事請負契約の締結についてないし議案第98号動産の取得についての3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

議案第96号及び議案第97号は、いずれも工事請負契約締結議案でありまして、雨池1号幹線水路築造工事及び日永小学校改築工事について、それぞれ請負契約を締結しようとするものであります。

議案第98号は、中消防署に配備いたします大型化学消防ポンプ自動車を金額4,808万6,510円をもって取得しようとするものであります。

以上が各議案の概要であります。どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村幸善君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸善君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件をそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、各常任委員会は、明日午前10時から開会されますので、念のため申し上げます。

---

○議長（川村幸善君） 次に、9月13日までに受理いたしました請願は、お手元の文書表のとおりであります。本件をそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

陳情につきましては、1件提出がありました。お手元に文書表を配付いたしておりますので、ご了承願います。

---

○議長（川村幸善君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は9月28日午後2時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時29分散会

## 会 議 録

第 5 日

（平成5年9月28日）

○議 事 日 程 第 5 号

平成 5 年 9 月 28 日 (火) 午後 2 時開議

第 1 議案第 73 号ないし議案第 98 号 …………… 委員長報告・質疑  
討論・採決

第 2 議案第 99 号及び議案第 100 号 …………… 説明・質疑  
討論・採決

議案第 99 号 教育委員会委員の任命について

議案第 100 号 人権擁護委員の推薦について

第 3 委員会報告第 4 号 請願の審査結果について …………… 採否決定

第 4 発議第 8 号ないし発議第 10 号 …………… 説明・質疑  
討論・採決

発議第 8 号 児童福祉法に基づいた保育制度の拡充を  
求める意見書の提出について

発議第 9 号 米市場開放阻止並びに水田営農活性化対  
策に関する意見書の提出について

発議第 10 号 アスベスト規制法の制定に関する意見書  
の提出について

第 5 常任委員会の閉会中の継続調査について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員 (39名)

青 山 弘 忠  
小 井 道 夫  
市 川 悦 子  
市 川 正 徳

伊藤正数  
 伊藤藤雅敏  
 伊藤藤正巳  
 宇野長好  
 大島武雄  
 大谷茂生  
 小川政人  
 小川村幸善  
 喜多野等  
 久保博正  
 桑原勇  
 小林博次  
 坂口正次  
 佐藤晃久  
 佐野光信  
 瀨川憲生  
 田中武行  
 田中俊行  
 谷口廣睦  
 土井数馬  
 豊田忠正  
 中森慎二  
 野崎洋  
 橋本茂  
 橋本增藏  
 長谷川昭雄  
 日置記平

藤井浩治  
 古市元一  
 堀内弘士  
 益田力子  
 水野和子  
 水野幹郎  
 毛利道哉  
 森真寿朗

石川勝彦  
 野呂平和

○欠席議員 (2名)

○出席議事説明者

市助	長役	加藤寛嗣
助	役	加藤宣雄
収入	役	奥山武助
調整	監	毛利道男
市長公室	長	石川徹夫
計画推進部	長	鈴木一美
総務部	長	川畑義之
財政部	長	鶴飼滋
市民部	長	佐々木龍夫
保健福祉部	長	小畑廣次
商工部	長	服部美次
農林水産部	長	米津正夫
環境部	長	鎌田悟
		須原賢治

都市計画部長	大橋	実
建設部長	西田	喜大
下水道部長	岡田	幹夫
消防長	島村	隆
消防次長	谷口	淳一
病院事務長	光本	博之
水道事業管理者	栗本	春樹
水道局次長	別所	弘和

教育長	丹羽	武
教育次長	佐野	孝男

代表監査委員	樋尾	裕
--------	----	---

○出席事務局職員

事務局長	長谷川	昭彦
参事兼議事課長	伊藤	千秋
議事課長補佐	玉田	耕士
議事係長	井上	紀久夫
主事	濱田	信二
主事	芝田	敏樹

午後2時1分開議

○議長（川村幸善君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は39名であります。

本日の議事については、お手元に配付いたしました議事日程第5号により取り進めますので、よろしく願いいたします。

日程第1 議案第73号ないし議案第98号

○議長（川村幸善君） 日程第1、議案第73号平成4年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてないし議案第98号動産の取得についての26件を一括議題といたします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長をお願いいたします。

毛利道哉君。

〔総務委員長（毛利道哉君）登壇〕

○総務委員長（毛利道哉君） 総務委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第75号平成5年度四日市市一般会計補正予算（第1号）の関係部分についてであります。

第1条歳入歳出予算の補正のうち、歳入につきましては別段異議はありませんでした。

歳出につきましては、第2款総務費において、本年5月25日に開所した国際連合地域開発センター（UNCRD）に対する調査委託費が計上されております。

理事者からは、「都市の環境改善における地方公共団体の役割に関する比較調査研究、外国人労働者にかかわる諸問題及び本市の地域・地区整備技法の開発の3テーマについて、国際連合地域開発センターの研究を中核に、四日市大学、三重大学、その他内外の研究者の参画のもと、市関係職員と一体となって、今後3カ年にわたり調査、研究するものであり、研究成果等の短期的なメリットのほか、長期的な観点から本市の発展に資するものである」との説明がありました。

当委員会は、当センターを本市に誘致した意義、さらには今後果たしていく役割等、根幹にかかわる問題であることから、担当助役の出席を求め、

慎重に審査を行ったのであります。この結果、一部委員より反対意見がありました。当センターが本市で活動することは、広い意味で本市としての国際貢献への一助となるとともに、当センターが他に例を見ない施設であり、本市を内外にアピールする情報発信の拠点ともなることなど、長期的な視野に立って見た場合、本市の発展に寄与するものであると考え、これを了といたしました。

また、関連して、民間企業等による当センターへの研究委託など、より幅広い活用手法について検討を求める意見がありました。

第8款土木費のうち、第5項都市計画費の関係部分及び第9款消防費につきましては、別段異議はありませんでした。

また、第2条債務負担行為の補正及び第3条地方債の補正についても、別段異議はありませんでした。

議案第77号平成5年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)及び議案第81号平成5年度四日市市公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、別段異議はありませんでした。

議案第83号四日市市税条例の一部改正につきましては、地方税法が本年3月に改正され、平成6年度の固定資産税の評価替えに伴う税負担の調整措置等が講じられたことにより、関係規定の整備を図ろうとするものであります。

本件は市民生活に直接影響を与える重要な内容であることから、理事者の詳細な説明を求め、慎重に審査を行ったところであります。今回の改正では、固定資産の評価方法が従来の固定資産評価審議委員等の精通者による評価から、公示価格の70%程度を基準に不動産鑑定士による評価に変更されることとなっております。このため当委員会は、今後とも本市の地域実情を十分考慮した評価に努めていくこと、さらに税負担に対する市民の不安を招かないため、税額の急激な上昇を抑制する負担調整措置の導入など、法改正の要旨について、市広報等を通じ積極的にPRを図っていくこ

とを要望いたしました。

なお、一部委員から今回の評価替えについて反対意見がありました。

議案第86号につきましては、北大谷斎場敷地造成に係る工事請負契約の締結であり、別段異議はありませんでした。

議案第94号及び議案第98号につきましては、いずれも動産の取得についてであり、別段異議はなかったのであります。最近、大手ゼネコンを中心とした公共事業をめぐる不祥事が相次いでいることから、入札に際しては、今後とも公平・公正な契約事務の執行に努めていくとともに、近年の国際化の進展に対応すべく、海外からの入札への参画など、国際的な視野に立った入札制度のあり方についても検討していくよう要望いたしました。

なお、建設委員会より、契約案件に関連して、公共工事をめぐって疑惑が取りざたされている業者への対応等入札制度のあり方について議論が集中した旨の申し出があり、当委員会としても、入札・契約制度について議論を深めていく必要があると考え、閉会中の継続調査とすることを申し出たところでありますので、この際申し添えておきます。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもって、総務委員会の審査報告といたします。

○議長(川村幸善君) 次に、教育民生委員長にお願いいたします。

伊藤雅敏君。

(教育民生委員長(伊藤雅敏君)登壇)

○教育民生委員長(伊藤雅敏君) 教育民生委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

議案第75号平成5年度四日市市一般会計補正予算(第1号)の関係部分及び議案第80号平成5年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)については、別段異議はありませんでした。

また、議案第90号ないし議案第93号、及び議案第97号の工事請負契約締結議案5件についても、別段異議はありませんでした。

次に、議案第95号動産の取得についてであります。

中学校へのパーソナルコンピュータの配備につきましては、平成2年度から進められており、本年度で全校への配備が完了するものでありますが、パソコンの配備に伴う学校施設の整備や教員の指導体制についてただしたところ、理事者からは、「現時点では各学校の視聴覚室に配備しているが、今後はコンピューター専用教室の整備が必要と考えている。また、研修を希望する教師に対しては、専門研修を実施している」との説明がありました。

当委員会は、コンピューター専用教室の整備を早急に進めるとともに、指導に当たる教師への研修指導をより一層充実・強化していくことにより、機器の有効活用に努めていくよう、重ねて強く要望いたしました。また、今後パソコンを導入する際には、年々多様化する機種に、生徒が適切に対応できるよう、広い視野に立った考え方で選定を行うよう要望いたしました。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

大変簡単ですが、これをもちまして教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（川村幸善君） 次に産業公営企業委員長をお願いいたします。

水野和子君。

〔産業公営企業委員長（水野和子君）登壇〕

○産業公営企業委員長（水野和子君） 産業公営企業委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第73号平成4年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてであります。

審査の冒頭、理事者からは、「平成4年度事業においては、診療報酬の改定が行われたことや、外来患者数が伸びたこと、さらには平成4年7月に、特3類基準看護について承認を受けたこともあって、事業収益は3年度に比べ増収となったものの、支出面で給与費、薬品費、及び医療材料費等が増加したことにより、収益的収支において7,748万7,210円の純損失を生じた」との説明がありました。

当委員会は、地域の中核病院としての機能をさらに発揮していくため、高齢者や身体障害者等に対する福祉施策と医療とのかかわり方について、今後とも関係部局と十分連携を図りながら、種々検討を重ねていくよう強く指摘するとともに、病院事業を取り巻く経営環境が依然として厳しい状況にあることから、引き続き経営基盤の安定に向けて特段の努力を払うよう指摘いたしました。

また、患者サービスの向上を図るため、駐車場の効率的な管理運営に努めるとともに、入院患者の給食内容のより一層の充実に向けて引き続き研究を行うよう指摘いたしました。

そのほか、来年秋に開院予定の県立総合医療センターへの対応策、外来患者用車いすの配備、医事業務の外部委託について意見がありました。

次に、議案第74号平成4年度四日市市水道事業決算認定についてであります。

平成4年度決算は、事業収益65億5,078万6,459円、事業費用67億4,763万9,633円、差し引き1億9,685万3,174円の当年度純損失が生じております。

理事者からは、「平成4年度事業においては、景気低迷等による大口利用者の水需要低下に伴い、事業収益の大宗を占める水道料金収入が全体として微増にとどまったことや、費用面における事務的経費の増高などにより純損失を生じた」との説明がありました。

本市の水道事業については、平成元年度からの第四期拡張事業計画に基づき、鋭意事業の推進が図られておりますが、当委員会はさきの6月議会において、閉会中の継続調査としても取り上げ、水道施設の整備・充実や経営の効率化策など、種々の提言を行ったところであります。

さらに当委員会は、県営北勢水道用水供給事業に係る受水費の増高などから、今後ますます財政逼迫が懸念される状況にかんがみ、長期的な展望に立った財政基盤の確立に努めていくとともに、水道事務のO A化の推進など、経営の効率化に向けてなお一段の取り組みを行うよう指摘いたしました。

また、総配水量のうち、料金収入となる水量の割合を示す有収率については、本市は他都市に比べて極めて高い水準を維持しており、理事者の労を多とするところでありますが、引き続き漏水防止対策等に特段の取り組みを行うよう指摘いたしました。

そのほか、配水管整備工事に伴う路面復旧や残土処理について意見がありました。

次に、議案第75号平成5年度四日市市一般会計補正予算（第1号）の関係部分についてであります。

歳出第6款農林水産業費につきましては、農業費に関連して、本年は特に天候不順により、水稻作況指数の著しい不良が伝えられ、これを受けて、国においても減反政策の緩和が検討されている状況にあります。次年度の転作に向けての準備が間近に迫っていることから、減反政策の方針が早期に提示されるよう、国、県に対して働きかけを一層強力に行っていくことを要望いたしました。

また、地域特産物の振興を図る観点から、北勢公設地方卸売市場への集荷向上対策について意見がありました。

水産業費については、市内4漁業協同組合の合併に伴う事務所改築のための補助金が計上されていることについて、沿岸漁業のなお一層の振興を

図るため、漁業施設の整備促進とあわせて、市が強力なリーダーシップを発揮して、指導・育成に努めていくよう要望いたしました。

歳出第7款商工費につきましては、中小企業高度化事業に対する補助率について意見がありました。

議案第76号平成5年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第82号平成5年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の2議案につきましては、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも別段異議なく認定及び原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これもちまして、産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（川村幸善君） 次に、建設委員長をお願いいたします。

佐藤晃久君。

〔建設委員長（佐藤晃久君）登壇〕

○建設委員長（佐藤晃久君） 建設委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第75号平成5年度四日市市一般会計補正予算（第1号）の関係部分のうち、歳出第8款土木費の関係部分についてであります。

土木管理費につきましては、別段異議はありませんでした。

道路橋梁費につきましては、主に国庫補助金の内示及び総合経済対策に合わせたものでありますが、道路拡幅工事に関連して関係する他の公共工事等の連携を密にして、計画的かつ効率的な工事施行に努めるべきとの意見がありました。

河川費につきましては、別段異議はありませんでした。

都市計画費につきましては、本年度から大規模公園及び基幹公園を対象に、国の補助事業と地方単独事業により、一体的整備を進めることを目的とした国の新しい制度が創設され、本市においても2公園が対象事業とし

て採択されているところではありますが、当制度等による公園の整備促進が期待されることから、引き続き対象事業の掘り起こしに向けて、新たな展開を図っていくよう要望いたしました。

公共下水道費につきましては、公共下水道特別会計への繰出金の計上であり、別段異議はありませんでした。

都市下水道費につきましては、ポンプ場連絡道路の適正な維持管理について意見がありました。

住宅費につきましては、別段異議はありませんでした。

歳出第11款災害復旧費につきましては、去る7月初旬の集中豪雨により被災した施設の復旧を行うものであり、別段異議はありませんでした。

議案第78号平成5年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第1号）及び議案第79号平成5年度四日市市土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の2議案につきましては、いずれも別段異議はありませんでした。

議案第84号及び議案第85号の市道路線の廃止・認定につきましては、人にやさしい道づくりの観点に立って、長期的な展望のもとに道路整備計画を樹立し、その進捗に努めるよう要望をいたしましたほか、市道認定後の土地の権利関係について、その整理に努めるべきとの意見がありました。

議案第87号ないし議案第89号及び議案第96号の4議案につきましては、いずれも工事請負契約の締結議案であります。このうち、議案第87号につきましては、末永・本郷土地地区画整理事業に伴う再開発住宅の建設にかかわる工事請負契約案件ではありますが、指名業者の選定に関連して、まちづくりに関する各種要綱の実効性を確保していく上から、関係業者への指導強化に努めるべきとの意見がありました。

議案第88号の三滝橋橋梁整備工事につきましては、地域の活性化を図っていくためにも、今後とも景観に配慮し、市民に親しまれる憩いの場となるよう創意・工夫をこらした橋梁の整備に努めていくことを要望いたしました。

した。

また、議案審査に関連して、今回の橋梁や建物等の工事請負契約案件についてより理解を深める上から、レプリカの作成並びに説明図など、資料の充実について検討を求める意見がありました。

議案第89号及び議案第96号につきましては、下水道管の管渠布設工事及び水路築造工事であります。

このうち議案第89号については、随意契約により、大手ゼネコンと地元業者による建設共同企業体と契約を締結しようとするものでありますが、契約相手方の中に、現在、公共工事発注に絡んで全国的に疑惑が取りざたされている大手ゼネコンが含まれていることから、随意契約の必要性及び当該大手ゼネコンへの市側の対応について考えをただしたのであります。

理事者からは、「公共工事については、会計年度独立の原則に沿って単年度ごとに発注しているところであるが、最近の工事の大型化に伴う例外措置として、国において地方自治体が複数年度にわたって一括契約する手法を認めるところになっている。本件についても、国の承認を受けて平成3年度から5年度までの3カ年にわたる一括契約を締結し工事を進めてきたものであるが、工事途中においてメタンガス発生事故等への対応に迫られたことから、工事期間が1年延長となり、工期の上から分離せざるを得なくなったものである。また、本工事は二次覆工であり、工事内容及びその現場条件から連続性を必要とするため、随意契約を締結しようとするものである。疑惑が取りざたされている大手ゼネコンに対しては、今後司法当局の対応を注意深く見守りながら、必要に応じて厳正に対処していきたい」との説明がありました。

当委員会は、本件が随意契約を必要とする特殊性については、一応の理解を示すところではありますが、当該大手ゼネコンに対しては、受注者としての適格性を担保していく上からも、誓約書を取り交わすなど、工事発注に当たって毅然とした態度で臨むよう強く要望したところあります。

なお、当委員会は、最近の大手ゼネコンを中心とした公共工事発注をめぐる不祥事が続発している事態を深く憂慮するものであり、本件の審査を通じて、公平かつ公正な契約事務の執行をさらに強固なものにしていく必要性を強く認識するところであります。

このため、当委員会は、疑惑を指摘された業者への市の対応、随意契約に関する明確な基準の設定等、議案審査の過程でなされた入札制度のあり方に関する論議について、所管の総務委員会に申し送りましたことを付言いたしておきます。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、建設委員会の審査報告といたします。

○議長（川村幸善君） 委員長の報告は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸善君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発言を許します。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 私は、日本共産党を代表して、今議会に提案された26議案のうち、議案第74号平成4年度四日市市水道事業決算認定についてと、議案第75号平成5年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、議案第83号四日市市税条例の一部改正についての3議案について、市民生活を守る立場から問題があり、反対をするものであります。以下、反対理由について述べます。

議案第74号平成4年度四日市市水道事業決算認定についてであります。水道局の職員の皆さんが日夜努力されていることには、敬意をあらわすものであります。今度の決算では、当年度純損失が1億9,685万3,174円となりましたが、繰越利益剰余金年度末残高3億3,609万7,126円で埋めて、1億3,924万3,952円が当年度未処分利益剰余金となりましたが、決算審査意見書の中でも収支決算で純損失を生じた原因として、景気低迷による大口利用者の水需要低下、さらには県営水道用水三重用水系からの受水等の費用の増高等の結果によるものと指摘をしております。平成4年度の決算では、受水費が総額で約18億円、そのうち基本料金は北勢用水分3万3,400トン分が年額4億1,282万4,000円、三重用水分2万900トン分で年額8億2,764万円、合計12億4,046万4,000円となります。三重用水の受け入れに際して、県が示した当初予定の受水費から減額するために奮闘されたことは、十分評価をするものであります。受水費の基本料金が水道事業会計を大きく圧迫してきておりますし、もっと値下げさせることができたら、本年度分純損失も少なくすることができたはずであり、認めることができません。なお一層基本料金の低減のために努力を要望するものであります。

また、年間総配水量約4,600万トンのうち、無効水量が年間300万トン、7%ありますが、今後とも無効水量を減らすために一層努力されることを要望するものであります。

次に、議案第75号平成5年度四日市市一般会計補正予算（第1号）についてであります。歳出第2款総務費総務管理費企画費の総合企画費で、国連地域開発事業費1,000万円が予算化されていますが、これは併設棟にある国連地域開発センターに三つのサブテーマで調査、研究を委託しようとするものですが、当初国連地域開発センターを併設棟に置くときに、各派代表者会議の中でも、今後金を出すようなことはしないとの話でしたが、そんな約束をしておきながら、舌の根も乾かないうちに、国連地

域開発センターに研究委託することは、議会を軽視していると指摘せざるを得ません。当初から研究委託することを、国連地域開発センターと約束していたのではありませんか。また、委託研究に当たっての三つのサブテーマについても、どれだけこの四日市にメリットをもたらすのか明らかにされておりませんし、市職員のかかわりについても明らかではありません。市民生活を守るためにもっと適切な調査課題があるはずであり、この支出については認めることができず、反対するものであります。

三つ目の議案第83号四日市市税条例の一部改正についてであります。平成6年度の固定資産税の評価替えに当たり、評価を地価公示価格の7割に引き上げることに決定されたことにより、地方税法等の一部が改正されたために、それに伴い市税条例の改正を行おうとするものであります。政府は、国民の怒りや反発を恐れ、負担調整措置の前倒し導入の先手を打ってきていますが、住宅用地で評価の上昇割合が3.6倍以下のものは負担調整率1.05となっておりますが、初年度は5%であっても、次年度は10.25%、3年度は15.76%となります。また、上昇割合が3.6倍から4.8倍までのところは、負担調整率は1.075であります。初年度は7.5%であっても、次年度は15.56%、3年度は24.23%となり、大変な負担増となり、結局はね上がった固定資産税を強いられるわけで、生活直撃の大増税という本質は消えません。そもそも住宅地は生活の場として、1日の疲れをいやし、明日へのエネルギーを蓄える場所であり、売買を目的としたところではありませんし、売却前提の地価公示評価額とは目的も性格も違い、低く抑えられるのが当然なことは、これまで適正な価格と自治省も繰り返し確認してきたことであります。そういう点でも、大企業、銀行の土地・建物も、その近くの住宅や零細業者も同等に一律に扱う現行の時価方式を改めるべきであり、銀行やオフィスビルには高く、中小企業、一般商店は低く、庶民の住宅はさらに低く評価、課税する収益還元方式への転換が必要であり、200㎡以下の宅地の非課税を目指すべきであり、今回の市税条例改正は認

めることができず反対するものであります。

○議長（川村幸善君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第74号平成4年度四日市市水道事業決算認定について、議案第75号平成5年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、及び議案第83号四日市市税条例の一部改正についての3件を一括して起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定及び可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村幸善君） 起立多数であります。よって、本件は認定及び可決されました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除いた23件を一括採決いたします。本件に対する委員長の報告は、認定及び可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸善君） ご異議なしと認めます。よって、本件は認定及び可決されました。

---

日程第2 議案第99号 教育委員会委員の任命について及び議案第100号 人権擁護委員の推薦について

○議長（川村幸善君） 日程第2、議案第99号教育委員会委員の任命について及び議案第100号人権擁護委員の推薦についての2件を一括議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

議案第99号は、本市の教育委員のうち、佐藤榮二氏の任期が9月24日をもって満了いたしましたので、その後任として本田耕一氏を任命するとともに、日比義也氏の任期が10月5日をもって満了いたしますので、引き続き同氏を任命いたしたいと存じ提案するものであります。

議案第100号は、四日市地区の人権擁護委員のうち、去る8月14日に任期満了となりました清水嘉吉氏及び清水稔子氏を引き続き推薦するとともに、同じく8月14日に任期満了となりました河村三郎氏及び村山伸一氏の後任といたしまして、新たに井上公子氏及び西林紀壽氏を推薦いたしたいと存じ提案するものであります。

なお、各氏の経歴は、お手元の経歴書のとおりであります。

どうかよろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村幸善君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸善君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第99号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件は同意することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸善君） ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決しました。

次に、議案第100号人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸善君） ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決しました。

それでは、ただいま教育委員会委員及び人権擁護委員に同意いたしました各氏からごあいさつがありますので、よろしくお願いいたします。

〔本田耕一氏、日比義也氏、清水嘉吉氏、清水稔子氏、井上公子氏、西林紀壽氏入場〕

○本田耕一君 ただいまご同意をいただきましてまことにありがとうございます。上座からではございますが、一言ごあいさつを申し上げます。

ご承知のように、教育の問題はいろいろございまして、特に家庭、学校、社会の各領域において大きな問題を抱えております。私は、ご承知の議員各位もどうぞございますが、教職38年、在野が6年半でございまして、この経験を今後教育委員会に生かして教育の活性化を図っていききたい、かように考えます。大変微力ではございますが、議員各位のご支援、ご指導を切にお願いを申し上げまして、ごあいさつといたします。よろしくお願いいたします。（拍手）

○日比義也君 教育委員としての大任にご同意を賜りました日比でございます。私もはなはだ微力ではございますけれども、一生懸命務めを全ういたしたいと思っております。つきましては、議員各位も今までどおりご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。（拍手）

○清水嘉吉君 常磐地区の清水嘉吉と申します。どうかよろしくお願いいたします。（拍手）

○清水稔子君 今回、人権擁護委員としてご推薦いただきました清水稔子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○井上公子君 人権擁護委員に推薦いただきました井上公子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○西林紀壽君 人権擁護委員に推薦されました西林紀壽と申します。よろしくお願いたします。(拍手)

(本田耕一氏、日比義也氏、清水嘉吉氏、清水稔子氏、井上公子氏、西林紀壽氏退場)

### 日程第3 委員会報告第4号 請願の審査結果について

○議長(川村幸善君) 日程第3、委員会報告第4号請願の審査結果についてを議題といたします。

委員会の審査報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

小井道夫君。

(小井道夫君登壇)

○小井道夫君 私は、請願第5号で提起しております、衆議院の選挙制度への小選挙区比例代表並立制導入に関して重大な疑念を持ち、このまま成立することがないよう願っている者として、少しでもそうした意見や世論の結集や、有効な運動を進展させるという見地から見ますと、さきの市議会でも日本共産党議員団が同趣旨の意見書発議を行ったとき以来の状況から判断できましたように、現在の本市議会でも採択される見込みが薄いといた中で、請願第5号が出されたことは残念であります。総務委員会の審査の結果、願意を封じる不採択となったことは、重ね重ね残念であります。請願者に対しましては、はたしてこうした市議会の結果を、今、引き出すことに意義を認められるのかどうか、請願権の行使のあり方について疑問を提起するとともに、請願第5号の今議会本会議での採決に当たって、問題が日本の民主主義の動向にかかわる重要性から、今議会での不採択を留保し、さらに継続して一層深い審査をするという扱いとするよう提案をいたしますとともに、私のこの問題についての意見を表明しておきたいと思っております。

さて、世界の内外の人々の間で多様な思想、信条、宗教、価値観が渦巻

き、争いが絶えません。しかし、争いをなくし、だれもが平和のうちに暮らしていくためには、お互いの民族、国家、国民の主権、思想、信条、宗教、価値観を尊重し、自由と民主主義を腫のごとく大切に守る以外に道はなく、これは人類先達の血と汗で築かれてきた英知であり、鉄則であると思っております。

私は、ソ連邦の崩壊前後に、長年にわたって国民の主権、自由、民主主義が踏みにじられ、ソ連国民がいろいろな面でいかに悲惨な状況に置かれていたか。今なおその傷が癒えることなく苦しんでいる状態を、テレビ等で生々しく報道されたのを幾つか見ました。そして、心の底からその為政者に怒りを感じるとともに、国民の主権、自由と民主主義の大切さを身にしみて感じた次第であります。思えば、他国の例を挙げるまでもなく、戦前の我が国自体が自由と民主主義もなく、人権すらないがしろにされた専制政治のもとで、私自身も幼少期にあったとはいえ、その悲惨さ、恐ろしさを少なからず体験したところでもあります。そして二度と繰り返してはならないと誓ったものであります。平和と自由、民主主義のスローガンは、だれの専売特許でもない、だれもがそうであると思っておりますが、私もそのスローガンを生きていく上での心柱としていきたいと思っております。私は非力ではありますが、そのような危険な策動に対しましては、たとえ交通信号の色や何かの色に見まがわれても、それをやめさせるために全力を挙げていく所存であります。

問題は、平和と自由、民主主義の危機は、単純にだれにでもわかりやすい形であられるとは限らないところにあります。逆に立派な大義名分を立てて、美辞麗句で飾り立ててくることさえあります。大勢がそうだからといってついていて、しまったとか遅かったということがあります。大勢で渡れば怖くないということがありますが、大勢で渡って怖いこともあります。浅学非才の私が、現在と将来を正しく認識することは、至難の技で大変難しいことであると思っております。それでありましても、何か最

近の我が国の動きが変に感じられてならないのであります。特に、今国会に細川内閣が提案した一連の政治改革法案について、私なりに一生懸命新聞に報道された法案要綱等を見て勉強する中で、その中身とその成立後の日本の政治の動向に大きな問題点と不安を感じずの次第であります。その幾つかについて述べてみたいと思いますが、何よりも腹が立ってしようがありません。政党に対する公費助成の問題です。国の政治家の中には、発表された政治資金報告によると、高級な料亭、ホテルで高額の料金を使って、いわゆる政治的会合を持っておるといふことではありますが、公費助成が成立したらこれをやめるといふ保証は、全く法案にはございません。国民の税金が政治家の高級料亭、ホテル利用経費に充てられることは、到底認めがたいと思うのです。政治活動に対する公費助成をするなら、本当に出てもらいたい人になすべきでございますけれども、現実には、国会議員の相当数が高級官僚出身者や、二世、三世議員で占められております。

2つ目の問題は、汚職、腐敗の根源を断ち切る面での施策がほとんどないということでもあります。

3番目は、小選挙区の導入は、一つには、今まで以上に地盤・看板・カバンの3拍子そろった者が得をし、特定の者に……

○議長（川村幸善君） 小井道夫君に申し上げます。

発言の内容が質疑の範囲を超えておりますので、注意いたします。

○小井道夫君 意見表明は許されるということですので、お願いしております。

いずれにいたしましても、この小選挙区制の導入によりましても、汚職、腐敗がなくなるという保証はございません。現に、一人だけを選ぶ地方自治体の首長選挙においても、汚職、腐敗が摘発されておるわけでございます。何よりもこうした重大な問題を持ってありますだけに、十分な検討をして、そして細川内閣が改めて法案を練り直すことを願っておるわけでございます。こうした見地をどうぞお酌み取りいただきたいと思うものでござ

ざいます。

○議長（川村幸善君） 橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 請願第5号小選挙区制の導入に反対する意見書の提出については、不採択という報告であります。私は採択すべきものとして、不採択には反対する立場から発言をいたします。

私ども日本共産党市議団は、さきの6月市議会におきまして、小選挙区制の導入に反対する意見書案をお示しをして、政治改革で緊急に求められているのは、金権腐敗政治の一扫であり、企業団体献金の禁止であり、1986年に国会で全会一致で決議された議員定数の抜本是正を行うことだと申し上げました。その後、7月の総選挙を経て、細川内閣が発足をし、一連の政治改革法案が提出されたわけでありまして、中でも、衆議院の選挙制度に小選挙区比例代表並立制を導入することを、細川内閣は最優先課題にしているのであります。私どもは、このことは自民党が過去4回やろうとしてできなかった小選挙区制を導入しようとしている点で、これまでの自民党政府以上に自民党的だと糾弾をするものであります。今、国民が政治に求めているものは、総選挙前も今日も、各種の世論調査を見まして明らかのように、それは金権腐敗政治の一扫であります。例えば、9月8日に発表されたNHKの世論調査では、金権腐敗根絶が70%近くを占め、選挙制度改革を求める声はわずかに13%にすぎません。

ところが、細川総理の所信表明や国会答弁では、この国民の切実な要求を選挙制度の問題にすりかえていることや、企業献金、団体献金の禁止を先送りしたことが明らかになり、まさに民意を踏みにじっている政府だと申さねばなりません。政府提案の小選挙区比例代表並立制は、第1に、比較第1党が得票率を大きく超える議席を獲得し、圧倒的に有利になる選挙制度であります。第2に、小選挙区制を実施すれば、二大政党制が無理やりにつくられ、第3党以下が国会から締め出されることとなります。第3

に、少数政党を差別、排除する仕組みが二重、三重に盛り込まれています。得票率が3%以上なければならない足切り条項や、新規に比例代表に立候補する政党は、最低30人の名簿をそろえることが条件などなどであります。第4に、大量の死に票を生み出す問題です。さきの総選挙では、中選挙区制のもと、議席に反映しない死に票の比率は、全国平均で24.7%でした。しかし、並立制の小選挙区では、多くの試算が示すように、死に票は40%から60%にまで及ぶのであります。

以上の4点からしまして、政府提案は、国民の民意の正しい反映という原則から外れる重大な問題点をはらむものであります。

さらに、請願趣旨に述べておりますように、国の財政から政党に助成しようとしていることは、国民の税金が支持していない政党への強制献金として使われることになり、「思想及び良心の自由はこれを侵してはならない」との憲法第19条に違反していることも明白であります。

私ども日本共産党は、憲法を踏みにじる政党助成には断固反対であり、万一仮に政党助成が強行された場合でも、この助成金の受け取りを拒否するものであります。

以上述べましたことから、私どもは、四日市革新懇話会の請願趣旨に全面的に賛成するものであります。国会審議が行われている今こそ、地方議会の意見を示すときであります。不採択という態度は、四日市市議会の民主主義に対する感覚が麻痺していることを示すといっても過言ではないでしょう。ぜひとも本請願を採択して、国に意見書を提出するよう強く申し上げて、私の発言を終わります。

〔私語する者あり〕

○議長（川村幸善君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を起立により採決いたします。

本件は、委員会報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村幸善君） 起立多数であります。よって、本件は委員会報告のとおり決しました。

日程第4 発議第8号 児童福祉法に基づいた保育制度の拡充を求める意見書の提出についてないし発議第10号 アスベスト規制法の制定に関する意見書の提出について

○議長（川村幸善君） 日程第4、発議第8号児童福祉法に基づいた保育制度の拡充を求める意見書の提出についてないし発議第10号アスベスト規制法の制定に関する意見書の提出についての3件を一括議題といたします。提出者の説明を求めます。

伊藤雅敏君。

〔伊藤雅敏君登壇〕

○伊藤雅敏君 発議第8号児童福祉法に基づいた保育制度の拡充を求める意見書の提出について、発議者を代表して提出理由の説明を申し上げます。

児童福祉施設としての保育所は、女性の社会進出や、核家族化等に伴って、今日、その活用が大いに期待されております。しかし、平成元年度以降、児童保護措置費の国庫負担率が引き下げられたため、地方財政圧迫の大きな要因となっております。また、政府が保育の多様化ニーズにこたえらるるとして打ち出している一時的保育事業、夜間延長保育等の施策は、いずれも補助事業であり、現在の保育所最低基準に示されている職員配置では、その実施は大変困難であります。

そこで、児童福祉法に基づいた保育制度の拡充に向けた国の予算の増額と、保育所における職員配置基準の大幅な改善を求めるため、お手元に配付いたしました意見書を提出しようとするものであります。

どうかよろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村幸善君） 水野和子君。

〔水野和子君登壇〕

○水野和子君 発議第9号米市場開放阻止並びに水田営農活性化対策に関する意見書の提出について、発議者を代表して提出理由の説明を申し上げます。

現在、我が国の農業を取り巻く環境は、国際的には米の市場開放問題の動向が注目される一方で、営農の現場においては、営農意欲の減退や後継者不足が叫ばれているなど、極めて厳しい状況に直面いたしております。

そこで、政府に対して、米市場開放阻止並びに水田営農活性化対策事業に対する支援とあわせて、昨年6月に公表した「新しい食料・農業・農村政策」に基づく政策の具体化を求めため、お手元に配付いたしました意見書を提出しようとするものであります。

どうかよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村幸善君） 佐藤晃久君。

〔佐藤晃久君登壇〕

○佐藤晃久君 発議第10号アスベスト規制法の制定に関する意見書の提出について、発議者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

アスベストは、断熱、安価等の特性から、建築資材として多方面で使用されておりますが、近年、その石綿繊維の吸収が原因で健康被害を起こすことが明らかとなり、欧米各国では、製造、使用禁止等の法規制がなされているところであります。しかし、我が国では、一般的に法規制も緩やかとなっており、空気中への飛散によって建築現場の作業者のみならず、広く国民の健康への影響が危惧されている状況であります。

そこで、政府に対して、アスベストによる環境汚染及び健康への影響を未然に防止するとともに、労働衛生上の安全対策に万全を期すため、お手元に配付しましたアスベスト規制法の早期制定を求める意見書を提出しようとするものであります。

どうかよろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村幸善君） 提出者の説明は、お聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸善君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を一括採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸善君） ご異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

---

#### 日程第5 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（川村幸善君） 日程第5、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長からお手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査について申し出があります。

お諮りいたします。本申し出を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸善君） ご異議なしと認めます。よって、本申し出は承認することに決しました。

次に、さきの6月定例会から今定例会までの各常任委員会の閉会中の調査結果について、お手元に報告書を配付いたしておりますので、これによりご了承願います。

---

○議長（川村幸善君） 以上で、今定例会の日程は全部終了いたしましたので会議を閉じ、平成5年9月四日市市議会定例会を閉会いたします。

連日にわたりご苦労さまでございました。

午後3時6分閉会

地方自治法第123条第2項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長	川	村	幸	善
四日市市議会副議長	田	中		武
署名議員	野	崎		洋
署名議員	日	置	記	平

1. 会期日程
2. 議会運営委員会決定事項
3. 議決事件一覧表
4. 一般質問通告一覧表
5. 議案質疑通告一覧表
6. 付託議案一覧表
7. 意見書
8. 常任委員会の閉会中の調査報告について
9. 常任委員会の閉会中の継続調査項目
10. 議席表

平成5年9月定例会会期日程

9月7日(火)	午前10時開会 議案説明
8日(水)	休 会
9日(木)	
10日(金)	
11日(土)	
12日(日)	
13日(月)	午前10時開議 一般質問
14日(火)	午前10時開議 一般質問
15日(水)	休 会
16日(木)	午前10時開議 一般質問 議案質疑、委員会付託 追加議案説明、質疑、委員会付託
17日(金)	各常任委員会
18日(土)	休 会
19日(日)	
20日(月)	産業公営企業委員会
21日(火)	休 会
22日(水)	
23日(木)	
24日(金)	
25日(土)	
26日(日)	
27日(月)	午後2時開議 委員長報告、質疑、討論、採決 追加議案説明、質疑、討論、採決
28日(火)	

## 議会運営委員会決定事項

(5. 8. 31)

### ◎9月定例会市議会について

#### 1. 会期日程 別紙のとおり

#### 2. 発言通告等の期限

- (1) 一般質問 9月7日(火) 午後2時まで  
(通告内容が同一趣旨の場合は午後3時まで変更可)
- (2) 議案質疑 9月13日(月) 午後4時まで
- (3) 請 願 9月13日(月) 午後4時まで
- (4) 議員提案による  
意見書発議案 9月13日(月) 午後4時まで
- (5) 討論・その他 9月22日(水) 正午まで

#### 3. 発言順序

##### (1) 一般質問

- ① 新風クラブ ② 新政クラブ ③ 日本共産党
- ④ 清風会 ⑤ 無所属 ⑥ 緑水会
- ⑦ 政友クラブ ⑧ 市民クラブ ⑨ 公明党

##### (2) 議案質疑 通告時にくじにより決定

#### 4. 発言時間

##### (1) 一般質問(答弁を含む)

- |       |        |       |        |
|-------|--------|-------|--------|
| 政友クラブ | 3時間20分 | 緑水会   | 2時間20分 |
| 公明党   | 1時間40分 | 新風クラブ | 1時間40分 |
| 新政クラブ | 1時間20分 | 市民クラブ | 1時間    |
| 清風会   | 1時間    | 日本共産党 | 1時間    |

\* 小井道夫議員(無所属)の発言時間は、今定例会から平成6年3月定例会までを単位として答弁を含め80分を配分する。

##### (2) 関連質問 5分以内(答弁を含まない)

(3) 議案質疑 15分以内(答弁を含む)

(4) 討 論 15分以内

#### \* 一般質問の要領

- ① 一般質問は、一定例会議員1人当たり答弁を含め20分を基準とし、所属議員数に応じ各会派に時間配分する。なお、一定例会における議員1人当たりの発言時間は、答弁を含め1時間以内とする。
- ② 各質問者は、通告に際して自己の持ち時間(答弁を含む)を会派内で調整の上、質問通告書に記載する。
- ③ 各質問者は、自己の持ち時間を超えて発言しない。

#### \* 関連質問の要領

- ① 一般質問に限る。
- ② 同一会派の議員で発言通告をしていない議員1人に限る。
- ③ 発言の時期は、各質問者の質問が終了した直後とする。
- ④ 発言時間は5分以内とする。ただし、答弁は含まない。

議決事件一覧表

〔市長提出議案〕 (28件)

議案名	議決結果
議案第 73号 平成4年度四日市市立四日市病院事業決算認定について	認 定
議案第 74号 平成4年度四日市市水道事業決算認定について	認 定
議案第 75号 平成5年度四日市市一般会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 76号 平成5年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 77号 平成5年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 78号 平成5年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 79号 平成5年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 80号 平成5年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 81号 平成5年度四日市市公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 82号 平成5年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 83号 四日市市税条例の一部改正について	原案可決

議案第 84号 市道路線の廃止について	原案可決
議案第 85号 市道路線の認定について	原案可決
議案第 86号 工事請負契約の締結について -北大谷斎場敷地造成工事(第3期工事)-	原案可決
議案第 87号 工事請負契約の締結について -再開発住宅建設工事-	原案可決
議案第 88号 工事請負契約の締結について -三滝橋橋梁整備工事-	原案可決
議案第 89号 工事請負契約の締結について -北部雨水(汚水)4号幹線管渠布設工事 (二次覆工) -	原案可決
議案第 90号 工事請負契約の締結について -常磐西小学校増築工事(建築工事) -	原案可決
議案第 91号 工事請負契約の締結について -中央緑地第2体育館建設工事 (建築工事) -	原案可決
議案第 92号 工事請負契約の締結について -中央緑地第2体育館建設工事 (建築機械設備) -	原案可決
議案第 93号 工事請負契約の締結について -霞ヶ浦野球場内野スタンド設置工事 (建築工事) -	原案可決
議案第 94号 動産の取得について -普通消防ポンプ自動車-	原案可決
議案第 95号 動産の取得について -パーソナルコンピューター-	原案可決
議案第 96号 工事請負契約の締結について	

議案第 97号	-雨池1号幹線水路築造工事- 工事請負契約の締結について	原案可決
議案第 98号	-日永小学校改築工事(建築工事)- 動産の取得について	原案可決
議案第 99号	-大型化学消防ポンプ自動車- 教育委員会委員の任命について	原案可決 同意
議案第 100号	人権擁護委員の推薦について	同意

〔議員提出議案〕 (3件)

議案名	議決結果
発議第8号 児童福祉法に基づいた保育制度の拡充を求める意見書の提出について	原案可決
発議第9号 米市場開放阻止並びに水田営農活性化対策に関する意見書の提出について	原案可決
発議第10号 アスベスト規制法の制定に関する意見書の提出について	原案可決

〔請願〕 (9件)

番号	件名	請願者の住所・氏名	議決結果
	紹介議員	付託委員会	
	5.8.30受理 アスベスト規制法の制定に	四日市市ときわ五丁目 1-8	

4	について	三重県建設労働組合四日市支部 執行委員長 石田信義	採 択
	伊藤 正巳	建設委員会	
5	5.9.6 受理 「小選挙区制の導入に反対する意見書」の提出について	四日市市三栄町23 四日市革新懇話会 代表者 大野 章	不採択
	橋本 茂	総務委員会	
6	5.9.7 受理 「四日市萬古焼産地の再構築に伴う工場等集団化」について	四日市市京町2-13 萬古陶磁器工業協同組合 理事長 松岡 正祐	継 続
	伊藤 正巳 豊田 忠正	産業公営企業委員会	
7	5.9.7 受理 「児童福祉法に基づいた保育制度の拡充を求める意見書」の提出について	四日市市海山道町一丁目57 四日市私立保育連盟 会長 林 成典	採 択
	田中 俊行	教育民生委員会	

8	5.9.7 受理 最低保障年金制度の創設等を求める国への意見書の提出について	津市本町23-2 三重県年金者組合 鈴木 茂	継 続
	橋本 茂	総務委員会	
9	5.9.10受理 米市場開放阻止並びに水田営農活性化対策について	四日市市浜田町4-20 三重四日市農業協同組合 代表理事組合長 小柴 太郎一	採 択
	長谷川 昭雄 堀内 弘士	産業公営企業委員会	
10	5.9.13受理 デイサービスセンターの設置について	四日市市あかつき台一丁目1-167 あかつき台行政庁協会の会長 久保田 領一郎 ほか31名	継 続
	橋本 増蔵	教育民生委員会	

[前回から継続のもの]

番号	件 名	請願者の住所・氏名	議決結果
	紹介議員	付託委員会	
1	5.6.11受理 「児童福祉法に基づいた保育制度の拡充を求める意見書」の提出について	四日市市日永西一丁目12-24 三泗保育団体連絡会 会長 吉田 うた ほか1名	採 択
	土井 数馬 藤井 浩治	教育民生委員会	
2	5.6.14受理 郵政事業の現行形態維持を求めることについて	四日市市沖の島町4-9 全通信労働組合北勢支部 支部長 南出 清	継 続
	伊藤 正巳	総務委員会	

一般質問通告一覧表

( 9  
月  
13  
日 )

順序	氏 名	要 旨	ページ
1	新風クラブ 水野 幹郎 (発言時間50分)	1 変革新時代を迎え四日市市の対応について 2 四日市市における文化行政の現状と今後の課題について 3 高齢化対策について (1) 高齢者の技能を生かす活用センターの設立 (2) 急がれる高齢者の住宅環境整備 4 近づきつつあるゴミ処理の限界に向けて 5 水道事業財政について	18
2	新風クラブ 伊藤 雅敏 (発言時間50分)	1 今年度の歳入見通しと財源の確保と来年度予算編成への予測 2 サッカー・ラグビー場の建設について 3 地元周辺の問題 (1) 道路 (2) 農業	35

3	新政クラブ 伊藤 正巳 (発言時間40分)	1 連立政権誕生で市政の変化はあるのか 2 '93 人勸完全実施について 3 異常気象による農作物の被害について	51
4	新政クラブ 古市 元一 (発言時間40分)	1 旧庁舎市民センターについて (1) 現状の進行と今後 (2) 跡地利用 2 小・中学生の登校拒否について (1) 四日市市の小・中学生の実状 (2) 指導方法	64
5	日本共産党 橋本 茂 (発言時間20分)	1 ゼネコンにからむ利権汚職一掃のために (1) 市長の姿勢を問う (2) 入札制度の抜本的改善を (3) 政治倫理条例の早期制定を	71
		1 公災害対策について (1) 公害の事実を後世にどのように伝えるのか (2) 市の防災対策の強化	

( 9 月 14 日 )

6	日本共産党 佐野光信 (発言時間40分)	ア 北海道・鹿児島の教訓は? イ 障害者・老人の対策 ウ その他 2 笹川団地に複合施設の建設を	77
7	清風会 瀬川憲生 (発言時間40分)	1 河原田地区の諸問題について (1) JR貨物基地移転事業 (2) 河原田地区まちづくり協議会の対応 (3) 環状1号線計画推進 2 スポーツ施設の整備と充実について	97
8	清風会 宇野長好 (発言時間20分)	1 環境基本条例の制定への推進状況について	107
9	緑水会 藤井浩治 (発言時間50分)	1 市立四日市病院の院内感染防止について 2 3歳児保育を目指して 3 公園緑地整備について	111
10	緑水会 市川正徳	1 長雨に稲作の不作、当局対応は	125

( 9 月 16 日 )

	(発言時間30分)	(1) 米の反当割当はいかにすべきか	
11	緑水会 石川勝彦 (発言時間60分)	1 国指定天然記念物御池沼沢植物群落について (1) 維持管理のあり方 (2) 他部署との連携 2 第9回国民文化祭に向けての本市の取り組みについて 3 町名の正しい読み方について 4 在宅福祉の充実に向けての取り組みについて (1) ホームヘルプ事業運営 (2) システムづくり	132
12	政友クラブ 田中俊行 (発言時間60分)	1 文化行政について 2 「県立総合医療センター」オープンに伴う道路整備について	151
	政友クラブ	1 入札・契約制度の見直しについて 2 防災体制の確立 3 まちづくりの推進について (1) 用地の先行取得 (2) 四日市中央線(通称70m	

13	豊田 忠正 (発言時間60分)	道路)の整備手法 (3) 土地区画整理事業助成規則の改正 (4) まちづくり相談センターの設置(要望) 4 北勢バイパスの現状と今後の見通しについて	171
14	市民クラブ 小林 博次 (発言時間30分)	1 都市問題について (1) 中部東小・納屋小の統廃合 (2) 高齢化社会に対応した街づくり	190
15	市民クラブ 土井 数馬 (発言時間30分)	1 農業・農村の活性化対策について (1) 地域特産物のブランド化を進めるために (2) 環境にやさしいクリーンな農業への取り組み 2 児童福祉対策について (1) 入所基準の見直し及び簡素化 (2) 産休明け乳児、0歳児の受け入れの拡充	202
		1 院内感染対策について	

16	公明党 市川 悦子 (発言時間50分)	2 県内の自治体との提携や交流について 3 地域医療情報システムについて 4 女性施策の推進について	214
17	公明党 毛利 道哉 (発言時間50分)	1 高齢者生きがい対策について 2 JR四日市駅周辺の活性化について 3 道路・踏切の整備について	232

議案質疑通告一覧表

順序	氏名	件名	ページ
1	日本共産党 橋本 茂	1 議案第74号 平成4年度四日 市市水道事業決算認定につ いて 2 議案第75号 平成5年度四日 市市一般会計補正予算 (第1号) 歳出 第2款 総務費 第7款 商工費 3 議案第83号 四日市市税条例 の一部改正について	247

付託議案一覧表

○ 総務委員会

議案第75号 平成5年度四日市市一般会計補正予算(第1号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

歳出第2款 総務費

第8款第5項 都市計画費中  
 都心整備課  
 関係部分

第9款 消防費

第2条 債務負担行為の補正

第3条 地方債の補正

議案第77号 平成5年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算  
 (第1号)

議案第81号 平成5年度四日市市公共用地取得事業特別会計補正予算  
 (第1号)

議案第83号 四日市市税条例の一部改正について

議案第86号 工事請負契約の締結について

—北大谷斎場敷地造成工事(第3期工事)—

議案第94号 動産の取得について

—普通消防ポンプ自動車—

議案第98号 動産の取得について

—大型化学消防ポンプ自動車—

○ 教育民生委員会

議案第75号 平成5年度四日市市一般会計補正予算(第1号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第10款 教育費

- 議案第80号 平成5年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算  
(第1号)
- 議案第90号 工事請負契約の締結について  
-常磐西小学校増築工事(建築工事)-
- 議案第91号 工事請負契約の締結について  
-中央緑地第2体育館建設工事(建築工事)-
- 議案第92号 工事請負契約の締結について  
-中央緑地第2体育館建設工事(建築機械設備)-
- 議案第93号 工事請負契約の締結について  
-霞ヶ浦野球場内野スタンド設置工事(建築工事)-
- 議案第95号 動産の取得について  
-パーソナルコンピューター-
- 議案第97号 工事請負契約の締結について  
-日永小学校改築工事(建築工事)-

○ 産業公営企業委員会

- 議案第73号 平成4年度四日市市立四日市病院事業決算認定について
- 議案第74号 平成4年度四日市市水道事業決算認定について
- 議案第75号 平成5年度四日市市一般会計補正予算(第1号)  
第1条 歳入歳出予算の補正  
歳出第6款 農林水産業費  
第7款 商工費
- 議案第76号 平成5年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第82号 平成5年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第1号)

○ 建設委員会

- 議案第75号 平成5年度四日市市一般会計補正予算(第1号)  
第1条 歳入歳出予算の補正  
歳出第8款 土木費(総務委員会に付託した  
部分を除く)  
第11款 災害復旧費
- 議案第78号 平成5年度四日市市公共下水道特別会計補正予算  
(第1号)
- 議案第79号 平成5年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算  
(第1号)
- 議案第84号 市道路線の廃止について
- 議案第85号 市道路線の認定について
- 議案第87号 工事請負契約の締結について  
-再開発住宅建設工事-
- 議案第88号 工事請負契約の締結について  
-三滝橋橋梁整備工事-
- 議案第89号 工事請負契約の締結について  
-北部雨水(汚水)4号幹線管渠布設工事(二次覆工)-
- 議案第96号 工事請負契約の締結について  
-雨池1号幹線水路築造工事-

## 児童福祉法に基づいた保育制度の拡充を求める意見書

我が国では、人口の高齢化や核家族化、就労形態の多様化や婦人労働の増大などが進行し、児童福祉施設としての保育所の果たす役割・機能は、誠に大きなものがあります。

児童福祉法に基づく保育所は地方自治体よりも国の責任が強いとして、児童保護措置費の負担は、国が10分の8を負担していましたが、平成元年度から10分の5に削減されたため、地方財政圧迫の大きな要因となっております。

その上、昨年末に打ち出された公立保育所保母らの人件費（措置費）を一般財源化して地方負担とする方針は断じて容認できないものです。

さらに、政府が「保育の多様化ニーズに応える」新しい施策として打ち出している一時的保育事業、夜間延長保育、長時間保育サービス、障害児保育事業などの費用は、保育所運営の基本財源となる措置費に組み入れられず、すべて補助事業によるため、現在の保育所「最低基準」に示されている職員配置では、その実施は大変困難であります。

よって、政府におかれては、下記の改善措置を講じられるよう強く要望いたします。

1. 児童福祉法に基づいた保育制度を拡充するため、国の予算を増額すること
2. 保育所「最低基準」の職員配置基準を大幅に改善すること

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成5年9月28日

四日市市議会

議長 川村 幸善

関係省庁宛

(内閣総理大臣、大蔵大臣、厚生大臣、自治大臣)

## 米市場開放阻止並びに水田営農活性化対策に関する意見書

我が国の農業を取り巻く情勢は、米の市場開放問題などガット・ウルグアイ・ラウンドにおける農業交渉の先行きに予断を許さない状況が続く一方、営農の現場においては、長年にわたる減反政策のもと、営農意欲の減退や後継者不足が叫ばれるなど深刻な問題を抱えています。

こうした中で、政府は昨年6月に公表した「新しい食料・農業・農村政策」に基づいた政策の具体化に着手しつつありますが、稲作農家の営農意欲を喚起し、安心して農業が営める政策を実現していくためには、経営体を育成する構造政策の展開に加えて適切な国境調整措置や安定的な価格・所得政策を含めた施策の展開が不可欠であります。

よって、政府におかれては新政策で明らかにした農業・農村の将来展望の具体化を図るため、次の施策の実施について特段の配慮をされるよう強く要望いたします。

### 記

1. 我が国農業の基幹である米については、国内自給政策を堅持し、市場開放は行わないこと
2. 計画的稲作面積の確保と合理的転作を図るため、水田営農活性化対策事業に対する財政的支援を継続・拡充すること
3. バランスある生産・集荷を確保するための制度別・用途別需給均衡化対策事業については、抜本の見直しも含め、制度の簡素化並びに行政支援の強化に努めること
4. 地域において取り組まれている水田農業の担い手の確保育成対策、家族経営を基盤とした経営体の育成強化に積極的な支援を図ること

また、「新しい食料・農業・農村政策」に基づいた政策の具体化に当たっては、一元的なものでなく、地域の特性を生かしたものにすること以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成5年9月28日

四日市市議会

議長 川村幸善

関係省庁宛

(内閣総理大臣、農林水産大臣、通商産業大臣、自治大臣)

### アスベスト規制法の制定に関する意見書

アスベスト(石綿)は、断熱・安価などの特性から長期間にわたり建築資材をはじめとして多方面に使用されておりますが、欧米各国ではその粉塵の吸引・蓄積による原因で肺がん・中皮腫などの健康被害を起こすことが明らかなることから、製造・使用禁止などの法的措置がなされています。

しかしわが国においては、吹き付けに関する原則的禁止以外は、一般的に法規制も緩やかであり、建築現場において作業に従事する者の多くが、日常的にアスベストの粉塵にさらされています。

よって政府におかれましては、アスベストによる環境汚染及び健康への影響を未然に防止するとともに、労働衛生上の安全対策に万全を期するため、アスベスト規制法を早期に制定されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成5年9月28日

四日市市議会

議長 川村幸善

関係省庁宛

(内閣総理大臣、厚生大臣、通商産業大臣、労働大臣、建設大臣、自治大臣、環境庁長官)

常任委員会の閉会中の調査報告について

常任委員会の閉会中の調査について、別紙のとおり報告します。

平成5年9月28日

総務委員長 毛利道哉

教育民生委員長 伊藤雅敏

産業公営企業委員長 水野和子

建設委員長 佐藤晃久

四日市市議会

議長 川村幸善 殿

総務委員会

### ○ 地方交付税制度について

バブル経済の崩壊後、景気の低迷が長びく中で、多くの地方公共団体では法人税を中心に税収入が落ち込み、これを基金の取り崩しや地方債の発行等により賅っているが、自主財源比率の低下や公債費の増高など厳しい財政運営を余儀なくされている。

元来、本市の財政は昭和30年代の石油化学コンビナートの形成以来、市内工場群からの税収を中心に富裕団体として推移してきており、財政力指数も概ね1.0を超え、したがって普通交付税も過去3カ年を除きいずれも不交付であった。

しかし、近年この普通交付税について、「もらえるものならもらった方が得策ではないか」とか、「交付団体であっても本市より行政内容の充実した自治体があるのではないか」といった意見が生じてきたため、今回、当委員会は地方交付税制度のしくみについて調査・研究を行うこととした。

### 1. 地方交付税制度の目的としくみ

地方交付税は各地方公共団体における標準的な行政水準を保つため、これに要する財源を国が保障することを目的として、所得税・法人税・酒税

の収入見込額のそれぞれ32%に相当する額、消費税(消費譲与税に係るものを除く)の収入見込額の24%に相当する額及びたばこ税収入見込額の25%に相当する額の合算額を国が一定の方法により地方へ還元し、財源の不均衡を是正するため、各地方公共団体に対して交付するものである。

地方交付税には、各地方公共団体における標準的な行政需要を賄うために必要な財源の不足額に応じて交付される「普通交付税」と、普通交付税では補完されない各地方公共団体における、その団体特有の行政需要を賄うために必要な財源として交付される「特別交付税」があり、平成4年度における地方交付税の総額は15兆8千億円で国の一般会計予算の21.8%を占めている。

本市の場合、平成4年度において普通交付税は交付されていないが、特別交付税については、不交付団体の中では最も多い8億8千万円が交付されている。

普通交付税額は、標準的な行政需要としての必要経費を各事業項目毎に最も端的に表す数値(公的に報告発表されたもの)に基づき、単純化して計算集計した「基準財政需要額」から、標準的な行政需要としての必要経費を賄うための標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法により計算した「基準財政収入額」を差し引いたものである。

本市の場合、平成4年度では基準財政需要額が383億5824万2千円、基準財政収入額が393億5131万3千円で、差引き9億9307万1千円の収入超過となっている。

したがって、普通交付税の算定基準となる基準財政需要額・収入額は単純化した数値の集積であり、恣意的に額を操作することは不可能であり、法的にも行ってはならないこととされている。

次に、「普通交付税はもらえるものならもらった方が得策」とする考えに基づき事業量を増やすとすれば、これに応じて基準財政需要額も伸びるのではないかといった議論があるが、基準財政需要額に算入される対象事

業は国庫補助事業を中心に限定されており、また対象事業費の一部しか需要額に反映されないこととなっているため、需要額の増額には限界があり現実的には難しいことである。

これは、国の交付税総額が一定の計算により定められているため、仮に各団体が基準財政需要額の拡大を図っても、現実に交付される交付税の総額は国の定めた額を超えないような算定がなされるからである。

## 2. 財政力と都市の性格

都市の財政力を表す指標としてよく使われる財政力指数は、交付税の算定基準に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除したものであり、一般的には財政力指数が1.0を超える団体は財政力が強い団体とされている。

本市の場合は平成4年度単年度で1.026となっており、普通交付税の不交付団体91市の内で、74番目である。

財政力は概ね当該団体の税収入の多寡に比例すると言われており、財政力の強い団体は一般会計予算の歳入に占める税収入の割合が高くなっている。

税収入の割合の高い都市の性格としては、通常、豊田市、東海市のような「大規模な生産工場が多く立地している」とか、武蔵野市、芦屋市のような「高額所得者層が多く居住している」などの特徴を持っている。

## 3. 地方交付税と行政水準について

普通交付税の交付団体であっても、本市よりも行政内容が充実して見える都市がある。

その理由については、古来からの遺産の存在や県都などでは行政機関に付随した中枢管理機能の蓄積などその都市の歴史的背景や地理的条件によるものが考えられる。

また、行政水準を見る場合は、一般的には各種の施設などのハード面だけでなく、福祉サービス、教育水準等目に見えないソフト面での行政サービスをも含めてトータルとしての行政内容を見る必要がある。

普通交付税は、そのような各種の行政内容のうち標準的な行政需要しか捕捉しないこととなっているため、普通交付税の交付・不交付が都市の行政水準を直接的に左右する重要な原因にはなっていない。

本市の場合、もともと都市の性格として宿場町、商業町として発展したことや、過去に壊滅的な戦災を受け文化的な遺産を焼失したなど歴史的な経緯のほか、地形的な要因による常習浸水地帯の解消や公害問題への対応など都市としての負の側面の克服に多額の経費を必要としてきたなどの経緯があるが、総合的な行政水準においては、自治省の発行している「公共施設状況調」にもあるように他都市に比べ遜色のないものと考えられる。

また、行政水準を地方交付税制度—いわゆる財政力と関連付けて考えるならば、本市のような不交付団体における財源の使途は、「交付団体における標準的な行政需要の上積み」や「奇をてらった一点豪華主義的な事業」に対してよりも、都市の将来を長期的な展望で見据えた施策に対して行われるべきものである。

そして、それらの施策は短期的には多分に不採算的であり行政効果も期待できないが、性格上先行投資的な施策であるため、それは当然のことである。

そのように現時点では行政効果が期待できないが、長期的には都市としての性格を高度に位置づけることになるであろう施策—鈴鹿山麓研究学園都市の整備や4年制大学の設置などは、財源にゆとりのある団体において初めて可能な施策であり、標準的な行政需要さえ賄えない交付団体においては望みえない施策である。

当委員会としては、地方交付税制度については、財政力を見る重要な指標とはなるものの、行政水準との直接的な関係を有するものではないことを認識した上で、都市経営に優れた先進都市の在ることに鑑み、本市においても多面的かつ効率的な行財政運営に努め、財政基盤のより一層の強化を図り、本市が真に潤いと豊さのあるまちとなるよう望むものである。

## 教育民生委員会

### ○ 業者テスト問題と今後のあり方について

最近、業者テストに過度に依存した中学生への進路指導が全国的に行われている状況が明らかになり、文部省は、同テストを使った進路指導を禁止する方針を打ち出した。

偏差値偏重の進路指導は、一部有名私立高校への極端な競争状況の醸成、更には高等学校への不本意入学を生み、ひいては学校不適應や中途退学者を増加させる一因となっていた。このような高等学校入学者選抜をめぐる問題の背景には、中学校及び高等学校における教育の状況や入学選抜のあり方についても改善すべき課題があると思われる。

こういった観点から、当委員会は業者テスト問題と今後のあり方について調査研究を行った。

#### 1. 業者テストの現状

昨年10月、埼玉県の一部私立高等学校の推薦入学で、中学校が提供した業者テストの偏差値を用いて選抜行為が行われ、かなり早い時期に入学予定者が事実上決定していたことが判明した。

また、生徒の側も業者テストの結果が選抜に用いられるため、良い成績を上げようとして試験問題を事前に知って受験するなどの例も指摘された。

このような状況に対し、文部省は昨年11月、私立高校への偏差値提供を禁じるだけでなく、中学校の進路指導の資料としても利用しないよう指導する方針を固め、さらに、業者テスト禁止後の有力な進路指導資料として浮上してきた「公的テスト」についても、中学校の枠を越えてデータを処理してはいけないという方針を固めた。

これに対し、教育現場や保護者からは、「高等学校選抜制度の改善を行わない限り、根本的な偏差値偏重の進路指導の是正とはならず、結果的に進路指導が塾中心に行われることになったり、進路資料の不足から、不合

格者が多数発生するのではないかと心配する意見が出されている。

本市においては、従来、三重大学学生進学指導連盟（三進連）による模擬テストを市内全校の21校で希望者のみ実施しており、進路指導の資料の一部として利用してきた。

また、三進連模擬テストの申込みは、各学校で一括して紹介し、希望者・人数等を取りまとめ、実施に当たっては休日に自校舎の教室で行っていたが、試験監督は業者の派遣する学生のみで行われていた。

なお、学校管理及び体調不良者等に対応するため、一部の教師が登校していたのが実情である。

## 2. 今後のあり方

中学校での業者テスト禁止に伴う進路指導のあり方については、偏差値偏重の指導について抜本的に見直し、そのあるべき本来の姿へと指導を転換していく必要があるが、そのためには高等学校選抜制度の現状も念頭において考えなければならない。

こういった観点から、各委員から出された意見の概要は次のとおりである。

- ・ 業者テストを用いない進路指導を進めるにあたり、進路決定に必要な個人資料の不足も予想されるため、一層生徒の学力把握に努めるとともに、生徒や保護者に不安が生じないよう、今まで以上に教師が保護者・生徒と密接な連携を図り、指導・相談の充実にも努めること
- ・ 高校への不本意入学や学校不適応者、中途退学者が生じないよう、進路決定にあたっては、各高等学校の校風や教育内容等についての十分な情報提供や、職業系高校で実施している一日入学等への参加の奨励等をも含め、生徒自身の意志を尊重した指導を心がけるとともに、就職を希望する生徒にとっても気軽に相談できるような雰囲気づくりに努めること
- ・ 就職採用時等にみられる学歴偏重の傾向について、これを改めるよう、

市が先頭に立って指導・啓発に努めること

- ・ 進路指導については、各学年を通じた教育活動全体の中で継続的に行い、生徒の正しい職業観・人生観の形成に努め、目的を持って進路を決定できるよう適切な助言・指導を行うこと
- ・ 高等学校選抜制度、高等学校教育のあり方の改善について、県・高等学校等の関係機関に積極的に働きかけを行うこと

## 3. まとめ

以上のように、中学校における業者テスト問題は、単に高校受験時の進路指導方法のあり方だけでなく、大学への入試制度をも含め我が国の教育制度や社会全体にもさまざまな問題を投げかけている。

当委員会は、今回の業者テストの見直しがこのような諸問題を改めて考え直すきっかけとなり、生徒一人一人の希望や適性に応じたきめ細かな指導のもとに、より多くの生徒が充実した学校生活を送ることができ、生徒の進路選択がより早い時期から対応できるような進路指導を実施するよう、なお一層の工夫を重ねていくことを強く望むものである。

## 産業公営企業委員会

### ○ 水道事業について

近年の生活水準の向上や都市化の進展等に伴い、水需要が今後ますます増大することが予測される一方で、内陸部の開発や河川の汚濁等によって、水道水源の水質面への影響が懸念されるなど、全国の水道事業体を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

こうした中で、国は今後の水道整備のあり方として、平成3年6月に「ふれっしゅ水道10か年計画」を策定し、すべての国民が利用可能な水道、安定性の高い水道、そして安全な水道を基本方針に掲げ、水道施設整備の強力な推進を提唱したところである。

本市においては、昭和63年度に策定された第四期拡張事業計画（平成元

年度～12年度)に基づき、鋭意事業の推進が図られており、事業推進の指標となる給水普及率及び有収率(総配水量のうち料金収入となる水量の割合を示す数値)については、平成4年度末においてそれぞれ99.82%、91.49%と同格都市平均値と比較しても高水準の数値が示されている。

しかしながら、長期的な展望に立って、水道事業の財政状況に目を向けて見ると、三重県宮北勢水道用水からの受水費が増高傾向にあり、今後の財政逼迫が懸念されることや増大する水需要に対応していくため、新たな水源の開発が必要とされるなど、本市水道事業が抱える課題も少なくない。

当委員会は以上のことを踏まえ、呉市、宇部市の視察も含め、本市の水道事業について調査・研究を行った。

## 1. 水道整備の現況と課題

### (1) 水源の確保

本市の水源手当てについては、三重用水を水源とする県営北勢水道用水供給事業からの受水が平成3年度から開始され、1日当たり取水能力166,400 $\text{m}^3$ (平成4年度末現在)のうち、地下水からの取水が123,000 $\text{m}^3$ であるのに対し、北勢水道用水からの受水が43,400 $\text{m}^3$ と全取水能力の約26%を占める状況下にある。

将来に向けての水源の確保は極めて重要な問題であり、特に自己水源である地下水源については、“良質の水”を安定的に供給する上で不可欠であることから、既存水源の水量、水質の保持に努めることはもとより、今後、利用可能な水源の開発に向けて、積極的に調査・検討を行う必要があると考える。

また、三重用水に係る受水費については、今後の事業財政に相当の影響を及ぼしかねないことから、県等関係機関に対し、負担の軽減を引き続き働きかけていくべきである。

### (2) 安定給水

給水の安定と円滑化に大きな役割を果たす老朽管の布設替えについては、

第四期拡張事業計画に基づき順次作業が行われており、延長80,300mの計画のうち平成5年度までに30,350mの布設替えが予定されている。

このうち、石綿管については、平成4年度までに布設替えがすべて完了しているところであるが、今後とも、給水の安定はもとより、漏水の防止対策など有収率の向上を図る観点からも、引き続き老朽管の計画的な布設替えを推進していくべきである。

また、災害時における生活用水の確保を図るため、応急給水機能の整備・充実に万全を期すことも肝要である。

### (3) 経営の安定化・効率化

本市の水道事業に係る職員数は平成4年3月末現在、191人であり、職員1人当たり給水人口・給水量・営業収益についても、視察を行った呉市、宇部市に比し、高い数値を示している。

このように、労働生産性の向上については、従来から積極的に取り組んでいるところであるが、なお一層の経営の安定化・効率化に向け、事務の合理化、職員の若返りなどを初めとする総合的な取り組みが必要である。

なお、水道料金に係る消費税については、呉市、宇部市においては、既に転嫁されているところであるが、本市は未転嫁であることから、水道事業財政へも少なからず影響を及ぼしていると思われる。

このため、今後とも財政収支を十分見極め、経営全般にわたる多角的な分析を行うことにより、一段の効率化に努めると同時に、消費税制度本来のあり方についても検討する時期に来ているのではないかと思慮するところである。

## 2. 結び

本市の水道事業は昭和3年の創設以来、市勢の発展や簡易水道の統合によって逐次給水区域の拡大を図り、昭和62年4月には全市域を給水区域とする目標を達成した。

今後は先に挙げた新規水源の開発、老朽管の布設替えを初めとする水道

施設の整備・充実を図るために、第四期拡張事業の計画的な推進と現在策定中である平成6年度以降の財政計画において、期間内に実施する諸事業の重要度、緊急度を十分勘案した上での必要な資金の確保が重要な課題となってくると思われる。

このため、経費の効率化など、従来にもまして財政基盤の確立に努め、「市民生活に不可欠である安全でおいしい水」を将来にわたって安定的に供給するため、なお一段の経営努力を払うよう強く望む次第である。

## 建設委員会

### ○ 都市計画法改正に伴うマスタープラン（基本方針）策定について

現行の都市計画制度は、戦後の高度経済成長に伴い生じた種々の都市問題に対処しつつ、適正な制限による合理的な土地利用を図ることを基本理念として昭和43年6月にスタートしたものである。その骨子としては、市街化区域・市街化調整区域の区域区分、開発許可制度の導入及び都市計画決定権の大幅な地方委譲等を内容として創設され、主として無秩序な市街化の防止と計画的な市街地の形成を目的としたものであり、途中地区計画制度の創設等部分的な改正はあったものの、現在までその枠組みは変わっていない

しかしながら制度創設後20年以上を経過した今日、その後の経済社会の変化に対応し得るよう都市計画制度の再構築が強く求められている。このことから、平成4年6月に都市計画法が抜本改正された。その骨子としては、用途地域制度の細分化、市町村のマスタープランの策定、地区計画制度の拡充等を内容としており、これにより地方自治体の施策も大きな転換期を迎えようとしている。

当委員会は以上のことを踏まえ、今回改正されることとなった「背景」と、改正の骨子の1つであり、今後、四日市市の都市計画行政に指針を与えることになる「市町村マスタープラン策定」にそれぞれ焦点を当てて、

調査・研究を行った。

### 1. 改正の背景

東京都心部に端を発し全国に波及した急激な地価高騰は、各地で深刻な問題を引き起こした。特に、業務系ビルの住宅地域への進出が地価高騰に拍車をかけ、住宅の確保や居住水準の向上等に重大な影響を及ぼしているとともに、道路・公園等都市基盤施設の整備が一層困難となるなど住環境の悪化を招いた。

一方、地方においては、地域経済社会の担い手の減少、若年層の流出等に対処するため、地域活性化の必要性が高まり、リゾート開発等の進展による地域の自然環境の悪化を招いた。

さらに、モータリゼーションは当時の予測をはるかに超える速度で進行しており、道路交通の混雑は一向に改善をみない。

また、産業構造や社会構造が急速に変化してきており、多様化・高度化する住民のニーズに的確に応えつつ、都市を生産の場としてのみならず、人間性豊かな生活の場として、地域特性を活かしつつ、都市の健全な発展と秩序ある整備が強く求められている。

これらの問題に対しては、金融・税制等を中心とした総合的な土地政策が行われ、土地問題に対しては一定の成果を上げつつあるが、住民の都市生活の基盤として、安全で快適な居住環境を確保するとともに、経済・社会・教育・文化・福祉等の諸活動が展開されるための総合的で質の高い都市環境の形成を目指した土地利用計画制度の改善を図る必要が強く指摘されており、これらを背景に今回の改正が行われることとなったものである。

### 2. 市町村マスタープラン策定

従来の都市計画のマスタープランは、都道府県が定める「整備、開発又は保全の方針」であって、その内容は文章によって各項目ごとに記述されており、また、土地利用構想図の策定も必ずしも行われていないことから、本来の都市の将来像を明示するという役割を十分に果たすことができない

状況にあった。これらのことから、その内容を充実させるとともに市町村独自のマスタープラン制度を設けることが課題となっていた。

今回の改正ではこれらの点に対処するため、基礎的自治体である市町村が住民参加の下に、地区ごとの将来あるべき姿、地域における都市づくりの課題及びそれに対応した整備等の方針を、より具体的かつきめ細かく定めることのできるマスタープランとして創設できるようにしたものである。

これに基づき、本市では平成8年度を目処に、具体的にマスタープランを策定していくことになるが、当委員会はその策定にあたり次の点に留意されるよう要望するものである。

- ・ 住民の意見を反映させていくため、関係住民に対してはあらかじめまちづくりの大枠となる原案を示し、十分な理解のもと意見の集約を行い基本方針の案を作成すること  
この場合、公聴会・説明会の開催、広報紙やパンフレットの活用、アンケートの実施等を適宜行うこと
- ・ 住民に対する原案の提示にあたっては、イメージ図を用いるなど容易に理解が得られるよう努めること
- ・ 本市の地域固有の自然、歴史、生活文化、産業等の地域特性を踏まえ、創意工夫に富んだ特色ある将来像とそれに基づくまちづくりの理念を市民にわかりやすく明示し、地域エゴが生じることのない調和のとれた一体性のあるマスタープランとして集大成を図っていくこと
- ・ これらの構想が単なるビジョンに終わることのないように、ゾーニング、地区計画の策定、都市基盤施設整備が相互に整合性を持った、より実効あるものとしていくためにも、市議会をはじめ各界各層の意見を幅広く斟酌しながら、目指すべき都市像等の実現のための都市計画上の方途等を極力具体的に示すこと
- ・ この策定内容を画一的なものとならず、本市特有の計画項目を持たせること

以上のことから当委員会は、マスタープラン策定にあたっては、本市の個性と特性を具備した魅力あるまちづくりを念頭に、基本方針の十分な啓蒙を図るとともに、本市の都市計画行政の指針としての役割を果たせるよう、執行運営についてのマネジメント体制の整備に特段の努力を望む次第である。

常任委員会の閉会中の継続調査項目

総務委員会	入札・契約制度について
教育民生委員会	市民の健康と老人の生きがい対策について
産業公営企業委員会	農政問題について
建設委員会	市営住宅建て替えの推進について

議 席 表

小井 道夫	古市	大島	水野	伊藤	橋本	喜多野	野呂	川村	堀内	小林	坂口
	元一	武雄	幹郎	雅敏	増蔵	等	平和	幸善	弘士	博次	正次

(予備)	(予備)	森 真寿朗	毛利	益田	久保	野崎	谷口	大谷	豊田	佐野	(予備)	(予備)
			道哉	力	博正	洋	廣睦	茂生	忠正	光信		

(予備)	(予備)	佐藤 晃久	田中	青山	長谷川	伊藤	田中	宇野	水野	橋本	(予備)
			武	弘忠	昭雄	正数	俊行	長好	和子	茂	

伊藤	市川	中森	藤井	市川	石川	桑原	日置	小川	瀬川	土井
正巳	悦子	慎二	浩治	正徳	勝彦	勇	記平	政人	憲生	数馬

部分が変更後の議席